

千葉県総合計画

次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン

平成29年10月

千葉県

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の構成と期間	2
第4節 計画の特色	2

第2章 千葉県が目指す姿（基本構想編）

第1節 時代背景と課題	4
（1）人口減少・少子高齢化	4
（2）大規模災害等を見据えた防災・危機管理	6
（3）経済・社会のグローバル化	7
（4）安全・安心・治安	9
（5）環境保全・持続可能性	11
（6）価値観やライフスタイルの多様化	13
（7）ICTの進展とIoT・AIなどの普及	14
（8）広域道路ネットワークの形成	15
（9）2020年東京オリンピック・パラリンピック開催	16
（10）地方財政・地方分権	16

第2節 基本理念	19
----------	----

第3節 基本目標・目指す姿	20
---------------	----

I 「安全で豊かなくらしの実現」	20
------------------	----

（1）自助・共助・公助でつくる災害に強く様々な危機に 対応できる地域社会	20
（2）治安が行き届き、安全で安心して暮らせる地域社会	21
（3）健康で生き生き暮らせる地域社会	21
（4）心豊かに元気に暮らせる地域社会	21
（5）豊かな自然を継承し、持続的に発展できる地域社会	22

II 「千葉の未来を担う子どもの育成」	23
---------------------	----

（1）安心して子どもを生み育てられる地域社会	23
（2）郷土を愛し自立した健康な子どもの育成	23

Ⅲ 「経済の活性化と交流基盤の整備」	25
(1) 国内外の多くの人々が集う魅力ある地域社会	25
(2) 挑戦し成長し続ける産業	25
(3) 働く希望や多様な働き方がかなう社会	26
(4) 地域を支える力強い農林水産業	26
(5) 誰もが住みたくなるようなまちづくり	27
第4節 県づくりの方向性	28
(1) 県づくりの基本的な考え方	28
(2) 地域の方向性	28
①地域の方向性を示すための視点	29
②特性・可能性を踏まえた5つのゾーン	30
③ゾーンごとの方向性	32
○東葛・湾岸ゾーン	32
○空港ゾーン	35
○香取・東総ゾーン	38
○圏央道ゾーン	41
○南房総ゾーン	44
第3章 重点的な施策・取組（実施計画編）	
第1節 次世代につなぐ輝くちばへのチャレンジ	47
第2節 施策の内容	50
I 安全で豊かなくらしの実現	
1 自助・共助・公助が連携した防災先進県づくり【防災・危機管理】	
①自助・共助・公助が一体となった地域防災力の向上	50
②災害に強いまちづくりの推進	55
③危機管理対策の推進	58
2 暮らしの安全・安心を実感できる社会づくり	
【防犯・交通安全・消費生活】	
①犯罪の起こりにくい、安全で安心して暮らせる社会 の構築	60
②交通安全県ちばの確立	66
③消費生活の安定と向上	70
3 健やかで生き生きと自分らしく暮らせる社会づくり	
【医療・健康・福祉・地域社会】	

①増大する医療ニーズに対応した安心で質の高い 医療サービスの提供.....	7 2
②生涯を通じた健康づくりの推進.....	7 6
③高齢者が個性豊かに生き生きと、 安心して暮らし続けられる地域社会の実現.....	7 9
④障害のある人が地域でその人らしく暮らせる 共生社会の構築.....	8 3
⑤互いに支え合い、安心して心豊かに暮らせる 地域社会づくりの推進.....	8 8
4 文化とスポーツで輝く社会づくり【文化・スポーツ】	
①ちば文化の創造と千葉県民のアイデンティティの醸成.....	9 1
②「するスポーツ」、「みるスポーツ」、「ささえるスポーツ」 の推進.....	9 4
5 みんなで守り育てる環境づくり【環境】	
①地球温暖化対策の推進.....	9 7
②循環型社会の構築.....	1 0 0
③豊かな自然環境と良好な大気・水環境の保全.....	1 0 4
④野生生物の保護と適正管理.....	1 0 7
II 千葉の未来を担う子どもの育成	
1 子どもと子育て世代への強力サポート体制づくり【子育て】	
①安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり.....	1 1 0
②地域による子育て支援の充実.....	1 1 3
③子どもの健やかな成長と自立.....	1 1 5
2 世界に通じ未来支える人づくり【教育】	
①志を持ち、失敗を恐れずチャレンジする人材の育成.....	1 1 8
②ちばのポテンシャルを生かした教育立県の土台づくり.....	1 2 2
③教育の原点としての家庭の力の向上と 人づくりのための連携.....	1 2 6
④多様化する青少年問題への取組.....	1 2 8
III 経済の活性化と交流基盤の整備	
1 国内外の多くの人々が集う魅力ある県づくり【交流】	
①千葉の「宝」を生かした観光立県の推進と 移住・定住の促進.....	1 3 1
②国際都市として発展するCHIBAづくり.....	1 3 5
2 挑戦し続ける産業づくり【産業】	
①県経済の活力を生み出す産業の育成と企業立地の促進.....	1 3 8

②中小企業・小規模事業者の経営基盤強化	143
③地域の創意工夫による経済活性化の取組の促進	146
3 経済の活性化を支える人づくり【雇用・人材育成】	
①女性の活躍推進	148
②雇用対策の推進と産業人材の育成	151
4 豊かな生活を支える食と緑づくり【農林水産業】	
①産地の戦略的な競争力強化と高収益型農林水産業 への転換	154
②緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進	161
5 活力ある県土の基盤づくり【県土基盤・交通】	
①交流基盤の強化	164
②成田空港の機能拡充と空港を活用した 県経済の活性化	167
③社会資本の適正な維持管理	170
④人と環境にやさしい住まい・まちづくりの推進	172
第4章 重点的な施策・取組の推進に当たって	176
第1節 施策推進の基本的な考え方	176
(1) チームスピリットの発揮	176
(2) 地方分権の推進	176
(3) 市町村の自主性・自立性の向上と連携強化	177
(4) 自治体間の広域的な連携	177
(5) 男女共同参画の推進	177
(6) ICT、IoT、AIなどの利活用	178
第2節 効果的かつ着実な推進について	179
【総合計画指標一覧】	180
【用語解説】	189

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

千葉県では、平成22年に総合計画「輝け！ちば元気プラン」を策定し、「暮らし満足度日本一」を目指して、「安全で豊かなくらしの実現」「千葉の未来を担う子どもの育成」「経済の活性化と交流基盤の整備」を基本目標として、各種施策を推進してきました。

平成25年には、「輝け！ちば元気プラン」の実績と、東日本大震災の発生、首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）整備の進展など、プラン策定後の本県を取り巻く環境の変化を踏まえて、「新 輝け！ちば元気プラン」を策定し、本県の持つ様々な宝・ポテンシャルをより一層磨き上げ、更なる発展に努めてまいりました。

この間、少子・高齢化は一段と加速し、平成27年国勢調査では65歳以上人口の割合が25.9%と初めて25%を超え、県民の4人に1人が高齢者という状況になっています。高齢化の進展は医療・福祉ニーズの増加をもたらし、そのニーズに対応するため、医療・福祉サービスの基盤整備やそれを支える人材の確保が急務となります。

また、産業の国際競争も激しさを一層増すなど、本県経済を取り巻く状況は大きく変化しており、本県が引き続き経済的な発展を維持していくためには、京葉臨海コンビナートの競争力の強化はもとより、中小企業への第4次産業革命の波及、健康・医療・環境・エネルギーなど千葉の未来を支える産業の育成、企業の誘致・育成、若手技術者の育成といった課題の解決を図らなくてはなりません。

その一方で、成田国際空港（以下「成田空港」という。）発着枠の拡大等により県内への観光入込客数や外国人宿泊者数も順調に増加し、また、2020年東京オリンピック・パラリンピック8競技の県内開催が決定するなど、明るい話題もありました。

今後は、「暮らし満足度日本一」を目指して進めてきたこれまでの実績をベースとして、県政に対する課題の克服に向けてしっかり取り組む必要があります。その上で、本県がステージアップするために追い風となる様々なチャンスをつかみ、次世代が誇れるような光り輝く千葉へ、更に飛躍していかなくてはなりません。そこで、「新 輝け！ちば元気プラン」を改定し、平成32年度の千葉県の目指す姿の実現に向けた総仕上げとして、これから4年間で取り組む政策・施策を示す新たな総合計画「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」を策定することとしました。

第2節 計画の性格

この計画は、県政運営の基本となるもので、本県の政策の基本的な方向を、総合的・体系的にまとめた県政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画です。

また、今後の新しい千葉県づくりの方向性を県民と共有し、力を合わせて本県の将来の目指す姿を実現していくための指針となるものです。

第3節 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想編」と「実施計画編」で構成しています。

(1) 基本構想編

千葉県を取り巻く時代背景と課題を、「人口減少・少子高齢化」「大規模災害等を見据えた防災・危機管理」「経済・社会のグローバル化」「安全・安心・治安」「環境保全・持続可能性」「価値観やライフスタイルの多様化」「ICTの進展とIoT・AIなどの普及」「広域道路ネットワークの形成」「2020年東京オリンピック・パラリンピック開催」「地方財政・地方分権」という10の視点から整理しました。

その上で、「暮らし満足度日本一」を基本理念に掲げ、その実現に向け「安全で豊かな暮らしの実現」「千葉の未来を担う子どもの育成」「経済の活性化と交流基盤の整備」という3つの基本目標を設け、これに沿って、おおむね10年後（平成32年度）^{*}の千葉県の目指す姿を示すとともに、進むべき方向性を具体的に明らかにしました。

^{*}基本構想編では、平成32年度を平成22年3月の「輝け！ちば元気プラン」策定から数えて、「おおむね10年後」と位置付けています。

(2) 実施計画編

この3つの基本目標を達成するため、平成29年度（2017年度）から、平成32年度（2020年度）までの4年間で重点的に取り組む政策・施策を体系的に整理しました。

第4節 計画の特色

(1) 千葉県が持つ宝・ポテンシャルの活用

成田空港や圏央道と一体となって、首都圏の広域ネットワークを形成する東京湾アクアライン、全国屈指の農林水産業、豊かな自然など、千葉県が持つ様々な宝・ポテンシャルに光を当て、それらを生かす計画としました。

(2) 特性・可能性を踏まえた地域の方向性

県内各地域の持つ強みを生かした、地域ごとの今後の方向性を示しました。

(3) 次世代につなぐための視点

次世代を担う若者や子どもたちに、首都圏、日本をリードする「日本一の光り輝く千葉県」をつなぐため、重視すべき横断的な視点を設けました。

(4) 分かりやすい計画

県民に分かりやすく、親しみやすい計画となるよう、構成や記述面などで工夫に努めました。

第2章 千葉県が目指す姿（基本構想編）

第1節 時代背景と課題

急激に変化する社会・経済情勢の中で、千葉県が将来目指す姿と、それを実現するための政策の基本方向を定めるためには、時代背景と課題を的確に把握する必要があります。

このため、県勢の基盤となる人口の視点から「人口減少・少子高齢化」、防災・危機管理の視点から「大規模災害等を見据えた防災・危機管理」、県民の生活を支える経済などの視点から「経済・社会のグローバル化」、県民のくらしの視点から「安全・安心・治安」、地球環境問題や本県の豊かな自然の保全などの視点から「環境保全・持続可能性」、生活や働き方の視点から「価値観やライフスタイルの多様化」、急速に進むICT（情報通信技術）などへの対応の視点から「ICTの進展とIoT・AIなどの普及」、本県の発展の基盤となる広域道路網の視点から「広域道路ネットワークの形成」、2020年東京オリンピック・パラリンピックの大会の成功と開催効果の全県への波及の視点から「2020年東京オリンピック・パラリンピック開催」、地方分権の進展の視点から「地方財政・地方分権」の10項目を、計画上、把握すべき重要な視点として整理・選択し、取り組むべき主要課題を明らかにしました。

（1）人口減少・少子高齢化

①千葉県の将来人口推計

- 我が国の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）による人口推計によると、平成27年（2015年）から平成77年（2065年）までの50年間で7割程度まで減少する見込みです。
- 本県の人口は、大正9年（1920年）の国勢調査開始以来、増加を続けてきました。しかし、1年ごとの動向に注目すると、東日本大震災などの影響により、平成22年（2010年）から平成25年（2013年）までの間に、約2万3千人が減少しました。平成26年（2014年）には増加に転じたところです（各年10月1日時点の比較）が、日本全体の人口は減少傾向にあることから本県の人口も中長期的には減少することが見込まれています。
- 平成29年度に県が行った将来人口推計（5年ごとの推計）では、平成27年（2015年）に622万3千人であった本県の人口は、5年後の平成32年（2020年）には624万7千人となりますが、その後は、これまでの増加傾向から減少傾向に転じ、平成37年（2025年）には621万1千人、平成42年（2030年）には611万6千人まで減少することが予想されています（各年10月1日時点の中位推計による。以下同じ。）。
- 今後は、人口減少に適切に対応して、それぞれの施策を展開し、充実した少子化対策や、魅力ある地域づくりなどに取り組むことが必要です。
- また、本県の高齢者人口の割合（65歳以上の人口の割合）は、平成27年（2015

年)の25.9%から平成32年(2020年)には28.6%、平成37年(2025年)には30.0%、平成42年(2030年)には31.5%へと、急速に高まっていくことが予想されます。

一方で、本県の生産年齢人口の割合(15歳以上64歳以下の人口の割合)は、平成27年(2015年)の61.7%から平成32年(2020年)には59.7%、平成37年(2025年)には58.9%、平成42年(2030年)には57.7%へと減少することが予想されます。

②人口減少に伴う需要・供給構造の変化への対応

- 本県でも、中長期的には人口減少が見込まれるため、消費者の絶対数が減り、生産者としての労働力も減少するおそれがあることから、需要と供給の両面での規模の縮小や、経済活動の停滞が懸念されています。その一方で、高齢者を対象とした産業分野などでは、国内需要の伸びも期待されます。
- 今後も、人口の急激な減少に歯止めをかけるよう、魅力ある雇用の場の創出や安心して子どもを産み育てられる環境の整備などに取り組むとともに、高齢者の知識や技能・経験を生かした雇用の創出や、男性も女性もその人の意欲・能力を生かし働き続けられる環境づくりなどの対応などが求められます。
- また、社会や経済の成熟化に伴い、量よりも質や差別化へと、消費に対する考え方が変化しており、より付加価値の高い製品・サービスへの転換及び新しい産業の創造・育成が必要となります。

③高齢化等による医療・福祉ニーズの増大

- 本県では団塊の世代が後期高齢者となる平成37年(2025年)には、約3.3人に1人が高齢者となる見込みであり、75歳以上の人口も100万人を超えることが予想されています。
- 今後高齢化の進展に伴い、医療・福祉ニーズの急増が見込まれることから、医療・福祉サービスを支える人材を確保することが必要です。
- さらに県民が地域において安心して質の高い医療サービスが受けられる体制の整備や、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- あわせて健康で生き生きとした個性豊かな高齢者のくらしを実現することができるよう、生きがいづくりなどの生涯現役社会の実現に向けた環境整備等が必要です。
- また、少子高齢化が進む中で、家族内での支え合いの低下や地域でのつながりの希薄化が指摘されており、地域コミュニティの再生や地域における新たな支え合いの確立等を図ることで、安心して暮らせる地域社会づくりを進めていく必要があります。

④未来を担う子どもの育成

- 厚生労働省によれば、平成28年(2016年)の本県の合計特殊出生率は1.35で、

過去最低であった平成15年（2003年）以降、わずかながら増加傾向にあるものの、全国の中では下位に位置しています。

- 少子化傾向に歯止めをかけ、千葉の未来を担う子どもたちを育成するためには、子どもの成長に応じて変わる子育て支援のニーズに対応し、大きな負担なく子どもを生み、育てることができる環境づくりを進めていく必要があります。
- 少子化や核家族化といった子どもを取り巻く環境が変化してきたことに伴い、地域における子ども同士、子どもと地域住民との交流の場が少なくなっており、子どもたちが様々な体験や活動を通じて規範意識やコミュニケーション能力を身に付ける機会も少なくなっています。
- 健やかで知・徳・体のバランスのとれた子どもたちを育てていくために、学校教育における教職員の資質・能力の向上はもとより、地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支えていくことが必要となっています。
- こうしたことから、千葉県の将来を担う子どもたちが心身ともに健やかに育ち、豊かな心と確かな学力を身に付けられるよう、学校、家庭及び地域住民・企業・団体関係者等が連携して教育に取り組む体制づくりを進め、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。

⑤人口減少社会に対応した地域づくり

- 人口減少及び少子高齢化の進展は、自治体の行政基盤の弱体化、大量消費から質を重視した生活への人々のライフスタイルの変化などを引き起こしています。このため、地域コミュニティの活力がより高まるよう、その在り方を見直していくことが必要となります。
- 今後の人口及び高齢化の推移の状況は、地域ごとに異なることから、それぞれの地域が、実情にあった施策を選択し、取組を進める必要があります。
- また、高齢者の知識・経験を生かし、地域づくり・経済活動の担い手として生き生きと活躍できる環境を整備することも必要です。
- さらに、本県は、東京都に隣接し、交通利便性が高く、豊かな自然環境に恵まれていることから、より多くの人に移り住んでいただけるよう、県の優位性を積極的にアピールしていく必要があります。
- 以上のような状況を踏まえ、新しいライフスタイルに対応した「魅力ある地域づくり」を進めるためには、それぞれの地域が特性を生かして、県民・市民活動団体・企業・大学・市町村など、多様な主体が力を合わせていくことが必要です。

（2）大規模災害等を見据えた防災・危機管理

①大規模地震に備えた防災対策の推進

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という観測史上最大の地震であり、未曾有の被害をもたらしました。また、平成28年4月14日以降に発生した平成28年熊本地震において、自治体支援の体制、避難所の

運営の在り方など、多くの課題が浮き彫りになりました。

- 今後、発生が懸念される首都直下地震をはじめとした災害の発生を防ぐことは不可能であるという認識の下、「減災」の視点に立ち、災害に強い社会資本の整備や耐震化などを進め、たとえ被災したとしても人命、県民の財産が失われないよう災害発生時の被害を最小化することが必要です。
- さらに、自助・共助・公助という考えの下、県・市町村・企業・県民・地域など各主体がそれぞれの役割を果たしつつ連携を図って、県内全域の防災力を向上させることが必要です。

②危機管理対策の推進

- 本県は、海外からの人やモノの国内への入口となる成田国際空港（以下「成田空港」という。）や千葉港などの諸外国との直接的な玄関口を抱えています。また、全国有数の石油コンビナートを有しており、感染症やテロ、大規模災害などをはじめとする県民の安全を脅かす緊急事態に対する危機管理体制、その中でも特に一刻も早い初動対応が必要です。
- このような緊急事態や大規模災害の発生に対応するため、国や市町村だけでなく、警察・病院など関係機関との連携を強化するとともに、職員一人ひとりの危機管理能力の向上を図り、迅速かつ適切に対応できる危機管理体制を構築しておく必要があります。

(3) 経済・社会のグローバル化

①各産業における世界規模での競争の激化

- 我が国の経済は、グローバル化の進展による世界規模での競争の激化、生産拠点の海外へのシフトや国内事業所の再編・統合といった様々な変化に直面しています。
- また、新興国の急速な経済発展などにより様々な産業分野が激しい価格競争にさらされる中で、本県の企業は中小企業も含め、その強みや独自性が何かを改めて問い直し、国際的な競争力を維持・充実させていかなければなりません。
- 特に、本県経済をけん引する京葉臨海コンビナートは、国際競争の激化など厳しい事業環境にさらされており、競争力強化に向けた設備投資をしやすい環境づくりが必要です。
- さらに、企業が国や地域を自由に選択する時代の中で、県としても、戦略的な企業誘致や既存産業の高度化を進め、産業集積を促進していくことが必要です。
- こうした経済のグローバル化の中で、県内企業の海外市場との取引を視野に入れた支援も必要となってきています。
- 一方、農林水産業は、低価格な野菜や肉などの輸入農林水産物の増加や、魚価の低迷、漁船・施設園芸用の燃油や家畜用の穀物飼料の国際取引価格の不安定さもあいまって、県内の農家、漁家の経営も厳しさを増しており、担い手の減少高齢化など、生産基盤の弱体化が進んでいます。

- このため、本県農林水産物の自給力・国際競争力の強化と地域経済活性化に向け、農林水産業と商工業などの各産業の連携による新たな展開を図るとともに、担い手への農地の集積や高収益型園芸農業の推進、農林水産物の輸出などを進めていく必要があります。

②研究開発型企业や新たなビジネスモデルによる事業展開

- 就業構造の変化や、経済のグローバル化が進む中で、県内経済の持続的な発展に向け、新技術の導入や、新たな価値を創造していくイノベーションの重要性が高まっています。
- こうした状況に対応するには、県内企業が研究開発能力を高めながら、技術力を向上させ、また、新しいビジネスモデルを開発して、付加価値の高い企業へ転換を図っていく必要があります。
- 県内には、東京大学、千葉大学をはじめとする大学・研究機関や、東葛テクノプラザ、東大柏ベンチャープラザ、かずさインキュベーションセンターなどのインキュベーション施設（起業家育成施設）があります。これらを活用することによって、幅広い分野の産学官連携を促していく必要があります。
- さらに、こうした連携を進めることにより、県内各地で新たな事業への取組が進んだり、新しい産業分野が生み出されたりすることが期待されています。
- また、地域の特性を生かした新たな事業の創出に向けて、地域資源を活用したブランド化の推進など、農林水産業と商工業が連携して進めていく必要があります。

③成田空港の機能拡充

- 成田空港は、平成 27 年 3 月の第 3 旅客ターミナルビル完成により、国・県・空港周辺 9 市町（成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町）及び成田国際空港株式会社（以下「NAA」という。）の四者（以下「四者」という。）で平成 22 年に合意した年間発着枠 30 万回化に対応する施設整備が完了しました。
- 平成 28 年度には、航空機発着回数が 24.6 万回と 5 年連続で最高値を更新し、旅客数も 3,962 万人と過去最高を記録しています。また、近年、大幅な伸びを見せている訪日外国人旅行者数は、平成 28 年に過去最大の 2,403 万人に達し、さらに、国では平成 32 年までにこれを 4,000 万人とする目標を掲げていることから、成田空港の航空機発着回数及び旅客数は引き続き増加が見込まれています。
- こうした中、今後も増大が見込まれる首都圏の旺盛な航空需要おうせいに対応するため、平成 27 年 9 月から、四者の間で、第 3 滑走路の整備などを含む成田空港の更なる機能強化の検討が進められています。
- この検討を更に進めるに当たっては、成田空港の波及効果を周辺地域が享受できる社会基盤整備など広域的な地域づくりの検討を併せて進めていく必要があります。

- 一方で、成田空港の波及効果を本県全体へと広げていき、ますます活発化する人・モノ・財の流れを本県の経済活性化につなげていく取組も必要です。
- さらに、我が国の国際競争力の強化のためにも、成田空港と東京国際空港（以下「羽田空港」という。）の一体的活用を推進するとともに、成田空港と都心・羽田空港、首都圏各地や県内各地との交通アクセスを改善することが必要です。

④多文化共生社会の実現

- 本県に住む外国人数は、平成 28 年末現在で約 13 万人であり、この 10 年間で 3 割近くも増加し、県民の 50 人に 1 人が外国人という状況にあります。
- 経済・社会のグローバル化の進展により、多国籍化や定住化も進むとともに、本県で学び、働く外国人も増加しており、異なる文化や価値観を相互に理解し、尊重しあいながら、共に生きていく社会を実現していくことが求められています。
- 本県が活力ある地域社会を維持・発展させていくためには、地域社会の構成員として外国人県民の社会参加を進め、誰もが暮らしやすいと感じる地域づくりを目指していく必要があります。

（４）安全・安心・治安

①くらしの安全・安心の確立

- 県政に関する世論調査では、くらしの安全・安心を確立するための要望が上位を占めています。
- 犯罪情勢には一定の改善が見られるものの、子ども・女性・高齢者を対象とした犯罪や交通事故の発生が後を絶たないなど、県民の安全・安心なくらしが脅かされています。
- 県民が元気で不安なく暮らしていくことができる安全・安心の確立された千葉県づくりが必要です。

②防犯対策の推進

- 本県の平成 28 年の刑法犯認知件数は、57,277 件と 14 年連続して減少していますが、依然として全国ワースト上位であるなど、犯罪情勢は予断を許さない状況です。
- このため、県・市町村・県民・地域などが連携し、犯罪が起りにくいまちづくりを推進する必要があります。
- 効果的に犯罪を抑止するためには、地域防犯力をアップさせることや、悪質・巧妙化する犯罪を見逃さず、逮捕・検挙することが必要となります。
- また、世界各地でテロが発生している状況から、官民が連携したテロの未然防止対策を推進して県民の安全を確保する必要があります。

③交通安全対策の推進

- 本県の平成 28 年の交通事故死者数は、県民と関係機関・団体が一体となって取り組んだ結果、185 人とピーク時の約 4 分の 1 にまで減少しました。

- しかしながら、全国的にみるとワースト2位に位置するなど、依然として交通事故死亡事故多発県となっています。
- 特に交通事故死者数に占める高齢者の割合は、半数を超え、増加傾向にあります。
- また、交通事故全体に占める自転車事故の割合は約2割であり、最近では、自転車が歩行者等と衝突し、加害者になる重大事故も発生しています。
- これらの対策として、県民一人ひとりが交通安全への意識を高められるように啓発活動を実施するほか、交通安全教育の充実に取り組んでいく必要があります。また、交差点改良や自転車通行環境の整備など、交通事故が起こりにくい環境を整備していくことが必要です。
- さらに、高齢者が運転免許証を返納しやすい環境づくりを推進する必要があります。

④消費者の安全・安心の確保

- 食材の産地表示の偽装や異物混入などにより、消費者の食の安全・安心に対する関心は高まっており、食品に対する監視指導及び検査を徹底して行う必要があります。
- また、未公開株などへの投資を募る利殖勧誘事犯や必要のない布団等売りつけて高額な代金を請求する特定商取引等事犯などが発生しています。
- 依然として消費者トラブルが後を絶たない中、消費者が商品やサービスを適切・合理的に選択できる能力を身に付けるための教育の推進や相談窓口の整備、悪質事業者の取締りの強化などに取り組むことが必要です。さらに、事業者や事業者団体自らも消費者の視点に立った経営に取り組むことが求められています。

⑤医療・福祉対策の推進

- 県立病院では、医療を取り巻く環境変化に対応し、最新の医療機器の導入を図りながら、がん医療、循環器医療、救急医療などの高度で専門的な医療に取り組んできました。
- 今後、高齢化の急速な進展に伴い、特にがんや脳卒中、成人肺炎等の高齢期に発症することの多い疾病を持つ患者や、複数の疾患を抱える患者の大幅な増加が見込まれます。
- こうした疾病構造の変化に対応していくためには、将来的に不足することが見込まれる医療機能を担う病床の増床や機能転換を促進するとともに、医療機関の役割分担や連携を一層推進する必要があります。
- あわせて、誰もがどこでも安心して医療が受けられるよう、地域特性に応じた医療提供体制の実現に向けて取り組み、小児医療や周産期医療、救急医療等、地域により偏在のみられる診療科については、地域医療の格差解消に努める必要があります。
- また、県民の多くが、住み慣れた自宅や地域で最期を迎えることを望んでおり、今後、在宅医療需要の急増が見込まれる中、本県では人口当たりで訪問診療を実施する医療機関数や訪問看護ステーション数等が他県に比べて少なく、在宅医療

を支える医療資源が不足していることから、在宅医療の提供体制の整備と、在宅医療・介護の連携の推進が必要となります。

- さらに、本県では急速な高齢化の進展に伴い、介護や支援を必要とする高齢者が急増することが見込まれていますが、特別養護老人ホームでは待機者が1万人を超えるなどの介護サービスの基盤整備が大幅に遅れています。
- このため、在宅でも施設でも介護サービスが適切に提供されるよう、総合的な体制を整備するとともに、高齢者が要介護状態にならないよう介護予防事業の充実を図るなど、「元気な高齢者」を増やすための対策に取り組む必要があります。
- また、障害のある人は増加傾向にあり、その障害特性も多様化しています。障害のある人がその人らしく暮らせる社会を構築するためには、ライフステージに合った障害福祉サービスの充実や、障害のある人に対する理解の促進を図ることが必要です。

⑥健康づくりの推進

- 本県の死因の第1位はがんで、全体の約3割を占めており、これに循環器疾患（心疾患及び脳血管疾患）による死亡を加えると、5割を超える方が生活習慣病で亡くなられています。
- 生活習慣病は、40歳代から増え始め、50歳代で急激に増える傾向にあり、今後更なる高齢化の進展に伴い患者数の増大が見込まれます。
- 県民が乳幼児から高齢者までそれぞれのライフステージに応じて心身機能を維持・向上させ、生活習慣病の予防と重症化を防止することが重要であり、そのためには、県、市町村、学校、医療・介護関係団体、企業などの連携・協力が必要です。

(5) 環境保全・持続可能性

①地球温暖化に対する取組

- 地球の平均気温は、上昇し続けており、干ばつや海面上昇による被害の深刻化など、地球温暖化の影響が既に現れ始めています。今後、更に気温が上昇した場合は、大規模な水不足や食料不足が各地で発生し、また、気候システムが地球規模で大幅に変化することが予測されています。
- 地球温暖化の問題に全世界の人々が一丸となって対応していくため、世界の全ての国と地域が参加し、「パリ協定」が2016年11月に発効しました。
- 国では「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減する」という目標を掲げています。目標達成のためには、再生可能エネルギーの導入や、省エネルギーの促進など、県民、企業、行政など全ての主体が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいかなければなりません。

②循環型社会の構築

- 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型社会への転換に向けた取組は、3Rの推進や個別リサイクル法の整備等により、一般廃棄物の排出量の減少

など、一定の成果が見られています。

- 本県の平成 26 年度の一般廃棄物の「ごみ」のリサイクル率は、22.8%と全国平均（20.6%）を上回っています。一方、県民一人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量は 529 グラムと、全国平均（521 グラム）とほぼ同様の水準となっており、依然として多くの「ごみ」が排出されています。
- 平成 26 年度の産業廃棄物の排出量は、2,112 万トンであるものの、減量化や再生利用により、最終処分量は 28.7 万トン（排出量の 1.4%）となっています。今後、2020 年東京オリンピック・パラリンピックに関係するインフラ整備や高度経済成長期の建造物の建て替えなどにより排出量の増加が予想されています。
- 持続可能な循環型社会を構築するためには、廃棄物を貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用して、枯渇が懸念される天然資源の消費を抑制していかなければなりません。
- 特に、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の「2R」を一層推進することが重要です。
- 公共の建築物や土木構造物については、予防的な修繕により長寿命化を図るとともに、これらの工事により大量に発生するアスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊などの建設廃棄物の再資源化や縮減を推進していく必要があります。

③産業廃棄物の不法投棄の防止

- 産業廃棄物の不法投棄は、土壌・水質汚染など、環境に深刻な影響を及ぼします。
- 平成 27 年度の本県の産業廃棄物の不法投棄量は、ピーク時（平成 11 年度）の約 160 分の 1 まで減少しましたが、依然、小規模でゲリラ的な不法投棄は後を絶ちません。また、今後は、2020 年東京オリンピック・パラリンピックに関係するインフラ整備や高度経済成長期の建造物の建て替えなどによる廃棄物の排出量の増加に伴い、不法投棄の増加が懸念されています。
- このため、県民・事業者・市町村などとの連携を更に強め、不法投棄を根絶しなくてはなりません。

④良好な大気・水環境の保全

- 高度経済成長期に工場が集中して造られたことなどに伴って、大気汚染や水質汚濁が進み、大きな社会問題となりましたが、県民・事業者の取組や首都圏の各都県などとの連携した取組などにより、現在は改善の傾向にあります。
- しかし、光化学スモッグ注意報の過去 10 年間の平均発令回数は、11.8 日と依然多い状況にあるとともに、大気中に浮遊する微小粒子状物質（PM2.5）への対応など新たな課題も生じています。
- また、水質の環境基準達成率（BOD、COD）は、平成 27 年度の測定結果で 74.1%と全国の環境基準達成率 91.1%を下回っています。特に、印旛沼・手賀沼などの湖沼で、環境基準が依然として達成されておらず、東京湾では、赤潮・青

潮が引き続き発生している状況です。

- きれいな空気と水に囲まれた千葉県の実現を目指し、事業者とともに、県民一人ひとりが、より一層環境にやさしい取組を学び、実践していく必要があります。

⑤豊かな自然環境の保全

- 緑豊かな房総丘陵、九十九里浜をはじめとした美しい海岸線、様々な動植物が生息・生育する里山・里海など、本県の豊かで多様な自然環境は、生活の基盤として、また憩いの場として、県民のみならず、本県を訪れる多くの人に潤いと豊かさを与えてくれています。
- 近年では手入れされない里山や耕作放棄された農地が県内で増加しており、身近に見られた生き物が減少するとともに、雨水を一時的に貯め込み地下に浸透させる洪水防止機能や水源かん養機能等が低下するなど、私たちの生活にも影響を及ぼしています。
- 地球温暖化が進むことにより、生物多様性の劣化や生態系の破壊のリスクが高まると予測されています。
- 本県の豊かな自然環境を、県民・企業・行政など様々な主体の取組により、次世代の子どもたちに引き継いでいかななくてはなりません。

⑥野生生物の保護と管理

- 都市化の進展や地球温暖化の進行などにより、絶滅が危惧される野生生物種の数が増えています。
- 一方、人間の手によって県内に持ち込まれたアカゲザル、カミツキガメ、キョウなどの外来生物が、自然環境に適応して増加しており、生態系や生活環境に悪影響を与えています。
- また、捕獲の担い手の減少や耕作地の放棄等により、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなど野生鳥獣の生息数が増加するとともにその生息域が拡大しているため、農作物等の被害が深刻化し、生活被害も発生しています。
- このため、野生生物の保護と適正な管理を推進し、人と野生生物とが適切に共存する環境づくりを推進する必要があります。

(6) 価値観やライフスタイルの多様化

①女性・高齢者などの活躍や多様な働き方の促進

- 少子高齢化の進展により、生産年齢人口が減少し、今後、本県においても労働力人口の減少が見込まれています。
- また、高度経済成長期の社会・経済システムの崩壊や技術革新、グローバル化の進展などにより、人々の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。
- こうした中、多様な人材の活用により、経済社会の持続的な発展を図ろうとする動きが生じるとともに、個人のライフスタイルに大きな影響を与える「働き方」への意識にも変化が見られ、仕事と家庭の両立を希望する女性は増加傾向にあります。また、高齢者の7割近くが、65歳を超えても就業を希望しています。

- このため、今後は、多くのポテンシャルを秘めた女性や高齢者等が、自らの希望に応じた多様な働き方を選択し、個性と能力を十分に生かしながら活躍できる環境づくりを進めていく必要があります。

②移住・定住の促進

- 本県は、豊かな自然に恵まれるとともに、都心へのアクセスの良さなどから、移住・定住先としての人気があります。
- 一都三県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）への人口流入の傾向が続いていますが、一方で、自然や地域とのふれあいなどを求めた田園回帰の動きがみられるようになってきています。今後、在宅勤務等の場所を選ばない働き方の広がりや、ワーク・ライフ・バランスを重視する意識の浸透などを背景に、自然の中での伸び伸びとした子育てや、農作業・マリンスポーツといった趣味を満喫するなど移住することで実現できるライフスタイルを求める動きが拡大することが見込まれています。
- 今後も、多くの方から本県が居住地として選ばれるよう、千葉の魅力と併せて、居住地を選択する上で重要な仕事やくらしの情報を発信するとともに、本県に居住することで実現できるライフスタイルを積極的にPRする必要があります。
- また、東京に近い県内の都市部には、東京都をはじめ県外に通勤・通学している人が多く、千葉県民としての意識が希薄な人が多いと言われています。このため、県全体として県民意識の醸成を図るため、県民の県内交流を促進し、千葉の魅力を再発見し、県内に定着してもらうことも必要です。

(7) ICTの進展とIoT・AIなどの普及

①IoTやAIなどの戦略的活用

- 我が国では、ブロードバンドインフラの整備において既に世界最高水準に達したことから、次の段階となる世界最高水準のIT利活用社会の実現に向け、IT・情報資源の利活用により未来を創造する国家ビジョンとして、平成25年に「世界最先端IT国家創造宣言」が策定されました（最終改正：平成29年5月）。この宣言に基づき、これまでに、行政情報システムのクラウド化・統廃合化、オープンデータ化の取組といった安全・安心なデータ流通の促進、マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上等の様々な施策が推進されています。
- 特に近年は、IoTによりあらゆるモノがインターネットでつながり、それを通じて膨大なビッグデータが収集・蓄積され、さらに、AI（人工知能）により解析されるようになっていきます。こうした技術の進展等とあいまって、モノと情報を組み合わせた新たなサービスが次々と生み出されており、平成28年に策定された「第5期科学技術基本計画」や平成29年に策定された「未来投資戦略2017」では、サイバー空間と現実空間が高度に融合した「超スマート社会」(Society5.0)の実現が期待されています。
- 超スマート社会が実現すると、製造業や農業における生産性の向上や医療機関における診察管理の高度化、社会インフラの効率的な管理など、あらゆる分野に

において、多様なニーズや潜在的なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供することができ、経済的な発展と社会課題の解決が進み、人々は快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができるようになります。

- しかしながら、そのためには製造業や農業などの産業分野や医療、介護、交通など生活に身近な分野における I o T や A I などの活用を戦略的に進めていく必要があります。また、行政情報のオープンデータ化などのデータ利活用の促進、県民の利便性の向上に向けたマイナンバー制度の更なる活用、情報格差(デジタル・ディバイド)が生じやすい方々にとって使いやすい情報通信機器の提供、I o T 等の進展の担い手となる人材の育成・確保など、様々な取組をしていくことが重要です。

② ネット社会の信頼性の向上

- ICTの更なる進展に伴い、不正侵入、ウイルス攻撃、データ改ざん、重要情報の窃取などサイバー攻撃の深刻度が増しています。
- また、スマートフォン等を狙ったマルウェアの増加、I o Tシステムを狙ったサイバー攻撃など、新たなリスクも生じており、コンピュータウイルスの感染や個人情報の流出などに対して不安を感じている利用者も少なくありません。
- こうした課題や不安に対応し、ICTの利活用を推進するためには、政府や自治体、企業などにおいて、職員・社員の情報活用能力の向上や、情報流出・障害などのリスクに応じた情報セキュリティ対策を充実していく必要があります。

(8) 広域道路ネットワークの形成

① アクアライン・圏央道などによる交流基盤の整備

- 首都圏中央連絡自動車道(以下「圏央道」という。)や東京外かく環状道路(以下「外環道」という。)、北千葉道路等の本県の広域的な幹線道路ネットワークの形成は着実に進展してきています。特に、圏央道については、これまでに県内区間の約8割が開通したことにより、沿線地域では観光施設への入込客数の増加や事業所、物流施設等の企業立地の進展など、経済に好循環をもたらすストック効果が現れてきており、この効果を持続・拡大させていくには、東京湾アクアライン(以下「アクアライン」という。)の料金引下げの継続が不可欠です。
- 今後、圏央道の全線開通により、アクアラインと一体となって、成田・羽田両空港、さらには、東日本と西日本を結ぶ新たなルートが形成されます。また、外環道の県内区間の開通や北千葉道路の整備により、成田空港と首都圏を最短で結ぶ新たなルートが形成され、交流・連携や国際競争力を強化し、さらには、防災力の向上も期待されます。
- このため、残る圏央道の大栄・横芝間の早期整備、北千葉道路の東側区間の早期整備及び西側区間の早期事業化、さらには、暫定2車線区間の4車線化による広域的な幹線道路ネットワークの形成・機能強化を図るとともに、これらのストック効果を県内全域に波及させるため、広域的な幹線道路ネットワークと各地域を結ぶアクセス道路の整備が重要です。

- さらに、通勤・通学の利便性向上や交流人口の増加を図るため、効率的で利便性・安全性の高い公共交通網としていくことが重要です。

②交流基盤を生かした地域活性化と魅力発信

- 県内各地域においては、広域的な幹線道路ネットワークの整備により、県内各地へのスムーズな人・モノの流れを生み出すことによる地域の活性化が期待されます。
- この効果を最大限に活用して、確実に地域振興につなげていくためには、それぞれの地域の特性や強みを生かして、住んでいる人にも訪れる人にも愛着を持ってもらう地域づくりを進めるとともに、観光資源や農林水産物など地域の魅力の一層の発信に取り組むことが不可欠です。
- アクアラインの料金引下げの継続や高速バス路線の充実等により本県への関心や利便性が高まり、県外から訪れる人々によって、地域で見過ごされていた魅力が発見されたり、再評価される事例も少なくありません。
- そこで、こうして見出された新しい魅力を地域の人々が再認識し、更に磨きをかけ、更なる千葉の魅力の向上につなげることが必要です。

(9) 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催

①2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を生かした地域活性化と魅力発信

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックでは、幕張メッセ及び一宮町釣ヶ崎海岸において、オリンピック4競技(フェンシング、サーフィン、テコンドー、レスリング)、パラリンピック4競技(ゴールボール、シッティングバレーボール、テコンドー、車いすフェンシング)が開催されます。
- 県内での競技開催は、本県の魅力や国際的な知名度を高めるとともに、将来を担う人づくりや、地域の活性化、国際交流の推進等においても絶好のチャンスとなるものです。
- このため、大会の成功に向け企業・団体・大学・行政などがそれぞれ主体的かつ連携しながら、「オール千葉」体制で、競技会場にふさわしい環境の整備やオリンピック・パラリンピックムーブメントの推進、観光の一層の振興を図るとともに、本県の有する様々な「宝」を一段と磨き上げ、子どもたちが夢や希望を持てる魅力ある千葉県を世界に向けて発信していくことが必要です。
- さらに、こうした取組を一過性に終わらせることなく、次世代を担う子どもたちに光り輝く千葉を引き継げるよう、大会終了後も残るレガシーとして、スポーツ・文化の振興に確実に結び付けるとともに、大会の開催効果を県内全域に波及させて持続的な発展につなげていくことが重要です。

(10) 地方財政・地方分権

①厳しい財政状況

- 本県財政は、県税や地方交付税などの歳入の大幅な伸びが期待できない中、高齢化の進展などによる社会保障費の増加など、今後も義務的経費が増加傾向にあ

ることに加え、老朽化が進む県有施設への対応が必要となるなど、厳しい財政状況が続くことが見込まれます。

- このような厳しい財政状況にあっても、社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、多様な県民ニーズを踏まえた施策を展開していくためには、持続可能な財政構造を確立していく必要があります。
- このため、中長期的に安定的な財政運営を行うための「基金の積立・確保」や、将来負担にも留意した「県債残高の適切な管理」など、財政健全化の取組を更に進めていくことが必要となっています。

②県の持続的発展を支える行政運営の推進

- 人口減少・少子化による人口構造の変化や高齢化の進展による社会保障費の更なる増加など、県を取り巻く環境が変化する中、多様化する県民ニーズを的確に把握し、持続的な発展を支える行政運営を行うことが引き続き求められています。
- このため、職員の年齢構成等の変化を踏まえた業務執行体制の見直しや積極的な人材育成による組織の生産性の向上、業務改善や働き方の見直し等による業務効率の向上、県有資産の戦略的マネジメントの推進などによる、県庁全体のポテンシャルの最大化が必要となっています。

③地方分権の推進

- 地域が抱える課題は多様化・複雑化しており、課題を解決するためには、地域の実情に応じた創意工夫が求められています。
- 課題解決に向けて地域が自らの取組を進めるためには、国から都道府県、都道府県から市町村への権限移譲が一層進められることが必要です。
- 地方分権改革が真の改革となるように国に働きかけていくとともに、改革の実行が、個性豊かで活力に満ちた社会の構築や、地域の実情に合わせた住民サービスの向上につながるものにしていく必要があります。

④県民等との連携・協働

- 分権型社会の流れを受けて、地域のことは地域で決めるという自己決定・自己責任の原則の下、地域が自立して、個性と魅力ある地域づくりを進める取組が始まっています。
- 本県では、各地域の課題を解決するため、県民・市民活動団体・企業・大学・市町村など、多様な主体が連携・協働して、自然、産業、文化、歴史などの地域資源を生かした魅力ある地域づくりや暮らしやすい地域づくりに向けた取組を行っています。
- 地域が持続的に発展していくためには、県民・市民活動団体・企業・大学・市町村などの多様な主体と県とがこれまで以上に連携・協働することが求められており、そのための環境整備が必要です。

⑤分権型社会を担う市町村の自主性・自立性の向上

- 分権型社会の主役である市町村は、住民に身近な行政を担い、住民と直接向かい合う基礎自治体として、これまで以上に自主性・自立性を高めることが必要です。
- 県内市町村は、人口減少・少子高齢化や更なる地方分権の進展に対応するために、なお一層の行財政基盤の充実が求められています。
- 多様化・高度化する行政事務に的確に対応し、地域課題を自ら解決するための政策立案能力の向上を図ることが求められています。

第2節 基本理念

千葉は元気の発信源。首都圏、そして日本をリードし、県民が「暮らし満足度日本一」を感じ、誇れる千葉を実現します。

本県は、首都圏に位置するという好条件の下、数多くの宝・ポテンシャルにあふれています。

県内産業は、素材・エネルギー産業の国内最大級の集積地である京葉臨海コンビナートを擁する一方で、農業は全国第4位の産出額を誇り、水産業、工業、商業においても全国上位に位置するなど、各分野のバランスがとれています。全国第6位である県内総生産は、一つの国としても成り立つ規模です。

自然環境では、温暖な気候のため年間を通じて過ごしやすく、九十九里浜や外房から内房にかけての変化に富んだ美しい海岸線、緑あふれる房総丘陵の山並みなど、風光明媚で豊かな自然に恵まれています。

また、我が国の表玄関である成田空港をはじめ、千葉港、アクアライン、幕張メッセ、東京ディズニーリゾートなど日本を代表する施設も数多くあり、年間1億7千万人以上の人が訪れる観光大県でもあります。

これらの宝・ポテンシャルの中には、アピールが十分ではなかったことや、県民に身近なものであるため見過ごしていたことなど、必ずしも生かし切れていないものもありました。

これからは、地方が国を動かす時代です。本県も、こうした数多くの宝・ポテンシャルに光を当て、輝かせ、外に向かって千葉の魅力や千葉らしさを積極的に発信することで、首都圏、そして日本をリードする「日本一の光り輝く千葉県」を目指します。

千葉の可能性を最大限に生かし、県民と共にチームスピリットで、暮らし、医療・福祉・健康、自然環境、子育て、教育、観光、経済、まちづくりなど、各分野において日本一を目指す県政運営を行います。

そして、県民に、日本で一番暮らしやすいと感じ、「千葉で生まれてよかった」「住んでよかった」「働けてよかった」と誇りに思える「暮らし満足度日本一」の千葉を実現します。

第3節 基本目標・目指す姿

基本理念の実現に向け、第2章前半の本県を取り巻く「時代背景と課題」を踏まえた上で、「暮らし」「子ども」「経済」というキーワードに着目し、次のとおり3つの基本目標を設定しました。これに沿って、おおむね10年後（平成32年度）の千葉県の具体的な姿を示すとともに、その目標を設け、本県が進むべき方向を明らかにします。

- I 「安全で豊かなくらしの実現」
- II 「千葉の未来を担う子どもの育成」
- III 「経済の活性化と交流基盤の整備」

【目標】

具体的な数値目標として、県内にずっと住み続けたい県民の割合が、平成32年度において85%を超えることを目指します。

（参考：平成21年度77.7%、平成24年度78.1%、平成28年度80.6%。（千葉県「県政に関する世論調査」）

I 「安全で豊かなくらしの実現」

災害に強く、事件や事故が起こりにくい、安全で安心して暮らせる地域社会づくりが確実に進んでいる。

また、安心できる医療体制の整備、充実した福祉サービスの提供、生涯を通じた健康づくりや地域コミュニティの再生が図られ、健康で生き生きと暮らせる地域社会づくりが着実に進んでいる。

さらに、多くの県民がスポーツや文化・芸術活動に親しみ楽しむことができるとともに、国際交流が盛んに行われるなど、心豊かで元気に暮らせる地域社会づくりが進んでいる。

そして、環境保全と再生に取り組み、千葉の豊かな自然が子どもたちに継承されている。

（1）自助・共助・公助でつくる災害に強く様々な危機に対応できる地域社会

- ①県民一人ひとりが、防災に対する正しい知識を持ち、災害発生時には自らが考え、適切に行動する力を備え、その重要性を理解するなど自助の考え方が浸透している。
- ②大地震や台風、暴風雨などによる被害を最小限にとどめるため、行政において危機管理体制がより充実し、インフラ整備・改修が進むとともに、万が一、災害に遭ったときでも、地域住民同士が声をかけ、助け合える共助の精神とこれらを支える公助により、安心して暮らすことができる地域社会が形成されている。
- ③新型インフルエンザ等の感染症、武力攻撃やテロなど県民の安全・安心を脅かす事態に対して、迅速かつ的確に対応できる危機管理体制が確立されている。

(2) 治安が行き届き、安全で安心して暮らせる地域社会

- ① 県民一人ひとりがしっかりと防犯意識を持ち、行政や地域が一体となって犯罪のない地域社会を目指す本県の取組が、全国モデルになっている。
- ② 県民一人ひとりが交通ルールやマナーを守り、歩道や自転車通行環境の整備、交差点の改良などが進み、歩行者、自転車、自動車が共に安全に安心して通行できる社会になっている。
- ③ 災害、犯罪、交通事故などに対して、市町村・学校・消防・警察などの関係機関との相互の連携が図られ、迅速な対応ができる体制が整っている。
- ③ テロなど県民の安全を脅かす事態が発生した場合において、迅速かつ的確に対応できる体制が整っている。
- ④ 消費生活に関する教育の機会や情報が十分に提供され、身近に相談できる窓口が整い、消費者が、商品やサービスを適切・合理的に選択できる体制が整っている。
- ⑥ 県内で流通する食品に関して、正確な情報が提供されるなど、消費者と生産者・事業者との信頼関係を築くための体制が構築されている。

(3) 健康で生き生き暮らせる地域社会

- ① 県内医療機関のネットワーク化が図られ、いつでも、どこでも、誰もが安心して治療を受けられる医療体制が整っている。
- ② 県民一人ひとりの健康に対する意識が高まり、自発的な健康づくりが行われている。
- ③ 介護予防の取組が進むとともに、細やかな介護サービスが提供され、高齢者が元気に生活できる環境が整備されている。
- ④ 障害のある人がその人に合った福祉サービスを選択しつつ、地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせる環境が整備されている。
- ⑤ 地域コミュニティが再生され、地域住民が互いに支え合いながら、生き生きと安心して暮らしていける地域づくりが着実に進んでいる。

(4) 心豊かに元気に暮らせる地域社会

- ① 行政主導の国際協力活動だけでなく、民間や個人が主体的に参加するような、県民主体の国際交流や国際協力が活発に行われ、草の根レベルのパートナーシップが築かれている。
- ② グローバル化が進む中で、医療、教育、住宅など、生活に密着した分野で、外国人にも住みやすい県として、首都圏に勤務する外国人の転入が増えている。
- ③ 多くの県民が日常生活の一部として運動に親しみ、体力の向上が図られており、また、文化にふれ、心豊かに暮らす人が増えている。地域には活気があふれ、「元気な千葉県」として知られている。
- ④ 高い目標を持ってスポーツや文化・芸術活動に取り組み、全国的に活躍している人が増えている。
- ⑤ 県内各地に伝えられてきた伝統文化が継承され、その文化が多くの人との交流を

生み、更に新しい現代的な要素が取り入れられるなど、ちば文化の魅力が増している。

- ⑤日本遺産に認定された文化資源等が、まちづくりや観光、産業振興等に生かされている。
- ⑥県民の県内交流が積極的に行われ、県民一人ひとりが、様々な千葉の魅力を再発見することにより、千葉県に愛着や誇りを感じられるようになっている。

(5) 豊かな自然を継承し、持続的に発展できる地域社会

- ①県民・企業・行政が一丸となった低炭素社会の実現に向けた取組が進んでいる。
- ②県民・企業・行政が一体となって廃棄物の発生抑制や再使用、リサイクルに積極的に取り組み、限りある資源を有効に活用している。
- ③産業廃棄物の新たな不法投棄がゼロになっている。また、土壌等の汚染や崩落等の災害がなく適切に建設残土や再生土の利用がされている。さらに、自動車リサイクル法など各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる不法ヤードが一掃されている。
- ④子どもから大人まで、多様な生き物のにぎわいと互いのつながりを身近に感じ、本県のすばらしい自然の恵みに支えられ暮らしている。
- ⑤本県の豊かな自然が、県内外の多くの人の憩いの場として、また農林水産業など経済活動の場として、しっかりと子どもたちに引き継がれている。
- ⑥青い空ときれいな空気に包まれたくらしが営まれている。
- ⑦河川・湖沼・海域の水環境が良好である。
- ⑧豊かな生態系と生物多様性が維持されるとともに、有害鳥獣が適正に管理され、人と野生生物が適切に共存している。

Ⅱ 「千葉の未来を担う子どもの育成」

子育てに必要な多様なサービスが提供され、地域全体で子育てを支援する体制づくりが進み、安心して子どもを産み育てられる地域社会づくりが着実に進んでいる。

また、家庭・学校・地域が一体となり、心が豊かで、身体が健やかに育ち、郷土と国を愛し、個性輝く子どもたちが地域社会に元気と活気を与えている。

(1) 安心して子どもを産み育てられる地域社会

- ①保育所等の待機児童が解消され、多様な保育ニーズに対応した安心して任せられる保育サービスが展開されている。
- ②就労などにより、保護者が昼間家庭にいない小学生の児童が、放課後を安心して過ごすための、適切な遊びや生活の場が確保されている。
- ③子育て世代の経済的負担が軽減され、妊娠期から子育て期までの一貫した相談支援など地域社会全体で子育てを支援する体制が整備されている。
- ④児童虐待に迅速に対応できる地域ネットワークが整備されているとともに、虐待などを被った児童の受け皿となる里親や児童福祉施設が確保されている。

(2) 郷土を愛し自立した健康な子どもの育成

- ①学校や地域における様々な体験を通じて、子どもたちが高い道徳性や豊かなコミュニケーション能力を身に付けている。
- ②身近な地域の歴史や伝統文化に親しみ、郷土と国に誇りと愛着を持った子どもが育っている。
- ③全ての子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能を身に付け、自ら考え、表現し、問題を解決する力を伸ばしている。
- ④子どもたちが早寝早起き、食事、運動などバランスのとれた生活習慣を身に付け、健やかな体が育まれている。
- ⑤子どもや若者が生まれてきてよかったと思える自己肯定感にあふれている。
- ⑥子育てや家庭教育に悩んでいる保護者が気軽に相談できる環境が整い、家庭の教育力が高まっている。
- ⑦子どもや若者が健やかに育つための地域コミュニティが形成され、地域には元気で明るい挨拶の声が響き、家庭・学校・地域が一体となって、子どもや若者の成長を支えている。
- ⑧子ども一人ひとりの個性が輝き、希望や能力を引き出すことができる学習環境が整っている。
- ⑨子どもたちがいじめや暴力などに悩むことなく学校に楽しく通い、子どもや保護者などからの学校への信頼が高まっている。
- ⑩障害のある子どもたちへの理解や支援が広がり、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとが、地域で共に学び、子どもたちの笑顔があふれている。
- ⑪ニートや引きこもり、不登校だった子どもや若者たちが、周りの温かい支援によ

って、生き生きと勉強や仕事に取り組んでいる。

⑫子どもや若者を取り巻く有害な環境をなくすための取組が、地域全体で進められている。

Ⅲ 「経済の活性化と交流基盤の整備」

本県の持つ宝・ポテンシャルを最大限に生かして、光り輝く千葉の魅力を国内外に発信し、多くの人々が訪れ、地域が活性化している。

また、産学官のネットワークにより新事業や新産業が生み出されるとともに、中小企業などの経営基盤が一層強化されることにより、挑戦し成長し続ける産業活動が行われ、経済が活性化している。

さらに、全国屈指の農林水産業が、地域を支える力強く魅力ある産業に育っている。

そして、成田国際空港都市や幕張新都心など、活力ある都市が形成されるとともに、誰もが住みたくくなるようなまちづくりが着実に進んでいる。

(1) 国内外の多くの人々が集う魅力ある地域社会

- ①成田空港が羽田空港と、より短時間で結ばれ、一体的な活用が進み、成田空港は、アジアのゲートウェイとして多くの利用客でにぎわいを見せ、国際的な交通ネットワークの一大拠点になっている。
- ②アクアラインと圏央道が一体となって機能し、広域的な幹線道路ネットワークの整備が進むことにより、首都圏の人・モノの流れが大きく変わり、企業誘致が進み、観光客が大幅に増えるなど地域が活性化している。
- ③アクアラインの料金引下げの継続や、圏央道や外環道が全線開通することで、首都圏の一体性が更に増して、週末や長期の休暇を利用して本県の豊かな自然や農作業・スポーツといった趣味を満喫する人が多く見られるようになっている。また、良好な住環境や本県に居住することで実現できるライフスタイルなどを求めて、県外から転入する人が増えている。
- ④千葉の豊かな自然、名所・旧跡や祭りなどの文化、さらには農林漁業体験など、千葉の魅力が国内外に発信され、様々な目的を持った観光客・来訪者が、県内各地で一年を通じて訪れている。

(2) 挑戦し成長し続ける産業

- ①京葉臨海コンビナートの競争力の強化が図られ、引き続き本県経済をけん引している。
- ②地域の強みや特徴を生かした産業が活性化するとともに、地域内外の産学官のネットワークが強化され、我が国の経済をリードする新事業・新産業が創出されている。
- ③本県で生み育てられた独自の技術や新しいビジネスモデルを基に発展したベンチャー企業が、継続的に生まれ成長することにより、新しい価値を創造し続けている。
- ④県内の中小企業が自らの特徴を生かした事業を強化することによって、力強い産業活動を展開している。
- ⑤新興国の台頭など、世界経済の変化を好機と捉え、県内に立地している企業が新

商品の開発や販路拡大に果敢に挑戦し、経済的な活力が増している。

- ⑥地域の顔である中心市街地や商店街では、後継者が育ち、さらに新たに店を開いた人たちが定着して活気が戻り、ユニークなイベントも行われるなど、かつてはシャッター通りと呼ばれた場所が、にぎわいに満ちている。
- ⑦県内の特色ある農林水産物などの地域資源を生かした新商品が数多く生み出され、県内はもとより全国に向けて販売され、優れたブランドになっている。

(3) 働く希望や多様な働き方がかなう社会

- ①出産・育児などライフステージに応じた自由かつ多様な働き方を選択することができる。
- ②仕事と家庭を両立した働き方ができる職場環境が定着し、自ら家事・育児を行う男性が増えている。
- ③県の産業の持続的な発展の下で、年齢・性別・障害の有無などにかかわらず、県民がその持てる意欲と能力を発揮して明るく働いている。

(4) 地域を支える力強い農林水産業

- ①県内各地の生産地で、消費者ニーズを踏まえた県産農林水産物の販売促進と戦略的な輸出拡大が展開されている。また、優れた経営感覚を持った生産者が、所得を増やし、本県の農林水産業が若者にとっても魅力がある力強い産業に育っている。
- ②千葉県産農林水産物の良さが、県民をはじめ国内外の消費者に浸透し、食卓には千葉県産の野菜や果物、米、魚、肉、牛乳などの食材や色鮮やかな花が並べられている。
- ③ロボット技術・ICTを活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業「スマート農業」が展開されている。機械化・省力化技術が普及し、ねぎ・さつまいも・だいこんなど露地栽培で大規模な農業が行われているとともに、野菜・花の栽培の施設化、植物工場での生産、高収益農業が展開されている。さらに、企業の経営が進み、これらによる雇用の増加などが地域の活性化に役立っている。
- ④農地の集積、集約化が進み、低コストで生産された千葉県のおいしい米が人気を博している。一方、水田を活用した家畜の飼料の生産も進み、国産飼料に立脚した畜産経営が展開されている。
- ⑤県民が積極的に森林づくりに参加し、里山を中心とした美しい景観が保全されるなど、かけがえのない県民共通の財産として豊かな森林が育まれている。さらに、森林の恵みである県産木材が住宅や公共施設など身近なところで利用されている。
- ⑥稚魚の放流、魚の住みやすい環境づくり、水産資源を計画的に利用する漁業の実施により、海・川が豊かになっている。また、地域資源を活用したブランド化や生産・加工技術の更なる進展により、ニーズに対応した質の高い水産物を安定して供給し続けることのできる水産業が展開されている。
- ⑦地産地消や食育の浸透などにより、都市と農山漁村の交流が進み、都市居住者が

- 週末に農山漁村地域を訪れるなど、にぎわいのある農山漁村が形成されている。
- ⑧首都圏の台所を担う本県の農林水産業は、消費地への輸送距離が短いため、地球温暖化防止に貢献する産地として評価が高まっている。

(5) 誰もが住みたくなるようなまちづくり

- ①圏央道、外環道、東関東自動車道館山線、北千葉道路などの高規格幹線道路等の開通や4車線化の整備が進み、成田空港へのアクセス強化や県北西部の交通渋滞が緩和されている。また、主要な国道・県道の整備により、県内の更に多くの地域からおおむね1時間で県都千葉市に到達できるようになっている。
- ②地域のことは地域で考え、決定・解決しようという意識が醸成されている。その結果、地域の創意工夫を生かした取組が活発に行われるようになり、地域に活力が生まれている。
- ③地域の人たちが力を合わせて、その地域の特性を生かしながら活性化に取り組み、他地域と競い合っている。
- ④中心市街地に活気とにぎわいが戻り、多様な価値観やライフスタイルに対応した居住環境の中で、人々が生き生きとした暮らしを営んでいる。
- ⑤コンパクトでバリアフリー化されたまちづくりが進み、障害がある人も、高齢者も、誰もが安心して住むことができ、快適な暮らしを楽しんでいる。
- ⑥住民自らが周辺の環境と調和した美しい街並みづくりに参加したり、緑豊かな自然を身近に感じたりすることができる公園・緑地などで余暇を過ごすなど、県民がゆとりを持って地域の暮らしを楽しんでいる。
- ⑦県や市町村への申請、交付、手数料の支払などが24時間365日、家庭や事業所からパソコンのほかに携帯電話やテレビなどを利用して簡単に行えるようになるとともに、引っ越し時に、電気・水道・ガスなどの転入出の手続がまとめてできるワンストップサービスが実現している。

第4節 県づくりの方向性

(1) 県づくりの基本的な考え方

本県は首都圏の成長とともに発展を続け、東京に近い地域では、宅地供給による人口増加や商工業の集積が進み、また、東京湾臨海部には我が国を代表する工業地帯が形成されてきました。そうした中で、県では、首都圏の業務機能の一翼を担う拠点として「成田国際空港都市」「柏・流山地域」「幕張新都心」「かずさ地域」(以下、「拠点都市」という。)のまちづくりを進め、地域振興を図ってきました。

さらに、県内の高規格幹線道路等の整備が着実に進められており、特に、アクアラインと一体となつてつながる圏央道の全線開通や4車線化の整備進展により、成田・羽田両空港の連携が強化され、本県だけでなく北関東や東北まで及ぶ広域的な幹線道路ネットワークが構築されます。また、外環道の開通や北千葉道路の整備により、県北西部の慢性的な交通混雑の緩和と、首都圏各地とのアクセスが強化され、この地域の交流拠点としての機能が一層向上し、首都圏における本県の役割が一層高まるものと期待されます。

こうした広域的な幹線道路ネットワークの形成を通じて、県内の「拠点都市」の業務機能を全県的な活力の向上につなげるとともに、国内外との交流・連携を見据え、広域的な幹線道路ネットワークを更に強化する東関東自動車道館山線などの4車線化、圏央道から県東部・南部沿岸地域へとつながる地域高規格道路などを整備することによりアクセスの強化を図ります。さらに、県内各地域を結ぶ主要な国道・県道の整備を進め、人・モノの流れをスムーズにし、経済の活性化を目指します。

本県は、東京圏に位置しながら、豊かな自然環境に恵まれた地域や、魅力ある観光地を多く有しています。また、歴史的経緯の中で、買い物や通学など地域の人々の日常生活において周辺地域からの求心力があり、地域の生活の拠点となっている、個性ある都市があります。こうした多様性を持った地域が、産業基盤や農林水産物、観光資源といった自らの資源に磨きをかけるとともに、県内外との交流機能の高まりを生かし、地域産業の活性化や雇用の場の創出、交流人口の増加を図り、地域の活力を確保していくことが必要です。

(2) 地域の方向性

本県では、自然環境や地理的条件、歴史的経緯などによって、地域ごとに特徴ある産業や文化が育まれ、それぞれに個性ある地域が醸成されてきました。地域は、そこで暮らす人々の生活のステージであり、安心して心豊かに暮らせる地域をつくることは、県や市町村の大切な責務です。

現在、県内各地域は、少子高齢化の進展、産業構造の変化、国内需要の低迷などの影響を受けているほか、中・長期的な人口減少の局面に差し掛かっています。こうした状況は、全ての地域に共通していますが、その内容は決して一律ではなく、地域ごとに異なる対応が求められています。また、地方分権の進展に伴い、地域の

自主性・自立性がこれまで以上に必要となる中で、それぞれの地域が自らの資源を最大限に活用し、創意あふれる地域づくりを進める地方創生の取組が本格化しています。

地方創生の取組を進めるためには、住民の生活に密着した市町村の役割が重要です。県は「暮らし満足度日本一」の実現に向け、市町村が取り組む、地域の課題を踏まえた意欲と創意工夫による地域づくりを広域的な立場から支援するため、各地域をどのように捉え、また、今後、どのような強みを活用して、どのように可能性を広げていくかという、各地域に対する方向性を示しました。

これにより、県内各地域の特性や可能性についての認識を、市町村・県民・市民活動団体・企業・大学など多くの方々と共有し、県と市町村が自立と信頼に基づく適切な役割分担の下で、これまで以上に緊密な連携を保ちつつ、多様な主体が連携・協働して取り組む、地域の強みを最大限に発揮させる地域づくりを促進し、子どもたちが「この地域に生まれて本当に良かった」と、心から「誇り」と「自信」を持てるような地域の形成を進めていきます。

①地域の方向性を示すための視点

○ 特性・強みを生かした地域づくり

本県は、首都圏にありながらそれぞれの地域に人々の生活とともに育まれてきた豊かな自然があり、地域ごとに独自の歴史や文化、産業が形成されてきました。各地域では、地方創生を背景に、これら地域の資源を生かした産業や観光の振興をはじめ、移住・定住の取組など、創意工夫にあふれた地域振興の取組が進みつつあります。

こうした地域の特性や強みを生かした取組を更に促進し、地域内外への魅力発信を一層推進することで、価値観やライフスタイルの多様化に応え、住んでいる人にも訪れる人にも愛され、大切にしたいと思われる地域を目指すとともに、人口減少社会においても地域の活力を高め、持続可能な地域の発展を実現していきます。

○ 連携・協働による地域づくり

地域資源を磨き上げ、地域の魅力を顕在化するためには、行政、企業、市民活動団体などが、連携・協働して地域づくりに取り組むことが大切です。

また、多様化・複雑化する住民ニーズに対し、1つの市町村では対応しきれない場合であっても、共通する課題や補完しあう強みを持つ市町村同士が連携することで、効果的な対応が期待できる場合もあります。

そこで、地域の多様な主体の連携・協働による地域づくりや、市町村同士の連携・協力による広域的な取組を促進し、住民サービスの向上と地域振興を目指します。

○ 拠点の成熟と広域的な道路ネットワークを生かした地域づくり

広域的な幹線道路ネットワークの整備進展は、本県の新たな強みとなりつつあります。さらに、成田空港の機能拡充や、圏央道の整備進展は、本県の持つ多様性をアピールし、特性・強みを生かした地域づくりを広げる絶好のチャンスです。

県内の多様な地域間における交流と、これまで整備を進めてきた4つの拠点都市における機能集積や成熟したまちづくりの効果を県内各地域に波及させていくとともに、世界や東西日本の結節点として、より広域の交流も目指し、広域的な幹線道路ネットワークとこれにアクセスする道路の更なる整備を進め、県内各地域はもとより、国内外へ人・モノ・財の流れを活性化させることを目指します。

②特性・可能性を踏まえた5つのゾーン

地域の方向性を示すに当たっては、県内各地域の人々の生活に着目して、共通する特性を持つ地域や日常生活での地域間のつながりを把握した上で、地理的条件、交通網整備の状況、地域の今後の可能性等を勘案して、次のとおり、「特性・可能性を踏まえた5つのゾーン」を設定しました。

そして、ゾーンごとに記載した「地域の主な方向性」の中で、今後、市町村・県民・市民活動団体・企業・大学などとの連携・協働により進めていく取組を示すこととしました。

[各ゾーンはおおむね次のような地域を想定しています。]

○ 東葛・湾岸ゾーン

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市及び浦安市並びに市原市、四街道市、白井市、八街市及び長柄町を中心とした地域

○ 空港ゾーン

成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町及び芝山町並びに八千代市、香取市、山武市、神崎町、多古町及び横芝光町を中心とした地域

○ 香取・東総ゾーン

銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町及び東庄町並びに成田市、芝山町及び横芝光町を中心とした地域

○ 圏央道ゾーン

木更津市、茂原市、東金市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町並びに千葉市、成田市、八街市、富里市、匝瑳市、いすみ市、神崎町、多古町、芝山町及び大多喜町を中心とした地域

○ 南房総ゾーン

館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町及び鋸南町並びに市原市、君津市、富津市、一宮町、睦沢町及び長南町を中心とした地域

- 注) 1. 人々の生活や企業の経済活動等は、市町村の枠にとらわれずに展開されていることから、ここで示すゾーンは、市町村域と必ずしも一致するものではありません。また、1つの市町村が複数のゾーンの特性を併せ持つ場合もあります。
2. 地域のつながりは、社会経済情勢や交通・情報網の整備等により変化することも十分想定されることから、ゾーン設定は重層的かつ弾力的なものとなります。
3. 行政各分野における個別計画の策定やサービスの提供に当たっては、このゾーン設定にかかわらず、それぞれの観点から圏域設定を行う必要があります。
4. このゾーンは、市町村間の自主的な連携を妨げるものではありません。
5. 人口に関する数値は、「平成 27 年国勢調査」のデータを用いています。ただし、将来推計人口については、平成 29 年度に県が行った将来人口推計のデータを用いています。

③ゾーンごとの方向性

○ 東葛・湾岸ゾーン

【ゾーンの現状・特性】

1 地域に暮らす人々

首都東京に近接する地理的優位性から、昭和30年代（1955年～）後半以降、大規模団地の建設をはじめとする住宅開発が進み、人口の増加が続いてきました。現在では、県人口の65.4%に当たる約407万人が居住しています。65歳以上の高齢者の割合は24.3%と、県平均より1.6ポイント低く、また、15歳から64歳までの生産年齢人口が63.0%と、年齢構成の若いゾーンです。

ゾーン内の人口は、今後、平成37年（2025年）まで増加が続いた後、減少に転ずることが見込まれています。一方、高齢者の人数はその後も増加を続け、平成42年（2030年）には平成27年（2015年）の1.23倍、高齢化率は29.2%になると予想されています。

また、労働力人口に対する一次産業就業者の割合が1%未満であるのに対し、三次産業就業者の割合が約8割を占めており、三次産業就業者の割合が非常に高くなっています。

東京都内への通勤・通学者が多く、日常生活における東京とのつながりの強さを感じる地域です。

2 産業

成田・羽田両空港の中間に位置するとともに、国際拠点港湾に指定されている千葉港を有し、また東京を起点とする鉄道や道路網が整備され、大学や研究機関の立地も多く、産業基盤の充実した地域です。

東京湾臨海部では、鉄鋼や食品などの企業集積が進み、また、国内有数の魅力的なテーマパークや大型商業施設なども立地しています。

内陸部には、電気機械、金属製品、一般機械を中心に、技術力のある企業が数多く立地し、また、大学や研究機関等との連携による、先端技術産業分野での研究開発や、ベンチャー企業の育成なども活発に展開されています。

また、大消費地に近いという利点を生かした園芸等の都市農業が盛んな地域でもあります。

3 まちづくり

人口密度が高いため投資効果の高い地域となっており、鉄道網が発達したことにより主要駅周辺を中心に、商業・アミューズメント施設や高層住宅など、様々な都市機能が集積しています。その一方で、東京湾、利根川、江戸川、手賀沼等の水辺空間や緑豊かな里山など、貴重な自然環境も残されています。

ゾーン内にある幕張新都心や柏・流山地域では、産業活動の拠点として特色あるまちづくりが進められてきました。このうち、幕張新都心では、国際展示場、国際会議場などを有する幕張メッセをはじめ、国際的な企業、教育・研究施設、商業施設等の立地や住宅整備が進み、まちを「つくる」段階から「育てる」段階に移行しつつあります。また、柏・流山地域では、つくばエクスプレス沿線の駅周辺で計画的な整備が進み、秩序ある住宅地の形成が図られるとともに、柏の葉キャンパス駅周辺は、東京大学や千葉大学、公的研究機関が最先端の研究を推進し、エネルギーや高齢社会などの課題に対応する新しいまちづくりを目指していることに加え、我が国におけるAI研究の拠点としても期待されるなど、企業や大学などと連携した国際学術都市づくりが展開されています。

また、ゾーンの約2割を占める農地は、新鮮・安全な農産物の供給に加え、教育・学習・体験の場の提供、自然環境保全機能など多面的な役割を果たしています。

【地域の主な方向性】

《うるおいとにぎわいの都市空間の中で様々な世代が生き生きと活動する、創造と再生のまちづくりにチャレンジするゾーン》

本ゾーンは、県都千葉市をはじめとする、充実した都市機能と活力を備えた都市群で形成され、人口が集積し、現在も新たな住宅開発が進められるなど、本県をけん引する、活力ある地域となっています。また、ゾーン内には、首都圏の業務機能の一翼を担う核となる都市として整備を進めてきた「幕張新都心」や「柏・流山地域」といった拠点も存在しています。とりわけ、幕張新都心では、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を絶好の機会と捉え、より一層の国際競争力の強化を図り、MICEの誘致促進や国家戦略特区を活用した近未来技術実証などの取組により国際的ブランドイメージの構築を図っています。

一方で、本ゾーンは、生産年齢人口の割合が比較的高く、待機児童など保育問題を抱えている地域があります。さらに、首都東京に隣接し、早くから都市化が進んだため、高齢者の大幅な増加による社会保障費の増大や、大規模団地等の老朽化による空き部屋・空き家の増加などの問題が生じています。

そこで、保育の受け皿整備や保育士確保のための対策の実施等により安心して子育てできる環境整備を図り、高齢者の増加に対応するための在宅医療・福祉サービスなどの基盤整備や住宅のバリアフリー化、互いに支え合う地域づくりなどを各市と連携して促進します。

また、地域に集積する多様な分野の企業や大学、研究機関等の一層の連携促進や、ベンチャー企業の育成、研究開発支援等による地域産業の活性化に取り組みます。特に柏・流山地域には、東葛テクノプラザや国立がん研究センター東病院が立地していることに加え、ものづくり中小企業が集積しており、これらを結び付けて、今後市場拡大が見込まれる健康・医療産業分野における、中小企業の新

規参入や共同研究を促進していきます。

さらに、この地域では、生産性の高い都市農業が展開されており、えだまめ、かぶ、ほうれんそう、梨など、本県の産出額のトップクラスを誇る農産物の主要産地でもあることから、産地知名度の向上や地域特産品の加工等による収益力強化を図るとともに、防災機能や教育機能など農地の持つ多面的な機能への理解を深め、農地の保全に努めます。また、農地や公園などの都市に残された緑地空間や、手賀沼をはじめとした利根川、江戸川などの水辺空間といったうらおいとやすらぎのある恵まれた環境をアピールすることにより、働く世代の都心や他県への流出を防ぎ、地域への定着を促進していくとともに、交流人口の増加により地域の活性化を図っていきます。

今後続く高齢者の増加に対しては、地域に集積する多様な産業と都市機能、高いレベルの教育・研究機能等を活用して、産学官民の連携により、知恵や経験を有する高齢者の活躍の場の提供、元気なシニア層をターゲットとする新たな市場の形成促進など、需給両面で経済活動への高齢者の取り込みを積極的に促し、高齢社会におけるモデル的な地域経済システムの構築を目指すことが望まれます。

既に、本ゾーンでは各市の地域資源を生かした魅力あるまちづくりが進められている中で、外環道や北千葉道路、国道16号千葉柏道路などを骨格とし、県道船橋行徳線や県道越谷流山線などの整備、国道357号・京葉道路の機能強化により、地域内外の交通の円滑化が図られ、生活利便性の向上、物流施設の立地進展など、経済活動の面においても、首都圏における本地域の競争力がますます高まると見込まれます。

とりわけ、外環道の開通により、首都圏各地とのアクセスが飛躍的に向上し、県内においても東京湾岸地域と東葛飾地域の連携強化が図られるなど、より一層ポテンシャルが高まります。今後も、東京湾岸地域の将来の発展のため、更なる交通円滑化を図る湾岸軸の強化が求められています。

首都圏での都市間競争における優位性の向上を目指して、各都市の持つ魅力を一層高めることに加え、河川や海岸、鉄道の沿線など、一定のつながりを持つ地域が連携し、地域全体としてのイメージアップを図ることなどにより、更なるステップアップが期待できる地域です。

注) 東葛・湾岸ゾーンの「ゾーンの現状・特性」欄で数値を示す際には、次の市町村の数値を用いています。

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市

○ 空港ゾーン

【ゾーンの現状・特性】

1 地域に暮らす人々

本地域では、鉄道や幹線道路の整備を背景として東京への通勤圏が拡大したため、昭和40年代（1965年～）以降、人口の急激な増加が見られました。昭和50年代（1975年～）に入ると成田空港の建設や千葉ニュータウンの造成に伴い、更に人口増加が続いてきました。

現在では、県人口の11.5%に当たる約72万人が居住しています。そのうち、15歳から64歳までの生産年齢人口が、61.7%を占め、年齢構成の若いゾーンとなっています。

ゾーン内の人口は、今後、徐々に減少していくことが見込まれていますが、高齢者の人数は増加を続け、平成42年（2030年）には平成27年（2015年）の1.27倍、高齢化率は33.3%になると予想されています。

また、労働力人口に対する一次、二次、三次産業の就業者の割合は、おおむね県内の平均的な数値となっています。

東京や千葉市への通勤・通学者の割合が多い一方で、成田市と芝山町では、昼夜間人口比率が100%を大きく超えており、周辺市町村に対して大きな吸引力を持っていることが伺えます。

2 産業

成田空港は、空港内において約4万人に及ぶ就業の場となっているほか、空港周辺や臨空工業団地を中心に物流関係企業や先端技術産業の立地が進むなど、地域経済にも大きな影響を与えています。

また、千葉ニュータウンでは、住宅のほか、企業や大学等の業務・教育施設の集積が図られています。商業は、成田市を中心都市とする成田商圏や印西市を準中心都市とする印西商圏を形成し、大型店舗の立地が進むなど、ますます周辺市町村からの吸引力を高めています。また、酒々井町等においても商業施設の立地が進んでいます。

この地域は、大消費地東京へのアクセスが良い地理的条件や、印旛沼や利根川、北総四大用水などにより、平坦な北総台地が広がる土地的条件のポテンシャルを発揮したニンジンやさつまいも、すいか、梨などの園芸農業や落花生栽培が盛んな地域となっています。

さらに、「日本遺産（北総四都市江戸紀行）」に認定された佐倉市の佐倉城跡、武家屋敷群や成田市の成田山新勝寺などの歴史的観光資源が数多く存在しています。特に成田山新勝寺には、年間約1,100万人前後の観光客が訪れ、県内第2位を誇る観光スポットとなっています。

3 まちづくり

鉄道や幹線道路の整備を背景として東京への通勤圏が拡大し、環境等に配慮した住宅開発や田園的要素を取り入れた都市づくりが進んでいます。

成田空港周辺地域では、空港機能を活用した地域振興を図るとともに、周辺地域と空港との共栄を目指し、生活環境整備や公共施設整備などの地域整備が進められています。千葉ニュータウンでは、優れた環境の居住機能と業務・研究機能を併せ持つ複合都市づくりが計画的に進められており、成田スカイアクセス開業により、空港へのアクセスが飛躍的に向上しました。

成田市では、国家戦略特区における規制緩和により、平成29年4月に大学医学部が開学し、国内外で羽ばたく学生に広く門戸を開くとともに、県内の地域医療への貢献が期待されています。

【地域の主な方向性】

《成田空港の機能拡充による効果を受け止め、国内外の活力を呼び込み、県経済の活性化にチャレンジするゾーン》

成田空港という推進エンジンを持ち、国際的な人・モノの交流拠点として、働く世代の多い活力ある地域となっています。今後、人口減少や高齢化が進む千葉県を支える地域として期待されることから、働く世代の都内回帰などによる人口の流出を防ぎ、地域活力の一層の向上を図ることが求められます。

成田空港では、発着枠30万回化の合意を受けて、LCC（格安航空会社）の就航や新規路線の開設などの新しい動きが活発化し、空港機能の拡充が図られています。さらに、現在、成田空港の更なる機能強化の検討が進められています。

今後も、周辺地域と成田空港の共栄を目指して、空港周辺9市町（成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町）、国及びNAAと連携し、空港機能を活用した地域振興を図ります。

また、成田スカイアクセスの開通や圏央道の東金・木更津間、茨城県境・大栄間の供用、高速バス路線の拡充等により、成田空港と都心や羽田空港、茨城県をはじめ北関東や東北方面、さらには、県内各地域と成田空港を結ぶ交通利便性が着実に向上しています。さらに、東関東自動車道酒々井ICの供用に合わせたアウトレットモールの開業などにより、本ゾーンへの人の流れが一層活発になりつつあります。

今後は、成田空港へのアクセスを強化する北千葉道路の印西・成田間をはじめ、圏央道と成田空港を結ぶ国道296号や県道成田小見川鹿島港線などの整備を進めるとともに、圏央道の大栄・横芝間の開通によりアクアラインと一体となって、成田・羽田両空港が、直接結ばれることによって本ゾーンの交流・連携機能がますます高まると期待されます。

さらに、周辺市町等と連携して空港機能を活用した地域振興に取り組むとともに、住宅・業務・教育等の施設の立地が進む千葉ニュータウンへの、一層の機能

集積を推進します。

また、大消費地東京に近接し、成田空港を有する立地条件や、恵まれた生産環境を生かした力強い農業産地として発展させるため、ニンジンやさつまいも、すいか、梨、落花生をはじめとする農産物の生産力を強化するとともに、6次産業化や農商工連携などの促進による高付加価値化、海外輸出を含めた販路拡大による産地競争力の強化を図り、農業、内水面漁業、加工業、観光業が有機的に連携した新たな取組などによる地域産業の振興を促進します。

今後、成田空港を活用した県経済の活性化に官民を挙げて取り組んでいくに当たり、この地域は、空港を中心とする広域的な人・モノ・財の流れの起点として重要な役割を果たすこととなります。

そこで、空港機能の拡充や交通利便性の向上の効果を、地域内だけでなく本県全体の経済活性化につなげることを視野に、隣接する香取・東総ゾーンを含めた、地域の観光資源の広域的連携や一層の情報発信等により、増加する外国人観光客も含め国内外から訪れる人々を積極的に地域に誘導し、県内各地への回遊を促すほか、空港周辺や圏央道沿線等への企業立地の促進など、観光や産業振興など幅広い分野で、行政、住民、企業など地域が一体となって取り組んでいくことが望まれます。

注) 空港ゾーンの「ゾーンの現状・特性」欄で数値を示す際には、次の市町村の数値を用いています。

成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町、芝山町

○ 香取・東総ゾーン

【ゾーンの現状・特性】

1 地域に暮らす人々

本地域には、県人口の 4.5%に当たる約 28 万人が居住しています。ゾーン内の総人口のうち 65 歳以上の高齢者が占める割合は 32.0%で、県内では南房総ゾーンに次いで高齢化の進んだ地域となっています。

ゾーン内の人口は、今後も減少していくことが見込まれていますが、高齢者人口の割合は、平成 42 年（2030 年）においては 41.5%と、引き続き南房総ゾーンに次いで高齢化の進んだ地域になると予想されています。

労働力人口に対する一次産業就業者の割合は県内最大の割合である一方、三次産業就業者の割合は 5 つのゾーンの中で最も低くなっています。

ゾーン内の市町村の昼夜間人口比率は平均 93.5%で、地域内で活動している人が多くなっています。一方、他地域への通勤・通学者の中では、成田市と茨城県への通勤・通学者が比較的多く、日常生活においてこれらの地域とのつながりの強さが感じられる地域です。

2 産業

農業は県内随一の生産を誇り、地域の基幹産業として発展しています。特に、利根川沿いの水郷地帯や干潟八万石といわれる地域は、水田の基盤整備が進み、優良な水田地帯が広がる県内随一の稲作地帯であり、良質な早場米の産地として有名です。野菜生産も盛んで、露地ではキャベツやだいこん、さつまいもなど、施設園芸では、きゅうり、トマト、ピーマンなどが生産されているほか、植木の生産や養豚・養鶏等の畜産も盛んに行われています。農家一戸当たりの耕地面積も県内で最も広く、また、経営耕地面積 3 ヘクタール以上の農家率は県平均の約 1.5 倍となっています。

また、水産業では、全国有数の水揚げを誇る銚子漁港を擁し、沖合に黒潮と呼ばれる暖流と親潮と呼ばれる寒流が交わる好漁場があることから、小型船から大型船まで各種の漁船漁業が営まれるほか、九十九里地域では沿岸漁業が盛んであり、水産加工業と合わせて全国有数の水産基地を形成しています。

さらに、この地域は、「日本ジオパーク」に認定されている犬吠埼や屏風ヶ浦に代表される多様な地形や豊かな自然、太平洋や利根川などを望む雄大な景色、豊富な食材や温泉、「日本遺産（北総四都市江戸紀行）」に認定された銚子市の外川地区の碁盤目状に造られた町並みや醤油醸造の文化、香取市の香取神宮や佐原地区の伝統的な町並み、「ユネスコ無形文化遺産」にも登録された 300 年の伝統を誇る「佐原の大祭」などの優れた文化財など、多彩な観光資源を有する地域であり、いちご狩りなどの収穫体験やさつまいも祭り、酒蔵まつりなども人気で、県内外から多くの観光客が訪れています。

3 まちづくり

自然景観や歴史・文化などの地域資源を有効に活用した、個性豊かなまちづくりが進んでおり、なかでも、水運を利用して「江戸優り（まさり）」といわれるほど栄えていた香取市では、その面影を残す町並みが小野川沿岸や香取街道に今でも残っており、歴史的な景観を生かしたまちづくりが進められています。

また、本地域の振興に大きく寄与することが期待される圏央道については、大栄・横芝間の整備が進み、圏央道から分岐して銚子へつながる銚子連絡道路についても着実に整備が進展しています。

【地域の主な方向性】

《食料の生産拠点としての機能強化を図るとともに、北関東・東北方面や成田空港への近接性を生かした新たな発展可能性にチャレンジするゾーン》

人口減少が長く続き、高齢化が進んでいることから、地域の活力の低下が懸念されていますが、農業、畜産業、水産業が発達した食料の生産拠点であるとともに、多彩な観光資源を有していることから、地域が持つポテンシャルは大変高いものがあります。

また、圏央道の茨城県区間の全線開通により、東関東自動車道から東名高速道路までが圏央道を経由して直結したことからその利便性が向上し、対岸の茨城県のみならず北関東や東北方面などからの玄関口となるとともに、LCCの就航や新規路線の開設などの新しい動きが活発化している成田空港への近接性も相まって、交流・連携のポテンシャルも飛躍的に高まることが期待されます。

今後は、北関東や東北方面との連携や、成田空港を中心とする広域的な人・モノ・財の流れを積極的に取り込み、地域活力の向上につなげることを意識しつつ、産業振興やまちづくりを進めていくことが必要です。

そこで、地域の生活や産業基盤の安定を図るため、津波や液状化による被災体験を教訓としたまちづくりに、市町村と連携して取り組むとともに、銚子連絡道路や国道356号などの幹線道路の整備を進めることにより、地域内外の交流・連携の強化を図っていきます。

また、本県の農林水産業を支える一大産地であることから、今後もマーケット需要に応じた力強い産地づくりを推進するとともに、地域特産品のブランド化や6次産業化の促進、水田を利用した飼料用米の生産などの耕畜連携や、大規模経営体や農業法人の育成、銚子漁港の整備等により、海外も視野に入れた食料の生産拠点として一層の機能強化に取り組みます。

さらに、地域資源を生かした参加体験型観光や、水辺空間、地質遺産などの魅力ある自然景観、歴史文化資源を生かした観光を推進するとともに、隣接する空港ゾーンとも連携して、増加する外国人観光客の来訪も意識した観光地づくりに取り組めます。

なお、近年は、自然資源を生かした太陽光発電や風力発電事業、活動的な高齢

者などの移住支援、空き公共施設等を活用した企業誘致など、地域の可能性を広げる動きが生まれつつあります。地域や企業との連携により、こうした可能性を活用した地域振興を図るとともに、一次産業を軸に、商工業・観光及びエネルギー産業を含めた、多彩な産業の連携・融合による地域振興への取組など、地域資源の一層の活用と既存産業の競争力強化に向けた地域の取組を促していく必要があります。

注) 香取・東総ゾーンの「ゾーンの現状・特性」欄で数値を示す際には、次の市町村の数値を用いています。

銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町

○ 圏央道ゾーン

【ゾーンの現状・特性】

1 地域に暮らす人々

本地域には、県人口の 15.3%に当たる約 95 万人が居住しています。ゾーン内の総人口のうち 65 歳以上の高齢者が占める割合は 28.3%で、県全体の高齢化率より高い数値となっています。

ゾーン内の人口は、今後も減少していくことが見込まれていますが、高齢者人口の割合は、平成 42 年（2030 年）においては 35.8%と、引き続き県全体の数値（31.5%）を上回ると予想されています。

労働力人口に対する一次、二次産業就業者の割合が県平均を超えて多くなっています。

これまで、ゾーンの西部と東部の生活レベルでの交流は余り進んでいませんでしたが、圏央道の開通により、各々の生活圏の交流基盤が整備されました。

2 産業

東京湾臨海部では、昭和 30 年代（1955 年～）後半から埋め立てが本格化し、石油化学、鉄鋼、エネルギー等の日本を代表する工業地帯が形成されてきました。近年では、アクアライン着岸地周辺において、アクアライン料金引下げの効果もあり、大型アウトレットモールをはじめとする商業施設の集積が進んでいます。

かずさDNA研究所をはじめとする研究開発施設や製菓、新素材など幅広い産業の集積が進む「かずさアカデミアパーク」のほか、内陸部の工業団地等には、電子機器や機械、化学等の企業が立地しています。さらに、新しい工業団地である「茂原にいほる工業団地」及び「袖ヶ浦椎の森工業団地」への企業進出が期待されます。

また、平野部を中心に稲作やトマト、メロン、キュウリ、花きなどの施設園芸が盛んな地域であり、地域ブランドの確立による販売促進など多様な取組が展開されるとともに、ゾーン西部では鶏卵や牛乳生産が盛んです。さらに、ゾーン中部から東部にかけては、スギ・ヒノキ等の森林資源を有しており、本県林業の中核を担っている地域でもあります。

さらに、東京湾では、全国でも高品質で有名なノリの養殖や、貝類漁業が営まれています。

観光面でも、海水浴やサーフィンのほか、潮干狩り、^{すだて}簀立、観光地引網など海辺での体験型の観光や、いちご狩り、ぶどう狩り、ブルーベリー狩り、タケノコ掘りなど、農林水産業と連携した体験型の観光を楽しむことができるほか、自然体験型の遊園地、キャンプ場やゴルフ場などの立地に加え、湖・渓谷等での親水型レクリエーションが行えるなど、多彩な観光資源を有しています。

また、丘陵地帯や九十九里浜沿岸には、ヨードを含む天然温泉が点在し、魅力

ある宿泊施設も集積しています。

3 まちづくり

ゾーン東部では、JR外房線、東金線、総武本線等の利用による千葉市や東京方面への通勤圏として、住宅地が整備されてきました。また、ゾーン西部では、近年、アクアラインを利用した京浜地域への通勤・通学圏としての優位性が高まっており、高い交流性を生かし居住機能や商業機能等多様な機能が集積するまちづくりが進められています。

また、圏央道として松尾横芝インターチェンジから木更津ジャンクションまでが供用し、本ゾーンの骨格が形成されました。圏央道の整備効果を南房総ゾーンや香取・東総ゾーンへと波及させる上で重要な役割を担う、圏央道からアクセスする道路の整備も進展しつつあります。

今後、圏央道の残る大栄・横芝間の1日も早い開通や暫定2車線区間の4車線化による機能強化、圏央道にアクセスする道路の整備などを着実に進めるとともに、2020年東京オリンピックのサーフィン競技開催に伴う競技会場の整備や成田空港の利便性の向上に伴う波及効果が見込まれます。

【地域の主な方向性】

《圏央道開通効果を取り込み、多彩な産業展開により本県経済のけん引軸の形成にチャレンジするゾーン》

本ゾーンでは、これまで、地形的な要因や発展経緯などから、房総丘陵を境に東京湾側の地域と太平洋側の地域とに大きく分かれ、それぞれの特性を生かした産業や生活文化が育まれてきました。また、県政の推進に当たっても、主として同様の地域区分の下で施策展開が図られてきました。

そうした中で、東京湾側の地域は、臨海部に素材系産業の集積が進み、本県工業をけん引する地域として成長してきました。一方、太平洋側の地域は、恵まれた自然環境の下で農林水産業が発達し、内陸部の工業団地等には組立加工型の企業の集積が進んできました。それぞれの地域に、通勤や通学、買い物など日常生活の核となる市が存在し、また、どちらの地域も千葉市や東京方面への通勤圏として宅地整備が進むなど、2つの地域の直接的な結び付きは、これまで決して強くはありませんでした。

しかしながら、アクアラインからつながる圏央道の全線開通により、本ゾーンの骨格が形成されるとともに、成田・羽田両空港を結び、首都圏全体の産業振興や防災面で極めて重要な機能を果たす、新たな広域的な幹線道路ネットワークが形成されます。これは、企業立地の優位性を高め、地域の産業競争力の強化につながるとともに、生活圏の拡大や文化的交流の促進、さらには、広域的な救急医療体制の拡充などによりゾーン内の様々な連携を促し、地域の人々の生活に大きな影響を与えると考えられます。さらに、圏央道等によってもたらされる他地域

からの人・モノの流れの波及効果も加わって、地域の持つポテンシャルを大きく高めることが期待されます。

そのため、本ゾーンでは、地域が育んできた産業集積と、アクアライン・圏央道などによる広域的な交流機能を十分活用した地域振興策を進めるとともに、これまでの発展経緯や地域区分にこだわることなく、本ゾーンの資源の有機的な連携を促進し、本県経済のけん引役を目指していくことが求められます。

そこで、圏央道沿線地域への産業の受け皿づくりや、物流や商業を含む幅広い企業立地の促進、農林水産業の生産力強化やマーケット需要に応じた力強い産地づくりを推進するとともに、6次産業化や農商工連携の促進による高付加価値化、耕作放棄地や鳥獣被害対策の実施、県産木材の建築物等への利用促進などに取り組みます。また、2020年東京オリンピックのサーフィン競技の開催に向けて、自然公園の整備等の競技会場の整備、会場周辺の交通ネットワークの強化・充実、外国人観光客の受け入れ環境の整備等に取り組みます。さらに、体験型観光、スポーツ観光等、多彩な自然環境や観光資源を生かした特色ある観光の仕掛けづくり等により、積極的に地域の魅力発信に取り組んでいきます。

また、東京湾臨海部のコンビナート地帯は、本県の経済・雇用を支える重要な役割を担っておりますが、施設設備の老朽化や国内需要の低迷、国際競争の激化などの課題に直面する企業も多いことから、国や企業等と連携しながらコンビナートの競争力強化に向けてこれらの課題解決に取り組みます。

さらに、圏央道の整備効果を地域全体でしっかりと受け止め、その効果を南房総ゾーンや香取・東総ゾーンへと波及させるため、圏央道から各地域にアクセスする銚子連絡道路、長生グリーンライン、千葉東沿岸地域を結ぶ地域高規格道路や国道297号、国道410号などの整備、さらには圏央道の追加インターチェンジの整備による道路ネットワークの充実を図るとともに、圏央道の全線開通、さらには4車線化整備が図られるよう努めていきます。あわせて、アクアライン・圏央道により近隣都県や成田・羽田両空港との時間的距離が短縮された優位性を発揮し、企業立地を促進するとともに、広域的な観光ルートづくりなどにより、国内外からの観光誘客を促進するなど、ハード・ソフト両面で、ゾーン内外の広域的な交流・連携を促していきます。

注) 圏央道ゾーンの「ゾーンの現状・特性」欄で数値を示す際には、次の市町村の数値を用いています。

木更津市、茂原市、東金市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町

○ 南房総ゾーン

【ゾーンの現状・特性】

1 地域に暮らす人々

この地域には、県人口の3.3%に当たる約20万人が居住しています。ゾーン内の総人口のうち65歳以上の高齢者が占める割合は39.1%で、県全体の割合と比べて10ポイント以上高く、最も高齢化率の高い地域となっています。

ゾーン内の人口は、今後も減少していくことが見込まれていますが、高齢者人口の割合は、平成42年(2030年)においては46.6%と、引き続き、5つのゾーンの中で最も高いことが予想されています。

また、労働力人口に対する一次産業就業者の割合が比較的多く、香取・東総ゾーンに次ぐ高さです。

市町村別の昼夜間人口比率は平均95.7%となっており、地域内で活動している人の多い地域です。特に、居住する市町村内に通勤・通学する人の割合が6割を超えています。一方、東京への通勤・通学者の割合は3%以下で、県内で最も低くなっています。

2 産業

沖合に黒潮が流れ、磯浜が続く恵まれた漁場を持っていることから、勝浦漁港、鴨川漁港、大原漁港など数多くの漁港が存在し、カツオ、アワビ、イセエビ等種類に富んだ水産物が水揚げされます。また、和田漁港を基地として全国でも数少ない捕鯨が行われています。

農業では、水稻を中心に、花き、いちご、びわ、牛乳、タケノコなど温暖な気候や地形を生かした多彩な特産品が生産されています。

変化に富んだ海岸線や緑豊かな丘陵地などの自然環境に恵まれ、多くの観光施設や宿泊施設などがある観光業の盛んな地域です。夏は海水浴、秋は紅葉狩り、冬から春にかけては花摘みやいちご狩りといった観光とともに、サーフィンやダイビングなど多様なマリンスポーツも楽しむことができます。

また、道の駅や直売所が多数あり、特に道の駅では、地元で生産された農水産物やその加工品等の販売だけでなく、体験農業の併設などの工夫を凝らしており、観光スポットとしても魅力にあふれています。

さらに、個人旅行者だけでなく、教育旅行や学生のスポーツ合宿など団体客の受け入れにも取り組んでいます。

また、近年は、特に「食」による観光振興も盛んになっています。

3 まちづくり

地域の気候や風土を生かした一年中花が楽しめるまちづくりや南欧風のまちづくりのほか、館山港多目的観光棧橋や渚の駅を中心とした、みなとまちづくりが推進されています。また、先進医療施設が立地していることから、「医療・介護」

のまちづくりも進められています。こうした取組や、温暖な気候、海と緑に囲まれた自然環境などが魅力となり、首都圏における移住・定住先としての人気が高く、移住希望者への情報発信や、移住者の地域への定着を支援する取組も展開されています。

今後は、アクアラインからつながる東関東自動車道館山線などの4車線化により、都心や京浜地区からの利便性が一層向上するとともに、圏央道から県内の各主要都市や観光拠点等を結ぶアクセス道路の整備により、県内各地域へのアクセスも向上します。

【地域の主な方向性】

《海と緑のやすらぎの空間の中で、充実した多様なライフスタイルの提供にチャレンジするゾーン》

本地域では、温暖な気候や地形的な特徴を生かし、多様な農林水産業が展開されています。また、多くの観光資源に恵まれ、首都圏有数の観光・リゾート地として親しまれてきました。

一方で、人口減少が続き、県内で最も高齢化率が高い地域でもあるため、農林水産業の担い手が不足しており、集落機能の低下、耕作放棄地や荒廃森林の増加、さらに、イノシシなどの有害鳥獣による農作物等への被害が拡大しています。

また、生産年齢人口の減少に加え、労働条件や情報不足によるミスマッチの発生から、地域における人材確保も課題となっています。

こうした中、アクアラインからつながる東関東自動車道館山線や圏央道などの広域的な幹線道路ネットワークの整備進展に伴い、高速バス路線も充実し、通勤・通学範囲が広がり、また、豊かな自然環境などが魅力となり、都市部に暮らす人々の移住先としての関心が高まっています。

そこで、南房総地域への更なるアクセス強化を図るため、東関東自動車道館山線などの4車線化を促進するとともに、千葉東沿岸地域を結ぶ地域高規格道路の調査や国道128号、国道297号、国道410号、国道465号などの整備を推進します。さらに、これらの道路と主要な都市や観光地を結ぶ県道市原天津小湊線などの改良を進めます。さらに、日常生活はもとより、まちづくりや観光の基盤となる鉄道の利便性を確保していく必要があります。

また、農林水産業の意欲ある担い手の確保・育成のための体制づくりの促進や鳥獣被害対策の実施に取り組むほか、6次産業化・農商工連携の促進、熱帯果樹などの新たな地域特産物の開発、観光・体験型農林漁業、いわゆるグリーン・ブルーツーリズムなどの取組を促進します。さらに、空き公共施設等を活用した企業誘致や起業支援、各種マリンスポーツやサイクリングをはじめとするスポーツツーリズムの取組を進めるとともに、企業との交流イベントや合同企業説明会等により、若者の地域への定着を図ります。また、行政、企業、地域住民が一体となったホスピタリティの醸成を図り、本地域を訪れる観光客や移住先として関心

を持つ人々に対し、自然の中での安心子育てライフ、趣味やレジャーを満喫する
二地域居住など、多様なライフスタイルを提案し、積極的に地域の魅力を発信し
ていきます。

今後も引き続き高齢化率が高まると推測されますが、気候が温暖で高齢者も生
活しやすいことから、高齢者が働きやすい環境づくりを進め、シニアパワーを積
極的に地域産業に活用するとともに、高齢者をターゲットとする医療・健康産業
等の展開を促すことなどにより、地元雇用の拡大と生産年齢人口の増加につなげ、
あわせて、人口減少・高齢化の中でも豊かに生活を維持できる地域としていくこ
とが必要です。

また、美しい自然、豊かな食文化、道の駅や直売所、レジャー施設や宿泊施設、
医療施設等あらゆる地域資源の発掘、活用、連携により、観光と農林水産業を軸
とした、この地域ならではの産業創出や、健康・環境といった成長分野での新た
なビジネス展開、バイオマスや小水力発電などを活用した地域活性化への取組も
期待できることから、企業や市町村等と連携・協力し、地域の可能性を広げてい
くことが重要です。

注) 南房総ゾーンの「ゾーンの現状・特性」欄で数値を示す際には、次の市町村の数値を用
いています。

館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町

第3章 重点的な施策・取組（実施計画編）

第1節 次世代につなぐ輝くちばへのチャレンジ

本実施計画は、基本構想に掲げた「暮らし満足度日本一」の実現に向けた総仕上げとなる計画となります。

総仕上げとは、これまで磨き上げてきた千葉県の強みを活用することで、次世代を担う若者や子どもたちの活躍の舞台として、将来にわたって、本県が首都圏、日本をリードする「日本一の光り輝く千葉県」であり続けられるように、更なる飛躍を目指し、しっかりとした仕組みを築くという趣旨であり、基本構想の仕上げという意味に加えて、将来のための基礎づくりを果たすという意味があります。

そのため、これまで蓄積してきた千葉ならではの強みである交流基盤や多様な魅力を最大限に活用しつつ、人口減少や少子高齢化といった課題への対応を図ります。さらに、交流基盤や多様な魅力の活用が定住人口や交流人口の増加をもたらし、人口減少や少子化といった課題への対応に好影響を及ぼすなど、相乗的に好循環をしていくように取り組む中で、次世代を含め県民みんなが生き生きと活躍できる千葉県を構築することによって、本県の活力維持・向上を目指します。

そこで、施策の実施に当たっては、将来を見据えたこのような横断的な視点を持って取り組むとともに、相乗的な成果や好循環につながるような先導的な取組事例については、庁内各部局で共有するのみならず、市町村や県民、企業、大学をはじめ様々な関係者に幅広く示していくことなどを通じて、地域の自立的な課題解決能力の向上にもつなげていきます。

こうした取組を通じて、「日本一の光り輝く千葉県」を次世代につないでいくことは、私たちの世代に課せられた責務であり、大切なチャレンジと言えます。

（1）重視すべき横断的な視点

施策の実施に当たり、第3章第2節に設けた12の政策分野の全てにおいて、重視すべき横断的な視点をまとめました。

【急激な人口減少・少子化への歯止め】

千葉県は、今後、これまで経験したことのない、人口減少の局面を迎えることとなります。

人口減少による経済や財政の規模の縮小、地域の支え合いの低下に対し適切な対応を行わなかった場合、これまでどおりの社会生活が維持できなくなるおそれもあります。

こうした状況の中、東京圏に位置し、優れた都市機能に加えて、農林水産業や商工業等のバランスの取れた産業、雇用機会を有するとともに、豊かな自然環境や魅力ある観光地にも恵まれており、生活がしやすいという本県の特色に磨きをかけ、多くの人に千葉を居住地として選んでもらい、急速な人口減少に歯止めをかけていくことが必要

です。

特に、若い世代の希望がかなえられる魅力ある雇用の場の創出や、安心して子どもを
生み育てられる環境の整備等により、子育てしやすい県としてのイメージの定着を
図り、子育て世代に住んでもらい、少子化に歯止めをかけることが重要です。

また、生産性の向上などによる各産業における人材不足への対応やコンパクトな
まちづくりなどによる持続可能な社会を構築する必要があります。

【超高齢社会への対応】

千葉県の高齢化率は25%を超え、既に4人に1人が高齢者となっています。平成
37年（2025年）には、団塊の世代が後期高齢者となり、高齢化率も30%に達する見
込みであり、医療や介護へのニーズの増加や社会保障の負担増が予測されます。

こうした状況の中、健康寿命を延伸させ、平均寿命と健康寿命の差の短縮を図るこ
とにより、社会保障の負担軽減が期待されます。あわせて、若い頃から健康づくりを
進め、元気で意欲ある高齢者が、企業や地域社会等の中で、自らの知識や能力を生か
し、生き生きと充実した生活を送ることができる社会を構築することが必要です。

また、医師や看護師、介護士等の確保・定着を進めるとともに、医療と介護の連携
や公共空間などにおけるバリアフリー化を推進することにより、住み慣れた地域や自
宅で暮らし続けることができる社会を実現することが重要です。

さらに、公共交通機関の弱体化や商業施設の郊外への立地などにより、商店や医療・
福祉施設等へのアクセスが困難になっている高齢者もおおり、地域の生活を支える仕組
みが求められています。

【交流基盤・ネットワークの整備・活用】

千葉県では、東京湾アクアライン（以下「アクアライン」という。）の料金引下げの
継続や首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）、東京外かく環状道路
（以下「外環道」という。）、北千葉道路等の整備進展、成田国際空港（以下、「成田
空港」という。）の機能拡充などにより、首都圏のみならず国内外からのアクセス性
が飛躍的に向上してきており、人やモノの交流の拡大を図ってきたところです。

今後は、急激な人口減少や少子化・高齢化に歯止めをかけるとともに、本県の更なる
発展に向け、県民誰もが活躍できる社会を実現するため、これまで整備を進めてき
た交流基盤を、将来にわたる本県の強みとして更に磨き上げていくとともに、各分野
の様々な取組において最大限活用していくことが必要です。

【国内外への魅力発信】

人口減少や少子高齢化を背景に、全国的に多くの地域が移住促進や観光客誘致など
に取り組む中で、千葉県が競争力を維持していくためには、東京圏に位置し、優れた
都市機能、全国有数の農水産業・商工業、豊かな自然や魅力的な観光地などを有する
という「千葉県ならではの」強みや特徴を、積極的かつ戦略的に発信し、千葉に「行
きたい」、「住みたい」、千葉の産品を「買いたい」という具体的な行動を誘発する必要
があります。

このため、観光客や企業の誘致、農水産物の販路拡大はもちろんのこと、防災・防犯や子育て支援など幅広い行政分野において、魅力発信の視点を踏まえ、本県の優位性や独自性などをアピールしつつ施策展開を図ることが望まれます。

特に、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催は、本県の魅力を国内外にアピールする絶好の機会になります。こうした機会を捉え、国内外の人々に本県の魅力を一層強く印象付けるため、知事によるトップセールスを実施するとともに、各種メディア・SNSなど多様な媒体を、その特性に応じて適切に選択し、戦略的に発信を行うことが重要です。

また、県外の人々に対してだけでなく、県民の方々に対しても、ちばの魅力や各行政分野における県の取組を積極的に発信し、ふるさとへの愛着を深め、誇りを持って本県に住み続けてもらうとともに、県民の方々が、県とともに本県の魅力を発信してくれるよう働きかけていくことも重要です。

(2)「県民みんなの活躍」の実現

各分野の施策推進に当たっては、(1)に掲げた重視すべき横断的な視点を念頭に置き、【交流基盤・ネットワークの整備・活用】【国内外への魅力発信】を進めることにより、地域の社会・経済が活性化され、【急激な人口減少・少子化への歯止め】【超高齢社会への対応】が進展し、これらを原動力として、更に千葉県の基盤や魅力向上が進むという好循環が持続的に生み出されていくことを目指します。

そして、こうした好循環の推進力である、ポテンシャルを秘めている女性や、元気で意欲にあふれ、豊かな知識と経験を有する高齢者、将来を担う若者等が、将来にわたり、その意欲や潜在力を遺憾なく発揮し続けていくことは、それぞれが充実した豊かな人生を送ることにつながるとともに、地域社会の充実や地域経済の活性化をもたらし、本県の活力の維持・向上につながります。

そこで、県内各地域で、女性も男性も、高齢者も若者も、障害のある人も、県民みんながこれまでの概念にとらわれず、一人ひとり、それぞれの人生を大切にしながら、地域活動や経済活動に参画し、将来にわたって豊かに生活できる社会の構築を図ってまいります。

第2節 施策の内容

第I項 安全で豊かなくらしの実現

政策分野I-1 自助・共助・公助が連携した防災先進県づくり

【防災・危機管理】

頻発・激甚化する自然災害から県民の生命・身体・財産を守り、被害を最小限にとどめられるよう、自助・共助・公助が一体となり、地域防災力の向上を図ります。

また、市町村の支援強化や民間事業者等の連携により、大規模災害時の体制強化を図るとともに、災害に強い社会資本の整備や危機管理対策の推進等を図ります。

施策項目I-1-① 自助・共助・公助が一体となった地域防災力の向上

【目標】

自助・共助・公助が一体となった県内全域の防災力の向上を図ります。

【現状と課題】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という観測史上最大の地震であり、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらしました。

本県においても、死者22名、行方不明者2名、また、液状化による住宅被害は、約18,700棟にも及び、臨海部の石油コンビナートの火災なども含め、多くの人的・物的被害が発生しました。

県では、この6年間、東日本大震災からの復旧・復興に向け、様々な取組を進めてきたところですが、「千葉県復旧及び復興に係る指針」に掲載された復旧事業がほぼ完了するなど、着実に進展しています。

一方、平成28年4月14日以降に発生した平成28年熊本地震において、自治体支援の体制、避難所の運営の在り方など、多くの課題が浮き彫りになりました。

また、国では今後30年の間に千葉県を含む南関東地域において、マグニチュード7程度の大規模な地震が70%程度の確率で発生すると予測しています。

最新の科学的知見や過去の地震被害を踏まえ、平成28年度に県が公表した地震被害想定調査では、想定した「千葉県北西部直下地震」において、建物の全壊・焼失棟数は約8万1千棟、死傷者は約2万7千人など甚大な被害が予測されました。

さらに、地球温暖化などの影響により、台風が強大化するとともに、局地的な集中豪雨の頻度が増大しており、風水害や土砂災害が増加し、被害も甚大化する傾向にあります。

県は、自然災害や大規模事故から県民の生命・身体・財産を守り、被害を最小限にとどめるため、関係機関等と連携しながら、防災訓練や啓発活動など防災に関する施策を実施する責務を有しています。

【取組の基本方向】

東日本大震災の教訓を踏まえ、切迫する首都直下地震等の大規模地震を見据えながら、災害に強い千葉県づくりに向けて制定した「千葉県防災基本条例」に基づき、平時から正しい知識を持ち、災害発生時には、自ら考え行動できるようにする自助の取組と、地域における防災活動の中核となる人材を育成するなどの共助の取組を強化するとともに、県や市町村のほか防災関係機関は、県民の安全・安心を守るためにとり得る手段を尽くし、自助・共助・公助が一体となって、県内全域の防災力の向上を図ります。

県民や自主防災組織等に対し、平時から備蓄を推進するよう働きかけるとともに、災害時に円滑な物資供給が行えるよう、民間物流事業者のノウハウ等を生かした物流体制を確保します。

県は、様々な防災対策を講じる上で、高齢者、障害のある人又は外国人などの災害時における要配慮者及び避難行動要支援者や女性、今後増加が予想される観光客に配慮した対策を推進するとともに、市町村の避難体制の構築を支援します。

帰宅困難者等対策として、事業者等の協力を求めながら、発災時の一斉帰宅行動の抑制や駅周辺ごとの実情に応じた対策を講じるとともに、救助・救急活動が落ち着いた後の徒歩帰宅支援の取組についても、更なる充実を図ります。

津波に対しては、人命を最優先とし、避難を軸としたソフト対策とハード対策を組み合わせ、総合的な津波対策を推進します。

東日本大震災では、東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地など広範囲にわたり液状化が確認されたことから、液状化に強いまちづくりに向けた取組を更に推進します。

「消防学校・防災研修センター」については平成31年度の開設に向け、消防学校に、消防職員・消防団員の実戦的能力の強化を図るための教育訓練施設等を整備するとともに、防災研修センターにおける県民、自主防災組織や企業などを対象とする研修カリキュラムの策定等の取組を進めます。

東日本大震災における石油コンビナートの大規模な火災など様々な事象への対応により得られた経験に加え、市町村が被災し、災害対応能力を喪失した場合でも、迅速で効果的な災害応急対策が実施できるよう体制の強化を図ります。

【主な取組】

I-1-①-1 自助・共助の取組の強化

地震・津波などの大規模災害から「命」を守るためには、「自らの身の安全は、自らが守る」自助の取組や、「自分たちの地域は地域のみinnで守る」共助の取組を更に促進し、これらを支える「公助」と一体化して地域防災力を向上させることが必要です。

このため、県民、事業者、自主防災組織、県・市町村などの役割を明らかにした「千葉県防災基本条例」の理念に基づき、千葉県地域防災力向上総合支援補助金等により、自助・共助の防災意識を高める防災教育の推進や自主防災組織の結成・活動促進等に努め、県民一人ひとり及び地域コミュニティの防災力の強化を図ります。

- ・防災教育の推進
- ・災害対策コーディネーターの養成
- ・自主防災組織の結成・活動促進

- ・災害時における要配慮者及び避難行動要支援者対策の推進
- ・生活必需物資等の備蓄促進

I-1-①-2 防災連携体制の充実強化

県内で大規模な地震等による被害が発生した場合に備え、広域かつ柔軟な支援体制を構築します。大規模災害発生時に、迅速かつ的確な対応を図るためには、県、市町村、消防、警察等の防災関係機関はもとより、ライフライン事業者、物流事業者、交通事業者など、広く民間事業者等と連携した取組を推進することにより、被災者支援の対策を強化することが必要です。

このため、市町村や防災関係機関、民間事業者との連携を充実強化し、大規模災害時に備えた体制強化に努めるとともに、定期的かつ効果的な訓練の実施などにより、実効性の確保及び向上に努めます。

平成 28 年熊本地震で課題となった避難所の運営や災害廃棄物処理計画策定の技術的な支援等、市町村のサポートを行うとともに、震災時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練や津波避難訓練、帰宅困難者対策訓練等の個別訓練を実施します。

また、災害時における医療救護活動の拠点となる災害拠点病院の施設・設備整備を図るとともに、災害発生後の急性期（おおむね 48 時間以内）に医療救護活動を開始できる機動性を持った、災害派遣医療チーム（DMA T）の体制を強化します。あわせて、災害ストレス等により、精神保健医療への需要が拡大すると考えられることから、精神科医療救護や、精神科医等により組織される災害派遣精神医療チーム（D P A T）についても、新たな人材の養成や実践的な訓練に取り組みます。

さらに、大規模災害発生時において救出救助活動等に必要な装備品の整備拡充を図ります。

- ・市町村、都道府県、民間事業者等との防災支援ネットワークの体制強化
- ・災害情報伝達機能の強化
- ・支援物資の供給体制の強化
- ・帰宅困難者対策の推進
- ・市町村の避難所運営に係る支援強化
- ・市町村の災害廃棄物処理計画策定への支援（再掲）
- ・市町村、県民、事業者、自主防災組織等が連携した実践的な防災訓練の実施
- ・災害派遣医療チーム（DMA T）及び災害派遣精神医療チーム（D P A T）の体制強化
- ・災害拠点病院の整備
- ・災害用装備品の整備拡充

I-1-①-3 津波避難・液状化対策の推進

県民や訪日外国人を含む観光客が津波から安全かつ迅速に避難できるよう、市町村の津波避難計画、津波ハザードマップの作成を支援するとともに、県としても S-net（日

本海溝海底地震津波観測網)の観測データを詳細な津波情報として沿岸市町村に配信していきます。

また、市町村等に対する補助金を活用した避難誘導看板の設置や避難路の街路灯整備等により、津波対策の強化を推進します。あわせて、県がこれまでに作成した津波浸水予測図等を広報することで、県民の津波避難に対する意識向上に努めます。

地震時の液状化被害を減少させるため、液状化メカニズムの解明を進めるとともに、平成28年度に作成した液状化しやすきマップや国等が研究している液状化対策工法の結果を広報することにより県民の液状化対策を促進します。

- ・ 県民や訪日外国人を含む観光客の津波避難対策の推進
- ・ S-net を活用した沿岸市町村への津波情報の配信
- ・ 市町村の津波避難に関するソフト対策への支援
- ・ 液状化 - 流動化現象の調査研究の実施
- ・ 津波避難・液状化対策に係る広報

I-1-①-4 消防・救急救助体制の充実強化

地域における消防防災力の向上を図るため、消防の広域化の推進、消防共同指令センターの整備、市町村消防施設・設備の充実・強化、消防団員の確保や消防団の活性化等について、市町村と連携して取り組みます。

また、近年の複雑多様化、大規模化する各種災害への対応や、救急救命措置・搬送の迅速・的確な対応など、新たな時代の要請に応えられる消防人材の育成を図るため、老朽化した消防学校の建て替えや防災研修センターの整備に取り組みます。

- ・ 地域における消防防災力の強化
- ・ 消防学校・防災研修センターの整備

I-1-①-5 石油コンビナート防災対策の推進

石油コンビナート地区は、一たび事故が発生すると、極めて大規模な災害に拡大するおそれがあり、社会的にも経済的にも甚大な被害が懸念されます。

そのため、県では、関係消防機関や海上保安部並びに石油コンビナート事業所や共同防災組織等と連携した各種訓練を実施するほか、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の見直しなど、石油コンビナート地区の防災対策の強化を図ります。

- ・ 石油コンビナート等防災訓練の実施
- ・ 千葉県石油コンビナート等防災計画の見直し

I-1-①-6 事業者による防災対策の推進

近年、頻発・激甚化する災害を踏まえ、地域防災力の向上を図るため、企業の事業継続計画（BCP）策定支援、自治体・県民・企業が連携した防災訓練実施など、事業者としての取組を明確化し、その促進に取り組んでいきます。

また、災害時等に事業者・団体等の協力を得られるよう平時から協定の締結等を推進することにより、事業者との連携を強化していきます。

- ・ 協定締結による事業者との連携強化

- ・事業継続計画（BCP）策定の支援（再掲）
- ・事業継続計画（BCP）策定に向けた啓発活動（再掲）
- ・市町村、県民、事業者、自主防災組織等が連携した実践的な防災訓練の実施（再掲）
- ・石油コンビナート等防災訓練の実施（再掲）
- ・生活必需物資等の備蓄促進（再掲）

施策項目 I - 1 - ② 災害に強いまちづくりの推進

【目標】

地震や風水害など災害に強い防災基盤の整備を図ります。

【現状と課題】

国では今後 30 年の間に、千葉県を含む南関東地域において、マグニチュード 7 程度の大規模な地震が 70% 程度の確率で発生すると予測しています。

最新の科学的知見や過去の地震被害を踏まえ、平成 28 年度に県が公表した地震被害想定調査では、想定した「千葉県北西部直下地震」において、建物の全壊・焼失棟数は約 8 万 1 千棟、死傷者は約 2 万 7 千人など甚大な被害が予測されました。

また、地球温暖化などの影響により、台風が強大化するとともに、局地的な集中豪雨の頻度が増大しており、風水害や土砂災害が増加し、被害も甚大化する傾向にあります。

県では、東日本大震災など過去の災害から得られた教訓を生かし、切迫する首都直下地震等の大規模な地震や頻発する集中豪雨などの自然災害から県民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめ、緊急事態における対応力の向上を図るため、早急に道路・河川・港湾・公園・下水道等の社会資本の整備や耐震化を進めていく必要があります。

加えて、県営水道の浄・給水場や管路等の水道施設については、その多くが高度経済成長期を中心に整備されているため、耐震性を有していないものや老朽化が進んでいるものがあり、更新や耐震化を効率的に推進するため、計画的に整備を進める必要があります。

一方で、社会資本の整備や災害時の迅速な応急対応を行うには、地域に根ざした建設業の存在が必要不可欠ですが、建設業界では少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念されており、その担い手確保が課題となっています。

【取組の基本方向】

誰もが安心して暮らせる災害に強い県づくりを進めるために、社会資本の整備や耐震化など県土を強靱化し、被害を未然に防止する取組を推進します。

東日本大震災の教訓を踏まえ、津波対策については数十年から百数十年に一度程度来襲が想定される津波を対象に必要な防護施設の整備を進めていきます。

また、災害に強い道路や災害時に物資輸送の拠点ともなる港湾施設の耐震化、災害時でも最低限の公衆衛生の確保や公共用水域の水質を維持する流域下水道施設の耐震化、避難場所等として機能する県立都市公園の整備や公共施設の耐震化、水道水の確保のための浄・給水場施設や水道管の耐震化を更に進めます。

さらに、災害時の迅速な応急対応を行う地域の建設業における将来の担い手不足に対応するため、建設業に若手が入職しやすい環境を整える取組を推進するとともに、建設現場における生産性の向上に併せて取り組んでいきます。

【主な取組】

I-1-②-1 災害に強い社会資本の整備

災害時の道路ネットワークを確保するため、高規格幹線道路網の充実・強化、緊急輸送道路などの改築、橋りょうの耐震補強や道路法面の防災対策及び無電柱化を推進するとともに、緊急物資などを輸送できる耐震強化岸壁の整備を推進します。また、地域防災力の強化に資する道路ネットワークの構築や防災拠点としての「道の駅」の活用を図るとともに、避難場所等として機能する県立都市公園の整備を推進します。

洪水などによる被害を防止するため1時間当たり50ミリメートル程度の降雨に対応した河川整備を推進します。また、施設では防ぎきれない水害の発生を踏まえ、ハード整備とソフト対策を一体的に実施する「水防災意識社会」の再構築の取組を推進します。

高潮、波浪等による被害の防止や海岸の侵食対策として、護岸、防潮堤、水門等の海岸保全施設の整備や養浜を実施します。また、河川海岸の津波対策として数十年から百数十年に一度程度来襲が想定される、比較的頻度の高い津波に対する整備を推進します。

豪雨などによる土砂災害を防止するため、急傾斜地・砂防・地すべり箇所において、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、頻発する局地的豪雨による被害を最小限にするため、雨水貯留浸透施設の整備や市町村への雨量・河川水位情報の的確な提供を推進します。

また、地震時においても、水道水の確保と最低限の公衆衛生の確保、公共用水域の水質が維持されるよう、浄・給水場施設や水道管、流域下水道施設の耐震化を更に進めます。

そのほか、将来の担い手不足に対応するため、建設業へ若手が入職しやすい環境を整える取組として、社会保険未加入対策や建設現場における週休2日の確保など、労働環境の改善を推進するとともに、建設現場における生産性向上に向けた取組として、ICT（情報通信技術）の活用や施工時期の平準化など、i-Constructionの推進に取り組んでいきます。

- ・橋りょう耐震補強・道路法面の防災対策・無電柱化の推進
- ・耐震強化岸壁の整備の推進
- ・河川・海岸施設の耐震化の推進
- ・流域下水道施設の耐震化の推進
- ・県営水道施設の耐震化の推進
- ・河川・海岸整備の推進
- ・土砂災害対策の推進
- ・県立都市公園の整備推進（再掲）
- ・防災対策情報の提供
- ・液状化・流動化現象の調査研究の実施（再掲）
- ・i-Constructionの推進

I-1-②-2 建築物・宅地の地震対策の推進

地震による建築物の被害や人的被害を最小限にとどめるため、市町村と連携しながら、県民への耐震改修などの必要性に関する啓発活動や、耐震対策に係る支援、緊急輸送道

路等の沿道に建つ建築物の耐震化促進に係る支援を行うほか、建築士を対象とした耐震診断・耐震改修技術の普及などの施策を推進します。

また、地震や豪雨などによる二次災害を防止するため、建築物や宅地の危険度を判定する判定士を養成し、講習会を行うなど判定技術の向上に努めるほか、市町村と連携をして、判定体制の整備・充実を図ります。

県の所有する庁舎・学校・文化施設などの様々な用途からなる公共建築物は、県民への行政サービスの場として、また災害時の防災上重要な建築物としての役割を担っていることから、利用者の安全確保だけでなく、災害時の防災拠点施設としての機能確保の観点から、計画的かつ重点的な耐震化に取り組んでいきます。

さらに、私立学校の校舎・園舎等の耐震化を緊急に促進するため、学校法人等が実施する耐震診断・耐震改修等に支援を行います。

- ・被災宅地危険度判定士の養成
- ・被災建築物応急危険度判定士の養成
- ・耐震診断・耐震改修技術者の養成
- ・無料耐震相談会の開催
- ・庁舎・学校・文化施設等の耐震化の推進

I-1-②-3 農山漁村における自然災害対策の推進

台風や津波などの自然災害に対する農山漁村地域の防災・減災力を強化するため、防災施設の設置、排水施設の整備・改修、海岸県有保安林等の森林整備、漁港の整備を推進するとともに、既存施設の老朽化対策等を推進します。

- ・農村におけるたん水防除や地すべり等の防災対策の実施
- ・森林の整備や防災施設の設置による防災対策の実施
- ・海岸県有保安林の整備・管理
- ・災害に強い漁港整備の実施

施策項目 I - 1 - ③ 危機管理対策の推進

【目標】

様々な危機に迅速かつ的確に対応できる体制を整備し、危機管理対策を推進します。また、福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質に対する県民の安全・安心の確保について、引き続き取り組みます。

【現状と課題】

本県は、成田空港や千葉港、大規模集客施設、全国有数の石油コンビナートを有しており、大規模災害や武力攻撃事態、テロなど県民の安全を脅かす緊急事態が発生した場合には、迅速かつ的確な対応が不可欠です。

このため、国民保護訓練の実施や千葉県業務継続計画に基づく災害時優先業務の実施体制の整備などの一層の推進が求められています。

さらに、感染症などによる健康被害の拡大防止を図るため、世界的に発生が危惧されている病原性の強い新型インフルエンザや、同様の危険性のある新感染症等の発生に備えた健康危機管理体制の強化を図るとともに、家畜伝染病の侵入防止対策や発生に備えることが必要です。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故により、本県でも放射線量が比較的高かった地域については除染作業を行ったところですが、いまだ一部の農林水産物の出荷が制限されるなど、県民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだことから、引き続き県民の安全・安心を確保していく必要があります。

【取組の基本方向】

国や市町村だけでなく、警察・病院など関係機関との連携を強化するとともに、職員一人ひとりの危機管理に対する意識の向上を図り、大規模災害や新型インフルエンザ等の感染症、テロといった県民の安全・安心を脅かす事態について、迅速かつ適切な対策を講じます。

また、放射性物質への対応については、県民の安全・安心の確保に向け、農林水産物や水道水などのモニタリング検査を継続していきます。

【主な取組】

I - 1 - ③ - 1 県民の命や暮らしを守る危機管理対策の推進

千葉県業務継続計画（BCP）に定める、大規模災害発生時に、県として実施すべき業務・職員の配備及び応援体制の見直しを図るとともに、職員の危機対応能力の向上を目的とした研修会を実施します。また、市町村の業務継続計画（BCP）の策定を支援することにより、県内全体の危機管理体制の充実強化を図るとともに、関係機関と連携して国民保護訓練や研修会などを実施します。

さらに、「千葉県総合健康安全対策ネットワーク」及び各健康福祉センター（保健所）に設置した「地域健康危機管理推進会議」などを通じて、市町村・警察・医師会など関係機関相互の連携を強化するとともに、研修や訓練等を実施し、健康危機管理体制の充

実を図ります。特に新型インフルエンザ等は、「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき迅速かつ的確に対応できるよう、医療体制の整備、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄や啓発などの対策を推進します。

加えて、口蹄疫や鳥インフルエンザ等は、感染力が強く、個々の畜産業だけでなく、地域全体にも影響を及ぼすことから、感染力の高い家畜伝染病の侵入防止対策や発生に備えた防疫体制の強化を図ります。

- ・千葉県業務継続計画（BCP）の推進
- ・市町村の業務継続計画（BCP）の策定支援
- ・県域及び各地域における健康危機管理体制の確保
- ・新型インフルエンザ等の感染症対策の充実強化
- ・家畜伝染病対策を担う家畜保健衛生所等の防疫体制の強化

I-1-③-2 放射性物質への対応

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本県でも放射線量が比較的高い区域が発生するとともに、一部の農林水産物の出荷が制限されたほか、風評被害等により多大な影響を受けました。

放射性物質は、人体はもとより、生活環境や生態系に及ぼす影響について不明な点が多いことから、多くの県民が不安を抱いています。

このため、県民の安全・安心の確保に向け、農林水産物や水道水などを対象に、定期的にモニタリング検査を行い、結果を公表するほか、放射性物質を含む廃棄物の処理に向けた対応などの措置を講じていきます。

さらに、県民への放射線の正確な知識と情報の提供について充実を図るため、専門家を講師として招き、県民向けの講習会を実施するとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された、放射性物質による影響への県民の不安を軽減するため、県及び県関係機関に設置した「放射能に関する総合電話窓口」において、県民からの相談受付体制を継続していきます。

- ・大気・河川・湖沼・海域・水道水・食品（農林水産物等）のモニタリングの実施
- ・放射性物質を含む廃棄物への対応
- ・放射性物質に関する広報・相談の実施
- ・放射性物質に関する様々な情報の提供

政策分野 I - 2 暮らしの安全・安心を実感できる社会づくり

【防犯・交通安全・消費生活】

県民一人ひとりが日々安心して生活が送れるよう、犯罪が起これにくく、交通事故に遭わない、暮らしの安全・安心を実感できる社会づくりを進めます。

施策項目 I - 2 - ① 犯罪の起これにくい、安全で安心して暮らせる社会の構築

【目標】

犯罪の起これにくい安全で安心な地域社会をつくりまします。

【現状と課題】

県内の刑法犯認知件数が、平成 15 年以降 14 年連続で減少するなど、治安が回復傾向にある中で、侵入窃盗・自動車盗などの悪質な窃盗犯や高齢者を狙った電話 de 詐欺など、県民の身近で発生する犯罪が後を絶ちません。また、重大な人権侵害であり、殺人事件などの凶悪犯罪に発展するケースもある DV・ストーカー事案に加え、SNS を利用した脅迫事件、インターネットバンキングを利用したサイバー犯罪など、情報通信技術の進展とともに新たな形の犯罪も発生しているほか、世界各地でテロが発生し、我が国においてもその脅威が現実のものとなるなど、県民の安全・安心が脅かされています。

さらに、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えて訪日外国人等が急増しており、これらの外国人が安全・安心を実感できるような環境の整備に努める必要があります。

こうした中で、千葉県の警察官一人当たりの人口負担率及び犯罪負担率は、全国でもワースト上位の状況にあり、誰もが安全で安心して暮らせる犯罪の起これにくいまちづくりを推進するためには、県民一人ひとりの防犯意識の高揚と主体的な取組も求められています。

【取組の基本方向】

安全で安心な地域社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことが何よりも重要です。このため、地域住民や関係機関・団体と連携して、地域ごとの犯罪情勢に即した犯罪抑止対策を推進します。特に、市町村、自治会等による防犯カメラの設置促進に向けた支援や積極的な犯罪発生情報の発信により、地域の防犯力の向上を図ります。

また、警察活動の基盤を強化し、犯罪を徹底して検挙するとともに、子ども・女性・高齢者を守る取組や官民一体となったテロの未然防止対策を推進するなど、県民の安全で安心できる生活を確保していきます。

さらに、外国人からの事件・事故等の届出などに迅速かつ的確に対応するための取組を推進するほか、犯罪被害に遭った人が、早期に立ち直り、平穏な生活を営めるよう支援体制を充実させます。

【主な取組】

I-2-①-1 地域の防犯力の向上

地域の防犯力を強化し、県民が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、市町村が主体となり、地域の実情に沿って設置する防犯ボックス事業への支援を行います。

また、地域の犯罪抑止につなげるため、自主防犯団体の活動に必要な防犯ベストや青色回転灯装着車両に装着するドライブレコーダーなどのパトロール資機材の整備を促進するとともに、次世代を担う学生等のヤング防犯ボランティアへの支援や地域防犯力の向上に関する交流大会を開催することにより、地域の防犯活動の活性化を図ります。

- ・防犯ボックス設置の促進
- ・自主防犯団体の活動の促進
- ・ヤング防犯ボランティアへの支援
- ・地域防犯力の向上に関する交流大会の開催

I-2-①-2 自主防犯意識の醸成

県民が安全と安心を実感できる社会を構築するため、県、警察、市町村、自主防犯団体等が連携し、地域住民の身近で発生する犯罪の防止に向けた広報啓発活動を推進します。

特に、電話 de 詐欺の撲滅に向けては、電話 de 詐欺・悪質商法被害抑止コールセンターによる注意喚起の実施や県警ホームページ等を活用した広報啓発活動を推進するほか、相談専用ダイヤルを運用し、県民が被害に遭わないよう適切な助言を行います。

また、電話 de 詐欺に少年を加担させないための啓発活動にも取り組みます。

さらに、安全で安心なまちづくり旬間（10月11日から10月20日まで）における「地域防犯ボランティア県民大会」の実施や「警察ふれあいフェスタ」の開催により、広く県民の自主防犯意識の高揚を図ります。

- ・地域住民の身近で発生する犯罪を防止するための広報啓発活動の推進
- ・「電話 de 詐欺」撲滅のための広報啓発活動の推進
- ・電話 de 詐欺・悪質商法被害抑止コールセンターによる県民への注意喚起の実施
- ・電話 de 詐欺（振り込め詐欺）相談専用ダイヤルの運用
- ・県警ホームページ等を活用した効果的な広報の推進
- ・安全で安心なまちづくり旬間における広報啓発活動の推進
- ・「警察ふれあいフェスタ」の開催
- ・被害防止教育及び啓発活動の推進

I-2-①-3 犯罪の起こりにくい環境づくり

県民・地域団体・事業者等が連携して安全で安心なまちをつくるため、千葉県安全安心まちづくり推進協議会を開催するとともに、ちば安全・安心メール、犯罪発生マップ等を活用して、犯罪発生情報や防犯情報などを積極的に発信するほか、県内の繁華街・歓楽街を誰でも楽しめるよう歓楽街総合対策を推進します。

また、道路などの生活空間での犯罪を防止するため、市町村が行う防犯カメラ設置事業に対する補助をはじめ、商店街、自治会等による防犯カメラの設置に向けた支援を行います。

さらに、移動交番車を人口増加地域や事件・事故が多発している地域で活用し、街頭活動を強化するなどして警察力の不足を補うとともに、子どもの見守り活動や地域住民・防犯ボランティア等と協働した合同パトロールなどを行うことで、犯罪の起こりにくい環境づくりを推進します。

- ・千葉県安全安心まちづくり推進協議会の総会、万引き防止対策部会及び高齢者の安全・安心対策部会の開催
- ・歓楽街総合対策の推進
- ・市町村、商店街、自治会等への防犯カメラの設置に向けた支援
- ・ちば安全・安心メール等によるタイムリーな情報発信
- ・犯罪発生マップ等による情報の提供
- ・移動交番車の追加配備による活動の強化及び東京オリンピック・パラリンピックでの効果的な活用

I-2-①-4 警察基盤の整備

警察力を強化し、現状の治安課題に的確に対処するため、引き続き、国に対して警察官の増員を要求していくとともに、多様かつ広範な警察業務に対応するための各種教養・訓練の実施や女性警察官の採用・登用の拡大を推進して、人的基盤の一層の強化を図ります。

さらに、110番通報に迅速かつ的確に対処するための通信指令機能の充実や通信指令を担う人材の育成に取り組むほか、防犯・防災の拠点である警察庁舎と地域生活の安全を守る交番及び駐在所の計画的な建て替え・整備を進めるとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、治安対策や交通対策に必要な各種装備資機材を整備します。

- ・国に対する警察官増員の要求
- ・警察活動を支える非常勤職員の活用
- ・女性警察官の採用・登用の拡大
- ・訓練基盤の整備
- ・通信指令機能の強化
- ・警察署・交番・駐在所の計画的な整備
- ・交番・駐在所ネットワークシステムの構築
- ・東京オリンピック・パラリンピックに向けた装備資機材の整備

I-2-①-5 急増する訪日外国人等への対応

訪日外国人が急増する中、日本語を解さない外国人からの事件・事故等の届出などに迅速かつ的確に対応するため、コミュニケーション支援ツールの活用・充実を図るほか、通訳人材の確保や警察職員の語学能力の向上に取り組めます。

また、警察に係る制度や手続に関して外国人向けの資料を作成するほか、外国語による防犯・防災情報の提供や交通安全指導の実施などにより、外国人が警察に関する情報を容易に入手できる環境の整備を図ります。

- ・コミュニケーション支援ツールの活用等による適切な対応の推進

- ・警察に係る制度、手続等の分かりやすさの確保
- ・通訳人材の確保等による基盤の整備
- ・外国人集住地域総合対策の推進

I-2-①-6 官民一体となったテロ対策の推進

世界各地でテロが発生し、我が国に対する国際テロの脅威が現実のものとなるとともに、滑走路の増設を含む成田空港の更なる機能強化が提案され、これに反発する極左暴力集団によるテロ・ゲリラの発生が懸念されています。

世界中から多数の要人、選手団、観客等が集まる 2020 年東京オリンピック・パラリンピックを控え、県民生活の安全・安心の確保と大会の成功に向けて、関係機関との連携による空港・港湾における水際対策を推進します。

また、爆発物原料取扱事業者に対する管理者対策や平成 28 年 4 月に設立した、恒久的なテロ対策の枠組みである「テロ対策ネットワーク・CHIBA」の活動を強化するなど、官民一体となった「日本型テロ対策」を推進します。

- ・東京オリンピック・パラリンピックに向けた「テロ対策ネットワーク・CHIBA」の活動の推進
- ・関係機関と連携した水際対策活動の推進
- ・不審情報の収集・分析と違法行為の取締りの徹底
- ・爆発物原料対策等の推進
- ・テロの未然防止に向けた広報啓発活動の推進
- ・テロを想定した訓練の実施
- ・空港等の重要施設に対する警戒警備の徹底

I-2-①-7 サイバー空間の安全確保

悪質・巧妙化するサイバー空間の脅威に的確に対処し、サイバー空間の安全を確保するため、積極的な取締りを行うほか、最新の情報を取り入れた「ネット安全教室」を開催するなど、県民がサイバー犯罪の被害者にも加害者にもならないための啓発活動を推進します。

また、県民のくらしに大きな影響を与えるサイバーテロが懸念されるとともに、過去にはオリンピック・パラリンピックの開催に関連してサイバー攻撃が発生しているため、重要インフラ事業者等に対するセキュリティ水準向上のための情報提供やサイバー攻撃の発生を想定した共同訓練を実施するなど、2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、社会全体の対処能力を強化します。

- ・サイバー犯罪対策の推進
- ・ネット安全教室等による広報啓発活動の推進
- ・官民一体となったサイバーテロ対策の推進
- ・東京オリンピック・パラリンピックに向けたサイバー攻撃対策の推進

I-2-①-8 相談対応の充実

県民の立場に立った相談対応の充実を図るため、相談内容に応じて関係する部門が緊

密に連携して対応するなど、組織的な対応を強化します。

また、女性の相談窓口では女性警察職員が相談に応じるなど、相談者の心情に配慮して、警察に相談しやすい環境の整備を図るとともに、関係機関と連携した相談者支援活動を推進します。

- ・警察に相談しやすい環境の整備
- ・関係機関・団体との連携強化による相談者支援活動の充実
- ・女性相談者等の心情に配慮した相談対応の推進
- ・相談に係る広報啓発活動の推進

I-2-①-9 DV・ストーカー防止と被害者支援の充実

DV防止に向け、県民一人ひとりがDVに対する正しい理解と認識を深めるための広報・啓発や若者を対象とした予防教育に取り組んでいきます。

また、県内各地域において、相談から自立に至るまでDV被害者の状況に応じた様々な支援が実施できるよう、市町村などの関係機関との一層の連携を図り、支援体制を強化していきます。

さらに、DV・ストーカー事案は、事態が急展開して重大事件に発展するケースもあることから、加害者の検挙、指導・警告を早期に実施するほか、被害者等の安全の確保を最優先として、防犯指導や関係機関との連携による一時避難の支援などの保護対策を推進します。

- ・DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進
- ・安全で安心できる相談・一時保護体制の充実
- ・DV被害者の自立に向けた支援
- ・DV被害者の子どもの安全確保と健やかな成長への支援
- ・市町村におけるDV対策の促進
- ・DV被害者支援のための体制強化
- ・DV・ストーカー事案等への迅速・的確な対応
- ・DV・ストーカー被害者の保護対策の推進

I-2-①-10 県民生活を脅かす犯罪の徹底検挙

安全で安心できる県民生活を確保するため、殺人・強盗・性犯罪などの凶悪犯罪をはじめ、侵入窃盗・自動車盗・ひったくりなどの悪質な窃盗犯や電話 de 詐欺など、県民生活を脅かす犯罪の徹底検挙に努めます。

また、科学捜査力の強化に向けて、現場鑑識活動の強化や各種鑑定 of 積極的な実施に取り組むほか、優れた捜査官の育成や各種犯罪捜査支援システム等の捜査資機材の拡充を図るなど、捜査基盤の整備を推進します。

- ・凶悪犯罪の徹底検挙
- ・重要窃盗犯及び連続的に発生する窃盗犯捜査の推進
- ・「電話 de 詐欺」撲滅のための取締りの強化
- ・科学捜査力の強化
- ・捜査基盤の整備

I-2-①-11 組織犯罪対策の強化

本県には全国で最も多くのヤードが存在しており、その一部が盗難自動車の解体・不正輸出のための作業場となるなど、犯罪の温床となっています。こうした不法ヤードの解体に向けて、ヤードの実態解明に努めるとともに、各種法令を適用した取締りを推進します。

また、暴力団による犯罪、薬物及び銃器の密輸・密売、来日外国人犯罪などの組織犯罪に対しては、犯罪組織の弱体化及び壊滅に向けた諸対策を推進します。

さらに、社会全体での暴力団排除に向けて、暴力団排除活動を進めている地域、職域の活動を支援します。

- ・不法ヤードに対する取締りの強化
- ・暴力団の弱体化・壊滅に向けた取締りの強化
- ・社会全体での暴力団排除の推進
- ・総合的な薬物銃器対策の推進
- ・来日外国人による犯罪インフラと犯罪組織ネットワークの実態解明・解体

I-2-①-12 犯罪被害者等の支援の充実

犯罪被害者が再び平穏な生活を営むことができるよう、関係機関との連携を図りながら、必要な支援を行います。

また、中学校や高等学校において犯罪被害者遺族等による講演会や犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）に合わせ、「県民のつどい」を開催するなど、社会全体で被害者を支える意識の醸成を図ります。

さらに、被害者支援に対する知識・技能を向上させるため、県及び市町村の相談関係機関の職員に対する研修会を開催します。

また、性犯罪・性暴力被害者の方を支援するため、民間団体や関係機関等と連携した相談体制を整備します。

- ・経済的・精神的支援の充実による二次被害の防止・軽減
- ・社会全体で犯罪被害者を支える意識を醸成するための広報活動等の推進
- ・犯罪被害者週間「千葉県民のつどい」の開催
- ・性犯罪・性暴力被害者に対するワンストップ支援体制の整備
- ・犯罪被害者に対する相談体制の充実
- ・市町村・民間団体と連携した犯罪被害者等への支援

施策項目 I - 2 - ② 交通安全県ちばの確立

【目標】

県民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通環境の整備を推進し、交通事故のない、安全で安心して暮らせる千葉県づくりを進めます。

【現状と課題】

県内の交通事故状況は、発生件数・負傷者数は年々減少していますが、平成 28 年中における交通事故死者数は 185 人と、全国ワースト 2 位であるなど、全国的に見ると依然として交通事故の発生が多い状況です。

誰もが安全で安心して暮らせる千葉県を実現するためには、県民一人ひとりが交通事故防止を強く意識し、行動することが必要です。そして、歩行者や運転者などそれぞれの道路利用者の視点に立った、交通事故が起こりにくい道路環境を整備するために、関係機関・団体などが連携して取り組むことが必要です。

さらに、交通事故死者数の半数以上が高齢者であることや、自転車が加害者となる重大事故が発生し、自転車利用者の交通ルールやマナーを守らない運転が問題となっていること、いまだ飲酒運転が根絶されていないことなどを踏まえた取組を重点的に推進していくことが必要です。

【取組の基本方向】

県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーを実践するよう、関係機関・団体などと協力し、広報啓発活動や交通安全教育を実施します。交通事故が多発している箇所では、関係機関などが共同して行う現地調査等により、事故発生原因の分析等を行い、道路構造や標識などの整備・改善に取り組みます。

また、高齢者が交通事故に遭わないための取組や高齢者に交通事故を起こさせないための取組を強化するとともに、自転車の安全利用を更に徹底するための対策に取り組みます。

【主な取組】

I - 2 - ② - 1 県民総参加でつくる交通安全の推進

交通事故をなくし、安全で住みよい「交通安全県ちば」を確立するため、県民、市町村、企業、関係団体や地域の交通安全推進団体と連携し、春・夏・秋・冬の交通安全運動をはじめとする交通安全対策に取り組みます。

また、各種キャンペーンや、ホームページ等により、交通ルールやマナーを啓発するとともに、交通事故発生状況等を提供し、県民一人ひとりの交通事故防止に対する意識の向上を図ります。

さらに、飲酒運転の根絶については、関係機関・団体と連携して強力的に推進します。

- ・ 四季の交通安全運動等の実施をはじめとした広報啓発の推進
- ・ 県警ホームページ等による交通事故情報等の提供
- ・ 地域に密着した交通安全活動を行う交通安全推進隊の整備・支援

- ・飲酒運転根絶対策の推進

I-2-②-2 高齢者の交通事故防止対策の推進

高齢者が交通事故に遭わない、起こさないように、高齢者の交通事故の特徴を踏まえた広報啓発活動を推進するとともに、夕暮れから夜間における交通事故を防止するため、反射材や視認性の高い明るい服装の効果について積極的に広報を実施します。

また、高齢者を対象にした交通安全教育を実施し、交通事故防止のための知識の向上を図るとともに、地域における高齢者の自主的な交通安全活動を促進します。

あわせて、運転に自信のなくなった高齢者が運転免許証を返納しやすい環境づくりを促進します。

- ・交通事故分析に基づく高齢者事故の特徴等を踏まえた広報啓発活動の推進
- ・反射材や目立つ服装・携行品等の普及と活用の促進
- ・高齢者宅訪問活動の推進
- ・交通安全シルバーリーダーの養成
- ・運転免許自主返納に対する優遇措置の拡充

I-2-②-3 自転車安全利用の推進

自転車利用者の交通ルールの遵守とマナーの向上等のため、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」のポイントを踏まえた本県独自の安全利用ルール「ちばサイクルルール」を基に、幼児から高齢者まで、それぞれの年齢層に応じた実践的な自転車安全教育を積極的に実施するとともに、自転車安全利用キャンペーンによる広報啓発活動を推進します。

また、高校生を中心とした「自転車マナーアップ隊」の活動を促進することにより、自転車利用者等がルールを守り、安全で安心して通行できる千葉の自転車交通を目指す「スマート・サイクルちば」を推進するほか、信号無視、一時不停止、歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対して積極的に指導・警告を行うとともに、酒酔い運転や制動装置不良などの悪質・危険な違反者に対しては検挙措置を講ずるなど、自転車利用者に対する指導取締りを強化します。

さらに、市町村の自転車ネットワーク計画の策定の促進を図るとともに、計画に位置付けられた路線から路面標示等の設置を行うなど、自転車の安全で快適な通行環境の整備を推進します。

- ・自転車の安全利用に向けた広報啓発活動の推進
- ・年齢層に応じた自転車交通安全教育の推進
- ・自転車マナーアップ隊の活動の推進
- ・子供自転車免許証の交付による安全利用の意識の醸成
- ・悪質・危険な自転車利用者に対する指導取締りの強化
- ・自転車通行環境の整備推進

I-2-②-4 交通安全教育の充実

交通安全の必要性及び知識を普及し、県民一人ひとりが、交通ルールを守り、正しい

交通マナーを習慣化するよう、幼児から高齢者まで、それぞれの年代に応じた交通安全教育を実施します。

また、交通安全教育の実施に当たっては、保護者、学校、地域等と連携するとともに、模擬信号機、運転シミュレーター等の交通安全教育補助機材を活用して、参加・体験・実践型とするなど、効果的に実施します。

- ・年齢層に応じた交通安全教育の推進
- ・地域や事業所等における交通安全教育の推進
- ・幼児教育指導者を対象とした交通安全教育の実施

I-2-②-5 交通安全環境の整備

安全で快適な交通環境を整備するため、道路管理者や警察・関係団体等が協力して実施する交通事故多発箇所の共同現地診断や、事故原因の分析を行う交通事故調査委員会による検討結果などを生かし、交差点の改良や通学路などの歩道の整備、注意喚起の路面標示など道路交通環境の整備・改善を進めます。

また、外国人観光客等にもわかりやすい標識の設置を進めるほか、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域（ゾーン）を定めて時速 30 キロメートルの速度規制を実施する「ゾーン 30」の整備等による交通安全対策を推進します。

- ・交通事故多発地点における共同現地診断の実施
- ・交通事故調査委員会の開催
- ・交通安全施設の整備
- ・道路交通標識等の多言語表記の推進
- ・道路環境の整備と改善

I-2-②-6 交通事故相談の充実

交通事故による精神的負担や経済的負担に適切に対応するため、交通事故相談所において専任相談員及び心の相談員による、被害者等の心情や状況に配慮したきめ細かい相談業務を実施します。

- ・交通事故被害者等に対する相談の実施

I-2-②-7 交通指導取締りの強化

無免許運転、飲酒運転、速度超過違反や交通事故に直結する歩行者妨害、信号無視等の交差点関連違反、道路交通上の迷惑性が高い放置駐車違反に重点を置いた取締りを行います。

また、多角的な交通事故分析の結果と県民からの意見・要望を踏まえて、交通事故防止に効果的な時間、場所を選定した交通指導取締りを行います。

さらに、交通指導取締りを効果的に行うための資機材の整備を図るほか、引き続き、悪質な放置違反金未納者に対しては、差押えなどの徹底した徴収を行います。

- ・交通事故発生状況の分析による効果的な指導取締りの推進
- ・違法駐車対策の推進
- ・交通取締り用装備資機材の整備・拡充

I-2-②-8 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進

ひき逃げ事件をはじめとする悪質な交通事故事件については、初動捜査の段階から危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた適正かつ緻密な捜査を行い、被疑者の早期検挙に努めます。

また、客観的証拠に基づいた事故原因究明のため、各種資機材を整備・活用し、捜査の科学化・合理化を図ります。

さらに、事業活動に関して行われた過労運転、過積載運転、放置駐車、最高速度違反等に起因する事故・事件や不正車検、運転免許証の偽造・変造、保険金詐欺等の交通社会の安全を脅かす交通特殊事件については、積極的な取締りと背後責任の追及を徹底します。

・危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の推進と悪質・危険な交通事故事件の徹底検挙

- ・緻密な交通鑑識活動の推進
- ・交通事故事件捜査資機材の整備

施策項目 I - 2 - ③ 消費生活の安定と向上

【目標】

県民が、安全で安心な消費生活を実感できる社会づくりを進めます。

【現状と課題】

情報化社会の進展や急速に進む高齢化など、経済・社会が変化する中、消費者問題は多様化・複雑化し、被害も深刻化しています。そのため、消費生活相談員の増員をはじめとする相談窓口の充実や消費者の自立を支援する対策を講じていますが、依然として消費者トラブルは後を絶ちません。

平成 27 年度に、県・市町村に寄せられた消費生活相談は、約 4 万 9 千件で、相談の特徴として、60 歳以上の高齢者の割合が 4 割近くを占め、また、インターネットに関連した相談が大きく増加するとともに依然として詐欺的な金融・投資商品などの相談も多く見られます。

このため、消費生活相談体制の充実に加え、国や市町村との更なる連携の強化と、家族や地域の見守りにより、消費者トラブルを未然に防ぐ取組が求められています。

また、消費者自身が合理的な意思決定を行い、被害を認識し、危害を回避したり、被害に遭った場合に適切に対処することができる能力を身に付けるため、市町村や教育関係機関、消費者団体、事業者団体などの関係機関とともに消費者教育を推進することが求められています。

食による最も身近な健康被害である食中毒事件なども後を絶ちません。食品の生産から消費に至るまでの総合的な安全対策が求められています。

農薬等の不適正使用や、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故などの発生により、県産農林水産物の安全性に対する消費者の意識は高まっており、安全・安心な農林水産物の供給が求められています。

【取組の基本方向】

県民が安全で、安心な消費生活を送ることができるよう、市町村の消費生活相談体制の充実に向けた支援や市町村と県消費者センターとの連携の強化を進めるとともに、消費生活相談窓口の周知を図ります。

また、関係機関とともに消費者の自立を支援し、家族や地域での見守りを促進するための消費者教育や情報提供などの事業を推進するとともに、悪質事業者に対する指導を強化します。

あわせて、県内で製造、生産又は流通する食品の安全性の確保に努めます。

さらに、農薬等の適正な使用を指導するとともに、県産農林水産物の放射性物質のモニタリング検査の実施や迅速な検査結果の公表により、安全な食品の供給と消費者の信頼確保に努めます。

【主な取組】

I - 2 - ③ - 1 誰もが、どこでも安心して相談できる体制の充実

県民にとって身近な市町村における消費生活相談体制の充実強化を図るため、消費生活相談員の配置等の取組を支援することにより、どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくりを進めます。

- ・市町村相談体制等への支援
- ・県消費者センター等の相談体制の充実
- ・消費者行政の活性化

I-2-③-2 ライフステージに応じた学習機会の確保と消費者教育の推進

消費者の自立を支援し、消費者被害を防止するため、教育機関と連携し、ライフステージに応じた消費者教育の推進と消費者向け講座の開催等を通じた学習の機会を提供します。

- ・自立支援講座の実施
- ・消費者被害情報の提供
- ・教育機関等との連携による消費者教育の推進

I-2-③-3 悪質事業者対策の強化

不当な取引行為を行う事業者及び過大な景品類の提供や不当表示を行う事業者に対する指導を強化します。

また、ヤミ金融事犯や悪質商法事犯に対しては、被害の拡大を防止するため、犯罪に利用された預貯金口座を凍結するための金融機関への情報提供や関係機関・団体と連携した啓発活動を行うとともに、積極的な取締りを実施します。

- ・適正な取引・表示の推進
- ・ヤミ金融事犯対策の推進
- ・悪質商法事犯対策の推進
- ・悪質・巧妙化する手口の県民への周知

I-2-③-4 食の安全・安心の確保

県民の健康の保護を最優先し、食品の生産から消費に至る総合的な安全対策及び食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。

また、食品等営業施設への効果的な監視指導や食品検査を実施するとともに、食品等事業者に対し、HACCPによる自主衛生管理の支援を実施します。

- ・リスクコミュニケーションの開催
- ・食品等営業施設の監視指導
- ・検査機器等の整備及び精度管理の徹底
- ・県内で製造・生産・流通する食品等の検査
- ・食品等事業者に対するHACCPによる自主衛生管理の支援
- ・農薬安全使用対策や放射性物質検査、衛生管理指導による安全な農林水産物等の供給管理体制の整備
- ・食品の適正表示
- ・家畜衛生対策の強化

政策分野Ⅰ－３ 健やかで生き生きと自分らしく暮らせる社会づくり

【医療・健康・福祉・地域社会】

人口減少・少子高齢化社会の中でも、県民が健やかで生き生きと自分らしく暮らせる社会を目指し、地域の医療・福祉体制の整備や人材確保対策などを進めるとともに、県民の地域活動への参加促進等を図りながら、地域内外の多様な主体が地域を支える仕組みづくりを促進します。

施策項目Ⅰ－３－① 増大する医療ニーズに対応した安心で質の高い医療サービスの提供

【目標】

増大する医療ニーズに対応し、県民が安心して良質な医療を効率的に受けられる体制を整備します。

【現状と課題】

団塊の世代が全て後期高齢者となる平成37年(2025年)には、本県の75歳以上の人口は100万人を超えると予測され、増大する医療ニーズに対応できる地域の医療提供体制の構築が緊急の課題となっています。

こうした中、県では、地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿である「地域医療構想」を「千葉県保健医療計画」の一部として平成28年3月に策定しました。

本構想の実現に向けて、地域の医療ニーズに対応した病床機能の役割分担と連携を促進するとともに、介護との連携を構築し、患者が退院後も必要な医療・介護サービスを受けられるよう、在宅医療の仕組みづくりが必要です。安心して自分らしくいられる自宅等で最期を迎えることを望む県民は多く、在宅医療の推進は、県民の希望を実現するためにも重要です。

また、本県では、医師・看護師確保対策として、修学資金の貸付け、看護師等養成所の設置・運営支援、病院内保育所の運営支援などの取組を進めてきましたが、人口当たりの病院数(病床数)や医師・看護師などの医療従事者数は全国平均を下回っており、地域や診療科によって医師の配置に差があるなど、本県の医療を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。

そのため、医師・看護師などの医療従事者の確保・定着対策を引き続き推進することが課題となっています。

さらに、急速な高齢化に伴い、脳卒中、急性心筋梗塞及び転倒等の外傷などによる救急医療の増加が見込まれ、この傾向は今後も一層強まることが予想されることから、救急医療体制の強化を図るとともに、地域医療の中心的な役割を果たしている自治体病院への支援を行うなど、医療サービス基盤の整備を進める必要があります。

【取組の基本方向】

地域医療構想で定めた千葉県が目指すべき医療提供体制を実現するための施策として、地域の医療関係者等との協議を行いながら、医療機関の役割分担や連携の促進、地

域包括ケアシステムの実現に向け重要な役割を担う在宅医療の推進等に取り組みます。

また、地域に必要な医療の安定的な提供を図るため、医師・看護師などの確保・定着促進対策や看護師等の再就業促進対策を充実させます。

さらに、救急医療、周産期医療の体制などの整備に努めるとともに、自治体病院への支援の推進、県立病院の充実・強化を図り、住み慣れた地域で安心して質の高い医療が受けられる体制の構築を進めます。

【主な取組】

I-3-①-1 医療機関の役割分担と連携の促進

急性期から回復期、在宅に至るまでの「循環型地域医療連携システム」を推進し、県民が地域において、病状に応じ最も適切な医療機関を利用できる医療連携体制の構築を進めます。そのため、地域の医療関係者等による協議の場の設置や、将来不足の見込まれる病床機能への転換に対する支援などを行い、医療機関の適切な役割分担や連携を促進します。

また、地域の中核を担う医療機関や、小児・周産期・がん等の先進・高度・特殊医療機能を有する医療機関の病床機能を明確化し、機能強化や連携体制の構築を図ります。

さらに、県民が自身に合った適切な医療機関を受診するためには、医療機関の役割分担・連携の重要性や、かかりつけ医等の必要性について理解を深めることも重要であり、市町村、医療保険者、医療機関等と相互に連携・協力しながら県民への啓発を進めます。あわせて、病院や診療所等の有する機能に関する情報をインターネット上で分かりやすく提供します。

- ・地域医療構想を踏まえた病床機能の分化や連携の推進
- ・地域の中核的医療機能や特殊医療機能を担う医療機関の強化・連携の促進
- ・医療機関の役割分担・連携の重要性等に関する県民啓発
- ・かかりつけ医等の周知、定着促進
- ・「ちば医療なび」による医療情報等の提供

I-3-①-2 在宅医療の充実

在宅医療を支える診療所や訪問看護ステーション、それに関わる医療従事者が不足しているため、これらの医療資源の増加、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の一層のスキルアップ等に重点的に取り組みます。

また、患者、利用者の視点に立って、切れ目なく包括的な医療・介護を提供するために、地域医療連携パスなどを活用した医療・介護に係る多職種の連携や、急変時に速やかに入院できる医療連携を促進します。

さらに、在宅医療を支える「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬剤師・薬局」の周知や定着促進を図るとともに、希望すれば自宅や住み慣れた地域で最期まで自分らしく生きることが出来る環境づくりを進めます。

- ・訪問診療、訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導、訪問看護など在宅医療提供体制の整備促進
- ・患者が望む場所で看取りができる環境づくりと県民理解の促進

- ・切れ目のない在宅ケアサービスの提供に係る医療と介護の連携体制の構築支援
- ・在宅歯科診療の実施に必要な設備整備や在宅歯科医療連携室の設置
- ・訪問看護ステーションの大規模化等の支援
- ・地域リハビリテーションの推進
- ・かかりつけ医等の周知、定着促進（再掲）

I-3-①-3 医師・看護職員確保・定着対策と地域医療格差解消に向けた取組の推進

医師の不足や地域偏在を改善し、誰もがどこでも安心して医療が受けられる体制の構築に向け、医学生への修学資金の貸付け、医師のキャリアアップ支援と県内医療機関への就職支援、就労環境の改善支援や医師が不足する自治体病院への医師派遣を行うとともに、県内の大学医学部と連携し、医師の確保と定着促進を図ります。

また、診療科偏在についても、医師確保への支援や医療機関への助成等により、その解消に努めます。

さらに、看護職員の不足を解消するため、看護師養成品力の拡充強化、就労環境の改善支援等により、看護職員の確保と定着促進及び再就業促進を図るとともに、看護職員の資質の向上や、在宅医療ニーズの高まりに対応する訪問看護師の育成を図ります。

- ・医学生・看護学生への修学資金の貸与
- ・医療技術研修や地域医療セミナーの開催及び臨床研修や就業に関する相談支援
- ・産科医等の処遇改善支援
- ・医師が不足する自治体病院への医師派遣
- ・県内の大学医学部との連携
- ・小児救急医療拠点病院の支援（再掲）
- ・看護師等養成所の支援
- ・病院内保育所の運営支援
- ・看護職員の再就業の促進と確保
- ・看護職員に対する研修の実施
- ・訪問看護師育成の推進
- ・保健医療大学における時代のニーズに合わせた人材育成及び機能充実についての検討

I-3-①-4 救急医療体制の整備

心筋梗塞、脳卒中、頭部損傷等の重篤救急患者の救命医療を行うことを目的に、24時間応需体制の救命救急センターを整備していますが、引き続き、救命救急センターの施設・機能の充実・強化及び運営の円滑化を図るとともに、人口規模の多い保健医療圏については、更なる救命救急センターの設置の検討を行います。

また、「千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例」が施行されたことに伴い、基本計画を策定し、学校における心肺蘇生法の実施等に関する実習を行うなど、より多くの県民に理解してもらうため、普及促進を図ります。

- ・ドクターヘリの運営
- ・救命救急センター（24時間応需体制）の支援

- ・新たな救命救急センターの設置に向けた検討
- ・AED（自動体外式除細動器）及び心肺蘇生法の普及促進

I-3-①-5 周産期及び小児救急医療体制の整備

分娩リスクの高い妊娠や高度な新生児医療等に対応できる医療施設として、周産期母子医療センターを指定・認定していますが、妊婦の搬送については、母体搬送ネットワーク体制を整備し、分娩リスクが伴う場合に速やかに対応できるよう取り組むとともに、母体の県域を越えた救急搬送を実施します。

また、保護者の不安の解消や救急医療機関への患者集中の緩和を図るため、小児電話相談を実施するなど、周産期及び小児救急医療体制における体制整備を進めます。

- ・周産期母子医療センターの支援
- ・新たな周産期母子医療センターの設置に向けた検討
- ・母体搬送コーディネート体制（24時間・365日体制）の確保
- ・母体の県域を越えた緊急搬送の実施
- ・小児救急医療拠点病院の支援
- ・小児救急医療に係る夜間・休日診療所運営の支援
- ・小児救急電話相談の実施

I-3-①-6 自治体病院への支援

自治体病院の経営状況などについて定期的な実態把握を行い、それを踏まえて経営改善などの支援を行います。

また、医師が不足する自治体病院への医師派遣、自治体病院の役割分担に基づく機能再編や他の医療機関との連携推進を支援します。

- ・自治体が行う医療施設整備に対する支援
- ・医師が不足する自治体病院への医師派遣（再掲）

I-3-①-7 県立病院の施設整備の推進と良質な医療サービス提供体制の充実強化

高度専門医療や中核的な地域医療を担う県立病院における、より一層質の高い医療の安定的な提供と、医療の安全と患者の安心を最優先に患者の視点に立ったサービスの向上のため、施設整備や最新の医療機器の充実、医療人材の確保・育成や災害医療の強化に取り組むとともに、更なる経営基盤の強化を図ります。

- ・安全・安心な質の高い医療
- ・がんセンターの施設整備
- ・救急医療センター・精神科医療センター等の一体的整備
- ・佐原病院の耐震改修
- ・千葉リハビリテーションセンターの施設整備
- ・安全で質の高い医療提供のための医療機器や施設等の充実
- ・勤務環境改善や研修等の充実による人材確保及び育成
- ・ハード・ソフト両面における災害医療の強化

施策項目 I - 3 - ② 生涯を通じた健康づくりの推進

【目標】

県民が健康でこころ豊かに暮らす社会の実現を目指し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に取り組みます。ライフステージや健康状態に応じて、生き生きと生活できるよう生活習慣病予防を中心とした健康づくりを推進します。

【現状と課題】

平成 12 年（2000 年）から 22 年（2010 年）までの間で本県の平均寿命はほぼ全国と同様に延伸しています。健康寿命も延伸していますが、平成 25 年の全国順位では男性が第 7 位であることに比べ、女性は 20 位と差がみられます。

また、平成 26 年度から 27 年度に健康格差分析事業を実施し、健康寿命に限らず、地域や集団の違いで健康に関する指標に差異が生じてきていることが分かりました。

がん・心疾患・脳血管疾患等は、その原因に生活習慣が関与していることが分かっており、40 歳代から増え始め 50 歳代で急激に増える傾向にあります。本県も高齢化に伴い生活習慣病患者が増加しています。生活習慣病の発症予防と重症化防止には、小児期からの望ましい生活習慣の獲得など、ライフステージに応じた対策を進める必要があります。さらに、介護を要する原因として脳血管疾患や運動器の障害が主な要因となることから、これらを予防する必要があります。

県民の死亡原因の第 1 位であるがんは、予防と早期発見・早期治療が重要で、がん検診の受診率の向上を図るとともに、がん診療連携拠点病院及び千葉県がん診療連携協力病院を中心に、県民がどこに住んでいても、質の高い医療をはじめ、医療に関する情報提供やきめ細やかな相談支援が受けられるよう体制を整備する必要があります。加えて、科学的根拠に基づいたがん対策を推進するため、正確ながんの実態把握が必要です。

また、こころの健康づくりも、生き生きと自分らしく生きるために重要です。県の自殺者数は、平成 24 年以降減少傾向ですが、依然として年 1,000 人以上の方が亡くなっています。特に自殺は、うつ病等複数の要因が重なり発生するとされているため、相談支援機関相互の連携体制強化を図るなど、総合的に自殺対策を進めていく必要があります。

【取組の基本方向】

県民一人ひとりが健康の状態に応じて生き生きと生活できるよう、健康格差分析事業の結果も参考に、個人のみでなく生活背景である家庭・職場・地域にも視点を置いた生活習慣病対策を推進し、地域の特性に応じた健康づくり施策を支援していきます。

生活習慣病が重症化すると、QOL の著しい低下を招き健康寿命にも影響することから、重要課題として重症化の防止対策を進めるとともに、COPD（慢性閉塞性肺疾患）対策に取り組むこととし、要支援・要介護状態とならないようロコモティブシンドローム（運動器症候群）やオーラルフレイル（口腔機能の虚弱）等の予防について、普及啓発を図ります。

また、県民一人ひとりががんの予防や早期発見に努め、がんになっても安心して納得

した最善の医療を受けることにより、がん患者とその家族の生活の質の維持向上が図られるよう、総合的かつ計画的ながん対策の推進を図ります。

さらに、自殺対策については、相談支援機関相互間の連携体制の構築・強化に努め、自殺予防のための体制づくりを推進するなど、総合的に取り組みます。

【主な取組】

I-3-②-1 県民主体の健康づくりの推進

県民の高齢化、生活習慣病の増加などにより、医療費の増加が見込まれる中で、県民の健康づくりを効果的に進めるため、県民一人ひとりの健康づくりに関する主体的な取組と併せ、個人だけでは解決が困難な外食での食塩摂取、受動喫煙等の生活環境による影響や、歯や口腔を健やかに保つこと、仕事に追われ健康に配慮できない人々の存在等の健康課題を見出し支援します。特に歯科保健については、口腔保健支援センターを設置し、市町村等への支援や歯周病等の予防啓発を推進します。

また、県内の健康・福祉情報や、出生・死亡等の人口動態をはじめ、病気の罹患や介護に関する情報などを整理し、県民に分かりやすく発信するとともに、市町村等の健康づくり施策立案・評価の基礎とするため、健診結果の活用、統計データの整理・分析などを行います。

- ・たばこ対策の推進
- ・ロコモティブシンドロームの予防のための普及啓発
- ・食育の推進など食を通じた健康づくり
- ・歯と口腔の健康づくり
- ・家庭や地域、学校、職場における健康づくりの取組の連携推進
- ・県民に向けた健康づくり情報の発信
- ・地域における健康課題を示す各種統計情報の提供
- ・健康・体力づくりを意識したスポーツ活動の推進

I-3-②-2 生活習慣病の発症予防と重症化防止対策の推進

生活習慣病の発症予防や重症化防止を図るため、家庭・学校・企業などに対して、食生活の改善や運動習慣の定着などに関する啓発・情報提供等を行うことにより、地域や職域が一体となった生活習慣病対策を推進します。

特に、糖尿病性腎症の重症化予防について、関係団体や市町村等と連携した取組を進めます。また喫煙（受動喫煙を含む）は生活習慣病への影響が大きいことから、たばこ対策の一層の推進を図ります。

さらに、生活習慣病の有病者・予備群の減少を目指すため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健診・特定保健指導の効果的な実施を支援します。

- ・生活習慣病予防・重症化防止等のための情報提供・普及・連携
- ・たばこ対策の推進（再掲）
- ・食育の推進など食を通じた健康づくり（再掲）
- ・歯と口腔の健康づくり（再掲）
- ・特定健診・特定保健指導従事者の人材育成

- ・医療保険者、市町村等関係機関への支援

I-3-②-3 総合的ながん対策の推進

がんは県民の死因の第1位で、3人に1の方ががんで亡くなっています。県民一人ひとりが、がんの予防や早期発見に努め、がんになっても安心して納得した最善の医療を受けることにより、がん患者とその家族の生活の質の維持向上が図られるよう、総合的かつ計画的ながん対策の推進を図ります。

また、緩和ケアの推進、がん患者の就労問題、小児がん対策にも取り組んでいきます。

- ・がんの予防・早期発見の推進
- ・がん医療提供体制の推進
- ・緩和ケアの推進
- ・相談・情報提供・患者の生活支援の推進
- ・がん登録の推進及び活用

I-3-②-4 総合的な自殺対策の推進

県の自殺者数は、平成24年以降5年連続で減少していますが、依然として年1,000人以上の方が亡くなられています。自殺は、うつ病等複数の要因が重なり発生するとされているため、相談支援機関相互間の連携体制の強化や、相談支援者への研修会の開催、健康や経済・生活に関する諸問題の相談窓口の周知など、総合的な自殺対策に取り組みます。

また、地域の実情に応じた自殺対策が推進されるよう市町村の取組を支援します。

- ・自殺予防に関する普及啓発の促進
- ・相談・支援体制の強化

施策項目 I - 3 - ③ 高齢者が個性豊かに生き生きと、安心して暮らし続けられる地域社会の実現

【目標】

高齢になっても個性豊かに生き生きと、住み慣れた地域で暮らせる社会づくりを推進します。

【現状と課題】

現在、本県では約4人に1人が高齢者となっており、今後も、都市部を中心に急速に高齢化が進むことが予測されています。

こうした社会を活力あるものとするためには、健康づくりや介護予防を推進していく必要があるほか、多くの高齢者が「社会活動に参加したい」と考えていることから、高齢者が意欲や能力に応じて活躍できる生涯現役社会の実現に向けた環境整備が重要です。

また、平成27年度に実施した、第51回「県政に関する世論調査」の結果によると、県民の約75%は「介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けたい」と考えていることから、地域包括ケアシステムを構築するため、在宅介護サービスの充実や医療と介護の連携強化、特別養護老人ホームをはじめとする様々なニーズに応じた高齢者の住まいの整備等の推進が求められています。

さらに、医療や介護ニーズの増大に伴い、これらのサービスを支える人材の確保・定着も課題となっています。

高齢者が安心して地域で暮らせる社会の構築のため、早急に対策を講じる必要がありますが、地域における高齢化の進展状況、地域資源などに差があることから、地域の実情に応じた取組が求められます。

【取組の基本方向】

高齢化の進展に対応した生涯現役社会の実現に向けた環境整備や健康づくりを進めます。

社会全体で高齢者の暮らしを支える地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、医療と介護の連携の推進や生活支援サービスの充実、高齢者が暮らしやすい住まい・まちづくりや互いに支えあう仕組みづくり、総合的な認知症施策を進めるとともに、市町村による地域の特性に応じた取組を支援します。

あわせて、福祉や介護に関わる人材の確保・定着対策を積極的に推進します。

さらに、介護保険事業の実施主体である市町村に対し、事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう助言・支援などを行います。

【主な取組】

I - 3 - ③ - 1 生涯現役社会の実現に向けた環境整備と高齢者の健康づくりの促進

高齢者の中には社会参加や就業に意欲のある方も多いことから、高齢者が生きがいを持ちながら社会の中で役割を担う「生涯現役社会」に向けた地域づくりを推進します。

そのため、老人クラブ活動の活性化や高齢者が主体となって地域課題の解決に取り組む活動の促進など、高齢者の地域での活躍への支援や、生涯大学校において「生きがい・健康・仲間づくり」の視点を基本とした運営を行っていきます。

あわせて、高齢者の雇用・就業の拡大を図るため、「千葉県ジョブサポートセンター」での就労相談や再就職支援セミナー、企業と求職者の交流会等を行うほか、県内各地でも市町村と共催の出張セミナーなど各種の就労支援や、公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会に対する補助等を実施します。

また、高齢になっても健康で生き生きと自立して暮らせるよう、高齢者が自ら行う日常的な健康づくりの推進と介護予防等の取組を推進します。

- ・老人クラブ活動への支援（再掲）
- ・生涯大学校における健康づくり、生きがいづくり、地域活動の担い手の育成
- ・高齢者への就労支援
- ・高齢者の健康づくりと介護予防の推進

I-3-③-2 地域包括ケアシステムの推進体制構築への支援

介護や生活支援が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、日常生活圏において医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進める必要があります。

構築に当たっては、行政による医療・介護の基盤整備をはじめとする各種施策のほか、地域ぐるみで取り組む必要があることから、市町村と連携して県民の理解を促進します。

また、システム構築の要となる地域包括支援センターの機能強化を図るほか、各種研修や情報提供等により、構築に取り組む市町村を支援します。

- ・地域包括ケアシステムの推進に向けた県民の理解の促進
- ・地域の個性に応じた体制づくりを進める市町村への支援

I-3-③-3 医療・介護連携の推進と地域生活を支える介護・生活支援サービスの充実

介護が必要になっても高齢者が地域で安心して生活できるよう、医療・介護を担う多職種の協働を支援し、医療サービスと介護・福祉サービスが連携した包括的な在宅ケアサービスの構築を進めるとともに、在宅介護をはじめとする各種介護サービスの基盤整備と質の向上を図ります。

また、市町村が取り組む地域で活動する様々な団体やボランティア等を活用した高齢者のくらしを支える地域づくりを支援します。

- ・切れ目のない在宅ケアサービスの提供に係る医療と介護の連携体制の構築支援（再掲）
- ・地域密着型サービス等の介護サービスの整備・充実
- ・介護サービスの質の確保・向上の促進
- ・市町村が行う総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）への支援

I-3-③-4 高齢者が暮らしやすい住まい・まちづくりの推進

高齢者の増加に伴い、重度の要介護高齢者の増加が見込まれるため、施設介護に対す

るニーズは、今後も増大すると考えられます。そのため、広域型特別養護老人ホームなどについて、必要な目標数を定め、市町村と連携し整備を促進します。

また、高齢者の多様な住まいのニーズに対応するため情報提供体制の整備を促進するとともに、高齢者が地域に住み続けることができるよう、高齢期の心身状況に合った住まいへの住み替えやバリアフリー化などに取り組みます。

さらに、公共交通機関や、県が管理する特定道路のバリアフリー化など、高齢者が暮らしやすいまちづくりを推進します。

- ・特別養護老人ホーム等の整備促進
- ・自立や介護に配慮した住宅の整備促進
- ・住まいに関する情報提供など多様な住まいのニーズへの対応
- ・鉄道駅バリアフリー設備の整備支援（再掲）
- ・ノンステップバスの整備支援（再掲）
- ・福祉タクシーの導入促進（再掲）
- ・特定道路のバリアフリー化対策の推進（再掲）

I－3－③－5 福祉・介護人材確保・定着対策の推進

福祉・介護職の負担軽減や処遇改善を促進するなど、働きやすい環境づくりに取り組みます。また、福祉・介護職場の魅力を発信し、理解を深めてもらうための啓発活動、新規就業やキャリア形成のための支援などを実施し、福祉・介護人材の確保・定着を推進します。

なお、効果的な事業実施には、地域の市町村・施設・教育機関などの連携・協働が必要であることから、地域ごとに「福祉人材確保・定着地域推進協議会」を設置し、地域の実情に合った事業を実施します。

- ・福祉・介護人材の負担軽減・処遇改善など、働きやすい労働環境づくりの促進
- ・福祉・介護の仕事の魅力を発信
- ・若者等新規就業者の拡大
- ・潜在有資格者等の就労支援
- ・キャリアアップのための現職者研修の促進
- ・福祉人材センターの運営

I－3－③－6 高齢者の尊厳を守りながら地域で支え合う仕組みづくりの推進

高齢者が尊厳を持ち、自立して暮らし続けることができるよう、地域において自分自身が孤立しないだけでなく、周りの人を孤立させないために見守りあう体制づくりや、高齢者の生活を支える取組とその担い手の養成を促進します。

また、高齢者への虐待防止や早期発見・早期対応に向けた、関係者の虐待対応技術の向上やネットワークの整備促進に取り組むとともに、成年後見制度の利用促進を図ります。

- ・「ちばSSK（しない・させない・孤立化）プロジェクト」の推進
- ・市町村が行う総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）への支援（再掲）
- ・生涯大学校における地域活動の担い手の育成（再掲）

- ・高齢者虐待防止対策の充実
- ・成年後見制度の周知

I-3-③-7 認知症の方や家族の方などに対する総合的な支援の推進

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の保健・医療・介護・福祉関係者が連携して支援する認知症地域支援体制を構築し、認知症の進行の各段階に応じた適切な対応が継続して展開される、総合的な認知症施策の推進を図ります。

- ・認知症に対する正しい理解の普及・啓発とやさしいまちづくりの推進
- ・子どもへの認知症に対する理解の促進
- ・認知症発症予防の推進
- ・早期診断と適切な医療・介護連携体制の整備、多職種協働の推進
- ・認知症支援に携わる人材の養成
- ・本人と介護者への支援
- ・若年性認知症施策の推進

施策項目 I - 3 - ④ 障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築

【目標】

障害のある人がその人に合った福祉サービスを選択しつつ、地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせる環境を整備します。

【現状と課題】

県内では、身体障害・知的障害・精神障害など、障害のある人が増加傾向にあります。

加えて、発達障害や高次脳機能障害、難病等に起因する障害がある人に対する福祉サービスの提供も必要とされています。

こうした中、県内約 4,500 人の施設入所者や精神科病院の長期入院者など障害のある人が身近な地域において日常生活や社会生活を営むため、地域社会での住まいの場としてのグループホームや日中活動の場の整備、相談支援体制の充実などが求められています。

また、障害のある人の就労については、経済的な自立だけではなく、社会参加や自己実現のためにも必要です。一般就労の促進や、福祉的就労の機会の提供などの就労支援だけではなく、職場への定着支援も課題となっています。

障害のある人自身や家族の高齢化が進む中で、親亡き後も障害のある人が地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせるよう、福祉サービスの充実や、自己決定・自己実現を支援することや、権利を擁護するための仕組みの充実が求められています。

一方、障害のある子どもも増加しており、早期発見によりライフステージを通じて一貫した質の高い療育支援が受けられる体制が求められています。

【取組の基本方向】

障害のある人の地域社会でのくらしを支援するため、ライフステージや障害特性に合ったグループホーム等や日中活動の場の充実を図ります。また、就労のための福祉サービスの充実や、福祉サービス事業所を利用する障害者の工賃向上、一般就労の促進と定着支援を図るとともに、身近な地域における相談支援体制や療育支援体制の充実強化のための施策を推進します。

障害のある人の自己決定・自己実現を支援するとともに、障害のある人に対する理解を促進し、虐待防止や差別の解消、権利擁護、情報保障のための取組を推進し、ハード・ソフト両面の整備を進めます。

【主な取組】

I - 3 - ④ - 1 入所施設から地域生活への移行の推進

障害のある人の地域生活を支えるため、利用者のニーズに応じた多様な住まいの場として、グループホーム等の拡充を図るとともに、日中活動の場の充実も図ります。

強度行動障害のある人や医療的ケアが必要な人など、障害程度が重い人についても、できる限り地域で生活できるよう支援していくとともに、地域での支援が困難な障害の

ある人に対しては、入所施設の果たす役割が引き続き重要であることに留意しつつ、入所施設の有する人的資源や機能を地域生活のバックアップのために活用します。

また、障害のある人の中には単身での生活をしたいというニーズがあるため、グループホームのサテライト型住居の設置・活用など様々な支援に取り組みます。

袖ヶ浦福祉センターについては、県立施設として被虐待児童のシェルター機能や強度行動障害支援等拠点としての機能・役割を果たすとともに、支援の在り方を大規模集団ケアから少人数を対象としたきめ細かなケアに転換するため、利用者の地域への移行を進めます。

- ・グループホームの整備促進・質的向上
- ・日中活動の場の充実
- ・地域生活を推進するための在宅サービスの充実
- ・重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進
- ・入所施設の有する人的資源や機能の活用

I-3-④-2 精神障害のある人の地域生活の推進

精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるようにするためには、医療機関による退院支援や地域の福祉関係機関による地域生活支援の両面が必要であることから、保健、医療、福祉関係者による「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

また、精神障害のある人の地域生活への移行や地域生活を継続するための支援に積極的に取り組んでいる精神科病院を「千葉県精神障害者地域移行・地域定着病院」として認定し、精神科病院に長期入院している患者の退院を促進します。

さらに、精神障害のある人が、自立した生活を維持し、社会参加を支援するためのピアサポート体制を推進します。

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・千葉県精神障害者地域移行・地域定着病院の認定
- ・精神障害のある人が自らの体験をもとに相談支援等を行うピアサポートの推進
- ・精神科救急医療体制の充実

I-3-④-3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」(以下「障害者条例」という。)に基づき、個別の差別事案の解決を図るとともに、差別の背景にある社会慣行などの問題について、様々な立場の関係者が参加する「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」で協議し障害のある人に優しい取組を応援していきます。

また、障害者条例及び障害者差別解消法の趣旨が県民に広く浸透するよう周知を行います。

障害者虐待防止法に基づき、障害のある人への虐待の防止や早期発見・早期対応に向け、関係機関との連携強化、研修の実施、県民への普及啓発等に努めます。

また、地域における相談支援体制を構築し、生活支援と一体となった権利擁護の仕組

みづくりのため、地域自立支援協議会の充実・強化への支援やネットワークづくりに取り組みます。

障害の有無にかかわらず必要な情報のやりとりやコミュニケーションが行えるよう支援を行います。平成 29 年 3 月に見直した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」に基づく配慮に努めるとともに広くガイドラインを周知します。

平成 28 年 6 月制定の「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」に基づき、手話等の普及を促進するとともに、手話通訳者や点訳・朗読奉仕員などの人材の養成に取り組みます。

また、障害のある人に関するマークの県民への周知と理解の促進に取り組みます。

- ・障害のある人への理解の促進
- ・子どもたちへの福祉教育の推進
- ・地域における権利擁護体制の構築
- ・地域における相談支援体制の充実
- ・手話通訳者等の人材育成、手話等の普及促進
- ・情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発

I-3-④-4 障害のある子どもの療育支援体制の充実

障害のある子どもが、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築を図っていきます。

なお、医療的ケア児等の支援に関して、ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進を図ります。また、手帳の有無や診断名等にかかわらず障害の可能性が見込まれる子どものために、障害児等療育支援事業を活用し相談支援体制の充実及び在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図っていきます。

さらに、ホームヘルプや障害児通所支援、訪問看護などを通じて在宅支援機能の強化を図り、子どもの育ちと子育てを支える施策に取り組みます。特に放課後等デイサービスについては、発達支援を必要とする障害のある子どものニーズに的確に対応するため、事業所の支援の質の向上を図っていきます。

また、重症心身障害児（者）等が入院・入所する老朽化が進んだ千葉リハビリテーションセンターの整備の在り方について、引き続き検討してまいります。

- ・障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実
- ・障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化
- ・地域における相談支援体制の充実（再掲）
- ・障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実

I-3-④-5 障害のある人の相談支援体制の充実

障害のある人の相談支援体制を支援するため、市町村が実施する相談研修会、自立支援協議会などに対して、アドバイザーを派遣します。

また、総合支援法のサービス等利用計画を作成する相談支援事業者の確保と質の向上を目指し、相談支援専門員の育成に係る各種の研修を行います。地域における相談支援の中核的な役割を担うことが期待される基幹相談支援センターについては、市町村にモ

デルを示し、その設置促進を支援します。

なお、障害のある子どもに係る相談については、手帳や診断名等にかかわらず障害の可能性が見込まれる子どものための相談支援体制の充実を図ります。

- ・地域における相談支援体制の充実（再掲）
- ・地域における相談支援従事者の研修の充実
- ・障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化（再掲）

I－3－④－6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実

障害者就労施設等は、障害のある人の経済的自立だけではなく、自己実現の場としても重要です。このため、障害のある人が可能な限り一般企業で就労するとともに、継続的な職業生活を維持できるよう、障害者福祉施設からの就労拡大をはじめとして、企業への支援や関係機関との連携などを含め、障害のある人の就職、職場定着、離職時フォローなどの支援を進めます。

具体的には、障害者優先調達推進法に基づき、県の調達方針を策定するとともに、官公庁による優先調達の促進に向けて、市町村や県の各機関の職員向けに、調達事例の紹介や、制度の説明会を開催するなど、取組を進めます。

また、工賃向上計画に基づく就労支援事業の強化のための支援を行い、工賃の向上を図ります。

さらに、障害者就労施設への発注の拡大に向け、企業や自治体等からの発注に対応する共同受注窓口や、県内の就労施設等の情報をインターネットで提供する「チャレンジド・インフォ・千葉」等を通じて、受発注のマッチングを図っていきます。

- ・就労支援・定着支援の体制強化
- ・障害者就業・生活支援センターの運営（地域生活支援事業）強化
- ・障害のある人を雇用する企業等への支援
- ・支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化
- ・福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金向上への取組の推進
- ・障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を尊重した支援

I－3－④－7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実

発達障害、高次脳機能障害、強度行動障害のある人など、地域の支援施設・機関では通常の対応が難しい障害について、支援の拡充を図るとともに、より地域に密着した支援ができるよう、民間での専門的・広域的な支援拠点機関の普及促進や、そのための機関・人材育成などの具体的な仕組みづくりを進めます。

通所による施設サービスだけでは支援が困難な障害のある人に対しては、親の会、当事者サポート団体などと連携した支援などを進めます。ひきこもり本人や家族等に対しては、相談支援等により、ひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ります。

また、特に本人や家族の負担が大きい重度の心身に障害のある人に対しては、市町村が実施する負担軽減のための医療費助成について、引き続き補助を行います。

- ・地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進

- ・通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進
- ・障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化（再掲）
- ・重度・重複障害のある人の負担軽減の推進
- ・重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進（再掲）
- ・ひきこもりに対するアウトリーチ型支援の推進

施策項目 I - 3 - ⑤ 互いに支え合い、安心して心豊かに暮らせる地域社会づくりの推進

【目標】

地域住民が互いに支え合い、安心して暮らせる地域コミュニティを再生します。

【現状と課題】

核家族化に伴う一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加などによる家族内の支え合いの低下や、社会構造・住民意識の変化による地域でのつながりの希薄化が指摘され、虐待、孤立死（孤独死）などが社会問題化するなど、地域の課題は複雑化、多様化しており、従来型の施策や個別の支援だけでは解決することが難しい状況となっています。

また、大規模な自然災害が頻発する中、地域住民による日常的な支え合いの重要性が改めて認識されています。

このため、全ての県民が当たり前のようにボランティア活動などに参加することや、地域コミュニティに関わる様々な主体によるネットワークの構築、地域を支える人材の育成により、家族内の支え合いの低下を補い、地域で安心して暮らせるコミュニティの再生や地域における新たな支え合いを確立する必要があります。

さらに、福祉関係団体のみならず、障害のある人もない人も、また子どもから大人までの多くの地域住民が地域の課題を解決するために、知恵を出し合い、力を結集させる仕組みづくり、そして市民活動団体や企業、学校、行政など、地域内外の様々な主体と連携・協働した取組が求められています。

県民が生涯にわたり、いつでもどこでも、自由に学習機会を選択し学習することができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会を構築するため、学校や公民館、生涯学習推進センター等を拠点に、関係機関が連携・協働して、住民が必要としている情報を適宜提供できる体制づくりが重要です。

【取組の基本方向】

県民のボランティア活動に対する理解を深め、参加を促進するため、活動体験の場と機会の提供や広報・普及啓発を行うとともに、高齢者や地元企業等が地域活動の担い手として活躍できるよう、互いに支え合う地域づくりを推進します。

また、地域活動を支える市民活動団体の基盤の強化に向けた取組や仕組みづくりを支援します。

地域コミュニティの再生、地域住民による新たな支え合いの機運を促進するため、共助の精神に基づく住民同士のつながりの構築を支援するとともに、市民活動団体、企業、学校など、地域に関わる様々な主体が連携・協働して行う地域の課題解決に向けた取組や仕組みづくりを進めます。

複雑化、多様化する地域の課題に対しては、対象者横断的に地域住民からの相談に応じ、生活の支援を行う体制づくりを進めます。

そして、県民が生涯にわたり、いつでもどこでも学習することができ、また、その成

果を生かすことができる仕組みづくりを進めるとともに、そのために必要な地域の人材を育成するなど、県民の豊かな心を育むことができる生涯学習社会を目指した取組を推進します。

【主な取組】

I-3-⑤-1 若者、高齢者、地元企業等の地域活動への参加促進

2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とし、子どもや若者など、多くの県民が地域を支えていく社会の実現に向けて、ボランティア活動に係る広報・普及啓発や、地域活動への参加体験の機会の提供などを市町村や市民活動団体と連携しながら進めます。

また、退職した高齢者等が長年培った経験・技術等を生かしながら、互いに支えあう地域社会の担い手として活動することを支援するため、生涯大学校において地域活動に取り組む人材を養成するとともに、地域の団体とのマッチングを図ります。

さらに、地域の老人クラブや県老人クラブ連合会の運営や各種の事業・活動を支援します。

- ・県民の地域活動への参加促進
- ・地域貢献活動に取り組む中小企業等への表彰
- ・生涯大学校における地域活動の担い手の育成
- ・老人クラブ活動への支援

I-3-⑤-2 地域活動を支える市民活動団体等の支援

市民活動団体等が安定的・継続的に地域活動を実施できる環境を整備するため、市民活動団体等の組織運営力、資金調達力等の強化を支援します。

また、民間団体等が、市民や企業から提供された寄附等を、市民活動団体に橋渡しをするなどの「民が民を支える仕組み」を普及・促進します。

- ・市民活動団体等への支援及び支援体制の整備
- ・民が民を支える仕組みの普及・促進

I-3-⑤-3 地域に関わる多様な主体による連携・協働の促進

地域の様々な課題に対し、市民活動団体や企業、行政など多様な主体が連携・協働して行う取組を、研修会や意見交換会の開催等を通じて、普及・促進するとともに、特に優れた連携事例に取り組んでいる団体を表彰し、広く県民に周知することにより連携による地域づくりの機運を盛り上げます。

商業者等の地域における多様な団体が連携し、地域ぐるみで高齢者を見守り支えていく地域づくりを推進します。

地域の様々な分野の方々が従来の枠組みを超えて参加し、地域づくりの在り方・取り組み方を考えていく組織として地域福祉フォーラムの設置を促進するとともに、多様な課題を抱える要支援者への地域社会によるきめ細やかな支援を実施するための人材を育成します。

また、制度の狭間にある方の支援等を行う中核地域生活支援センターを運営するとと

もに、地域における総合相談・生活支援体制の整備を促進します。

さらに、市及び町村部の相談窓口において、生活困窮者への相談や支援を行い、自立を促進します。

- ・協働による地域コミュニティづくりの普及促進
- ・優れた協働事例の表彰や周知
- ・農地等の保全、森林再生や漁場改善（再掲）
- ・商業者等による高齢者福祉に資する取組の促進
- ・地域福祉の推進体制の設置促進
- ・総合相談・生活支援を行う体制の整備
- ・地域づくりを総合的にコーディネートする人材の育成
- ・生活困窮者自立支援制度の推進

I－3－⑤－4 生涯学習社会を目指した取組の推進

誰もがいつでもどこでも学習することができ、また、学習成果を生かすことのできる生涯学習社会を実現するため、学校や公民館、生涯学習推進センター、図書館及び博物館等の社会教育施設が連携・協力し、地域住民に対する学習活動の場を提供するとともに、学んだ成果を地域活動や学校教育で生かす場を広げ、その成果が適切に評価される取組を推進します。

また、学校や家庭、民間団体、大学等の地域の多様な主体と連携し、地域住民も一体となって協働して取組を進めていくための環境整備を図るとともに、地域の学びを支える人材を育て、地域の学びの場をより質の高いものにするための取組を推進します。

- ・地域住民に対する学習活動の場の提供
- ・生涯学習の成果を生かす仕組みづくり
- ・社会教育推進体制の強化
- ・障害のある人の生涯を通じた多様な学習活動への支援

政策分野 I - 4 文化とスポーツで輝く社会づくり

【文化・スポーツ】

県民の心豊かな生活の実現に向け、千葉県文化にふれ親しむ環境づくりを進めるとともに、郷土への愛着と誇りの醸成を図ります。

また、全ての県民が生涯にわたりスポーツに親しむことができるようにスポーツ環境の整備を推進します。

施策項目 I - 4 - ① ちば文化の創造と千葉県民のアイデンティティの醸成

【目標】

県民や関係団体、市町村などと連携して、「ちば文化」に親しめる環境をつくとともに、「ちば文化」を継承し、新たな「ちば文化」を創造します。

県民の千葉県に対する愛着や誇りを育みます。

【現状と課題】

文化芸術は、県民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で、欠かせないものであり、教育、地域づくり、産業など社会のあらゆる分野と関わり、地域社会の発展と県民の活力を高めていく貴重な財産です。

また、東日本大震災の発生後、文化芸術が心の支えとなり、地域コミュニティ再生のきっかけとなるなど、文化芸術の果たす役割の重要性が再認識されました。

国の文化施策としても、平成 24 年 6 月の「劇場、音楽堂の活性化に関する法律」の施行、平成 27 年 5 月の「文化振興に関する基本的な方針」の閣議決定がされ、社会を挙げて文化芸術を振興していく機運が高まっています。

また、平成 27 年 11 月の「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」においても、日本の多様な文化を通じて日本全国で大会の開催に向けた機運を醸成し、日本文化の魅力を世界に発することとしています。

こうした中で、本県においては、少子化等の社会背景による地域の芸術や祭りの担い手不足の解消、観光や産業などの関係機関の一層の連携、文化資源を活用した地域づくりや、2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会を契機とした文化振興施策の推進が課題となっています。

【取組の基本方向】

障害の有無や年齢、性別にかかわらずあらゆる人々が文化芸術を享受するために、美術館や博物館、劇場、音楽堂等様々な場での機会の提供や学校教育における文化芸術活動の充実など、文化芸術にふれ親しむ環境づくりを行うとともに、地域の伝統文化が次世代へ継承され、地域活性化につながる取組を行います。

また、関係機関や幅広い分野との連携を強化し、文化芸術を生かしたまちづくりや観光・産業等様々な分野での文化芸術の活用を推進します。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会を文化振興施策の一層の推進の契機とし、大会終了後もレガシーとして残るように、様々な取組を通して、心豊かに暮らすことができ、活力ある地域社会をつくることを目指します。

【主な取組】

I-4-①-1 文化芸術を鑑賞・参加・創造する環境づくり

いつでもどこでも誰でも等しく文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるよう、文化芸術団体が行う活動に県民の一層の参加を促すとともに、文化芸術団体等と連携し、文化芸術にふれ親しむ様々な機会を提供していきます。

また、千葉交響楽団を活用した学校教育における文化芸術活動の充実や、高齢者・障害のある人等を対象とした文化芸術団体による出張コンサートやイベントなどの実施により、子どもたちや障害のある人等が、文化芸術にふれ親しむことができるような機会を充実させます。

- ・ 県民の自主的な文化芸術活動の促進
- ・ 様々な場における文化芸術にふれ親しむ機会の提供
- ・ 子どもたちの文化芸術活動の充実
- ・ 高齢者・障害のある人等の文化芸術活動の充実

I-4-①-2 地域文化の保存・継承・活用による地域づくり

少子化等の社会背景により存続が懸念される地域の伝統文化を保存・継承していくため、県民に伝統文化を身近に感じてもらう機会を提供するとともに、郷土芸能・伝統技術を取り巻く地域の関係者・関係機関との交流や意見交換を行うなど、伝統文化の保存・継承・担い手の育成を図ります。

また、文化財の保存整備の支援や文化的景観等の保全・活用を進めるとともに、日本遺産認定への取組など、ちばの文化資源を活用し、地域の活性化につなげていきます。

- ・ 伝統文化にふれる機会の提供
- ・ 伝統文化の保存・継承・担い手の育成
- ・ 文化財の保存整備の支援
- ・ 文化的景観等の保全・活用
- ・ 文化資源の活用と地域の活性化

I-4-①-3 ちば文化の多様性と発信力強化による新たな価値の創出

多様な「ちば文化」の魅力を引き出し、県内外に発信するため、若者の団体等が行う創造的な文化芸術活動をはじめとした、これまでの文化の概念にとらわれない多様な文化の発展を支援するとともに、県ホームページの活用や市町村等との連携による「ちば文化」の魅力の発掘と情報の収集・提供を行います。

また、千葉・県民芸術祭や県民の日行事等の様々な機会を利用し、「ちば文化」の魅力を発信する文化事業を充実させます。

- ・ 多様な文化の発展
- ・ 「ちば文化」の魅力の発掘と情報の収集・提供

- ・「ちば文化」の魅力を発信する文化事業の充実
- ・市町村・企業等と連携した県民の日に係る事業の展開

I-4-①-4 ちば文化の総合的な推進のための支援・連携体制の構築

「ちば文化」を支える人を育て、未来につなぐため、文化芸術に携わる人づくりの促進や文化のネットワークの構築に取り組みます。

また、本県では様々な団体が文化芸術活動を展開しており、こうした団体との交流を進めることで県民の文化芸術活動がより活性化するものと考えられることから、団体との共催事業の開催や情報提供などにより、多様な支援体制の構築を図ります。

さらに、文化振興のための体制の整備として、県民の文化芸術活動や学習活動の支援機能を充実させることで、文化発信拠点となる文化施設の機能充実と文化芸術団体や市町村等との連携強化を図ります。

- ・「ちば文化」を担う人づくりの促進
- ・文化のネットワークの構築
- ・多様な支援体制の構築
- ・文化発信拠点としての文化施設等の機能の充実

I-4-①-5 東京オリンピック・パラリンピックを契機としたちばの文化力向上

本県の文化的魅力を県内外に発信し、県内の文化振興及び地域活性化を図るため、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会における文化プログラム関連イベントを、観光等の様々な分野において市町村や文化芸術団体、市民活動団体、大学等と連携して実施します。

また、障害のある人、高齢者、青少年、外国人等、国内外のあらゆる人々が観るだけでなく、文化の担い手として参加・交流できる文化事業を実施するとともに、実施に当たり構築したネットワークやノウハウ等を資源とし、活用することで、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会後の本県の文化芸術活動及び地域の継続的な活性化につなげます。

- ・新しい文化と古くからの文化が織りなす「ちば文化」の世界への発信
- ・障害のある人、高齢者、青少年、外国人等、国内外のあらゆる人々が参加・交流できる機会の創出
- ・観光等様々な分野との連携による文化資源の活用
- ・文化プログラム関連イベントの実施により得られた資源の活用

施策項目 I - 4 - ② 「するスポーツ」、「みるスポーツ」、「ささえるスポーツ」の推進

【目標】

全ての県民が多面にわたるスポーツの価値を共有しながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う「スポーツ立県ちば」の一層の推進を図ります。

【現状と課題】

県が実施した平成 28 年度の「県民の運動・スポーツに関するアンケート調査」結果では、週 1 回以上スポーツを行っている人の割合は高くありません。また、将来の介護予防や生活の質の維持の観点からのロコモティブシンドロームの予防や、健康寿命の延伸、さらには障害のある人にも配慮したスポーツ環境の整備など、運動・スポーツに対するニーズが多様化しており、その対応が求められています。

こうした中、千葉県内において 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの 8 競技が開催されることは、スポーツへの関心を高め、スポーツを通じた健康づくりや生きがいづくりを再認識する絶好の機会となります。こうした機会を捉え、誰もが生涯にわたり、スポーツに親しむことができる環境づくりを進めるとともに、スポーツによる地域の活力づくりにつなげていくことが重要です。

【取組の基本方向】

「する・みる・ささえる」スポーツの推進により、超高齢社会に向けたスポーツに親しむ環境の整備や障害のある人のスポーツへの参加促進、若い選手の発掘・育成・強化及び指導者養成等の競技力の向上、スポーツによる地域づくりの推進に取り組み、「スポーツ立県ちば」の確立を図ります。

また、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、大会終了後もレガシーとして残るように、アスリートの強化・支援やオリンピック・パラリンピックを活用した教育など未来を担う人づくりに取り組みます。さらに事前キャンプや国際大会等の誘致を進め、スポーツを通じた交流人口の増加による地域活性化を図ります。

【主な取組】

I - 4 - ② - 1 人生を豊かにするための運動・スポーツの推進

誰もが運動・スポーツを通じて、生きがいのある豊かな人生を歩むことができるように、身近な場所でスポーツが行える総合型地域スポーツクラブの設立や県立スポーツ施設の無料開放などを進めます。

また、県民が気軽に参加できるスポーツイベントや各種大会等の、運動・スポーツの場や機会に関する情報を提供し、日常生活の中での運動習慣の定着を図り、スポーツの楽しさなどを実感できるよう取り組みます。

さらに、将来の介護予防や生活の質の維持の観点から、運動器の機能低下によって起こるロコモティブシンドロームとその予防に関する知識の普及啓発を行うとともに、運動による健康への影響や効果の積極的な発信を行います。

- ・ライフステージに応じた運動・スポーツの推進
- ・障害のある人の運動・スポーツの推進

I-4-②-2 スポーツ環境の整備

県民のスポーツに親しむ機会の選択の幅を広げるため、スポーツ施設の整備やスポーツ指導者の育成に取り組みます。スポーツ施設の整備については、県民が安心・安全に利用できるよう、耐震性の向上や施設の機能回復を図ります。

また、県民にとって身近なスポーツ施設である県立学校の体育館やグラウンドの開放を推進します。

- ・スポーツ指導者の養成・資質向上等の推進
- ・施設の再整備と有効活用
- ・誰もがスポーツに親しみ、参加しやすいシステムづくりの推進

I-4-②-3 競技力の向上

各競技団体と連携し、計画的な選手の発掘・育成・強化・支援や指導者の養成・資質向上、スポーツ医・科学の積極的な活用などを行い、県民に感動や、勇気、希望、誇りを与える競技力の向上に取り組みます。

さらに、競技人口拡大や国際交流のための競技会やイベントの開催を充実させるとともに、スポーツを人々にとって身近なものとするためのトップアスリートと地域の連携・協働を推進します。

- ・選手の発掘・育成・強化・支援及び指導者の養成・資質向上
- ・競技力向上のための環境整備
- ・スポーツ医・科学の積極的な活用
- ・競技力向上のための各競技団体の組織体制強化
- ・競技人口拡大や国際交流などを意識した競技会やイベントの開催
- ・トップアスリートと地域スポーツの連携・協働

I-4-②-4 スポーツによる地域づくりの推進

トップ・プロスポーツとの交流を通じて、スポーツの価値や魅力にふれることができる取組を推進します。

また、千葉県のポテンシャルを生かしたスポーツイベントによる交流機会を創出するとともに、身近な地域のスポーツ資源を活用することによる地域の活力づくりを推進します。

さらに、関係市町村や関係競技団体等と連携し、「ちばアクアラインマラソン」等の大規模大会の企画・運営に取り組みます。

- ・トップ・プロスポーツと連携したスポーツの推進
- ・スポーツイベントを活用した千葉の魅力発信
- ・身近なスポーツ環境を活用した地域づくりの推進

I-4-②-5 東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの推進

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、一人でも多くの千葉県ゆかりの選手が大会へ出場できるよう、ジュニア世代や障害者スポーツ選手などを対象としてアスリートの強化・支援などに取り組みます。

また、オリンピック・パラリンピック教育や積極的なスポーツ交流の促進を通じて、スポーツに対する関心を高めるとともに、障害者スポーツの場の提供や人材（コーディネーター）の養成を行うことにより、スポーツを通じた障害のある人との交流や障害への理解を促進し、誰もが互いを尊重し支えあう社会の実現を目指します。

さらに、市町村や大学、競技団体等と連携し、様々な競技の事前キャンプや国際大会の誘致を進めることにより、スポーツを通じた交流人口の増加による地域活性化を図ります。

- ・オリンピック・パラリンピックアスリート強化・支援
- ・オリンピック・パラリンピック教育の推進
- ・積極的なスポーツ交流の促進
- ・誰もが参加できるスポーツの推進
- ・事前キャンプの誘致
- ・国際大会等の誘致
- ・スポーツコンシェルジュによる誘致に関する情報の一元化

政策分野 I - 5 みんなで守り育てる環境づくり

【環境】

本県の豊かで美しい自然をしっかりと将来に引き継ぐため、低炭素社会や循環型社会の実現、自然との共生に向けて、環境学習などにより一人ひとりの意識の向上を図るとともに、県民・企業・行政など様々な主体による環境への負荷を軽減する取組を進めていきます。

施策項目 I - 5 - ① 地球温暖化対策の推進

【目標】

県民、企業、行政など全ての主体が一体となって、二酸化炭素排出量を削減し、地域レベルでの地球温暖化対策に取り組みます。

【現状と課題】

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告によると、地球温暖化は疑いの余地がなく、その主な原因は、私たち人類の活動に伴い発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増加である可能性が極めて高いとされています。

本県の温室効果ガス排出量は、平成 19 年度（2007 年度）以降、平成 23 年度（2011 年度）までは、減少傾向にありました。しかしながら、東日本大震災を契機に、電源を構成する発電所のうち火力割合が増加したことや、事務所・店舗面積の増加、人口増加などにより、平成 24 年度、平成 25 年度は増加傾向に転じています。

部門別に見ると、臨海部に製造業が集積していることなどから、産業部門の占める割合が 47.5%と全国（32.8%）よりも高いことが本県の特徴です。

平成 2 年度と平成 25 年度の二酸化炭素排出量を部門別に比較すると、「産業部門」（20.5%減）は減少しているものの、県民の生活に直接関わる店舗・事務所など「業務その他部門」（97.4%増）及び「家庭部門」（61.0%増）が著しく増加しています。

二酸化炭素の排出量を削減するためには、県民、企業、行政など全ての主体が、地球温暖化の問題は一刻の猶予もない状況であることを認識した上で、それぞれの役割を自覚し、相互に連携しながら、主体的に行動していくことが必要です。

また、地球温暖化問題を含め、循環型社会の構築や、豊かな自然・大気・水環境の保全、野生生物の保護と適正管理など、多岐にわたる環境問題を解決し、将来にわたって千葉県環境を守り育てていくためには、豊かな感受性を持ち、解決に向けた力を身につけた、主体的に行動できる人材の育成が重要です。

【取組の基本方向】

地域における再生可能エネルギーの導入・活用や、省エネルギーの促進によるエネルギー消費を大幅に減少させる取組、低炭素な社会インフラの構築や、森林整備、都市緑化などの温暖化対策に資する地域環境の整備・改善など、県民、企業、行政など全ての主体の温暖化対策の取組を推進するとともに、県自らが実施する事務・事業においても

対策に取り組みます。

また、環境問題を解決する人材を育成するため、環境学習の充実を図るとともに、様々な課題を自らの問題として捉え行動する人づくりやネットワークづくりを推進します。

【主な取組】

I-5-①-1 再生可能エネルギー等の活用

二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギー等を積極的に活用していくため、家庭や企業、公共施設における太陽光発電設備などの導入や、将来の水素社会を見据えたエネファームや燃料電池自動車の普及促進などの取組を推進します。

また、地域における再生可能エネルギーの導入や未利用エネルギーの活用について、地域振興の観点も踏まえ、地域の特徴を生かした取組を進めるとともに、海洋再生可能エネルギーの活用など、先進的なエネルギー利用についても調査研究等を進めていきます。

- ・住宅用太陽光発電設備や太陽熱、地中熱利用システムの導入促進
- ・民間事業者の太陽光発電や風力発電等の導入に係るワンストップ窓口での相談や情報提供（再掲）
- ・地域と連携した再生可能エネルギー等の活用に向けた取組に対する支援（再掲）
- ・公共施設への再生可能エネルギー導入の取組
- ・海洋再生可能エネルギーの導入促進（再掲）
- ・水素社会の構築に向けた取組の推進
- ・バイオマスの利活用の推進（再掲）
- ・再生可能エネルギー導入に係る普及啓発

I-5-①-2 省エネルギーの促進

二酸化炭素排出量の削減に向けて、家庭や事業所を含め、あらゆる主体で節電や省エネを徹底し、エネルギー消費を大幅に減少させる取組を進めていきます。

具体的には、家庭を対象としたエネファームなどの省エネ設備の導入促進や、省エネ性能の高い住宅である長期優良住宅の普及促進、事務所・店舗等の省エネルギー化の支援を行うとともに、燃料電池自動車や電気自動車などの次世代自動車の普及を促進していきます。

また、クールビズやエコドライブなど、環境に配慮したライフスタイルを定着させ県民一人ひとりの意識を高めるための普及啓発を行います。

県の事業活動についても「千葉県庁エコオフィスプラン」により、全庁を挙げて積極的に省エネルギー化を進めます。

- ・エネファームなど家庭における省エネルギー設備の導入促進
- ・長期優良住宅の普及促進
- ・事業者の自主的取組の推進
- ・廃棄物処理施設における高効率な発電設備の導入促進
- ・廃棄物処理施設における高効率な熱回収が可能な施設の導入促進
- ・次世代自動車等の導入とエコドライブの推進

- ・省エネルギー促進に係る普及啓発
- ・県自らが実施する省エネルギーの取組

I-5-①-3 温暖化対策に資する地域環境の整備・改善

低炭素化に資する持続可能な社会の構築に向け、市町村が行うコンパクトなまちづくりの促進やヒートアイランド対策を推進します。

また、道路整備等による交通の円滑化など、交通環境の整備・改善を図ります。

さらに、二酸化炭素の吸収源となる森林や緑地の整備・保全など、地域環境の整備・改善に取り組みます。

- ・低炭素社会の構築や自然環境に配慮したまちづくりの促進
- ・交通環境の整備・改善
- ・ヒートアイランド対策
- ・都市等の緑の保全と緑化推進
- ・森林吸収源対策としての間伐の推進

I-5-①-4 環境学習の推進

持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性と関心を育み、環境問題の解決に向けた力を身につけ、主体的に行動できる人づくりを目指します。このため、環境学習に取り組んでいる県民・市民活動団体・事業者・教育機関・市町村などと連携して、地球温暖化対策や生物多様性保全など人類全体で取り組んでいかなければならない環境問題と、私たちの日常生活や経済活動との関係について理解を進め、様々な課題を自らの問題として捉え行動する人づくりやネットワークづくりを推進します。

また、各主体と連携して、様々な分野、地域や年齢など幅広い対象者に応じた多様な学習会等を開催し、県民が身近なところで環境学習に取り組めるよう機会の提供に取り組むとともに、環境学習に関する各主体の意識やニーズの把握に努め、環境学習の充実を図ります。

各主体が協働した自然環境の保全・再生、循環型社会づくりを推進するため、ちば環境再生基金を有効に活用し、県民が積極的に環境保全活動に関わっていく仕組みを提供します。

- ・環境学習における連携・協働の推進
- ・環境保全に取り組む人づくり
- ・環境学習に関する機会・情報の提供及び調査・研究
- ・「ちば環境再生基金」の活用による環境保全活動の支援

施策項目 I - 5 - ② 循環型社会の構築

【目標】

廃棄物の減量化や再資源化を推進し、「もの」を大切に作る社会を築きます。
産業廃棄物の適正処理に向けた取組を推進します。

【現状と課題】

県民や事業者、国、県、市町村等の取組により、廃棄物の減量化が図られ、廃棄物の排出量は減少傾向にあります。本県の廃棄物処理を取り巻く現状を見ると、一般廃棄物、産業廃棄物ともに解決しなければならない課題があります。

一般廃棄物について、県民一人が1日に排出する家庭系ごみの量は減少傾向で推移しているものの近年減少幅が縮小しており、一層の減量化、再資源化に向けた取組が必要です。特に、3Rの中でも環境への負荷を低減する効果の高い2R（リデュース・リユース）を重点的に推進していく必要があります。

一方、産業廃棄物については、事業者による排出抑制の取組が進められてきたことにより、排出量は減少しましたが、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されているほか、高度経済成長期に集中的に整備された公共インフラ等の老朽化が進んでおり、経済動向や施設更新による排出量の増加が懸念されます。最終処分場用地の確保は依然として困難な状況にあることから、引き続き排出抑制、再資源化を促進し、最終処分量を減らす必要があります。

また、平成27年度の産業廃棄物の不法投棄量は、1,149トンと平成11年度をピークに減少傾向にあるものの、小規模でゲリラ的な不法投棄は依然として後を絶たないことから、不適正処理の未然防止に向けて引き続き監視体制を強化する必要があります。

建設残土についても、オリンピック関連工事などにより、発生量が増加し、その多くが県内に持ち込まれることが懸念されることから、無許可での埋立てなど不適正な埋立ての防止に向けて引き続き監視体制を強化する必要があります。

さらに、自動車リサイクル法など各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる不法ヤードを解消し、県民の安全・安心な生活の確保を図る必要があります。また、電気電子機器等のスクラップ（雑品スクラップ）等が、不適正に保管・処分されることにより、火災の発生や鉛等の有害物質の漏出等が発生しており、一定の管理が求められています。

持続可能な循環型社会を構築するためには、低炭素・循環型の資源利用の観点に配慮しつつ、廃棄物の発生抑制及び適正な循環的利用を推進していかなければなりません。

そのほか、上水道及び工業用水道の浄水場において、浄水処理の工程で生ずる浄水発生土については、現在セメント原料等として再資源化しており、今後も資源リサイクルを推進していく必要があります。

【取組の基本方向】

循環型社会の構築に向けて、廃棄物の発生を抑制し、次に、廃棄物になったものについては環境への負荷の低減に配慮しつつ、できる限り再使用、再生利用及び熱回収とい

った適正な循環的利用を、県民、事業者、国、県、市町村等で協力して推進します。

3Rに努めても、なお発生する廃棄物については、事業者に対し適正な処理の指導を徹底するなどの取組を推進します。

さらに、産業廃棄物の不法投棄を根絶するため、県民や市町村などとの連携による監視や取締りの強化に努めます。

再生土を使用した埋立て等においては、土壌汚染や災害の未然防止のための必要な規制や指導をします。

建設残土については、不適正な埋立てを防止するため、市町村などとの連携による監視や指導の強化に努めます。

また、これまでに把握したヤードの実態を踏まえ、警察と密に連携しながら、不法ヤードの一掃を目指します。

上水道及び工業用水道の浄水場において、浄水処理の工程で生ずる浄水発生土について、セメント原料等として再資源化を適切に推進します。

【主な取組】

I-5-②-1 資源循環の基盤となる産業づくり

限りある資源を有効に繰り返し利用する循環型社会の構築に向けて、熔融スラグなど各種リサイクル製品の利用促進を図ります。

また、廃棄物を多量に排出する事業者に対しては、発生抑制や再資源化に努めるよう指導を徹底するとともに、廃棄物処理業者等に対して、リサイクルに関する先進的な技術の普及促進に取り組みます。

さらに、様々な産業から排出される、家畜排せつ物、食品残さ、林地残材等の多様なバイオマスについて、資源として一層の利活用を推進します。

- ・熔融スラグ等再生資材の利用促進
- ・先進的なリサイクル技術の普及促進
- ・事業系一般廃棄物の削減促進
- ・バイオマスの利活用の推進

I-5-②-2 3Rを推進するためのライフスタイルづくり

3Rを推進するため、県民一人ひとりが資源循環型のライフスタイル（ちばエコスタイル）へと転換することを目指し、レジ袋や食べ残しなどの食品ごみ、使い捨て容器の削減など、日常生活でできる多様な3R行動の実践を提案していきます。そのため、県民自らが資源循環型のライフスタイルについて考え、転換する機会となる環境学習を推進します。

- ・「ちばレジ袋削減エコスタイル」の推進
- ・「ちば食べきりエコスタイル」の推進
- ・「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」の推進
- ・3Rを推進する環境学習の機会・情報の提供

I-5-②-3 廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の適正処理に向けて、排出事業者や処理業者に対する指導強化と意識啓発に取り組むとともに、優良処理業者の育成に努めます。3Rに努めてもなお発生する産業廃棄物を適正に処理するために、電子マニフェストの普及を促進するなど、適正処理のための体制づくりを進めます。

PCB廃棄物については、国の定めた期限までに処理が完了するよう、事業者を指導します。

再生土等の適正使用については、「再生土等の埋立て等に係る行政指導指針」に基づき提出された計画書や立入調査等により、安全基準や構造基準を満たしているかを確認するとともに、現場の監視や事業者等への指導を適切に実施します。また、新たな規制の在り方について検討していきます。

建設残土の埋立てについては、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づく届出、報告、検査等により、安全基準や構造基準を満たしているかを確認するとともに、現場の監視や事業者への指導を適切に実施します。

海岸漂着物については、海岸の良好な景観や環境の保全を図るため、関係機関と連携・協力し、適正かつ円滑な処理及び発生抑制対策を推進します。

非常災害時には、大量の廃棄物が発生し、その排出方法や処理方法に混乱が生ずる恐れがあることから、災害発生時に円滑な廃棄物処理が行えるよう、災害廃棄物の処理体制の整備に努めるとともに、市町村が災害廃棄物処理計画の策定や見直しを進める上で必要な技術的支援を行います。

さらに、雑品スクラップの適正な保管・処分など、新しい課題にも対応していきます。

- ・産業廃棄物排出事業者への適切な指導の実施
- ・産業廃棄物処理業者・施設への適切な指導の実施
- ・優良な排出事業者・処理業者の育成
- ・千葉県外から流入する産業廃棄物の適正処理指導の実施
- ・PCB廃棄物の適正処理の推進
- ・再生土の適正利用の推進
- ・海岸漂着物の適正処理
- ・市町村の災害廃棄物処理計画策定への支援

I-5-②-4 不法ヤード対策の強化

自動車リサイクル法など各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる不法ヤードの解消を図るため、警察等関係機関と連携してヤードへの立入りを実施します。

また、立入りにより把握した自動車部品の保管状況等ヤードの運営実態を基に、油等の地下浸透の防止などが不適正なヤードに対して重点的に指導し、条例の義務履行の徹底を図ります。

- ・警察等関係機関と連携したヤードへの立入りの実施
- ・ヤード適正化条例に基づく義務履行の指導・徹底

I-5-②-5 産業廃棄物の不法投棄の根絶に向けた監視・取締りの強化

大規模な不法投棄は大きく減少しましたが、小規模でゲリラ的な不法投棄は現在も後を絶たないことから、県民・市町村などと連携して、きめ細かな監視・指導を行い、不法投棄の未然防止と早期発見・早期対応を図ります。

また、不法投棄による被害が拡大しないよう、悪質な事業者に対しては、許可の取消しや積極的な取締りを推進します。

さらに、残存している過去の不法投棄箇所については、引き続き、行為者などに対して廃棄物の撤去指導を行うとともに、住民の生活環境への支障が懸念される大規模な不法投棄箇所については、定期的に水質等の調査を行います。

- ・監視・指導の強化
- ・市町村等との連携による監視体制の強化
- ・不適正処理箇所における被害の拡大防止
- ・環境事犯に対する取締りの推進
- ・大規模不法投棄箇所の定期的な環境調査

I-5-②-6 再資源化に向けた県の取組の推進

建設工事に伴い発生するアスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊などの建設廃棄物の再資源化や縮減に取り組みます。

浄水処理の工程で生ずる上水道浄水発生土について、放射性物質に係る国の基準、測定結果及び発生土の取引に関する市場動向を踏まえながら、セメント原料等として再資源化を適切に推進します。

工業用水道においては、当分の間は上水道同様セメント原料等として再資源化を推進するとともに、放射性物質濃度の推移を注視しながら東日本大震災以前に実施していた培養土化を再度目指していきます。

- ・建設廃棄物の再資源化や縮減の推進
- ・上水道浄水発生土の再資源化の推進
- ・工業用水道浄水発生土の再資源化の推進

施策項目 I - 5 - ③ 豊かな自然環境と良好な大気・水環境の保全

【目標】

本県の豊かな自然環境を保全し、自然との共生を図ります。

良好な大気環境や、騒音の少ないくらしの確保を図ります。

河川・湖沼・海域などの水環境や、土壌・地下水などの地質環境を保全します。

【現状と課題】

本県は、緑豊かな房総丘陵、九十九里浜をはじめとした美しい海岸線、東京湾に残された貴重な干潟、様々な動植物が生息・生育する里山・里海など豊かで多様な自然に恵まれ、生活の基盤として、また憩いの場として、県民のみならず、本県を訪れる多くの人に潤いと豊かさを与えている一方、首都圏に位置し、経済活動も活発に行われています。

本県の大気・水環境は、改善傾向にあるものの、光化学スモッグ注意報の過去 10 年間の平均発令回数は、11.8 日と依然多い状況にあり、平成 27 年度の水質の環境基準達成率も 74.1%と全国の 91.1%を下回っています。また、地盤沈下については、全体的には沈静化の傾向にあるものの、九十九里地域など一部の地域においてはいまだ沈下が継続しています。

さらに、成田空港や東京国際空港（以下「羽田空港」という。）等に発着する航空機の騒音も問題となっています。

これらの課題を解決し、豊かで美しい千葉の自然をしっかりと子どもたちに引き継いでいくためには、県民一人ひとりが環境の大切さを認識し、県民、行政、企業など様々な主体が、事業活動や日常生活などによる環境への負荷をできるだけ減少させていくとともに、自然との共生に向けて、連携して取り組む必要があります。

【取組の基本方向】

県民のかけがえのない財産である自然公園などを保全するとともに、県内外の人たちが豊かな自然とふれ合えるための取組を進めます。

さらに、良好な大気・水環境を保全するため、継続した監視を行い、環境を汚染する物質の排出者に対する指導や排出量を削減するための取組を推進するとともに、地盤沈下を防止するため、地下水及び天然ガスかん水の採取を抑制する取組を推進します。

また、騒音の少ないくらしを確保するため、自動車騒音の継続した監視を行うとともに、航空機騒音については固定測定局での常時監視を実施し、騒音軽減のための取組を推進します。

【主な取組】

I - 5 - ③ - 1 豊かな自然環境の保全と快適な利用促進

美しい景観を有する自然公園や、優れた自然林・希少な野生動植物が生息・生育している自然環境保全地域などの保全に取り組みます。

また、県内外の多くの人が、豊かな自然に安全かつ快適に親しみ、自然への理解を深

められるよう、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催も契機のひとつとして、自然公園施設や自然歩道の整備などを推進し、自然公園等の快適な利用を促進します。

- ・ 国定公園・県立自然公園・自然環境保全地域などの保全
- ・ 国定公園・県立自然公園内の自然公園施設の整備
- ・ 首都圏自然歩道の整備

I-5-③-2 良好な大気環境の確保

光化学スモッグやPM2.5などの大気環境を常時監視し、大気汚染の情報を県民に迅速に知らせるとともに、環境基準の達成に向け、大気汚染物質の排出を抑制するため、事業者に対する指導を実施します。

また、大気汚染物質に関する発生源対策の検討を進めるとともに、自動車による大気汚染物質の排出を削減するため、ディーゼル車の運行規制などの排出ガス対策やエコカー・エコドライブなどの普及を促進します。

- ・ 光化学スモッグの低減対策の推進
- ・ 大気汚染発生源対策の推進
- ・ PM2.5の監視体制の整備
- ・ 自動車排出ガス対策の推進
- ・ 次世代自動車等の導入とエコドライブの推進（再掲）
- ・ アスベスト対策の推進
- ・ 化学物質総合対策の推進

I-5-③-3 騒音の少ないくらしの確保

成田空港、羽田空港、下総飛行場周辺地域での騒音を監視し、必要に応じて関係機関に航空機騒音の低減対策を要請します。このうち、羽田空港については、再拡張後の県内への騒音影響を踏まえ、関係25市町と連携し、国に対して騒音の軽減を求めています。

また、道路沿道における自動車騒音の監視を行います。

あわせて、騒音・振動・悪臭対策として、市町村への技術的支援等を行います。

- ・ 航空機騒音対策の推進
- ・ 自動車騒音の常時監視
- ・ 騒音・振動・悪臭対策の推進

I-5-③-4 良好な水環境・地質環境の保全

河川・湖沼・海域など公共用水域の監視や工場・事業場への立入検査を行い、事業者に対する指導を実施します。特に、閉鎖性水域である東京湾・印旛沼・手賀沼の水質を改善するため、生活排水や工場・事業場排水の汚濁物質の削減を進めるとともに、雨水によって市街地や畑地などから流出する汚濁物質の削減に取り組みます。

また、地下水の監視、事業者に対する地下水汚染未然防止対策の指導、汚染された地下水の浄化に取り組むとともに、土壌汚染対策を推進します。

地盤沈下については、地盤変動状況の監視と地下水及び天然ガスかん水の揚水規制等を実施します。

さらに、県の流域下水道終末処理場における処理方法の高度化を推進します。

- ・ 河川・湖沼・海域の水質監視
- ・ 工場・事業場排水の水質規制
- ・ 生活排水対策の推進
- ・ 東京湾・印旛沼・手賀沼の浄化対策の推進
- ・ 地下水の水質監視、汚染未然防止対策及び浄化対策の推進
- ・ 土壌汚染対策の適切な指導
- ・ 地盤変動状況の監視と地下水・天然ガスかん水の揚水規制等
- ・ 下水の高度処理化の推進

I-5-③-5 多様な環境問題に関する調査・研究及び環境情報の提供

人の健康に大きな影響を及ぼすおそれのある微小粒子状物質や化学物質、ヒートアイランド現象などの環境問題や、東日本大震災によって発生した液状化問題、環境放射能問題に適切かつ迅速に対応するためには、様々な調査・研究を推進することが重要となります。

これまでに環境研究センターや関係機関などが行った環境対策や自然環境を保全するための調査・研究の成果や情報を、わかりやすい形で提供し、県民の環境や自然に対する理解を深めます。

また、三番瀬を再生・保全するためには、県民の理解と協力が必要であるため、県民の理解を深めるための情報を提供します。

- ・ PM2.5等に関する調査研究の実施
- ・ ヒートアイランド現象に関する調査研究の実施
- ・ 液状化 - 流動化現象の調査研究の実施（再掲）
- ・ 大気中の空間放射線量率や公共用水域の水・底質等の放射能調査の実施
- ・ 環境講座の開催及び環境研究センター・環境だよりの発行
- ・ 小・中学校及び地域での研修会への講師派遣
- ・ 三番瀬再生・保全のための広報活動

施策項目 I - 5 - ④ 野生生物の保護と適正管理

【目標】

野生動植物の種の保存を図るとともに、特定の鳥獣の著しい増加や生態系等への影響を及ぼす外来種の侵入を防ぎ、生物多様性を保持します。人と野生動物とが適切に共存できる環境を目指します。

【現状と課題】

本県の豊かな自然環境は、本県固有の地形と人々の営みから生み出された独特な生態系からなっています。県民がその豊かさを実感しながら未来に引き継いでいくためには、生態系のバランスを崩さないように努めていく必要があります。

県では、野生生物の実態を把握し、その保全を広く県民に呼びかけるために、絶滅のおそれがある野生生物をリスト化した上で、千葉県レッドデータブックとして公表しています。

現在、公表しているレッドデータブックでは、消息不明・絶滅生物と最重要保護生物を、動物ではそれぞれ 78 種と 248 種、植物では 92 種と 233 種記載しており、その種類数はリストを見直す度に増加しています。

野生生物の絶滅や個体数減少の原因としては、湿地の埋立て・水質悪化、生育地周辺の森林伐採、里山の荒廃などの環境の変化や、外来生物や特定の鳥獣の著しい増加による生態系への影響が考えられますが、さらに、もともと希少な種であることから、盗掘・密猟も無視できない影響を及ぼしています。

一方、捕獲の担い手の減少や耕作地の放棄、飼育していた動物の放棄などにより生じた、外来生物や有害鳥獣の増加は、生態系への影響ばかりでなく、農業や生活にも問題を生じさせています。

本県においては、人間によって持ち込まれたアカゲザル、カミツキガメ、キョンなどの外来生物による、生態系や農林業等への被害が著しいことから、個別の防除計画を作成し捕獲対策を講じていますが、これらの生物は繁殖力が強く駆除対策が追いついていない状況です。

本県における平成 28 年度の有害鳥獣による農作物の被害金額は約 4 億 6,500 万円であり、なかでもイノシシによる被害金額は約 2 億 5,800 万円と鳥獣全体の被害の約半数を占めており、ここ 10 年で約 1 億円から 2 億 5,800 万円へ激増しています。

鳥獣被害の発生原因は、「鳥獣の生息域の拡大」、「捕獲の担い手の減少」、「耕作放棄地の増加」など、複数の要因が関連していると考えられており、農作物被害以外にも、道路の法面を崩すなどの生活被害の発生や森林の下層植生などの生態系への影響も懸念されることから、早急に対策を強化する必要があります。

【取組の基本方向】

ミヤコタナゴ、シャープゲンゴロウモドキ、ヒメコマツなどの絶滅が危惧されている希少な動植物の保護・増殖に取り組むとともに、本県の豊かな自然環境と生物多様性の重要性について理解の促進を図るため、普及啓発に努めます。

また、アカゲザル、カミツキガメ、キョンなど、生態系へ悪影響を及ぼし、県民生活や農林業等に被害を与える特定外来生物については、根絶に向けて、集中的な防除に取り組みます。

さらに、農林業等に甚大な被害を及ぼし、生活被害や生態系への悪影響をもたらす、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなどの有害鳥獣については、適正管理に必要な生息状況調査や市町村等への支援等に取り組み、生息数を適正な水準まで減少させます。

I-5-④-1 生態系の保全と希少な野生生物の保護・回復

希少な野生生物の実態をレッドデータブックとして取りまとめ、このデータを活用し、県民、事業者等に広く希少野生生物の保護に対する理解と配慮を求めます。

また、特に絶滅が危惧されている、ミヤコタナゴ、シャープゲンゴロウモドキ、ヒメコマツなどの希少な動植物について、生息地の維持管理や保護・回復に取り組みます。

さらに、「生命(いのち)のにぎわい調査団」や生物多様性センターニュースレターなどの取組により、本県の豊かな自然環境や生物多様性の重要性、外来生物の放棄の問題などについての普及啓発に努めるとともに、東京湾最奥の浅海域である三番瀬等、貴重な野生生物の生息環境の保全に努めます。

- ・生物多様性と生態系の保全の推進
- ・絶滅のおそれのある希少な野生生物の保護・回復
- ・生態系保全に関する普及啓発
- ・ラムサール条約への登録促進

I-5-④-2 特定外来生物の早期防除

特定外来生物のうち、防除の緊急性が高く、特に生態系への影響等が懸念されるアカゲザル、カミツキガメ、キョンなどについては、より効率的な捕獲方法を確立するため詳細な生態調査を実施します。また、生物種の生態や特性に応じて、県や市町村が集中的な駆除に取り組み、根絶に向けて、個体数の大幅な減少を目指します。

- ・生息状況調査等の実施
- ・県による特定外来生物の防除
- ・市町村による防除の取組への支援

I-5-④-3 有害鳥獣対策の強化

「第12次千葉県鳥獣保護管理事業計画」に基づき、農林業等に甚大な被害を及ぼし、生活被害や生態系への悪影響をもたらしている有害鳥獣の適切な管理を行います。有害鳥獣対策については、関係機関の連携が重要であることから、防護、捕獲、資源活用、生息環境管理の4つのプロジェクトを、千葉県野生鳥獣対策本部を中心に、関係機関が連携して総合的に取り組みます。

捕獲については、特に対策が必要なイノシシ、ニホンジカ及びニホンザルの生息状況調査や、イノシシ及びニホンジカを対象とした指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するとともに、市町村等が実施する捕獲活動への財政的・技術的支援や情報提供などを行い、生息数を適正な水準に向けて減少させ、生息域の拡大を防止します。

また、捕獲の担い手となる人材を確保・育成するため、狩猟免許の新規取得者の増加を目的とする「新人ハンター入門セミナー」の開催や狩猟者の捕獲技術の向上を図るための研修等を実施します。

- ・ 生息状況調査の実施
- ・ 県による捕獲の実施
- ・ 市町村による防除・捕獲への支援
- ・ 鳥獣捕獲の担い手の確保・育成
- ・ 防護・捕獲・生息環境管理対策の推進（再掲）
- ・ 房総ジビエなど有害鳥獣の有効利用推進（再掲）

第Ⅱ項 千葉の未来を担う子どもの育成

政策分野Ⅱ－１ 子どもと子育て世代への強力サポート体制づくり

【子育て】

子どもを安心して生み育てられる社会を構築するため、子育てに関する多様なサービスの提供を促進するとともに、地域社会全体で子育てを支援する体制づくりを進めます。

施策項目Ⅱ－１－① 安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり

【目標】

親の妊娠・出産・子育てに対する不安や負担を解消するとともに、仕事と生活のバランスのとれた働き方の実現を目指し、子育て家庭を応援します。

【現状と課題】

全ての子どもが心身共に健やかに生まれ育つためには、母親が安心して妊娠・出産ができ、母子共に健康で安心して子育てができる環境を整備することが大切です。

また、ひとり親家庭には、経済的に不安定な非正規雇用等が多く、安定的な就業への支援が求められるとともに、子育て世代にとっては、教育費や医療費などの経済的負担が重くのしかかっており、少子化の要因等の調査でも「生みたいのに生むことのできない理由」として経済的負担が上位に來ていることから、これらの負担を軽減するための支援が必要です。

さらに、安心して子どもを生み、育てられる社会をつくるためには、日常生活の中で働きながら、育児や育児支援のための地域活動等を行う時間が確保できるよう、仕事優先の働き方を見直し、子育て中の男女のみならず、働く全ての人々について仕事と生活のバランスがとれた働き方の実現を目指すことが必要です。

核家族化や共働き世帯の増加により、育児環境が大きく変化していますが、依然として子育ての中心的な役割は母親が担っています。母親の育児の負担感や孤立感を軽減し、ゆとりある子育て環境をつくるためにも、男女共同参画意識を醸成し、男性が自ら家事・育児を行うなど、男女が協力して子育てに関わり、共に責任を担う社会の構築が重要です。

【取組の基本方向】

妊娠・出産や育児に対する不安を解消し、母と子の健康を守るため、医療・保健・福祉分野との連携を図りながら、母子保健体制の充実に努めます。また、ひとり親家庭の自立を促進するため安定的な就業を支援するとともに、子育てにおいて大きな負担となっている医療費や教育費の経済的負担について、助成制度や資金貸付けにより軽減を図り、子育て・生活支援体制の充実に努めます。

働きやすい労働環境の整備を目指し、育児等のための短時間勤務制度の導入など柔軟で多様な働き方ができるよう県民の理解を広め、意識の啓発を図るとともに、誰もが安心して元気に働き続けられる環境づくりを促進します。

さらに、男女が共に子育てを担う意識の醸成や男女共同参画について啓発するとともに、育児に参加するための情報提供を行います。

Ⅱ－１－①－１ 結婚や妊娠・出産の希望をかなえるための支援

県民の結婚や妊娠・出産の希望をかなえるため、各ライフステージに応じた切れ目のない支援を図るとともに、若い世代が自らのライフデザインを考え、希望をかなえられるよう、意識の醸成を図ります。

また、不妊に悩む方への支援として、高額な医療費がかかる不妊治療への助成を行うとともに、不妊に関する相談体制の充実に努めます。

- ・「子育て世代包括支援センター」の設置促進（再掲）
- ・「ちば マイ スタイル ダイアリー事業」による各ライフステージに応じた情報提供
- ・若者のライフデザインの設計に向けた意識の醸成
- ・不妊治療への助成や相談体制の充実
- ・妊婦や乳幼児等の健康を守る体制づくり（再掲）

Ⅱ－１－①－２ 健康で安心な子育て環境づくりと経済的負担の軽減

母子共に健康で安心して子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築や、市町村母子保健従事者の専門性・資質の向上や、産後ケアの推進など、妊婦や乳幼児等の健康を守る体制の確保に努めます。

また、ひとり親家庭の安定的な雇用（正規雇用等）を促進するため、ひとり親家庭高等職業訓練促進貸付事業など、技能習得や資格取得を支援します。さらに、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担を軽減するため、市町村が実施する子どもの医療費助成事業について補助を継続します。

経済的理由により修学が困難な生徒に対しては、学費の減免等による支援を行います。

また、私立学校に在学する児童・生徒に係る修学上の経済的負担を軽減するとともに、公教育の一翼を担う私立学校の教育水準の維持向上及び私立学校経営の健全化を促進します。

- ・「子育て世代包括支援センター」の設置促進
- ・妊婦や乳幼児等の健康を守る体制づくり（再掲）
- ・ひとり親世帯への経済的支援
- ・子ども医療費の助成
- ・子どもの修学への支援

Ⅱ－１－①－３ 働きながら生み育てやすい環境づくり

男女が共に意欲と能力を生かして働きながらも、安心して生み育てやすい社会の構築のため、企業や働く人々の意識改革や、育児休暇の取得促進など仕事と子育ての両立を実現できる職場環境づくりの促進を図るとともに、各ライフステージの変化により、大きな影響を受ける女性が活躍しやすい環境づくりに取り組みます。

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進（再掲）

- ・労働分野における正しい理解を進めるためのセミナー等の実施（再掲）
- ・事業所内保育の促進（再掲）

Ⅱ－１－①－４ 男女が協力して子育てできる環境づくり

共働き世帯の増加や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化などに伴い、育児環境が大きく変わる中で、男女が共に子育てを担う意識を醸成するため、企業などと連携した幅広い普及・啓発、男女が共に育児休暇・休業や短時間勤務などの両立支援制度を利用しやすい職場環境整備の促進等に取り組みます。

- ・企業などとの連携による男女共同参画の意識の普及・啓発
- ・男女共同参画に関する啓発講座等の実施
- ・企業向けセミナーの開催（再掲）
- ・仕事と家庭の両立支援に取り組む企業等の表彰（再掲）

施策項目Ⅱ－１－② 地域による子育て支援の充実

【目標】

保育サービス等の充実を図るとともに、子育てを地域社会全体で支える環境づくりを推進します。

【現状と課題】

本県の合計特殊出生率は、昭和 50 年（1975 年）頃から低下傾向にあり、昭和 60 年（1985 年）頃からは全国平均を下回り、少子化の傾向が見られます。一方、県内の保育所等の整備は平成 21 年度（2009 年度）から平成 28 年度（2016 年度）までの 8 年間で約 30,000 人の定員増を行ったところですが、県内の保育ニーズが大幅に増加し、都市部を中心に依然として慢性的に待機児童を抱え、平成 29 年（2017 年）4 月現在で 1,787 人となっています。このため保育の受け皿整備を集中的に進めていますが、あわせて、保育現場で働く保育士等の確保が課題となっているところです。

また、核家族化や地域力衰退など、子育てを行う環境は大きく変化しており、子育て家庭の不安が増大しています。また、共働き世帯の増加や雇用環境の複雑化に伴い、子育て支援へのニーズも多様化しています。

子育て家庭を孤立させることなく、安心して子育てができる環境を整備するためには、地域住民や社会福祉法人、NPO 法人、企業などの民間団体の力を積極的に活用し、地域全体での子育てを支援する体制整備を進めていくことが重要です。

【取組の基本方向】

子育ての負担感などの緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、地域における子育て支援の充実を図ります。

待機児童の解消に向け、地域の実情に応じた多様な保育施設の整備を促進します。

保育士不足に対処し、保育士を確保するため、民間保育士の処遇改善や潜在保育士の雇用促進等に取り組みます。

また、子育て家庭の親と子が保育所や児童館などの身近な場所で交流したり、育児相談をすることのできる地域子育て支援拠点施設や、保育所における延長保育など、多様な保育ニーズに合ったきめ細かな保育サービスの展開に努めます。

さらに、地域における子育て支援の担い手として、小売業やサービス業などの企業や商店にも子育て支援に積極的に参加していただく「企業参画型子育て支援事業」などを推進し、県民全体で子育てを支援する気運の醸成に努めます。

【主な取組】

Ⅱ－１－②－１ 待機児童の解消に向けた保育所整備等の促進

県内の保育所等における待機児童の早期解消と新たな保育需要への対応及びより質の高い保育環境の整備のため、民間保育所の創設・増改築等による施設整備の促進を図ります。

あわせて、認定こども園の整備の推進を図るとともに、小規模保育や家庭的保育等、

多様な施設や事業の中から利用者が選択できるようにするなど、待機児童対策の推進を図ります。

- ・ 保育所の整備促進
- ・ 認定こども園の普及促進
- ・ 小規模保育、家庭的保育等、多様な待機児童対策の推進
- ・ 事業所内保育の促進（再掲）

Ⅱ－１－②－２ 保育人材の確保と資質の向上

保育現場で働く人材を確保するため、保育士の資格取得を目指す学生や、資格を持ちながら保育所などに勤務していない潜在保育士などに対する支援を行い、県内保育所等への就職促進を行うとともに、民間保育所等における保育士の処遇改善や基準を上回る職員の配置を図ります。

また、保育士の経験年数や各施設の状況に応じた研修等を実施し、保育士等の資質の向上に取り組みます。

- ・ ちば保育士・保育所支援センターの活用による潜在保育士等への就職支援
- ・ 学生等に対する保育士への就業促進
- ・ 保育士の処遇改善と配置改善
- ・ 保育士等の資質の向上

Ⅱ－１－②－３ 多様な子育て支援サービスの充実

地域の子ども・子育て支援を積極的に推進するため、子育て家庭間の交流や育児相談などを行う地域子育て支援拠点施設や、保育所における延長保育など、市町村等が実施する多様な保育ニーズに対応した取組を支援します。また、小学校就学後における保育需要も増大していることから、放課後児童クラブの拡充と質的向上を図ります。

- ・ 延長保育や病児保育など多様な保育ニーズへの対応
- ・ 地域子育て支援拠点施設等への助成
- ・ 放課後児童クラブへの助成

Ⅱ－１－②－４ 企業参画による子育て支援

企業や商店等に商品の割引等のお得なサービスやオムツ交換場所の提供等の安心なサービスを通じ、地域における子育て支援の担い手としての参加を求める「子育て応援！チーパス事業」などの企業参画型子育て支援事業の推進や、企業の事業所内等に従業員向けの託児施設を設ける事業所内保育の取組の促進などを図ります。

- ・ 企業参画型子育て支援事業（子育て応援！チーパス事業や『チーバくん』を活用した子育て応援事業）の推進
- ・ 事業所内保育の促進（再掲）

施策項目Ⅱ－１－③ 子どもの健やかな成長と自立

【目標】

次代の担い手である子どもたちが心身共に健やかに生まれ育ち、社会的にも経済的にも自立した若者に成長できるよう支援します。

【現状と課題】

本県の出生数は、第二次ベビーブームのさなかの昭和48年（1973年）の82,960人をピークに、平成27年（2015年）には47,014人に減少しており、少子化の傾向が続いています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化等により子育ての孤立化が進み、子育てに不安を感じる親が増加し、家庭の教育力が低下していると指摘されています。次代の担い手である子どもたちが心身共に健やかに生まれ育つよう支援するとともに、子育て家庭の不安を取り除き、子育てに楽しさを感じられるよう、子育てを社会全体で支える環境づくりを進めることが大切です。

また、若者が結婚し、安心して子どもを生み育てるためには、経済的な自立が大きな要件となります。

さらに、子どもが社会の一員として尊重され、虐待などのつらく悲しい思いをすることのない社会をつくるのが大切です。本県の児童相談所における平成27年度の児童虐待対応件数は、5,568件となっており、児童虐待問題は、社会全体で早急に解決すべき重要な課題です。虐待の未然防止、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が重要な課題となっています。

そして、子どもたちが経済的に困難な状況に置かれたことにより、様々な機会を奪われ、人生の選択肢を狭めてしまう可能性のある「子どもの貧困問題」への対応が課題となっています。

【取組の基本方向】

全ての子どもたちが心身共に健やかに生まれ育つよう、母親の妊娠・出産から子ども自身の自立までを総合的に支援します。このために、妊婦や乳幼児等の健康を守る取組を進めるとともに、保育や幼児教育の充実など、子どもの成長と子育て家庭を社会全体で支える取組を推進します。

また、子どもたちを次代の担い手として育成するために、学校教育において、子どもを生み育てることの意義や家族の役割などについての学習機会の充実、自他を思いやる心を育てる道徳教育の充実、地域における体験活動や文化活動等への参加・参画の促進、並びに職場見学や職場体験などにより勤労意識や職業観を養うキャリア教育の推進を図ります。さらに、親に対する学習の機会や情報の提供等、家庭教育を支援するための施策を推進し、家庭教育力の向上を図ります。

若者をはじめ求職者の誰もが就労し、自立できる社会となるように、就業支援や職業能力開発、求人と求職者のミスマッチの解消などを行うとともに、女性の再就職支援に加えて、若年無業者への職業的自立支援のほか、フリーターをはじめとする職業能力を形成する機会に恵まれなかった若年者を対象に就業・定着支援を実施します。

さらに、児童虐待の増加に対応するため、児童相談所や市町村などの相談・支援体制を強化するとともに、児童虐待の未然防止から早期発見、早期対応、自立支援まで切れ目のない支援の展開や、社会的養護を必要とする子どもが家庭的な環境で生活を送れるよう体制整備を図ります。

そして、子どもたちの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」を4つの重点的支援施策とし、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

【主な取組】

Ⅱ－1－③－1 子どもの成長の支援と家庭教育力の向上

市町村母子保健事業者等に対する研修の実施や、市町村が実施する母子保健事業への支援などにより、妊婦や乳幼児等の健康を守る体制を確保するとともに、保育や幼児教育の充実に努めます。

また、子どもたち一人ひとりが、生命の大切さや家庭や社会との関わりの大切さとともに、社会で果たすべき役割と責任を自覚し、自ら判断し行動する力を身に付ける取組を推進します。

さらに、親の役割や発達段階に応じた子育てなどについての情報の提供と学習機会の充実に図り、家庭教育力の向上を支援します。

- ・妊婦や乳幼児等の健康を守る体制づくり
- ・保育や幼児教育等の充実
- ・系統的なキャリア教育の推進（再掲）
- ・人間形成の土台となる家庭教育への支援（再掲）
- ・学校・家庭・地域が連携した家庭教育の推進（再掲）

Ⅱ－1－③－2 若者の経済的自立と就労支援

就職に結びつく職業訓練や相談から就職までの一貫した支援、企業に対する要請・啓発などにより、正規雇用としての就労・定着を促進します。

また、若年無業者への職業的自立支援のほか、フリーターをはじめとする職業能力を形成する機会に恵まれなかった若年者を対象に就業・定着支援を実施します。

- ・正規雇用での就労を希望する若年者に対する支援（再掲）
- ・若年無業者等の職業的自立支援（再掲）
- ・就職に結びつく効果的な職業訓練の実施（再掲）

Ⅱ－1－③－3 児童虐待の防止と社会的養護が必要な子どもへの支援の充実

児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応のためには、妊娠期から子育て期までの一貫した相談支援や要保護児童対策など、地域におけるネットワークづくりが重要であることから、児童相談所や市町村等の体制・機能強化を進めるとともに、関係機関との円滑な連携体制を構築します。

社会的養護を必要とする子どもたちへの里親委託を推進するとともに、児童養護施設

等について、家庭的養護を推進するため、必要な整備を図ります。また、子どもたちが、一般の家庭と同じスタートラインに立って社会に自立していけるような体制づくりを進めます。

- ・児童虐待防止に係る周知・啓発活動の実施
- ・市町村の体制・機能強化の促進
- ・児童相談所の体制・機能強化
- ・一時保護所の環境整備
- ・児童養護施設等のケア単位の小規模化の推進
- ・里親委託の推進
- ・児童養護施設退所者等の自立支援

Ⅱ－１－③－４ 子どもの貧困対策の推進

子どもたちが健やかに育つことのできる環境の整備と、教育機会の均等を図るとともに、子どもの貧困の原因がその保護者等の状況と複合的に結びついているため、保護者に対する就労・経済的支援なども併せて、子どもの貧困対策を総合的に進めます。

- ・学校を核とした子どもへの支援
- ・生活困窮者世帯等の子どもへの就学支援
- ・子どもや保護者への生活の支援
- ・児童養護施設等の子どもへの支援
- ・保護者の就労への支援
- ・ひとり親世帯への経済的支援（再掲）

政策分野Ⅱ－２ 世界に通じ未来支える人づくり

【教育】

思いやりのある豊かな心と元気で健やかな体を持ち、責任ある行動と自己表現ができる子どもや若者を育てるため、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、連携した取組を進めていきます。

施策項目Ⅱ－２－① 志を持ち、失敗を恐れずチャレンジする人材の育成

【目標】

自らの生き方を考え、志を持ち、失敗を恐れずにチャレンジする精神に溢れ、知・徳・体のバランスがとれた「生きる力」や勤労観・職業観を備えた、世界に通じる人材を育成します。

【現状と課題】

現代は、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で重要性を増す、知識基盤社会の時代といわれています。特に近年は、知識・情報・技術をめぐる変化の早さが加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて進展するようになってきています。このような中で、国においては、今後の時代を生きる上で特に必要となる資質・能力の育成に当たって学力の3要素を特に重視しており、これらをバランスよく育てるために高校教育、大学教育、これをつなぐ大学入試の一体改革(高大接続改革)が進められています。また、学校では新しい学習指導要領に示された「社会に開かれた教育課程」の理念の下、学校と社会が目標を共有・連携しつつ、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育成し、子どもたちが様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、課題を解決していくための力を身に付けさせることが求められています。

このため、主体的・対話的で深い学びを通して、知識・技能を習得させることや、思考力・判断力・表現力等を育成していくことが必要です。

また、道徳の教科化を踏まえ、子どもたちが人間としての在り方を自覚し、人生をよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成すること、子どもたちが健康で安全な生活を営むために必要な身体能力、知識、望ましい生活習慣を身に付けさせることが求められます。

さらに、今後、子どもたちに必要な資質として、社会的・職業的自立に向けて必要となる勤労観・職業観を身に付けさせることや、社会のグローバル化に対応し、郷土や国を愛し、世界を舞台に活躍する能力を育成することが求められます。

【取組の基本方向】

読書活動や体験活動を通じて、子どもの主体的、意欲的な学習活動を推進し、学習意欲の向上を図ります。また、教員研修に必要な体制やツール等の基盤整備の推進・充実により教員の授業力向上を図るとともに、多様な地域人材との協働を進めます。

また、学校の全ての教育活動において「道徳教育の手引き」を活用した子どもの発達段階に応じた系統的な道徳教育を推進するとともに、社会人として必要な資質・能力や社会のルール・マナーに関する学習活動、自然や人・社会等と直接関わり、五感を通して学ぶことができる体験活動を推進します。

さらに、学校の授業などにおいて、子どもたちが仲間と楽しく協力しながらそれぞれの目標に向かって運動することを通じて体力向上を図るとともに、生涯を通じて生活全体を自律的に管理する力の育成や、家庭や学校給食を通じた食育の充実などにより、生涯にわたって心も体も健康な生活を送れる児童生徒の育成を推進します。

加えて、各学校において、県の「キャリア教育の手引」などを活用した系統的なキャリア教育を推進するとともに、地域の産業や人材、大学、研究機関等を活用した体験学習や職場体験、ボランティア活動などの社会参画活動を推進します。

あわせて、子どもたちが我が国の伝統文化や歴史等を尊重する態度を身に付け、郷土や国について発信できる力を育むための教育活動や、日本人としての自覚とアイデンティティーの確立、異文化理解を重視した教育活動の推進を図ります。

【主な取組】

Ⅱ－２－①－１ 人生を主体的に切り拓くための学びの確立

社会全体で推進する、豊かな子どもの読書活動や、千葉県の多様な自然、産業、人材などを生かした体験的な学習により、学びに対する興味や関心を高め、学習意欲の向上を図ります。

また、子どもたち一人一人の個性や能力に対応した丁寧な指導を行うとともに、多様な地域人材との協働や、子どもたち自身が効果的な学習方法や生活習慣を身に付ける取組を推進します。

さらに、教員研修に必要となる体制やツール等の整備・充実により、授業力の向上を図るとともに、各種会議等を通じた意見聴取や、全国学力・学習状況調査の結果分析に基づき、子どもたちの学力向上に向けた教育施策・事業を推進します。

- ・読書活動や体験活動を通じた学習意欲の向上
- ・子どもたちの主体的な学びを支える取組の充実
- ・授業力の向上による学びの深化
- ・学力向上に係る取組の適切な評価・改善の推進

Ⅱ－２－①－２ 道徳性を高める実践的人間教育の推進

子どもたちが人間としての在り方を自覚し、人生をよりよく生きるために、その基盤となる道徳性を育てる道徳教育を推進します。

また、子どもたちが社会の様々な事象に興味や関心を持ち、課題を共有し、他者と協働して解決していく態度を育てるとともに、挨拶・礼儀作法等の基本的なマナーや社会のルールに関する学習活動を推進します。

さらに、子どもたちが社会の一員としての自覚を持ち、責任を果たすために必要な資質を身に付けることができる体験活動の充実を図るとともに、生命や動物、自然を大切に心や高齢者など他人を思いやる優しさ、お互いの人格を尊重し個性を認め合う心

を養います。

- ・豊かな人間性を育む千葉ならではの道徳教育の展開
- ・社会の一員として必要な力を育む教育の推進
- ・五感を通して学ぶ体験活動の推進
- ・自他共に尊重し命を大切にすの心の教育の推進

Ⅱ－２－①－３ 生きる力の基本となる健康・体力づくりの推進

学校の授業などにおいて、仲間と楽しく協力しながらそれぞれの目標に向かって運動することを通じた、子どもたちの体力向上を図ります。加えて、指導者の養成と資質向上を図ります。

また、子どもたちが生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るため、子どもたちが自ら考え、主体的に判断し、望ましい行動に結びつけるための指導の推進など、学校保健の充実を図るとともに、指導資料の作成や研修の機会等の充実により、教職員等による健康相談、保健指導の充実を図ります。

さらに、学校における安全・安心な学校給食の提供や、家庭や学校給食を通じた食育の充実などを推進します。

- ・体力向上を主体的に目指す子どもの育成
- ・子どもの健康を守る学校保健の充実
- ・食を通じた健康づくりの推進

Ⅱ－２－①－４ 社会的・職業的に自立し地域で活躍する人材の育成

学校における日々の教育活動全体を通じて、質の高い系統的なキャリア教育を推進することにより、子どもたちに目標を持たせるとともに、社会人としての基礎的・基本的な能力を育てます。

また、小学校段階から、子どもたちの勤労観・職業観を育み、地域を支える人材の育成を推進します。高等学校の専門学科・総合学科において、地元企業等と連携した専門的職業教育の充実に向けた取組を推進し、普通科においても地域で必要とされる人材育成のための教育の充実を図ります。

さらに、地域の大学や研究機関等と連携し、先進的な技術体験や企業技術者の実践的な指導を取り入れた職場体験等の充実を図ります。

加えて、ボランティア活動などの社会参画体験を通じて、子どもたちが自己の在り方・生き方を見つめ直すとともに、社会の中で生きる力の育成を図ります。

- ・系統的なキャリア教育の推進
- ・地域を支える人材の育成
- ・企業や大学・研究機関等との連携による職場体験等の充実
- ・子どもや若者の社会参加の促進

Ⅱ－２－①－５ 郷土と国を愛する心と世界を舞台に活躍する能力の育成

子どもたちが我が国の伝統文化や歴史などに対する関心や理解を深め、尊重する態度を身に付けるとともに、郷土や国について発信することができる力を育みます。

また、日本人としての自覚とアイデンティティーの確立、異文化理解を重視した教育活動の推進を図るとともに、海外留学に対する機運の醸成を図ります。

さらに、より実践的な外国語教育を推進するため、外国語の授業を担当する教員に対する研修や、外国語の授業をサポートする人材配置の充実に努めます。

加えて、外国人などの日本語を母語としない児童生徒に対し、日本語指導ができる外部人材の配置の充実に努めます。

- ・郷土と国の歴史や伝統文化等について学ぶ教育の推進
- ・多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成
- ・外国語教育の充実
- ・外国人児童生徒等の受入体制の整備

施策項目Ⅱ－２－② ちばのポテンシャルを生かした教育立県の土台づくり

【目標】

千葉県のポテンシャルを最大限に活用し、知・徳・体のバランスの取れた元気な人材を育てる教育環境、すなわち「教育立県ちば」の土台をつくります。

【現状と課題】

学校は、全ての子どもが社会的に自立し、豊かな人生を送ることができるよう、その基礎・基本となる力を培う人間形成の場であり、社会の変化や児童生徒の多様なニーズに対応できるよう、学校の特色づくりや魅力の向上に取り組むことが重要です。また、公教育の一翼を担う私立学校の振興を図ることが重要です。

子どもたちへの質の高い教育を実現するためには、教員が、主体的・対話的で深い学びなどの新たな学びに対応できるよう指導力の向上に取り組むとともに、小学校英語教育の充実など新しい学習指導要領の実施に向けた指導体制の構築に向け、教員の質と教育力の向上を図ることが求められます。

さらに、いじめの防止、早期発見に向けた取組や自尊と敬愛の心を育てる教育を充実するとともに、全ての子どもへの質の高い幼児教育の保証や、幼児教育から小学校教育への円滑な移行に資する取組を進める必要があります。また、個別の教育的ニーズのある子どもに対し、自立と社会参加を見据えて、連続性のある「多様な学びの場」を用意したインクルーシブ教育システムの構築を目指した、特別支援教育の内容や指導方法の改善・充実を図ることが求められます。

加えて、読書活動は主体的に物事を考え、判断し、情報が氾濫する社会の中で、その真偽や価値を見抜き、有益に活用するなど、変化の激しい社会を生き抜いていくために必要な知識や技能を身に付けていく上で重要です。あわせて、学校は、大規模災害発生時の緊急避難場所としての役割も担っており、屋内運動場等の吊り天井等落下防止対策・校舎等の老朽化対策等を計画的に推進することが必要です。

【取組の基本方向】

「県立学校改革推進プラン」の理念に基づく魅力ある学校づくりを着実に進めるとともに、学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）などを促進します。また、私立学校については、教育水準の維持向上及び経営の健全化を促進するとともに、在籍する幼児児童生徒及び保護者の経済的負担の軽減を図ります。

さらに、優れた資質を有する教員の採用に向けた教員採用選考の改善や、教職員研修等の充実による信頼される質の高い教員の育成、多様な専門性を有した人材等の配置を充実します。

加えて、いじめの早期発見、早期対応のための組織的な対応、教育相談体制の充実に向けた取組を推進するとともに、スクールカウンセラー等の専門性を有する人材の活用や、いじめの防止のための啓発活動を推進します。

幼児教育については、幼稚園教育指導資料集の作成・配布や、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との合同研究協議を開催します。

特別支援教育においては、関係者・関係機関のネットワークの構築とその活用・充実に努めるとともに、特別支援学校と近隣の小・中学校等との交流及び共同学習の促進、特別支援学校の整備と機能の充実、卒業後の豊かな生活に向けたキャリア教育の充実や就労支援、特別支援教育に関する研修の充実などを図ります。

また、子どもや県民の読書環境の整備を推進するとともに、各学校及び教育施設の耐震化・老朽化対策や防災機能の強化等の計画的な推進、防災教育や交通安全教育、防犯教育の充実を図ります。

【主な取組】

Ⅱ－２－②－１ 人間形成の場としての活力ある学校づくり

社会の変化や生徒の多様なニーズに対応し、豊かな学びを実現する教育活動が可能となるよう、魅力ある学校づくりを着実に進めるとともに、各県立高等学校における多様で魅力ある教育課程の編成など、各学校の魅力づくりの確立に向けた取組を更に推進します。

また、公教育の一翼を担う私立学校との一層の連携・協力を推進するとともに、私立学校の教育水準を向上し、経営の健全性を高め、私立学校に在籍する幼児児童生徒及び保護者の経済的負担の軽減等を図るなど、私立学校の振興を図ります。加えて、教職員研修の合同開催などにより、公立学校と私立学校の連携を推進します。

さらに、学校支援地域本部などの学校・家庭・地域が連携した取組の充実を図るとともに、学校運営協議会の設置を促進します。加えて、各学校における公開授業の開催を促進するなど、地域全体で学校を支援する機運の醸成を図ります。

小中一貫教育校や中高一貫教育校など、新たなタイプの学校も含めて、子どもの成長に合わせた柔軟な教育システム等の在り方等について研究します。

- ・魅力ある高等学校づくり
- ・私立学校の振興
- ・公立学校と私立学校の連携の推進
- ・地域に開かれた魅力ある学校づくり
- ・豊かな学びを支える学校・学習環境づくり

Ⅱ－２－②－２ 教育現場の重視と教職員の質・教育力の向上

優れた資質を有する教員の採用のため、教員を希望する学生に対する実践や体験の機会を提供するとともに、教員採用選考の改善等を進めます。

また、教職員が教職に対する使命感や責任感を高め、課題探究型の学習、主体的・対話的で深い学びなどの新たな学びに対応するための実践的指導力の向上などを目的とした研修や、校内での授業研究などの充実により、信頼される質の高い教員の育成を推進します。

さらに、教員に加えて、多様な専門性を有した人材等の配置を充実することにより、学校全体を一つのチームとして、教育力を最大化し、子どもの多様化に対応したきめ細かい教育を推進します。

加えて、教職員の負担軽減のため、学校における業務の見直しや、人材の配置等を進

めるとともに、学校における問題解決に向けて、学校を支援する体制の充実を図ります。

- ・熱意あふれる人間性豊かな教員の採用
- ・信頼される質の高い教員の養成
- ・子どもの多様化に対応したきめ細かい教育の推進
- ・教職員の負担軽減と学校問題解決のための支援

Ⅱ－２－②－３ いじめ防止対策の推進

いじめの早期発見、早期対応のための組織的な対応、教育相談体制の充実、外部機関との連携強化に向けた取組を推進するとともに、子どもたちの自尊感情の育成や、自らを守る力を育てる教育の充実を図ります。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門性を有する人材の活用を推進するとともに、各学校において、いじめ防止等の対策に中核的な役割を果たすリーダーの育成や、指導資料集を活用した教員全体の資質向上に取り組みます。

さらに、いじめ防止が学校、家庭、地域にとって極めて重要な課題であることを啓発するための活動を推進するとともに、情報モラル教育やネットパトロールなど、インターネット上のいじめ行為やトラブルへの対策を充実します。

- ・いじめの予防や早期発見のための取組の推進
- ・いじめ防止等のための人材の確保と資質の向上
- ・いじめ防止等のための啓発活動の推進
- ・インターネットを通じて行われるいじめへの対策の推進

Ⅱ－２－②－４ 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実

質の高い教育・保育や子育て支援を行うために必要な人材の確保に努めるとともに、職員の経験年数や各施設の状況に応じた研修を行い、教育・保育の質の向上を図っていきます。

また、発達段階に応じた質の高い教育や保育が安定的に提供されるために、一人一人の子どもの健やかな成長を目指して施策を展開していくとともに、着実な実施により、「子ども・子育て支援新制度」の実施主体である市町村を支援します。

- ・教職員の専門性の向上をはじめとした幼児教育の質の向上
- ・小学校就学前教育から初等教育への円滑な接続

Ⅱ－２－②－５ 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係者・関係機関のネットワークの構築を図り、その活用と充実に努めます。

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など連続性のある「多様な学びの場」や、一人一人の子どもがその力を発揮できる取組の充実を図ります。また、医療的ケアの必要な児童生徒の増加などを踏まえ、児童生徒への適切な支援の充実に努めます。

特別支援学校の過密状況への対応を計画的に進めるとともに、障害のある児童生徒が適切な環境で学習できるようにするための環境整備や、多様な教育的ニーズに対応する

ための機能の充実に努めます。

さらに、障害のある生徒の学校卒業後のくらしが豊かなものとなるよう、福祉や医療、労働関係機関と連携し、地域資源を活用した支援や、中学校や高等学校に在学している障害のある生徒のキャリア教育、特別支援学校高等部の職業教育の充実に努めるとともに、就職を目指す特別支援学校生徒を対象に、企業等での実習による職業訓練を行います。

加えて、特別支援教育に関わる教員の専門性の向上のため、特別支援学校教諭免許状の取得や、特別支援教育に関する研修の充実に努めます。

- ・ 早期からの教育相談と支援体制の充実
- ・ 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実
- ・ 特別支援学校の整備と機能の充実
- ・ 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実
- ・ 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

Ⅱ－２－②－６ 読書県「ちば」の推進

子どもの読書活動の意義について県民への理解を図り、家庭や地域における読書活動及び読書環境の充実に努めます。

また、幼稚園や保育所等では読み聞かせなどの読書活動を促進し、学校においては、一斉読書などの読書機会の設定や、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等における多様な学習の展開等により、発達の段階に応じた様々な読書活動を推進するとともに、そのために重要な人的・物的環境整備を公立図書館等と連携しながら推進します。

さらに、県立図書館においては、子どもの読書活動推進のセンター機能や千葉県関係資料の網羅的な収集など県内図書館の中核的な役割を強化するとともに、市町村立図書館や学校図書館に対して運営相談や職員研修、資料の貸出など様々な形で支援し、県内全体の読書活動の充実に努めます。

- ・ 家庭や地域における子どもの読書活動の支援
- ・ 学校等における読書活動の推進
- ・ 県立図書館を核とする県内図書館ネットワークの再構築・充実

Ⅱ－２－②－７ 安全・安心な学びの場づくりの推進

各学校及び教育施設の耐震化や吊り天井等の落下防止対策を早急に完了するとともに、老朽化対策や防災機能の強化等を計画的に進めます。

また、子どもたちが、防災意識や緊急時にも適切な判断と行動できる力を身に付け、事故や犯罪に巻き込まれないための安全教育の充実に努めます。

- ・ 校舎等の計画的な整備、バリアフリー化の促進
- ・ 東日本大震災を教訓とした防災教育の充実
- ・ 自転車等の交通安全教育、通学路等での防犯教育の充実
- ・ AEDを用いた心肺蘇生法教育の推進

施策項目Ⅱ－２－③ 教育の原点としての家庭の力の向上と人づくりのための連携

【目標】

教育立県「ちば」を実現するため、地域住民の絆を深め、つながりや支え合いによる地域コミュニティの形成や、学校、家庭、地域、企業、高等教育機関などが力強く連携・協働し、人づくりの力を結集します。

【現状と課題】

家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や豊かな情操、基本的倫理観、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担うものです。全ての親が家庭教育を安心して行えるよう、家庭教育の自主性を尊重しつつ、地域社会が一体となって支援していく必要があります。

また、子どもたちの学びを支援するためには、学校、家庭、地域、企業、高等教育機関などが連携して教育に取り組む体制づくりを進めるとともに、地域住民の絆を深め、つながりや支え合いにより地域コミュニティを形成し、地域全体で子どもたちの成長を支えていく必要があります。

さらに、自らの能力を伸長し、将来、社会においてその能力を発揮するための教育を受ける機会は、経済的・社会的な事情にかかわらず等しく与えられるべきもので、子どもたちの社会参画、自立に向けて、安全・安心で充実した教育機会を提供する「学びのサポートネットワーク」を構築することが重要です。

【取組の基本方向】

親の学びや親子の絆を深める機会の提供や、親の役割を学ぶ子育て体験学習を進めるとともに、家庭学習の習慣化も含め、子どもの健全な成長に資する家庭環境の実現に役立つ情報を効果的に発信するだけでなく、学校や幼稚園等を拠点とした保護者支援の機能を強化するなど、家庭状況に応じた支援を充実させます。

また、多様な地域人材の育成と活用を図り、地域が有する伝統文化や技、企業、高等教育機関の力などを学校教育に活用できるような仕組みづくりを進めるとともに、地域の中で、関係機関等の様々な主体の組織的な連携による学習支援や体験的な学習の充実を資する取組、子どもたちの社会性、自主性、協調性を育むための世代間交流活動や集団活動及び地域の特性に応じた子ども参加の地域活性化に資する取組を推進します。

さらに、いじめや不登校など、支援を必要とする児童生徒や家庭に対する相談支援体制を充実するとともに、学習支援や学び直しの機会の提供、経済的・家庭的理由など様々な困難への支援方策を充実させます。

【主な取組】

Ⅱ－２－③－１ 親の学びと家庭教育への支援

ウェブサイトや啓発リーフレットなどの子育てに役立つ情報提供や、生涯学習センター等における親の学習機会の充実を図るとともに、関係機関等と連携しながら、子育て

中の親を孤立させないサポート体制づくりを進めます。

また、様々な機会を捉え、親の学びの大切さについて広く情報を発信するとともに、学校や地域に家庭教育の重要性を啓発する取組や個々の家庭への相談体制の充実を図ります。

さらに、中学生や高校生などが将来、親になることの意義や重要性について学ぶとともに、子育てにおける家庭の役割や、子どもを育てる意義等について学ぶ機会の充実を図ります。

- ・人間形成の土台となる家庭教育への支援
- ・学校・家庭・地域が連携した家庭教育の推進
- ・親となってかけがえのない子育てを行うための教育の推進

Ⅱ－２－③－２ 子どもを育む学校・家庭・地域の連携

学校において、地域住民や企業・団体関係者などの地域人材を積極的に活用することにより、子どもたちの多様な学びを実現し、地域における教育の質の向上を図るとともに、地域人材の参画を促進するため、学校と地域を結ぶための人材の育成・拡充を図ります。

また、地域の生涯学習を支える「知の拠点」である、大学・短期大学・専門学校などの高等教育機関と連携した取組の充実を図るとともに、大学等での公開講座等について広く情報を提供していきます。

さらに、県内の市町村教育委員会や、私立学校、民間団体など様々な主体と連携し、それぞれの特性を認識し、互いに尊重しながら、地域全体の教育力の向上を図ります。

- ・学校を核とした地域コミュニティの構築と子どもの学びへの支援
- ・高等教育機関との連携
- ・県教育委員会と市町村、私学等との連携強化

Ⅱ－２－③－３ 学びのサポートネットワークの構築

いじめ、不登校、中途退学等の問題解決のため、学校へのスクールカウンセラー等の専門的知見を有する人材の配置を促進し、子どもや家庭に対する相談支援体制を充実するとともに、学校外の専門機関との連携を促進します。

また、特別支援学校をはじめ、市町村の療育機関、幼稚園、保育所、認定こども園等が相互に連携して、地域における早期の教育相談支援ネットワークの構築と充実を図ります。

さらに、学ぶ意欲と能力のある全ての県民に対し、学習支援や学び直しの機会の提供など、学びへの機会確保を図ります。

加えて、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受けることができるよう、地元企業など様々な主体と連携した取組を推進するとともに、高等学校等の生徒に係る教育費負担の軽減を図ります。

- ・子どもや家庭に対する相談支援体制の充実
- ・学び直しなどの再チャレンジに対する支援の充実
- ・経済的・家庭的理由など様々な困難への支援

施策項目Ⅱ－２－④ 多様化する青少年問題への取組

【目標】

子ども・若者の健やかな成長と社会的な自立を支援します。

【現状と課題】

少子高齢化、情報化、雇用形態の多様化、厳しい雇用情勢など、青少年を取り巻く環境が大きく変わるとともに、青少年問題も多様化・複雑化しています。

ニートやひきこもり、不登校などの青少年を取り巻く問題が深刻化し、こうした社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援の在り方が大きな課題となっています。

また、少年による非行や犯罪の防止には、少年の問題行動を早期に発見し、適切な支援をしていくことが重要であり、地域の関係機関が連携し、非行・犯罪防止に向けた取組を一層強化していく必要があります。

子ども・若者の健やかな成長と社会的自立を実現するためには、社会環境の変化を踏まえ、家庭・学校・地域がそれぞれの立場から責任を自覚し、相互に協力しながら、適切な環境づくりを進めていくことが必要です。

さらに、情報化社会の進展に伴い、スマートフォン等の情報端末を介して、子どもたちがネットいじめ・非行・犯罪被害など様々なトラブルに巻き込まれるケースが増加しており、こうしたトラブルを未然に防止する取組も課題となっています。

【取組の基本方向】

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対して、状況に応じた支援を行うとともに、非行に陥ったり、犯罪被害に遭った子ども・若者の立ち直りを支援します。

また、多様化する青少年問題に的確に対応するため、家庭・学校・地域が連携し、社会全体で子ども・若者の成長を支える社会づくりに取り組みます。

さらに、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるよう、関係機関・団体と連携した広報・啓発の充実と、青少年にとって良好な環境の整備に努めます。

【主な取組】

Ⅱ－２－④－１ 困難な状況や、特に配慮を要する子ども・親の支援

官・民の様々な機関で構成される「千葉県子ども・若者支援協議会」においては、ニートやひきこもり、不登校など困難を有する子ども・若者への支援の充実を図るため、情報共有や必要な取組の検討を実施するとともに、支援機関の人材の育成を行います。

また、「千葉県子ども・若者総合相談センター（ライトハウスちば）」では、様々な悩みを抱えている子ども・若者やその保護者がまず最初に相談できる窓口として、電話相談、面接相談、保護者向け勉強会などを実施し、子ども・若者が新たな一歩を踏み出せるよう、必要な情報の提供や助言、適切な専門機関の紹介を行います。

・ 困難を有する子ども・若者支援のための関係機関との連携強化

- ・千葉県子ども・若者総合相談センターの相談体制の充実

Ⅱ－２－④－２ 非行・犯罪防止と立ち直り支援

関係機関・団体、地域住民と青少年に対する共通の理解と認識を深めるため、県下一斉合同パトロールの実施や広報・啓発活動を推進します。

また、青少年問題に対する相談体制を充実し、少年の自立を支援するほか、青少年補導センターや少年警察ボランティア活動を支援するなどして、街頭補導活動を推進します。

非行少年を生まない社会づくりの一環として、タッチヤング千葉県少年柔道・剣道大会を開催するほか、事件などを通じて関わった少年や問題を抱え非行に走る可能性がある少年らとともに社会体験活動等を実施して、再非行を防止する取組を推進します。加えて、少年を犯罪被害から守るため、福祉犯罪の取締りを推進します。

さらに、臨床心理士の資格を有する少年補導専門員及び相談専門員の知識・技術の向上や薬物乱用防止教室の開催などにより、少年の規範意識の向上に取り組みます。

- ・非行防止に関する広報啓発事業
- ・青少年補導員活動の活性化に向けた支援
- ・少年補導員活動の推進
- ・タッチヤング活動の推進
- ・少年サポート活動の推進
- ・少年事件及び福祉犯罪の取締りの推進
- ・薬物乱用防止等広報啓発活動の推進

Ⅱ－２－④－３ 多様な主体による取組と関係機関の機能強化

青少年相談員や青少年補導員等の青少年育成支援団体との情報共有を図るなど、県と団体との活動の連携を強化します。

また、団体間の連携が図られるよう働きかけていきます。

さらに、青少年相談員等の資質向上のため、地域の課題に即した研修等を実施します。

- ・青少年相談員活動の充実
- ・青少年育成関係団体等との連携
- ・青少年補導員活動の活性化に向けた支援（再掲）
- ・困難を有する子ども・若者支援のための関係機関との連携強化（再掲）

Ⅱ－２－④－４ 子どもを守る環境の整備と情報化社会への対応

「千葉県青少年健全育成条例」に基づき、書店・カラオケボックス・ネットカフェ・携帯電話業者等への立入調査の実施や、有害図書・有害玩具等の指定により、青少年にとって良好な環境の整備に努めます。

また、進展する情報化社会の中で、インターネット上のトラブルから青少年を守るため、青少年の利用頻度が高いSNSを中心に監視を行うネットパトロールなどの青少年ネット被害防止対策や児童ポルノの根絶に向けた取組などを推進します。

さらに、子どもたちや保護者、学校関係者等への講演を実施し、フィルタリングの普

及や青少年のインターネットの適正利用についての啓発活動を推進するとともに、子ども・若者がインターネット等の情報を取捨選択して活用できる能力（情報リテラシー）や、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度（情報モラル）を身に付けるための取組を推進します。

- ・子ども・若者にとって有害な環境の浄化
- ・スマートフォン・インターネット被害防止対策の推進
- ・インターネット等の適切な利用に向けた広報啓発の推進
- ・情報教育の推進

第Ⅲ項 経済の活性化と交流基盤の整備

政策分野Ⅲ－１ 国内外の多くの人々が集う魅力ある県づくり

【交流】

本県の持つ優れた宝・ポテンシャルを最大限に生かして、交流人口の増加や移住・定住の促進を図るとともに、国内外の誰もが過ごしやすく住みやすい魅力ある県づくりを進めます。

施策項目Ⅲ－１－① 千葉の「宝」を生かした観光立県の推進と移住・定住の促進

【目標】

本県の持つ魅力を十分に生かした魅力的な観光地づくりを推進するとともに、効果的なプロモーション活動により観光入込客・宿泊客をはじめとする交流人口の拡大と移住・定住の促進を図り、地域の活性化を目指します。

【現状と課題】

本県は、首都圏に位置しながら、温暖な気候と「花」や「海」をはじめとする豊富な自然に恵まれ、さらには、新鮮な海の幸・山の幸の「食」や数多くの歴史的・文化的資源を有するなど、多様な「宝」や「ポテンシャル」を秘めています。

また、成田空港において、LCC（格安航空会社）の拠点となる第3旅客ターミナルが完成し、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける8競技の千葉県開催が決定されるなど、本県の観光にとって、大きな追い風が吹いており、新たなステージへとステップアップする絶好の機会が訪れています。

一方で、本県観光を取り巻く環境は、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来による国内観光市場の縮小や地域間競争の激化など、非常に厳しい状況にもあります。

本県の人口が中長期的には減少が見込まれる中、地域の活力を維持していくためには、交流人口の拡大と移住・定住の促進を図ることが重要です。

こうした中、本県の持つ「宝」や「ポテンシャル」を十分に生かし、観光による交流人口の拡大により地域経済の活性化を図るためには、多様化する観光客のニーズや目的に対応し、人々が魅力を感じる千葉県ならではの観光振興を図っていく必要があります。

また、本県の居住地としての強みは、様々な価値観に対応した「働く場」、「子育ての場」、「住まいの場」、「憩いの場」を提供できる「総合力の高さ」です。移住・定住の促進に当たっては、様々な価値観を持つ方々から居住地として選ばれるよう、こうした「強み」を全国に積極的にPRする必要があります。

【取組の基本方向】

何度でも訪れたい魅力ある観光地づくりに向けて、本県観光の大半を占める首都圏からの観光客や急増するシニア層を意識した、観光インフラの整備や観光資源の磨き上げを促進するとともに、観光産業の競争力を強化するため、外国人の情報源となるウェブサイトが多言語化の促進やICTなどを活用した観光現場における接客力の強化

を図るなど、観光客のニーズや嗜好に対応した付加価値の高いサービスの提供を図っていきます。

また、自動車を利用した観光客が多い本県の特徴を生かし、アクアラインの料金引下げや圏央道延伸等の機会を活用した戦略的・効果的な観光プロモーションを展開するとともに、訪日外国人観光客の増加や2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催等を契機として「選ばれる観光地」として更にステップアップするため、インバウンド推進に向けた観光プロモーションを図っていきます。

さらに、市町村や関係団体等と連携を図りながら、地域の魅力や暮らし情報を発信するなど、移住・定住の取組を促進します。

【主な取組】

Ⅲ－１－①－１ 何度でも訪れたい魅力ある観光地づくり

観光を地域経済の活性化に確実に結びつけるため、観光関連施設の整備を進めるとともに、地域が主体となって観光資源を磨き上げ、効果的に連携させることで、催しや企画などの観光プログラムの充実、グリーン・ブルーツーリズムをはじめとする、地域資源を生かした体験型・交流型の観光（ニューツーリズム）の開発などを促進し、観光客のリピーター化を図ります。

また、市町村や鉄道事業者・バス事業者等と連携して地域の活性化の取組や観光メニューづくりを進めるとともに、地域特性を生かした広域的な周遊観光による滞在の長時間化など、宿泊型観光の推進を図ります。

さらに、観光行動の形態が変化していることを踏まえて、観光資源の情報提供の在り方をニーズに合わせて見直しつつ、増加を続けるインバウンド観光にも対応した多言語化の促進、ビッグデータや各種統計情報の分析結果などを活用した観光地マーケティングの立案に向けた多角的な支援を行う体制の整備、自家用車を所有しない人でも、県内の魅力的な観光地を快適に周遊できるシステム形成に向け地域と事業者が一体となっていく取組を支援します。

加えて、地域の特産品や情報などを紹介する「道の駅」を活用した地域活性化の取組を促進します。

- ・観光関連施設の整備
- ・地域資源を活用した新たな観光需要の開拓
- ・周遊型観光・宿泊型観光の推進
- ・鉄道事業者やバス事業者等と連携した新たな観光メニューづくり及び二次交通活用の仕組みづくり
- ・印旛沼流域かわまちづくりの推進
- ・「道の駅」を活用した地域活性化の取組の促進

Ⅲ－１－①－２ 観光産業の競争力強化

観光は旅行業、宿泊業だけでなく、小売業、運輸業、飲食業、農林水産業、商工業など極めて裾野の広い産業であり、地域の経済活性化や就業、雇用機会の創出などに大きな影響を与えます。

多様化する観光客のニーズに対応した観光関係者における付加価値の高いサービスの提供を図るためには、これらの多様な地域の関係者の合意形成の下、効果的なマーケティングやブランディング等を戦略的に推進していく必要があります。

このため、ICT等の活用により、観光客の動向等を把握する観光マーケティング・リサーチを強化するとともに、観光の中核を担う経営人材や観光現場で即戦力となる観光人材の育成強化に向け、研修等の充実を図ります。

また、中小企業者がインバウンド需要を取り込めるよう、パンフレットなどの宣伝資材や外国人の情報源となるウェブサイトの多言語化と内容の充実を促進し、ICTなどを活用した観光現場における接客力の強化を図ります。

さらに、中小企業等を中心とした観光事業者の取組を支援し経営基盤の強化を図るとともに、県産品の新商品・新サービスの開発や積極的なPRによるブランド化・販路拡大を推進していきます。

- ・「観光地経営」の視点に立った観光地づくりの促進
- ・ICTの活用等による観光マーケティング・リサーチの強化
- ・観光産業に携わる質の高い人材の確保・育成
- ・観光事業者の経営基盤の強化
- ・県産品の開発・ブランド化・販路開拓等の支援

Ⅲ－１－①－３ 戦略的な国内観光プロモーションの展開

「花」「海」「食」「温泉」「祭り」といった本県の有する多様な観光の魅力を、総合的・戦略的に県内を含む首都圏を中心に全国へ向けて発信するとともに、旅行動向を左右し、新たな観光ニーズの形成に大きな影響力を持つメディアや旅行会社などに対して、積極的なプロモーションを展開します。

また、本県観光に多数訪れているファミリー層に加え、時間的・経済的に余裕のあるアクティブシニア層をターゲットとして取り組んでいきます。あわせて、近年、旅行形態が団体旅行から個人旅行にシフトしてきていることに伴い、個人旅行客をターゲットとして、SNSなどを活用した効果的な観光情報の発信体制を構築するとともに、観光コンテンツの充実を図ります。

さらに、観光入込客が少ない平日に宿泊を伴い実施され、再度本県を来訪するきっかけづくりとしても期待できる修学旅行、温暖な気候と豊かな大地に恵まれた千葉県農林水産業の魅力を理解してもらうため、観光と連携した首都圏での農林水産物のPR及び販路拡大の推進を図っていきます。

- ・季節やテーマに応じた観光キャンペーンの実施
- ・旅行会社・メディア等への積極的なプロモーションの展開
- ・アクアライン・圏央道を活用した観光の情報発信
- ・ICT活用による効果的な情報発信の推進
- ・修学旅行や自然体験学習など団体旅行の誘致
- ・農林水産物直売所や大規模集客施設と連携した県産農林水産物の販売促進

Ⅲ－１－①－４ 東京オリンピック・パラリンピックを契機としたインバウンドの推進

日本の空の表玄関である成田空港を擁し、2020年東京オリンピック・パラリンピック8競技が開催される本県の優位性を生かし、国やJNTO、他都道府県、県内市町村等と連携しながら、各国・地域のマーケット需要に応じた訪日プロモーション、SNS等を活用した効果的な観光情報の発信体制を強化するとともに、県内周遊型観光の促進及び体験型観光などニューツーリズムや、外国人の嗜好を踏まえた観光ルートの開発、クルーズ船誘致に向けた環境整備、訪日教育旅行の誘致、成田空港を活用した観光、隣接都県と協力した広域的な周遊観光などの取組を促進します。

また、外国人観光客が言葉の壁や情報収集の不自由さなどを感じることなく、快適に過ごせるよう、スマートフォンやタブレットなどが使える通信環境の整備や外国語対応人材の育成強化、多くの観光客が利用する公衆トイレ・観光案内所等の設置・改修、観光案内版等の多言語化表記を促進します。

さらに、市町村や関係団体等と連携し、地域経済の活性化に貢献する経済波及効果の高い国際会議・イベントなどの積極的な誘致を図ります。

- ・東アジア・東南アジア等を重点市場とした観光プロモーションの強化（再掲）
- ・情報発信を含めた効果的な外国人観光客の誘致促進
- ・成田空港・羽田空港を中心とした広域連携による誘客促進
- ・クルーズ船誘致に向けた環境整備
- ・訪日教育旅行の推進
- ・ICT等を活用した訪日外国人の受入体制の整備
- ・市町村や関係団体等との連携によるMICEの誘致（再掲）
- ・公益財団法人ちば国際コンベンションビューローを通じたMICEの誘致・開催支援（再掲）

Ⅲ－１－①－５ 地域の特性を生かした移住・定住の促進

市町村等が行う移住・定住促進のための取組を支援するとともに、市町村や関連団体との連携を図りながら、地域の魅力や移住関連情報、地域に居住することで実現できるライフスタイル、二地域居住をはじめとする新たな暮らし方などについて、幅広く発信します。

また、千葉県への転職や県内就職を希望する若年者等の県内企業への就労を促進するため、県内のしごと情報や住宅、医療、教育など、くらし全般に関する情報等を一元的に収集・提供し、県内企業への就労を支援します。

- ・市町村の移住関連情報や地域で実現できるライフスタイルの発信
- ・市町村と連携した県外での移住相談会・セミナー等の開催や、地域に訪れ、その暮らしを実際に体験できるモニターツアーの実施
- ・県外からの就職希望者への仕事やくらし情報の一元的な提供
- ・既存住宅の流通・活用の促進（再掲）

施策項目Ⅲ－１－② 国際都市として発展するCHIBAづくり

【目標】

国際交流・協力の活発化、県内企業の海外取引や県産農林水産物輸出の促進、観光・MICE誘致などの展開や、外国人県民にも暮らしやすい多文化共生社会づくりを進め、国際社会とともに発展する県づくりを推進します。

【現状と課題】

人・モノ・資本・情報などが国境を越えて移動するグローバル化が一層進展し、国際交流や海外取引の活発化、世界的な金融・情報サービスの普及・拡大など、様々な分野において、我が国と海外の国・地域との結びつきが強まっています。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック8競技の千葉県開催は、これまで以上に多くの国・地域との密接な関わりを本県にもたらすものと思われま

す。本県は成田空港や千葉、成田、木更津、浦安といった国際会議観光都市群、将来性のある企業、高品質な農林水産物など、海外に通用する強みを数多く有しています。

こうした機会や強みを生かし本県の発展につなげていくためには、本県の国際的な知名度を高めるとともに、様々な分野での交流や展開を図っていくことが必要です。

また、本県に在住する外国人が増加する中で、互いの文化的な違いを認め合い、尊重し合いながら、同じ地域社会の構成員として、安心して暮らし働くことのできる多文化共生社会を実現していくことが求められています。

【取組の基本方向】

国際都市として発展するCHIBAを目指し、本県の国際的な知名度の向上を図るとともに、様々な分野での交流や展開を推進するための指針として「千葉県国際戦略」を策定します。そして、市町村、民間団体、企業などの多様な主体との連携の下、国際交流・国際協力を進めるとともに、外国人観光客の誘致や県内企業の海外取引、県産農林水産物の輸出、MICEの誘致を促進します。

さらに、多文化共生社会づくりに向けて、外国人県民が地域社会の構成員として安心して暮らし続けるための環境づくり、外国人県民の視点・ニーズを踏まえた情報提供等により、外国人県民にも暮らしやすい県づくりを進めます。

【主な取組】

Ⅲ－１－②－１ 国際交流、国際協力の活発化

本県の姉妹州であるアメリカのウィスコンシン州、友好関係にあるドイツのデュッセルドルフ市、友好交流協定を締結した台湾の桃園市と、経済、学術・教育、文化・スポーツ等の分野での国際交流を進めます。

また、本県の強みや多様な魅力等を知ってもらえるよう、海外に向けた情報の発信に努めることにより、多くの国との交流を促進していくとともに、様々な機会を捉え、開発途上国に対する国際協力に取り組みます。

さらに、世界の国・地域から多くの人々が本県を訪れる、2020年東京オリンピック・

パラリンピックを契機として、積極的に国際交流や青少年の国際理解を促進し、国際社会で主体的に行動できる人材の育成を目指すとともに、日本人としての自覚とアイデンティティーの確立、異文化理解などを重視した教育活動の推進を図ります。

- ・姉妹州・友好都市との国際交流の推進
- ・開発途上国における国際協力の実施
- ・海外に向けた本県の魅力等の情報発信
- ・多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成（再掲）

Ⅲ－１－②－２ 外国人県民にも暮らしやすい県づくり

外国人県民が、社会の一員として、安心して暮らし働くことのできる多文化共生社会の実現を目指し、医療・福祉、教育、防災、防犯・交通安全、住宅など生活に密着した分野での多言語での情報提供・相談対応等を充実させます。

また、外国人など日本語を母語としない児童生徒に対しては、外部人材による日本語指導体制の充実を図ります。

さらに、外国人が日本社会になじみ、安心して暮らせるよう、外国人集住地域の住民や関係機関・団体と連携を図りながら、積極的に防犯講話や交通安全指導等を実施します。

- ・外国人県民向けの多言語による情報提供と相談体制の充実
- ・外国人県民の地域社会への参加促進と支援体制整備
- ・外国人児童生徒等の受入体制の整備（再掲）
- ・外国人集住地域総合対策の推進（再掲）

Ⅲ－１－②－３ 県内企業の海外取引と県産農林水産物の輸出の促進

国内市場が縮小し、また、東南アジア諸国を中心とした海外の中間層・富裕層が増加する中、海外需要の獲得は企業の売上向上のためには重要であるが、一方で、中小企業はそのノウハウや専門人材、情報の不足など、乗り越えるべきハードルやリスクが多岐に渡ることから、海外市場を視野に入れた中小企業の販路開拓などを支援します。

ジェトロ千葉などと連携して貿易投資相談を実施し、窓口相談から専門家派遣、展示会等への出展支援など海外ビジネスに対する集中支援を行っていきます。

また、世界的な日本食ブームやアジア諸国における富裕層の増加など農林水産物の輸出の機会が拡大している中、海外における「千葉フェア」の開催や、海外展示会、商談会への出展など、千葉ブランド農水産物・食品輸出協議会との連携や、本県の強みがある植木類やサツマイモ、梨などの輸出に取り組む県内の生産者・団体の活動を支援することにより、産地と海外市場のマッチングを促進します。

- ・海外販路拡大セミナー等の開催
- ・貿易・投資相談の実施
- ・国際展開に係る実務支援の実施
- ・海外に向けたPRと商談機会の創出
- ・輸出に取り組む団体への支援

Ⅲ－１－②－４ 海外プロモーション等による観光客の誘致促進

本県の地域経済活性化や国際相互理解の増進を図るため、多くの観光客が本国を訪れ、今後は更なる増加が期待される東アジア・東南アジア等を重点市場として、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催地である本県の優位性を生かし、各国・地域のマーケット需要に応じた訪日観光プロモーションを展開するとともに、体験型観光や魅力的なテーマ性を備えた観光ルート開発など新たな観光需要を創出できる体制づくりを多角的に支援することで、外国人観光客の積極的な誘致に取り組みます。

また、外国人観光客が県内各地を安全かつ快適に楽しむことができるよう、スマートフォンやタブレットなどが使える通信環境の整備や、観光案内版の多言語化を促進することにより、外国人観光客の利便性・満足度を向上させ、リピーターの増加を図ります。

- ・東アジア・東南アジア等を重点市場とした観光プロモーションの強化
- ・成田空港・羽田空港を中心とした広域連携による誘客促進（再掲）
- ・情報発信を含めた効果的な外国人観光客の誘致促進（再掲）
- ・ICT等を活用した訪日外国人の受入体制の整備（再掲）
- ・訪日教育旅行の推進（再掲）

Ⅲ－１－②－５ MICEの誘致促進と幕張メッセの競争力強化

本県における国際会議や展示会などのMICE産業振興、地域経済の活性化及び開催都市の国際的ブランドイメージの構築を図るため、公益財団法人ちば国際コンベンションビューローを通じてMICE誘致・支援事業を展開するとともに、市町村やMICE関係事業者との連携を強化し、アフターMICEの魅力向上についても研究を進めながら、本県のMICE競争力をより一層高めていきます。

アジア有数のコンベンション施設である幕張メッセについては、更に競争力のある施設とするため、老朽化対策に加え、利用者の利便性向上に向けた大規模な改修を進めます。また、株式会社幕張メッセと連携して、国際的な産業展示会や、音楽・文化系など様々な分野のイベント等の誘致を積極的に進めます。あわせて、千葉市との連携を深めて、幕張新都心の持つ魅力や個性を高めていきます。

- ・公益財団法人ちば国際コンベンションビューローを通じたMICEの誘致・開催支援
- ・市町村や関係団体等との連携によるMICEの誘致
- ・幕張メッセの機能向上と展示会・イベント等の積極的誘致
- ・元気な幕張新都心をつくる県市連絡会議の開催

政策分野Ⅲ－２ 挑戦し続ける産業づくり

【産業】

県民の豊かな暮らしを支える本県経済の持続的な発展を支えるため、新事業・新産業の創出や、起業・創業等を促進します。

また、厳しい経営環境下におかれている中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を図ります。

さらには、雇用の創出や地域経済の活性化に向けて、地域の特性に応じた戦略的な企業誘致を推進します。

施策項目Ⅲ－２－① 県経済の活力を生み出す産業の育成と企業立地の促進

【目標】

京葉臨海コンビナートの競争力強化を図るとともに、千葉の未来を支える成長分野の振興や企業立地の促進、県内企業による新製品・新技術の開発への支援などにより、県経済の活力向上を図ります。

【現状と課題】

国内の経済情勢は、国の政策等によって緩やかな回復基調が続いています。しかし、世界に目を向ければ英国のEU離脱問題等、世界経済の先行き不透明感が高まってきているほか、中国をはじめとするアジア諸国等との国際競争も激しくなっています。

こうした中、石油精製、石油化学、鉄鋼など我が国経済を支える素材・エネルギー産業が集積し、本県の製造品出荷額の約6割を占める京葉臨海コンビナートにおいては、国内需要の動向や世界規模での競争の激化に対応して事業の再編や高度化・高付加価値化等の競争力の強化が課題となっています。

再生可能エネルギーについて、国は、その導入を積極的に推進していくこととしており、太陽光のみならずバランスの取れた導入等を行うこととされています。さらに、水素エネルギーの利活用についても、その導入促進が図られていますが、現状では、技術面、コスト面、制度面、インフラ面でいまだ多くの課題があります。

今後、本県経済が引き続き発展していくためには、本県経済をけん引する京葉臨海コンビナートの競争力強化を図ること、IoT等の利活用により県経済を支える中小企業の生産性の向上を図ること、健康・医療・環境・エネルギーなど社会ニーズを捉え、産業の振興を図ること、地域に定着し持続的に発展する企業を戦略的に誘致・育成することなどが必要です。

本県には高い技術力・開発力を誇る企業の集積や、研究成果を多く保有する理工・医科系大学等の最先端の研究拠点、県内各地に立地するインキュベーション施設など、新事業、新産業を育成していく上での優位な資源が数多く存在します。これらを十分に活用し、県内における産業の育成を進めていく必要があります。

【取組の基本方向】

我が国経済を支える素材・エネルギー産業が集積し本県経済の要である京葉臨海コンビナートの競争力強化に取り組むとともに、県内に有する産業育成のための豊富な資源を活用し、I o T等の利活用による企業の生産性向上や、千葉の未来を支える新産業の振興を図ります。

また、ベンチャー企業や研究開発型企业などによる新製品・新技術の開発を活性化させるため、産学官・企業間の連携促進やものづくり産業における基盤技術の高度化など、県内企業による技術開発への支援を進めます。あわせて、再生可能エネルギーの導入促進とともに、先進的なエネルギーの利活用に向けた調査研究や再生可能エネルギー等を活用した地域振興などの取組を進めます。

さらに、地域に定着し発展していく企業を県内に誘致するとともに、生産性の改善につながる事業拠点の移転・集約化や、高付加価値な事業に向けた新たな設備投資など事業の高度化につながる企業活動を促進し、雇用の場の確保や産業人材の育成、地域の経済的な活力の向上を目指します。

【主な取組】

Ⅲ－２－①－１ 千葉県経済をけん引する京葉臨海コンビナートの競争力強化

京葉臨海コンビナートは、石油精製、石油化学、鉄鋼など我が国の経済を支える素材・エネルギー産業の国内最大の集積地であり、本県の製造品出荷額の約6割を占めるなど本県経済の要であることから、その競争力強化を図ることは本県経済の活性化を図る上で重要となっています。素材・エネルギー産業においては、国内需要の低減や国際競争の激化を受けて、事業の再編・集約の動きが出てきているほか、施設の老朽化更新や高度化・高付加価値化に向けた新たな投資など、様々な課題があります。

また、コンビナートの競争力強化を図るためには、現場を支える人材の安全管理や危機管理能力、マネジメント力の向上が不可欠となりますが、現在、コンビナート立地企業では、団塊世代の大量退職などに伴い、こうした安全管理に関する人材の確保や能力向上等にも課題を抱えています。

このため、マザー工場化や施設の高度化に伴う再投資への支援、コンビナートの投資環境の向上につながる規制緩和の促進など、生産性の向上や新たな投資を促す環境づくりに向け、地元市、立地企業と一体となって取組を進めます。

また、中核人材の育成などの基盤業務について、企業間連携による共同化を促進するなど、事業者の負担軽減等に資する取組を進めるほか、工業教育との連携による担い手の育成を進めます。

さらに、工業用水について計画的に施設更新・耐震化を行うことで、持続可能な工業用水道事業を構築し、安定的な用水供給を図ります。

- ・京葉臨海コンビナートの生産性の向上や事業環境の改善
- ・コンビナートを支える人材の能力向上や担い手の育成
- ・工業用水の安定供給（再掲）

Ⅲ－２－①－２ 千葉の未来を支える新産業の振興

国際競争の激化やエネルギーの制約、少子高齢化や人口減少など様々な社会的課題に直面する中、本県産業の活力を高めるためには、県内各地の豊富な地域資源のほか、高い技術力を持つ企業や産業支援機関・研究機関・大学の集積等の本県の強みを生かしていくことが重要です。

このため、今後国内外の市場拡大が見込まれる健康・医療分野へのものづくり中小企業の新規参入支援をはじめとした医工連携を進めるほか、I o T等の技術革新の動向を見据え、産業支援機関、大学・研究機関等の関係機関と連携しながら、県内ものづくり中小企業の生産現場における生産性向上などに向けた取組を支援します。

また、バイオ産業については、かずさDNA研究所を中心とした産学官ネットワークを生かして、共同研究や技術的な支援を行うとともに、応用・実用化研究を推進し、健康医療や農業などの幅広い分野で、研究成果の社会還元に向けた取組を進めます。

さらに、本県のポテンシャルを生かした新たなエネルギーの導入は、地域振興・産業振興にもつながることから、海洋再生可能エネルギーの導入や、本県の特徴を生かした水素の利活用の検討を進めます。

- ・健康・医療ものづくり産業等への新規参入支援
- ・ものづくり中小企業におけるI o T等の活用に向けた支援
- ・多様な産業集積や豊富な地域資源を生かした地域産業の育成
- ・かずさDNA研究所を核としたバイオ産業の振興
- ・海洋再生可能エネルギーの導入促進
- ・本県の特徴を生かした水素の利活用の検討

Ⅲ－２－①－３ 産学官連携やベンチャー企業の育成によるイノベーションの促進

県内企業が、健康・医療や環境・エネルギーなどの新たな社会ニーズに対応した新製品・新技術の開発を行うためには、産学官が連携し、課題の克服に向けた取組を行うことが必要です。

このため、専門のコーディネーターを設置し、企業相互間、企業・大学間の共同研究のためのネットワークの形成促進やマッチングを図り、国などの競争的資金を活用することなどにより、社会ニーズに対応した新製品・新技術の研究開発を支援します。

また、東葛テクノプラザ、かずさインキュベーションセンターなどのインキュベーション施設の利用促進や、インキュベーション・マネージャーなどによる企業の成長段階に応じた多面的な支援や企業間交流など、魅力ある支援策を推進することにより、ベンチャー企業の育成や、既存の中小企業の研究開発型企業への転換を図ります。

さらに、県内経済団体や企業など、民間活力を積極的に取り入れ、ベンチャー企業の育成支援を推進します。

- ・専門人材を活用した産学官・企業間連携の促進
- ・大学等のシーズと企業ニーズとのマッチングの促進
- ・ネットワーク活動による産学官連携の推進
- ・健康・医療ものづくり産業等への新規参入支援（再掲）
- ・かずさDNA研究所を核としたバイオ産業の振興（再掲）

- ・インキュベーション施設によるベンチャー企業の育成
- ・民間団体と連携したベンチャー企業の育成

Ⅲ－２－①－４ ものづくり基盤技術の高度化

県産業支援技術研究所、東葛テクノプラザなどの支援機関の機能を十分に確保し、中小企業の身近な相談相手として、様々な技術的課題に対する相談や、実用化・商品化に向けた技術開発支援、研修事業を実施し、技術力の向上を図ります。

また、海外の製品規格に関する技術相談や評価試験を実施し、中小企業の国際展開を技術面から支援するとともに、公益財団法人千葉県産業振興センター、一般社団法人千葉県発明協会と連携して、特許など知的財産の活用に関する支援を行います。

さらに、若者のものづくり離れや技能者の高齢化が課題となっていることから、県立高等技術専門校において、小・中・高校生等を対象にした体験教室を実施することで、ものづくりへの関心を高めるとともに、在職者向けの訓練を実施し、技能・知識のスキルアップや資格取得を支援します。

- ・産業支援技術研究所等による中小企業等への技術支援
- ・海外製品規格への対応の支援
- ・知的財産の保護及び活用支援
- ・地域の企業等のニーズに応じたものづくり若手技術者の育成

Ⅲ－２－①－５ 地域の特性に応じた戦略的な企業誘致の推進

国内外からの企業誘致を一層推進するため、企業訪問やトップセールスを行い、本県の魅力を積極的にアピールするなど、あらゆる機会を捉えて、本県の持つ立地優位性を発信するとともに、技術革新による新たな産業分野の成長や産業構造の変化により多様化する企業ニーズや対日投資の増加等に対応するため、企業立地の支援制度の充実や産業用地情報の収集・活用等を進め、市町村や企業と連携しながら、企業立地を促進します。

また、地域再生法に基づく支援措置等を活用し、本社機能や製造業の工場、研究所、流通加工施設等の誘致を推進するとともに、県内企業のマザー工場化などの拠点強化に向けた再投資を支援します。

さらに、首都圏の広域ネットワークを形成するアクアライン・圏央道沿線において、地元市と共同して整備している「茂原にいहार」「袖ヶ浦椎の森」工業団地や、かずさアカデミアパークへの企業誘致を進めるとともに、市町村合併や少子化、人口減少により増加傾向にある県内の空き公共施設等への企業の誘致を推進し、地域の雇用の場の創出を図ります。

- ・地域の特性に応じた戦略的な企業誘致
- ・本社工場や製造業の工場、研究所、流通加工施設等の立地促進
- ・マザー工場化や事業の高度化に伴う県内企業の再投資への支援
- ・外資系企業の誘致
- ・産業用地情報の収集・活用等による企業誘致の推進
- ・「茂原にいहार」「袖ヶ浦椎の森」の2つの工業団地の整備と分譲促進

- ・かずさアカデミアパーク及び周辺地域への企業誘致
- ・空き公共施設等を活用した企業誘致
- ・工業用水の安定供給

施策項目Ⅲ－２－② 中小企業・小規模事業者の経営基盤強化

【目標】

経済環境の目まぐるしい変化に対応し、成長していく中小企業の経営基盤の強化を進めます。

【現状と課題】

県内企業の99.8%を占める中小企業は、本県経済の成長を支える存在として、また、地域社会の担い手として、県民生活の向上に大きく寄与しています。

一方で、本県の経済情勢は、緩やかな回復基調が続いているものの、県内中小企業・小規模事業者においては、資金・人材等の経営資源の不足等の課題を抱えており、事業所数は減少の一途をたどっています。さらに、経営者の高齢化による廃業の増加が懸念されているところです。

このような中で、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を図り、中長期的な国内市場の縮小に対応した販路開拓などの取組が求められています。

【取組の基本方向】

大きく変革する時代に対応し、経営力を強化しながら新たな事業展開を目指す中小企業を支援することにより県内中小企業の活性化を図るため、チャレンジ企業支援センター等においてワンストップの体制で相談に応じるほか、専門家派遣やセミナー開催による情報提供などを進めます。

また、中小企業の資金調達の円滑化に向けた支援を行うほか、国内外に対する販路の開拓に向けた相談支援や商談会の開催などを行います。

深刻化する中小企業の人材不足に対応するため、企業の人材採用への支援や、ものづくり分野を中心とした職業能力開発を促進するとともに、中小企業の障害者雇用を促進し、雇用の継続のための支援を進めていきます。また、ワンストップ窓口等による円滑な事業承継を支援します。

さらに、災害などに対応するためのリスクマネジメントなど、中小企業の危機管理能力の向上に向けた支援を進めていきます。

【主な取組】

Ⅲ－２－②－１ 中小企業・小規模事業者の経営力の向上

厳しい経営環境下に置かれている中小企業者が抱える経営、金融、技術、ICT等の様々な課題を解決するため、チャレンジ企業支援センター等においてワンストップで相談に応じるほか、必要に応じて専門家派遣、情報提供を行うなど、企業の取組を総合的に支援します。

また、地域の総合的な支援機関である商工会や商工会議所が行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する取組や地域の特色を踏まえた意欲的な取組について支援を行います。

さらに、都市圏の大企業の勤務経験者等、経営改善をリードする人材を採用すること

により、新商品開発や新規販路開拓など、企業の成長戦略実現に向けた支援を行うプロフェッショナル人材戦略拠点を運営します。

- ・チャレンジ企業支援センターにおける経営革新計画作成等の支援
- ・よろず支援拠点における総合支援機能の強化
- ・商工会・商工会議所等への支援
- ・プロフェッショナル人材の採用に向けた支援
- ・クラウドファンディング等の普及促進による創業等支援（再掲）

Ⅲ－２－②－２ 資金調達の円滑化

担保力や信用力に乏しい中小企業が資金調達を円滑に行うことができるよう、借入負担の軽減や信用補完制度の充実に取り組みます。

また、インターネットを利用した新しい資金調達手段であるクラウドファンディングの普及を促進し、県内における起業・創業や中小企業の経営力向上、販路開拓などを支援します。

- ・中小企業振興資金による金融支援
- ・千葉県信用保証協会に対する損失てん補
- ・クラウドファンディング等の普及促進による創業等支援

Ⅲ－２－②－３ 販路開拓の促進

中小・ベンチャー企業が独自に開発した優れた製品の市場性やブランド力を高めて、売れる製品づくりを促進します。

また、県内外企業との取引拡大のため、商談会の開催や販路支援相談員による相談・支援を実施し、中小企業の販路開拓を支援します。

- ・専門家による総合的なアドバイスの実施
- ・ものづくり認定制度など優れた技術・製品に関する情報の集約・発信
- ・ものづくり技術展示・商談会の開催
- ・クラウドファンディング等の普及促進による創業等支援（再掲）
- ・下請取引の振興

Ⅲ－２－②－４ 中小企業等の人材確保・育成支援

中小企業における人材不足に対応するため、中小企業の経営者や人事担当者向けに、人材採用強化に向けたセミナー・研修を開催するとともに、企業の魅力発信や、求職者との交流イベントの実施により、中小企業の採用力向上を支援します。

また、県立高等技術専門校において、民間の訓練機関が取り組みづらい、ものづくり分野の職業訓練を実施し、主に地域の中小企業に対して一定の技能を習得した人材を供給するとともに、在職者訓練を実施し、技能・知識のスキルアップや資格取得を支援します。

さらに、障害のある人の雇用を検討している企業について、障害者雇用に向けての相談に応じるほか、障害のある人を雇用している企業に対し、雇用管理上のアドバイス等を行い、障害者雇用の促進と定着の支援を実施します。

そして、企業の新商品開発や新規販路開拓などの成長戦略実現に向け、都市圏の大企業の勤務経験者等、経営改善をリードしていく人材の採用を支援するため、プロフェッショナル人材戦略拠点を運営します。

- ・中小企業の魅力など情報発信等による人材確保への支援
- ・雇用に結びつく効果的な職業訓練の実施
- ・在職者への能力開発支援（人材育成支援）（再掲）
- ・障害者雇用の促進と定着支援
- ・プロフェッショナル人材の採用に向けた支援（再掲）

Ⅲ－２－②－５ 事業承継支援

事業承継に関する相談窓口である千葉県事業引継ぎ支援センター等と連携し、後継者がいない事業者と、事業引継ぎを希望する企業間のマッチングやM&Aに関する支援を行うとともに、関係機関と連携し、事業引継ぎに関するセミナーを開催します。

特に、事業承継、後継者対策が深刻な地域においては、共通認識を図るための合同勉強会の開催等、市町村や地域金融機関、商工団体との連携強化を図ります。

- ・千葉県事業引継ぎ支援センター等と連携した支援強化
- ・市町村、金融機関、商工団体との連携強化

Ⅲ－２－②－６ 災害等のリスクマネジメント支援

大規模地震や風水害、新型インフルエンザなどの緊急事態が発生した際に企業がとる行動をまとめた「事業継続計画（BCP）」の作成を行うことは、緊急時に企業が早期再建を目指す上で大変重要であることから、事業継続計画の普及・啓発等を行い、計画策定の促進を図ります。

- ・事業継続計画（BCP）策定の支援
- ・事業継続計画（BCP）策定に向けた啓発活動

施策項目Ⅲ－２－③ 地域の創意工夫による経済活性化の取組の促進

【目標】

地域経済を支える小規模事業者の取組や起業・創業への支援を通じて地域密着型産業の育成を図ることにより、地域づくり、まちづくりと連携した地域経済の活性化を進めます。

【現状と課題】

少子高齢化や人口減少により、県内の各地域において、地域経済の活力が失われる状況が生まれてきています。また、商店街をはじめとする地域商業の衰退によるコミュニティ機能の低下や、住民の日常生活への支障が懸念されています。

県内では、小さいながら地域を支える製品、サービスを提供し、豊かな地域づくりに不可欠な存在となっている企業や、地域の資源や特性を生かした地域密着型の事業を進める企業など、多様な小規模事業者が活躍しています。

こうした地域に密着して活躍する事業者の取組を支援し、県内の地域経済の底上げを図っていくことが必要です。

【取組の基本方向】

商店街をはじめとする地域商業の機能の活性化を図るため、地域に密着した意欲ある商店街などの取組を支援します。

また、地域の中小企業などによる農商工連携や地域資源を活用した商品化などの取組や、地域と連携した太陽光発電や風力発電等の導入に向けた取組などを支援し、地域の中小企業の活性化が地域の活性化に結びつき相乗効果を生むよう、地域経済の活性化に向けた取組を進めます。

このため、商工関係団体を通じ、地域密着型の小規模事業者の取組支援や、起業・創業に向けた相談支援など、様々な支援を図っていきます。

【主な取組】

Ⅲ－２－③－１ 商店街の活性化支援

地域の商業機能を確保するため、商店街をはじめとする多様な地域商業の担い手が行う地域の課題解決や、にぎわいづくり、消費者のニーズに応じた取組など、地域の意欲ある取組を支援するとともに、次代を担う若手事業者の育成に向けた講座の開催やネットワークづくりへの支援を通じて、商店街活動の活性化を図ります。

また、「事業者の地域貢献に関するガイドライン」に基づき、企業の地域貢献活動の促進等の取組を進めます。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、日本を訪れる外国人観光客などを迎え入れるため、商店街が行う多言語による接客講習会や情報発信の取組を支援します。

- ・商店街のにぎわいづくりへの支援
- ・商店街若手リーダーの育成

- ・商店街連合組織の機能強化
- ・「商業者の地域貢献に関するガイドライン」による取組促進
- ・商店街における訪日観光客へのおもてなし力向上の促進

Ⅲ－２－③－２ 地域資源の活用、ブランド化の推進

農林漁業者と商工業者等が連携し、本県の豊かな農林水産物などの資源を最大限に生かしながら、新商品・新サービスの開発や販路開拓などを行う、いわゆる農商工連携や地域資源を活用した取組を支援するとともに、農林漁業者自らが生産のみならず、加工・販売まで行うことで農林水産物に付加価値をつける6次産業化を支援し、農林漁業者等農山漁村の所得向上を目指します。

また、本県の地場産業である伝統工芸品等を育成し、その魅力の向上に向けた取組を進めます。

- ・農商工連携や6次産業化等の支援
- ・地域資源を活用した新商品・新サービスの開発等の支援
- ・クラウドファンディング等の普及促進による創業等支援（再掲）
- ・伝統工芸品等の情報発信

Ⅲ－２－③－３ 起業・創業の促進

女性・若者・シニア等の新たな発想による起業・創業を促進するとともに、優秀な起業家を育成していくため、啓発から起業支援、経営支援、人脈づくりまで一貫した支援を行います。

また、地域特有の需要を掘り起こし、地域に根付いていく起業・創業を促進するため、市町村や支援機関とともに、地域における創業支援を進めます。

- ・チャレンジ企業支援センターにおけるワンストップ支援
- ・イベント等の開催による起業機運の醸成
- ・起業家の育成・経営支援、起業家同士による交流の促進
- ・市町村における創業支援体制の整備推進
- ・中小企業振興資金による金融支援（再掲）
- ・クラウドファンディング等の普及促進による創業等支援（再掲）

Ⅲ－２－③－４ 再生可能エネルギー等の活用を通じた地域経済の活性化

エネルギーの分散確保や環境負荷の低減に加え、地域経済の活性化につながるよう、民間事業者による再生可能エネルギーの導入に関し、引き続きワンストップ窓口での相談対応等を行うとともに、市町村と連携した再生可能エネルギー等の活用に向けた取組に対する支援を行います。

- ・民間事業者の太陽光発電や風力発電等の導入に係るワンストップ窓口での相談や情報提供
- ・地域と連携した再生可能エネルギー等の活用に向けた取組に対する支援

政策分野Ⅲ－３ 経済の活性化を支える人づくり

【雇用・人材育成】

人口減少社会を迎える中、本県経済の持続的な成長や活性化を図るため、産業人材の確保・育成に努めるとともに、女性や高齢者などあらゆる人々が、自らの希望に応じて活躍できる社会づくりを進めます。

施策項目Ⅲ－３－① 女性の活躍推進

【目標】

女性の活躍に向けた意識の変革に取り組むとともに、仕事と家庭の両立に向けた環境整備や多様な働き方への支援などを通じて、女性はその意欲と能力に応じて活躍できる社会づくりを進めます。

【現状と課題】

今後到来する本格的な人口減少社会において、経済社会の活性化を図るためには、女性をはじめとする多様な人材の活躍が必要となっています。

これまで、県ではワーク・ライフ・バランスの普及促進や子育て・介護への支援等に重点的に取り組んでおり、その結果、働く女性は増加し、結婚・出産・子育て期間中の女性の有業率が低下するいわゆるM字カーブもなだらかになるなど、女性労働者を取り巻く状況には一定の改善が見られます。

しかしながら、働く女性の約5割が第1子の出産を機に仕事を辞めている現状があるなど、依然として、女性が働き続けることは難しい状況が続いています。

県が実施した調査では、女性が活躍できる仕事・職場環境にするために必要なこととして、「職場における育児・介護との両立支援体制」や「職場の上司・同僚の理解」をあげる割合が高くなっており、多くのポテンシャルを秘めた女性が、自らの希望に応じて活躍していくためには、企業等における理解促進や良好な職場環境の整備等により、多様で質の高い働く場づくりを進めていく必要があります。

【取組の基本方向】

女性が個性と能力を發揮し活躍できるよう、性別や年齢にかかわらず、誰もが働きやすい就労環境の整備促進に取り組むとともに、女性の起業・創業や出産・子育て等で離職した女性の再就職を支援します。

また、女性の活躍に向けた意識の変革を図るため、広く県民へ情報を発信していくとともに、市町村や産業界など多様な主体との連携による女性の活躍推進や男女共同参画の視点に立った教育や学習の充実に取り組みます。

【主な取組】

Ⅲ－３－①－１ 女性が個性と能力を發揮できる環境づくり

女性が安心して働き続けることができるよう、職場や家庭、地域等において、職業生

活と家庭生活を両立できる環境づくりを進めます。

そのため、育児・介護休業への配慮や子育て支援などに取り組む会社を「社員いきいき！元気な会社」宣言企業として登録・公表します。

また、各種セミナー等において女性の活躍推進に係る講演を実施し、企業等の理解促進を図るほか、女性の活躍に関心のある企業に対し労働環境整備のためのアドバイザーを派遣することなどにより、働く意欲のある女性が活躍していくことのできる多様で質の高い働く場づくりを促進します。

さらに、企業による取組を支援するため、事業所内保育所の整備を促進するとともに、民間保育所の創設・増改築の促進や認定こども園の整備等を通じて、地域で安心して子育てができる環境の整備を図ります。

加えて、県庁においても「千葉県女性職員活躍推進プラン」などにに基づき、女性職員がより個性と能力を發揮できる環境づくりを一層進めていきます。

- ・女性の活躍推進に取り組む企業の登録・公表
- ・仕事と家庭の両立支援に取り組む企業等の表彰（再掲）
- ・企業向けセミナーの開催
- ・企業へのアドバイザーの派遣
- ・幅広く悩みに対応する相談体制の充実（再掲）
- ・事業所内保育の促進（再掲）
- ・保育所の整備促進（再掲）
- ・県庁における女性の活躍推進

Ⅲ－３－①－２ 女性の起業・創業と就労の促進

自らの個性と能力を發揮しながら、起業・創業にチャレンジする女性を支援するとともに、働きたいという希望を持ちつつも、現在、様々な理由で働いていない女性が、自らのライフスタイルに応じた働き方を選択できるよう就労の促進を図ります。

そのため、新たな発想・手法による起業を積極的に応援するビジネスコンペティションを実施するとともに、起業家の発掘から講習、人脈形成、経営支援に至るまで一貫した支援を行います。

また、出産・子育てで離職した女性は、意欲があっても働くことが難しい状況にあることも多いため、就労相談や再就職支援セミナー、企業と求職者の交流会等を開催するほか、専修学校等における託児付き職業訓練や市町村と共催した県内各地での出張セミナーなど、各種の就労支援を実施します。

- ・女性の起業・創業支援
- ・ハローワークとの連携強化による支援（再掲）
- ・女性のための再就職支援
- ・女性のための職業能力開発支援

Ⅲ－３－①－３ 女性の活躍に向けた意識の変革と情報発信

女性の活躍に向けた意識の変革を促進するため、市町村や産業界等、多様な主体との連携体制を構築し、官民一体となった取組を進めます。

また、ホームページや情報誌等を通じて、女性の活躍に取り組む企業の先進事例などを幅広く県民へ発信していくとともに、男性も女性も誰もが活躍できる基盤づくりとしての男女共同参画の普及促進を図るため、市町村や地域住民と連携して、各地域の実情に根ざした広報・啓発活動を行います。

そして、政策・方針決定に関与する審議会等に参画する女性の更なる登用を図るために、人材の掘り起こしを行うとともに、社会の中でリーダーとして活躍するための養成講座等を開催し、女性の能力発揮を支援します。

さらに、男女共同参画の意識を広く普及・浸透させるため、学校教育のみならず社会・家庭教育において、男女共同参画についての理解の促進を図ります。

- ・女性の活躍を推進する地域協議会の設立と産業界等と連携した取組の推進
- ・女性の活躍推進に向けた広報・啓発
- ・千葉県男女共同参画地域推進員制度の充実
- ・県の女性人材リストの充実と様々な分野における活用促進
- ・女性リーダー養成講座等の様々な自己啓発講座の開催
- ・男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

施策項目Ⅲ－３－② 雇用対策の推進と産業人材の育成

【目標】

地域の産業を担う人材を確保・育成するため、効果的な職業能力開発を推進するとともに、県民一人ひとりの希望する「働き方」がかなうよう、きめ細やかな就労支援に取り組めます。

また、起業・創業支援や、企業における働きやすい良好な職場環境づくりを進めていきます。

【現状と課題】

経済情勢は、一部に弱さも見られますが、緩やかな回復基調が続いており、景気回復を背景とした労働需要の増加により、雇用情勢も改善しています。しかし、フリーターをはじめとする職業能力を形成する機会に恵まれなかった若年者、中高年齢離職者、障害のある人などは、本人に意欲があっても、希望する労働条件等と企業のニーズとのミスマッチにより就労が難しい状況にあり、その対応が課題となっています。

少子高齢化の進展により、生産年齢人口が減少し、労働力の減少が見込まれる中で、県内経済の持続的な発展を図るためには、あらゆる県民が個性と能力を発揮し、社会で活躍できるよう、雇用対策の推進や、多様な働き方の実現に向けた環境づくり、地域の実情や企業のニーズを踏まえた職業能力開発、起業・創業支援などの取組を進めていくことがより一層必要になります。

【取組の基本方向】

あらゆる県民が個性と能力を発揮し、社会で活躍できるよう、就業支援や職業能力開発などを行うとともに、若年無業者等の自立支援、中高年齢者等の再就職支援、起業・創業支援などの取組を実施します。

障害のある方については、職業訓練をはじめとする就労支援を行うとともに、その受け皿となる企業や事業所等に対しても、雇用促進の取組を行います。

また、社会経済情勢、雇用情勢が変化する中、地域の実情や企業の職業能力開発に関するニーズを的確に把握しつつ、人手不足分野や成長分野、中小企業のものづくり分野等を中心に、人材の育成・確保を推進し、県立高等技術専門校については、引き続き、地域や企業のニーズに応じた職業訓練の提供と人材育成を図りながら、訓練科、訓練内容の見直し等を検討します。

さらに、誰もが安心して元気に働き続けられる労働環境の整備を促進するため、労働に関する制度やワーク・ライフ・バランス等について県民や企業の理解を広め、意識の啓発を図ります。

【主な取組】

Ⅲ－３－②－１ 若年者・高齢者・障害のある人等の就労の促進と起業・創業支援

新規学卒者や、フリーターをはじめとする職業能力を形成する機会に恵まれなかった若年者、高齢者、障害のある人等を対象として、ハローワークとの連携強化の下、相談

から就職までの一貫した就業・定着支援に取り組みます。

また、働く側（求職）と雇用する側（求人）の双方の条件とニーズに視点を向け、求職者・企業双方への支援を実施することで雇用のミスマッチの解消に取り組みます。

さらに、若者・高齢者等の新たな発想による起業・創業を促進するとともに、優秀な起業家を育成していくため、啓発から起業支援、経営支援、人脈づくりまで一貫した支援を行います。

- ・ハローワークとの連携強化による支援
- ・正規雇用での就労を希望する若年者に対する支援
- ・若年無業者等の職業的自立支援
- ・中高年齢者の就労支援
- ・障害のある人に対する就労・定着支援
- ・起業家の育成・経営支援、起業家同士による交流の促進（再掲）

Ⅲ－３－②－２ 産業を支える職業能力開発と技能振興

離職者・転職者をはじめとする様々な求職者を対象に、高等技術専門校や大学、専修学校、NPO法人、企業などの教育訓練機関を活用しながら、地域や企業のニーズに応じた効果的・効率的な職業訓練を実施します。

また、若者のものづくり離れや技能者の高齢化により技能の振興や継承が課題となっていることから、若者のものづくりに対する関心を高め、若年技能者を育成確保するため、県立高等技術専門校において、ものづくり分野の職業訓練等を実施し、主に地域の中小企業に対して一定の技能を習得した人材を供給するほか、卓越した技能者に光を当てる取組を推進します。

- ・就職に結びつく効果的な職業訓練の実施
- ・在職者への能力開発支援（人材育成支援）
- ・高等技術専門校と地域等との連携強化
- ・ものづくり分野等における技能の振興・継承

Ⅲ－３－②－３ 多様な働き方の実現に向けた環境の整備

年齢、性別、障害の有無や家庭環境などの違いにかかわらず、全ての県民がライフスタイルに合わせてそれぞれの意欲と能力を生かして働くことができる職場環境の整備を図るため、ワーク・ライフ・バランスについての県民、企業等の意識啓発を図るとともに、「働き方改革」に取り組む意識を持った企業に対してアドバイザーを派遣するなど、企業の取組を支援します。

また、多様な働き方の推進などに取り組む企業を支援するため、企業における事業所内保育所の整備を促進するとともに、民間保育所の創設・増改築の促進や認定こども園の整備等を通じて、地域で安心して子育てができる環境の整備を図ります。

さらに、賃金・労働時間など労働条件に関する法令等の制度や正しい労働知識の普及啓発を図るとともに、複雑で多様化する労働問題や心の健康問題に対する労働相談等の実施、幅広く悩みに対応する電話相談や面接、カウンセリングの実施などの相談体制の充実等、誰もが安心して元気に働き続けられる職場環境づくりを促進します。

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・仕事と家庭の両立支援に取り組む企業等の表彰
- ・事業所内保育の促進
- ・保育所の整備促進（再掲）
- ・労働分野における正しい理解を進めるためのセミナー等の実施
- ・メンタルヘルス相談も含めた労働相談の実施
- ・幅広く悩みに対応する相談体制の充実
- ・空き公共施設等を活用した企業誘致（再掲）

政策分野Ⅲ－４ 豊かな生活を支える食と緑づくり

【農林水産業】

農林漁業者と関係団体との緊密な連携の下、知事トップセールスによる海外への輸出促進や6次産業化の推進に加え、戦略的な販路開拓と産地間連携、ICT等の新技術の活用や担い手の確保、農地集積により競争力を強化するとともに、千葉県産のブランド力向上による高付加価値型・高収益型農林水産業への転換を促進し、「農林水産王国・千葉」を実現します。

また、地域が一体となって、耕作放棄地の発生防止や有害鳥獣被害対策の強化等に取り組みるとともに、多様な地域資源を活用した都市と農山漁村の交流を図ることで、農山漁村の活性化を促進します。

施策項目Ⅲ－４－① 産地の戦略的な競争力強化と高収益型農林水産業への転換

【目標】

力強い農林水産業の確立により、「農林水産王国・千葉」の復活を目指します。
農林漁業者の所得向上を図ります。

【現状と課題】

本県農林水産業を取り巻く環境は、国内外の産地間競争の激化、消費形態の変化、地球温暖化、生産者の減少と高齢化の進展など、急激かつ大きく変化しており、さらに、農地の減少や新たな耕作放棄地の発生、鳥獣被害の増加、森林の荒廃、水産資源の減少など解決しなければならない重要な課題が山積しております。

一方、アジア諸国を中心として新興国の経済成長が進む中、高品質な農林水産物の消費が増加しており、人気の高い日本食や日本産農林水産物の輸出機会が拡大しています。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催による国内外から本県への観光客の増加やICT等の新技術の登場などが農林水産業への追い風となることも期待されます。

本県農林水産業が今後とも発展していくためには、こうした課題に対し、好機を逃さず果敢に立ち向かっていくことが必要です。

具体的には、産地間連携に併せ、施設や機械などの整備による生産力の強化と生産性の向上を図るとともに、大消費地の首都圏に位置し、日本の空の玄関口となる成田空港を有する優位性を生かした産地づくりや、経営感覚に優れた担い手の確保・育成が重要です。

また、インバウンド需要を取り込むとともに、農林漁業者が生産だけにとどまらず、自ら加工や販売、農家レストランの運営など、経営の多角化を進める6次産業化の推進などにより農林漁業者の所得向上を図ることが重要です。

さらに、農林水産物の海外販路の拡大を図るためには、生産者の輸出意欲の喚起と海外での知名度向上を図る必要があります。

加えて、農業水利施設や漁港など農林水産業の生産力を支えるインフラについては、老朽化が進んでおり、これらの施設の保全対策が急務となっています。

そして、こうした課題や機会に対応する上では、新しい品種や栽培・加工技術などの積極的な導入の下で、環境にやさしく、安全・安心な生産流通体制を整備することが重要です。

【取組の基本方向】

「農林水産王国・千葉」の復活を目指し、農林漁業者と関係団体の緊密な連携の下、国内外の競争に打ち勝つ力強い産地づくりを進めます。

そのため、大口かつ均質な農産物が定時定量で供給できる産地間連携、地域ぐるみでの畜産への支援体制の構築、森林整備の集約化、生産性の高い水産業を推進します。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として販売力強化と輸出拡大が図られるようGAP等の普及促進や地域ブランド化、6次産業化等による高付加価値化の推進と併せ、千葉県農林水産物の魅力を発信することにより、輸出産地を育成するとともに、生産者の輸出活動を支援します。

さらに、地域の農林水産業をけん引する意欲ある人材や企業的経営体、集落営農組織などの多様な担い手を確保・育成するとともに、経営規模の拡大に意欲的な担い手への農地集積を推進します。

また、産地間競争力の強化に向けた農地の大区画化・汎用化や流通拠点漁港の整備などの生産基盤の充実・強化を図るとともに、耕作放棄地を含めて農地を一定規模にまとめた上で、基盤整備等の条件整備を行い、担い手への農地集積を進めます。

加えて、消費動向の変化や温暖化に対応した新たな技術開発や品種育成に積極的に取り組むとともに、全国的な優良事例を本県農林水産業の産地づくりに取り入れながら、高付加価値型、高収益型の農林水産業への転換を促進します。

また、次世代に引き継げる持続可能な農林水産業を目指し、環境への負荷軽減や種苗放流等並びに資源の適正な利用などを推進します。

なお、国際的な経済連携に対する農林水産業の対応については、交渉の動きに注視しながら、適切に対応していきます。

Ⅲ－４－①－１ 国内外の競争に打ち勝つ力強い産地づくり

国内外の産地間競争に打ち勝つ力強い産地をつくるためには、農林漁業者の経営力を向上させるとともに、効率的な生産体制の構築により体質強化を図るなど、総合的に支援することが必要です。

園芸農業については、施設化や省力機械等の導入による規模拡大、集出荷貯蔵施設の整備等による流通体制の強化を支援するとともに、公益社団法人千葉県園芸協会を核に「オール千葉」として、農業者、JAグループなどが緊密に連携し、高収益型農業への転換を図ります。

水田農業については、消費者・実需者ニーズに応じた米作りを進めるとともに、水田の集積、集約化や高性能機械の導入、ICT化などによる生産コストの低減を図ります。

また、平成 29 年度を最後に国による米の生産数量目標の配分が廃止されることから、米の需給バランスを維持し、稲作経営の安定を図るため、需要に応じた主食用米、飼料用米等の転作作物の生産により、水田をフル活用した力強い水田農業経営の確立を目指します。

さらに、稲、麦、大豆の種子生産を都道府県に義務付ける主要農作物種子法が廃止となる平成 30 年度以降も、優良な種子の安定供給に努めます。

畜産業については、地域ぐるみの支援体制である畜産クラスターを活用し、省力化や規模拡大を進め、収益力の向上を目指します。

また、畜産経営の安定を図るため、能力の高い家畜の導入や飼養技術の改善などに取り組むとともに、自給飼料の生産の拡大を推進します。

林業については、小規模な民有林の整備をまとまった形で可能とする森林経営計画の策定と、高性能林業機械の導入や作業道などの路網整備による低コスト化により森林整備を推進します。また、公益的機能の発揮が求められながら、自然的・社会的条件が不利であることで、森林経営計画による管理が困難な森林については、森林現場や所有者に最も近い市町村と連携した新たな森林整備の取組を推進します。

水産業では、より高鮮度な水産物の流通体制を実現するため、高度衛生管理市場の整備を進めるとともに、漁業者の所得向上や地域の活性化を目指して漁協等が策定した「浜の活力再生プラン」等に基づき、漁船等の更新や省力化・低コスト化につながる機器導入・共同利用施設の整備を進めます。さらに、漁業操業の安全確保や効率化に資するよう漁業調査船等を活用しながら、海洋環境や漁場形成予測等の情報提供に取り組めます。

産地間競争の前提となる安全・安心を確保しつつ、経営体質の強化や、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの農林水産物調達基準に対応するため、「GLOBAL G. A. P.」、「J G A P Advance」等の第三者認証の取得を支援します。また、農産物については、「国のガイドライン」に準拠した「千葉県版 G A P」の推進を図ります。

- ・「オール千葉」体制による園芸農業の生産力強化と販路拡大
- ・力強い水田農業経営の確立と畑作経営の効率化
- ・家畜の生産性向上・飼料自給力の強化と経営安定対策の推進
- ・森林整備の集約化・低コスト化の推進
- ・漁業生産の安定化・効率化の推進
- ・農業生産工程管理（G A P）の推進

Ⅲ－４－①－２ 県産農林水産物の販売促進と戦略的な輸出拡大

高収益型農林水産業への転換のためには、近年の外国人観光客の増加や 2020 年東京オリンピック・パラリンピックを契機に、本県農林水産物の魅力を多くの人に伝え、大会終了後も消費が継続するよう販売促進することも必要です。

千葉の旬の農林水産物を効果的に P R するため、県内及び首都圏で、スーパーマーケットや生産者団体等と連携したフェアを開催するとともに、県産農林水産物の魅力を発信することにより、イメージアップと消費拡大を図ります。

また、チバザビーフ・チバザポークなどのブランド力向上や地域特性を生かした商品

づくりを支援する千葉ブランド水産物の推進や低・未利用魚の加工品の開発など、水産物の高付加価値化に取り組みます。

さらに、農林水産物の6次産業化による高付加価値化と高収益化を推進するため、農林漁業者が主体的に取り組む新商品開発や販路の開拓を発展段階に応じて支援します。また、推進に当たっては、専門家派遣や研修などを行う6次産業化サポートセンターの設置や施設・機械の導入支援などにより新たな事業展開を促進し、農林漁業者の所得向上を図ります。

県産木材については、公共施設や木造住宅、木質バイオマス等への利用拡大と需要に応じた安定的な供給体制の構築を推進します。

また、海外販路の拡大を図るため、これまでの海外トップセールスの効果を生かして、PR活動や輸出に取り組む生産者・団体への支援を積極的に行います。具体的には国やジェトロ、輸出事業者などと連携しながら、需要の拡大が見込まれる東南アジア地域を中心に、海外での「千葉フェア」や、海外バイヤーを招へいした商談会を開催するとともに、本県の強みがある植木類やサツマイモ、梨、水産物などの輸出促進に加え、新たな品目の輸出にも取り組みます。また、輸出に取り組む生産者団体の掘り起こしや、連携強化を進めるとともに、生産者団体等が行う海外での販売促進活動やマーケット調査、産地と海外市場のマッチングを支援します。さらに、成田空港を活用した農林水産物の輸出拠点化の取組を支援するとともに、千葉港長期構想に基づき輸出拡大に向けた検討を進めます。

- ・ 県産農林水産物のプロモーションの実施
- ・ 多様な地域資源を生かした商品開発や販路開拓への支援
- ・ 6次産業化・農商工連携の推進
- ・ 県産木材の利用促進
- ・ 海外販路拡大セミナー等の開催（再掲）
- ・ 貿易・投資相談の実施（再掲）
- ・ 国際展開に係る実務支援の実施（再掲）
- ・ 海外に向けたPRと商談機会の創出（再掲）
- ・ 輸出に取り組む団体への支援（再掲）

Ⅲ－４－①－３ 農林水産業を支える多様な担い手の確保・育成

学卒者や離職者、定年退職者などの就業を希望する新たな担い手が安心して参入できるよう市町村等と連携し、相談窓口として県内13か所に新規就農相談センターを設け、就業相談や農地確保の支援等を行うとともに、県立農業大学校等での実践的な教育・研修や水産業のインターンシップ等の体験実習など、知識や技術の習得を支援します。

また、農業次世代人材投資事業等の活用により農業への就業を促進するとともに、認定新規就農者制度の活用や法人への雇用を推進し、新規就業者の増加を目指します。

就業直後の担い手に対しては、生産販売のための知識・技術の習得やリーダー・経営者としての資質の向上を図るため、セミナーやグループ活動などの各種研修制度の充実強化などにより定着を支援します。

さらに、発展段階に応じて経営多角化や法人化など果敢にチャレンジする担い手を支援し、アグリトップランナーをはじめとするビジネス感覚あふれる企業的な経営体を育成するとともに、生産性の高い営農が展開できるよう、人・農地プランの策定・見直しと併せ、農地中間管理機構の活動を強化し、担い手への農地集積・集約化を推進します。

また、ロボット技術やICT等の新技術を活用した農林水産業を推進し、担い手が営農を継続できるよう作業の省力・軽労化を図るとともに、担い手が技術の継承をしやすい体制づくりを支援します。

さらに、国の動向を注視しながら、外国人技能実習制度の活用について検討します。

また、集落営農組織や森林組合等の林業事業体、中核的漁業者等の育成・強化や企業等の参入を支援するとともに、女性や高齢者など、多様な担い手が地域で生き生きと活躍できるよう、経営参画への支援や活動のベースとなる組織活動の支援により、加工・直売・体験交流などの取組を支援します。

加えて、農業や漁業の生産基盤の中心的役割を果たし、地域での生活に欠かすことができない農業協同組合や漁業協同組合等については、地域の特性や地域住民の生活の利便性を考慮しつつ、組織再編を進めるなど、経営基盤の強化を図ります。

- ・担い手の確保・育成に対する研修制度等の充実・強化
- ・地域農林水産業をけん引する企業経営体・法人等の育成
- ・農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積の促進
- ・ICT等を活用した生産性の高い農林水産業の推進
- ・農協及び漁協等の経営の健全化対策

Ⅲ－４－①－４ 生産基盤の充実・強化

米の生産コスト削減や高収益作物への転換に欠かすことができない、農地の大区画化・汎用化や農道、農業水利施設などの整備を進めます。

漁港については、水産物の安定的な供給や産地間競争力の強化を図るため、銚子漁港や勝浦漁港などを地域の水産物が集積する流通拠点漁港に位置付け、高度衛生管理を推進するなど、重点的な整備を進めます。

なお、既存施設の維持管理に当たっては、中長期的な事業費の縮減や平準化を図るため、これまでの事後的な補修・更新から予防的な補修・更新へと転換し、機能保全計画などに基づき適切な工事を行うことで、各施設の長寿命化を推進します。

また、地域の中心経営体等による耕作放棄地の発生防止・再生活動を支援するほか、耕作放棄地を再生し、露地野菜や飼料作物の生産拡大に取り組む農家への支援を行います。さらに、県農地中間管理機構により、耕作放棄地を含めた農地を一定規模にまとめた上で、基盤整備等の条件整備を行い、経営規模の拡大に意欲的な担い手に貸し出すことで、耕作放棄地の解消と発生防止を一体的に進めます。

- ・用排水施設の整備
- ・大区画化など基盤整備の推進
- ・漁港施設の整備推進
- ・農業水利施設や漁港施設の長寿命化
- ・耕作放棄地の発生防止及び再生に対する支援

Ⅲ－４－①－５ 試験研究の充実

担い手の経営発展を技術的側面から支援し、収益力が高く、やりがいと魅力のある本県農林水産業を実現するため、大規模経営や省力低コスト生産に対応した栽培・生産技術の開発、飼料自給力の向上、水産資源の増大や操業の効率化などに資する試験研究や、消費動向の変化に対応した流通加工技術、品質・衛生技術の向上、新品種の育成など農林水産物の高付加価値化に向けた試験研究に取り組みます。

また、環境変動など農林水産業を取り巻く生産環境等の変化に対応し、温暖化等の環境変化による農作物や養殖水産物の生育不良や、新たな病害虫への対策、環境負荷の低減、海岸防災林の再生や農林水産資源の持続的利用のための技術開発に取り組みます。

さらに、経済のグローバル化の進展や産地間競争の激化を見据え、農林水産業を高付加価値型、高収益型へ転換するための先導的機関となるよう試験研究機関の再構築並びに機能強化を図ります。

- ・生産力を強化するための技術開発
- ・多様なニーズに対応したブランド化を推進する技術開発
- ・環境への調和と資源の維持増大に関する技術開発
- ・効率的な研究体制の再構築と研究施設の再編整備

Ⅲ－４－①－６ 環境や資源に配慮した農林水産業の推進

本県農業の持続的な発展のため、生産性の向上を図りつつ化学肥料・化学合成農薬を低減する営農活動や自然環境の保全にもつながる営農活動など「環境にやさしい農業」の取組を促進するとともに、農業用廃プラスチックの適正処理や家畜ふんたい肥の利用を推進します。

また、農薬飛散を防止するため、天候や散布方法等に留意した散布及び農薬飛散防止ネットの設置などの実践を進めます。

さらに、生産基盤の整備に当たっては、魚道や石積護岸などの環境との調和に配慮した施設の整備を進めます。

森林が有している地球温暖化防止機能等の様々な公益的機能を発揮させるため、小規模で管理が不十分な森林などの集約化や高性能林業機械の導入などによる低コスト化を推進するとともに、県産木材の利用促進などにより、持続的な森林整備を進めます。

また、松くい虫の防除対策やスギ非赤枯性溝腐病の被害対策などの実施や、林地開発行為の適正化の促進などにより健全な森林の保全を図ります。

さらに、水産資源の維持・増大など豊かな海づくりを推進するため、漁業者による休漁や漁具制限など資源管理の取組やアワビ、マダイ、ヒラメ等の種苗放流、生産性の高い漁場整備などを推進するとともに、漁業操業の秩序を維持するため、漁場監視や取締

りを行うなど漁業制度の適正な運用を図るとともに、遊漁者等との海面利用調整を行います。

加えて、東京湾の高水温化や貧酸素水塊の発生など漁場環境の変化に対応した技術開発や漁場改善の取組への支援などによりアサリ漁業やノリ養殖業の生産力の回復を図ります。

- ・環境にやさしい農業の推進
- ・農業用廃プラスチックの適正処理の推進
- ・森林整備の集約化・低コスト化の推進（再掲）
- ・病虫害防除対策や林地開発の適正化による健全な森林の保全
- ・水産資源の適切な管理と維持増大
- ・漁場環境の変化に対応した漁業・養殖業の推進

施策項目Ⅲ－４－② 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進

【目標】

都市と農山漁村の交流を促進し、地域が一体となった農山漁村の活性化を図ります。

【現状と課題】

本県の農山漁村は、首都圏に位置しながら食料供給の拠点であるばかりではなく、国土の保全、農地・森林・干潟などの自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承など、かけがえのない多くの役割を果たしています。さらに本県の特徴として、県人口が集中している東葛、湾岸ゾーンにおいて園芸作物を中心とした都市農業が盛んであることが挙げられます。

また、全国一の数を誇る農産物直売所や農林漁業体験施設等は、県民が農山漁村の魅力に直接ふれ合い、本県に親しみ、農林水産業への理解を深めることができる貴重な場となっています。

しかしながら、農山漁村の人口減少や高齢化の進展による集落機能の低下、耕作放棄地や森林の荒廃、藻場・干潟の減少、さらに、イノシシなどの有害鳥獣による農作物等への被害拡大のみならず、生活圏への影響も出つつあるなど、数多くの課題を抱えています。

このような中、農林水産業の生産活動を維持し、緑豊かで活力のある農山漁村を実現し、農山漁村の多面的機能を維持・発揮するためには、生産の担い手のみならず、多様な地域資源を活用した都市住民との交流のしくみづくりや、農道・水路など農業生産活動の基礎となる施設の維持管理を集落全体で推進することが必要です。

【取組の基本方向】

地域資源を活用し、直売所や加工所、農家レストラン、体験農園や潮干狩り、県民の森などの農林漁業体験施設でのグリーン・ブルーツーリズムなど、魅力ある本県の農山漁村に多くの国内外の来訪者がふれ合える機会を提供することにより農山漁村の活性化を目指すとともに、都市農業については、都市農業振興地方計画を策定し、地域住民の農業への理解の醸成や都市農地の保全に努めます。

また、農林水産業の生産活動等が継続できるよう、多様な人々の参画による地域資源の保全活動等を支援し、農山漁村の多面的機能の維持・発揮を目指します。

さらに、耕作放棄地の発生防止のため、地域の中心経営体等の活動を支援するとともに、野生鳥獣による農作物等への被害対策として、防護柵及び捕獲用ワナの設置や捕獲したイノシシ等を資源として有効活用するなど、集落ぐるみの取組を総合的に推進します。

加えて、農道と農業水利施設などの適切な保全管理について、地域が一体となって取り組み、美しい景観が保たれた、住民が快適に過ごせる豊かな農山漁村の実現を図ります。

【主な取組】

Ⅲ－４－②－１ 地域資源を活用した農山漁村の活性化

緑豊かな景観や伝統料理、伝統芸能など豊富な地域資源を有する農山漁村の魅力を発見、PRするとともに、首都圏に位置する立地の優位性を最大限活用し、本県を訪れる都市住民や外国人観光客等に、健康増進や憩いの場を提供する体験農園、野菜・果実狩り、潮干狩り、森林と親しめる県民の森などの農林漁業体験を通じて地域住民と交流するグリーン・ブルーツーリズムの促進や、特色のある地域資源の活用と高齢者などが生き生きと働くことができる魅力ある地域づくりにより、都市との交流による農山漁村の活性化を図ります。

また、都市と農山漁村の共生・対流を一層促進させるため、地場産品の販売拠点である農林水産物の直売所や加工所、農家レストランの情報を発信するとともに、多様な都市住民のニーズを踏まえた地産地消の推進や、農山漁村ならではの伝統的な生活の体験や地域に根ざした人々との交流を楽しむ農泊の推進などを通じ、生産者と消費者との信頼関係を構築する「食」と「農林水産業」への相互理解を促進します。

さらに、農山漁村に豊富に存在する間伐材などのバイオマス資源の有効活用や再生可能エネルギーの導入支援などにより、農山漁村の活性化を図ります。

- ・グリーン・ブルーツーリズムの推進
- ・6次産業化・農商工連携の推進（再掲）
- ・県民の森の利用推進
- ・食と農のつながりを伝える食育の推進
- ・バイオマスの利活用の推進（再掲）

Ⅲ－４－②－２ 多様な人々の参画による農山漁村の多面的機能の維持・発揮

農山漁村の過疎化や高齢化の進展に伴い集落機能が低下する中、農道、水路などの地域資源の適切な保全管理が困難となり、地域の中心経営体の維持管理の負担が増大しています。このため、農業者をはじめ地域住民の参画した、地域資源の保全活動や質的向上を図る共同活動を支援し、地域の中心経営体への負担軽減を図るほか、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を目指します。

また、放置された竹の侵入や不十分な管理により荒廃した森林が増加していることから、企業や里山活動団体など、多様な人々による竹の除去や間伐を中心とした森林整備活動を促進するとともに、間伐材などの有効活用を推進し、県土保全や水源かん養など森林の有する様々な公益的機能を発揮させます。

漁村においても、藻場・干潟等の保全や海難救助等の漁村の有する多面的機能の発揮に支障が生じていることから、地域住民等とともに漁業者が行う多面的機能の効果的・効率的な発揮をするための取組を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を図っていきます。

これらの多様な人々の参画により、農山漁村が有する県土や自然環境の保全、水源かん養、景観形成などの多面的機能を向上させることで、農山漁村の住民が生き生きと暮らせる地域づくりを目指します。

- ・農地等の保全、森林再生や漁場改善

Ⅲ－４－②－３ 耕作放棄地と有害鳥獣被害への対策強化

耕作放棄地の発生や有害鳥獣による農作物の被害の拡大は、農村環境の悪化ばかりでなく、生産者の生産意欲を減退させていることから、これらを一体的な課題と捉え、農業者個人だけでなく、集落や関係機関・関係団体が連携した地域ぐるみの取組となるよう対策を強化します。

農業者の減少・高齢化や担い手の偏在などにより毎年新たに発生する耕作放棄地については、その解消はもちろんのこと、発生を未然に防ぐことが重要であることから、地域ぐるみでの発生抑制への取組、地域の立地条件に応じた基盤整備、担い手への集積による農地の有効利用を促進するとともに、地域の中心経営体等による耕作放棄地の発生防止・再生活動を支援するほか、耕作放棄地を再生し、露地野菜や飼料作物の生産拡大に取り組む農家への支援を行います。

年々増加傾向にある有害鳥獣被害の対策については、千葉県野生鳥獣対策本部を中心として取り組むこととし、防護については市町村等で構成する「対策協議会」が実施する侵入防止柵の設置や箱わななど捕獲機材の購入等に対して助成を行うほか、地域の中心となって活動するリーダーの育成を行います。

また、捕獲体制の整備として市町村ごとに有害鳥獣の捕獲等を適切かつ効果的に行うことのできる「鳥獣被害対策実施隊」の設置を推進します。

さらに資源活用については、イノシシ捕獲後の処理に係る手続きの簡素化を図り、シカも含め、飲食店と連携したフェアを実施するなど、新たな観光資源「房総ジビエ」として普及させ、地域の活性化を図ります。

加えて、有害鳥獣が農地や集落へ出現しにくい環境を整備する生息環境管理が重要なことから、地域ぐるみで出現情報や先進事例を共有し、被害軽減に対する取組への理解を促進するとともに、畑に放置された野菜などの撤去、棲み処となる耕作放棄地や竹藪の刈り払い、放牧など、地域住民自らが主体となった取組を支援します。

- ・耕作放棄地の発生防止及び再生に対する支援（再掲）
- ・防護・捕獲・生息環境管理対策の推進
- ・房総ジビエなど有害鳥獣の有効利用推進
- ・生息状況調査の実施（再掲）
- ・市町村による防除・捕獲への支援（再掲）
- ・県による捕獲の実施（再掲）
- ・鳥獣捕獲の担い手の確保・育成（再掲）

政策分野Ⅲ－５ 活力ある県土の基盤づくり

【県土基盤・交通】

県民のくらしや企業活動を支え、県内外の拠点を結ぶ鉄道網、道路網、港湾の整備等を通じて、利便性の向上や県内外との交流の活性化を図るとともに、成田空港の機能拡充などを踏まえ、空港の更なる利用拡大を促進し、県経済の活性化を図ります。

また、老朽化した既存社会資本の維持管理と長寿命化に努め、更新費等の抑制に取り組めます。

さらには、高齢化が進む中で、誰もが安全に安心して快適に暮らすことができるまちづくりを進めます。

施策項目Ⅲ－５－① 交流基盤の強化

【目標】

県民のくらしや企業活動を支える鉄道網、道路網、港湾を整備し、利便性の向上を図り、交流を活発にします。

【現状と課題】

鉄道やバスなどの公共交通は、地域の通勤・通学の足だけでなく、まちづくりや産業・観光を支える重要な交流基盤です。成田空港の利便性向上に向け、成田空港への更なる交通アクセスの改善や、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に当たって、県内を訪れた選手や観客が、ストレスを感じることなく移動できるよう、公共交通網の充実を図る必要があります。また、人口減少等の社会経済情勢の変化を受け、公共交通を取り巻く事業環境は厳しさを増していることから、地域にとって必要な鉄道・バスの維持・確保とともに、県民ニーズに合った効率的で利便性・安全性の高い公共交通網としていくことが求められています。

道路については、高規格幹線道路等や国道・県道の整備が着実に進められていますが、本県の道路ネットワークは量的にも質的にもいまだ不十分な状況です。全国や県内各地との交流や連携を強化し、県内外とのスムーズな人・モノの流れを生み出すためには、更なる広域的な幹線道路ネットワークの整備促進が必要です。

また、都市部や観光地における交通渋滞の改善、成田空港をはじめとする国際的な拠点へのアクセス性の向上、救急医療機関への移動時間の短縮や災害時における緊急輸送道路の確保などが喫緊の課題となっていることから、必要な道路を整備することなどにより、これらの課題を解決し、交通円滑化による生産性の向上や経済に好循環をもたらすストック効果を早期に発現させることが重要です。

さらに、アクアラインの料金引下げの継続は、圏央道の開通効果と相まって、物流の効率化、企業立地の促進、観光の振興が図られるなど、首都圏全体の経済の活性化に大きく貢献していることから、今後も、この効果を持続・拡大させていくことが必要です。

港湾については、国際物流における大量輸送のニーズや増大するクルーズ船需要への対応など戦略的な港湾利用の促進を行うとともに、にぎわいのある親水空間の創出が求められています。

【取組の基本方向】

公共交通については、成田空港と都心・羽田空港間のアクセスの更なる改善を図るとともに、県内と都心とのアクセス利便性の向上等、交通網の充実・強化に向けた検討を進めます。また、事業者への経営支援等による鉄道・バス路線の維持・確保や、駅のバリアフリー化の推進など、利便性・安全性の向上に取り組めます。

道路については、県内外との交流・連携の強化に向けて、アクアラインと一体となって、首都圏の広域的な幹線道路ネットワークを形成する圏央道や外環道、東関東自動車道館山線・国道 127 号富津館山道路の 4 車線化、北千葉道路などの整備を促進します。あわせて、県内の更に多くの地域からおおむね 1 時間で県都千葉市に到着できるよう、県都 1 時間構想に資する道路網の整備を進めるとともに、これら広域的な幹線道路ネットワークのストック効果を県内各地へ波及させるため、地域高規格道路や国道・県道の整備を進めます。

また、既存の広域的な幹線道路ネットワークの有効活用を図るため、首都圏に大きな経済効果をもたらしている「アクアライン割引」(ETC 普通車 800 円)を継続するとともに、圏央道への追加インターチェンジの整備を進め、道路ネットワークの有効活用により地域経済の活性化を図ります。

さらに、港湾については、大型船舶に対応した岸壁の整備や官民一体となった戦略的なポートセールスを行うとともに、魅力ある海辺空間の整備を進めます。

【主な取組】

Ⅲ－５－①－１ 公共交通網の充実・確保

成田空港利用者の利便性や、都心から成田空港へのアクセスの向上を図るため、成田スカイアクセス等を活用して成田空港と都心・羽田空港を結ぶ「都心直結線」について、国の検討・調査が早期に進むよう協力していきます。また、都心へのアクセス強化及び 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの会場間の移動の利便性向上のため、J R 京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の早期実現に向け、関係者間で協議してまいります。このほか、国の交通政策審議会の答申に位置付けられた本県関係路線について、整備促進のため地元自治体等と連携して取り組んでいきます。

また、沿線住民をはじめとする鉄道利用者のため、市町村等の関係機関と連携し、鉄道事業者に対して、経営の安定化や安全性向上等を図るための支援を行うとともに、運行ダイヤの改善など利便性の向上や安全対策の徹底について働きかけるなど、鉄道網のより一層の充実・強化を図ります。さらに、地域の関係者と共に、生活交通に必要なバス路線の維持・確保に取り組めます。

- ・都心直結線の整備に向けた協力（再掲）
- ・J R 京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転化の促進
- ・京葉線の輸送力増強の促進
- ・東京 8・11 号線の整備促進の調整
- ・つくばエクスプレスの利便性向上に向けた検討
- ・交通政策審議会答申路線の整備促進

- ・東葉高速鉄道株式会社に対する支援
- ・北総鉄道沿線の活性化の促進
- ・いすみ鉄道の基盤維持に対する支援
- ・中小鉄道の安全性向上に対する支援
- ・鉄道駅バリアフリー設備の整備支援（再掲）
- ・ノンステップバスの整備支援（再掲）
- ・地方バス路線の維持・確保に対する支援

Ⅲ－５－①－２ 交流を支える道路ネットワークの整備・有効活用

全国や県内各地との交流や連携、スムーズな人・モノの流れの強化を目指し、圏央道、外環道、東関東自動車道館山線・国道 127 号富津館山道路の 4 車線化、北千葉道路など高規格幹線道路等の整備を促進するとともに圏央道への追加インターチェンジの整備、京葉道路や国道 357 号などの機能強化を促進します。

また、高規格幹線道路等の整備効果を県内各地に波及させるため、銚子連絡道路、長生グリーンライン、千葉東沿岸地域を結ぶ地域高規格道路や高速道路のインターチェンジにアクセスする国道 296 号、国道 297 号、国道 356 号、国道 410 号、県道成田小見川鹿島港線及び県道船橋行徳線、都市間を結ぶ県道越谷流山線などの国道・県道のバイパス・現道拡幅の整備を推進します。

さらに、県道市原茂原線など主要な渋滞箇所の交通円滑化対策をはじめ、県道市原天津小湊線や県道鴨川保田線、県道下総橋停車場東城線、県道茂原白子線など、主要な観光地にアクセスする道路などについても整備を推進します。

そして、既存の広域的な幹線道路ネットワークの有効活用を図るため、首都圏に大きな経済効果をもたらしている「アクアライン割引」の継続を国に働きかけます。

- ・高規格幹線道路等の整備促進
- ・国道及び県道のバイパス・現道拡幅の整備推進
- ・観光地へのアクセスを強化する道路の整備推進
- ・アクアラインの料金引下げの継続

Ⅲ－５－①－３ 港湾の整備・振興

港湾は、生活と産業を支える重要な社会基盤です。そのため、物流機能の充実・強化を図るため、大型船舶に対応した岸壁の配置や規模を港湾計画に位置付け、整備を進めるとともに、港湾の利用促進を図るため、港湾の運送事業者、船会社、県内経済団体等と連携し、官民一体となった戦略的なポートセールスに継続的に取り組みます。

また、千葉港、木更津港及び館山港においては、まちづくり事業と連携し、港湾緑地や緑地プロムナード、地域の賑わいの拠点となる旅客船ふ頭やクルーズ船受入環境の整備を促進します。

- ・大型船舶に対応した整備促進
- ・港湾緑地・緑地プロムナード・旅客船ふ頭やクルーズ船受入環境の整備
- ・ポートセールスの推進

施策項目Ⅲ－５－② 成田空港の機能拡充と空港を活用した県経済の活性化

【目標】

成田空港の機能拡充などを踏まえ、更なる利用拡大を促進します。

成田空港と県内外への交通アクセスを更に充実させます。

【現状と課題】

成田空港は、世界各地とバランスのとれた航空ネットワークを持つ東アジア有数の国際線基幹空港として、本県はもとより、首都圏及び我が国における経済発展の核となっています。

平成 22 年 10 月の国・県・空港周辺 9 市町（成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町）及び成田国際空港株式会社（以下「NAA」という。）の四者（以下「四者」という。）による年間発着枠 30 万回化の合意を受け、必要な施設整備が進められ、平成 27 年 3 月に LCC（格安航空会社）の拠点となる第 3 旅客ターミナルビルが完成したことにより、年間発着枠 30 万回化への対応が完了しました。

これに加え、平成 25 年夏ダイヤから実施されたオープンスカイの効果も相まって、成田空港では、LCC の相次ぐ新規就航などにより国際線・国内線の拡充が進み、平成 28 年度には航空旅客数が過去最高の 3,962 万人を記録するなど、発着枠拡大の効果が確実に現れてきています。

さらに、訪日外国人旅行者数が平成 28 年に 2,403 万人と過去最高を記録し、今後も増加が見込まれるなど、我が国の空の表玄関である成田空港の役割はますます大きくなっています。

このような発着枠拡大の効果と、空港への鉄道アクセスの向上や圏央道や北千葉道路等の道路網の整備の進展により、成田空港を中心とした広域的な人・モノ・財の流れの創出と一層の拡大が期待されます。

こうした中、今後も増大が見込まれる首都圏の旺盛な航空需要に対応していくために、平成 27 年 9 月から、四者の間で、第 3 滑走路の整備などを含む成田空港の更なる機能強化の検討が進められています。

この検討を更に進めるに当たっては、騒音対策事業などの環境対策を着実に実施し、周辺地域との共生を図っていくとともに、成田空港の波及効果を周辺地域が享受できる社会基盤整備など広域的な地域づくりの検討を併せて進めていく必要があります。

また、成田空港の波及効果を本県全体に浸透させるためには、空港利用の更なる拡大を目指すとともに、ますます活発化する人・モノ・財の流れを生かした産業振興や観光など、本県全体の経済活性化につなげるための取組を、官民が連携して進める必要があります。

さらに、我が国の国際競争力を強化するためには、成田・羽田両空港を一体的に活用することによって、首都圏における国際航空機能の最大化を図るとともに、成田空港と都心・羽田空港、首都圏各地や県内各地との交通アクセスの改善を更に進

めることにより、成田空港の利便性をより一層向上させることが必要です。

【取組の基本方向】

成田空港については、その更なる機能強化の検討の動向なども踏まえつつ、国・空港周辺9市町及びNAAと連携して、周辺地域の共生策を一層推進するとともに、地域経済の活性化などにより周辺地域との共栄を目指します。

そして、本県の発展可能性の大きな核である成田空港の更なる利用拡大と、これにより一層高まる波及効果を全県の経済活性化につなげる取組を進めます。

また、成田空港と都心・羽田空港間や、県内外との交通アクセスの更なる改善を図り、成田空港が国際線基幹空港としての機能を一層効果的に発揮できるよう、各種施策を展開します。

【主な取組】

Ⅲ－５－②－１ 成田空港を活用した県経済の活性化

成田空港では、年間発着枠30万回化やオープンスカイの実施を契機として、LCCの相次ぐ新規就航などにより国際線・国内線の拡充が進んでいるほか、圏央道等の道路網の整備の進展なども相まって、そのポテンシャルはますます高まっています。加えて、成田空港活用協議会のこれまでの活動を通じて、県内経済団体や企業、関係自治体等に、空港の波及効果を積極的に取り込もうとする気運が生じています。

こうした状況を踏まえ、県内経済団体や企業、関係自治体等の自発的な動きを更に加速・深化させていくとともに、これらの団体等と連携しながら、空港の更なる利用拡大を図りつつ、空港の活力を県内の産業や観光の振興など本県全体の経済活性化につなげるための取組を進めます。

- ・成田空港活用協議会等の関係団体と連携した成田空港の利活用の促進
- ・地域の特性に応じた戦略的な企業誘致（再掲）
- ・東アジア・東南アジア等を重点市場とした観光プロモーションの強化（再掲）
- ・成田空港・羽田空港を中心とした広域連携による誘客促進（再掲）

Ⅲ－５－②－２ 成田空港周辺地域の環境対策・地域共生策の推進

空港の発着回数増加に伴う地域住民への騒音障害など、マイナスの影響を解消するため、国・空港周辺市町・NAA及び公益財団法人成田空港周辺地域共生財団と連携を図りつつ、周辺地域と成田空港の共生理念の実現を目指し、環境対策・地域共生策を着実に実施します。

- ・住宅防音工事などへの取組
- ・公益財団法人成田空港周辺地域共生財団によるきめ細かな騒音対策への協力

Ⅲ－５－②－３ 成田空港周辺地域の振興

空港機能を活用した地域振興などを図るため、成田財特法の期限延長を国に働きかけるとともに、同法に基づく「成田国際空港周辺地域整備計画」事業を推進します。また、成田国際物流複合基地（南側二期）の整備を進めるとともに、周辺地域と成田空港との

共栄を目指し、空港周辺9市町、国及びNAAと連携し、空港周辺地域の地域振興策の方向性・内容を掲げた「基本プラン」を策定するなど、空港を核とした広域的な地域づくりの検討に取り組みます。

- ・「成田国際空港周辺地域整備計画」事業の推進
- ・「基本プラン」の策定をはじめとする成田空港を核とした広域的な地域づくりの検討
- ・成田国際物流複合基地（南側二期）の整備の推進

Ⅲ－５－②－４ 成田空港への交通アクセスの強化

成田スカイアクセス等を活用して成田空港と都心、羽田空港を結ぶ「都心直結線」について、国の検討・調査が早期に進むよう協力していきます。長期的には、成田・羽田両空港間において同一空港並みの利便性を実現させるため、リニアモーターカーについても国策として検討するよう、国に働きかけます。

また、県内外と成田空港のスムーズな人・モノの流れの強化、さらには、全国や県内各地との交流や連携を目指し、圏央道、外環道、北千葉道路など高規格幹線道路等の整備を促進するとともに、国道・県道の整備を推進します。

- ・都心直結線の整備に向けた協力
- ・高規格幹線道路等の整備促進（再掲）
- ・国道及び県道のバイパス・現道拡幅の整備推進（再掲）

施策項目Ⅲ－５－③ 社会資本の適正な維持管理

【目標】

老朽化する社会インフラに対して、定期的な点検と適切な維持管理を行うことにより社会資本の長寿命化を進めます。

【現状と課題】

これまで整備された道路・河川・港湾・公園・上下水道などの社会資本の多くが高度経済成長期に建設されたものであり、老朽化に伴う更新費等の増大が懸念されています。

そのため、本県では、既存施設の適正な維持管理と長寿命化の指針として、平成28年2月、県が保有する庁舎・学校等の施設や橋梁・河川施設等の社会基盤施設など全ての県有施設について総合的かつ計画的な管理を推進するため、「千葉県公共施設等総合管理計画」を策定し、「ストック型社会」への転換に向け、計画に基づいた社会資本の戦略的な更新・維持管理が進められています。

また、本県は、地理的・地形的に水資源に恵まれておらず、安定した水源の確保が必要です。

市町村等が運営する水道事業には、水源からの距離や利用者数の違いなどによって大きな体力差があり、今後見込まれる人口減少に伴い、給水収益の減少による経営状況の悪化が懸念される中、水道施設の更新や耐震化など様々な課題への対応が求められています。

一方、県営水道は、今後、給水収益の大幅な増加が望めない状況にある中で、昭和30年代（1955年～）以降に大量に整備した浄・給水場及び送・配水管などが急速に老朽化していく見通しであり、その更新に多額の費用が必要となることから、今後の経営環境は厳しくなっていくことが予想されます。このため、適切な維持管理による長寿命化を図るとともに、中長期的な視点に立った計画的な更新・整備を行っていく必要があります。

【取組の基本方向】

これまで整備された道路・河川・港湾・公園・上下水道などの社会資本については、「ストック型社会」への転換を更に進めていくため、引き続き計画的な維持管理に努めます。

また、県内の市町村等が運営する水道事業については、将来にわたり安全な水を安定的に供給できるよう、引き続き水源の確保に努めるとともに、運営基盤の強化を図ります。

県営水道においては、経営基盤の維持・強化を図るとともに、老朽化の進む浄・給水場及び送・配水管などの更新・耐震化を、東日本大震災の経験を踏まえながら、計画的かつ効率的に推進し、将来にわたり安全でおいしい水の安定供給に努めます。

【主な取組】

Ⅲ－５－③－１ 既存施設の適正な維持管理と長寿命化

道路・河川・港湾・海岸・公園・下水道・県営住宅・庁舎・学校などの既存施設の維持管理に当たっては、中長期的な事業費の縮減や平準化を図るため、公共施設等総合管理計画に定める方針に基づいて、公共施設分野ごとの整備方針等を定めた長寿命化計画を策定し、点検・評価・計画・補修のメンテナンスサイクルを着実に実施するとともに、これまでの事後的な修繕・更新から予防的な修繕へと転換し、各施設の長寿命化を推進します。

- ・ 庁舎・学校等県有建物長寿命化計画の策定
- ・ 道路施設の維持管理と長寿命化
- ・ 河川施設の維持管理と長寿命化
- ・ 港湾（海岸）施設の維持管理と長寿命化
- ・ 県立都市公園の公園施設の維持管理と長寿命化
- ・ 流域下水道施設の維持管理と長寿命化
- ・ 県営住宅の維持管理と長寿命化
- ・ 庁舎・学校等の維持管理と長寿命化

Ⅲ－５－③－２ 安全で良質な水の安定供給

八ッ場ダム等の水資源開発施設の早期完成に向け関係都県と連携を図るなど、安定水源の確保に努めます。

また、震災時における断減水による県民生活への影響を未然に防止・軽減するため、水道事業者等が管理する水道施設の耐震化を促進します。

さらに、災害対策等の充実、合理的な施設の整備・更新、水道事業者の経営健全化促進等、県内水道が抱える様々な課題を解決し、将来にわたって安全な水を安定的に供給し続けられるよう、水道事業の運営基盤の強化を図ります。この一つの方策として、関係市町村等との合意形成を図りながら県内水道の統合・広域化に取り組み、まずは、リーディングケースとして九十九里地域及び南房総地域の水道用水供給事業者と県営水道との統合を進めます。

県営水道においては、平成 28 年度からスタートさせた「千葉県営水道事業中期経営計画」（計画期間：平成 28 年度から平成 32 年度）において、目指す方向性として「いつでも、安全でおいしい水を安定して供給し、お客様が安心し、信頼を寄せる水道」を基本理念として掲げており、この計画に基づき、経営基盤の維持・強化を図るとともに、水道施設の更新・耐震化をはじめ、各施策・取組を計画的かつ効率的に推進していきます。

- ・ 水資源開発事業の促進
- ・ 浄・給水場や管路等の更新・耐震化
- ・ 水道事業者等への支援
- ・ 県内水道の統合・広域化
- ・ 県営水道の計画的な事業運営
- ・ 安全でおいしい水づくりの推進

施策項目Ⅲ－５－④ 人と環境にやさしい住まい・まちづくりの推進

【目標】

県民の誰もが安全に安心して快適に暮らすことができる住まい・まちづくりを進めます。
地球環境にやさしく利便性の高い魅力あふれるまちづくりを進めます。

【現状と課題】

今後、少子高齢化が更に進展することが予測されており、高齢者等に配慮した住まい・まちづくりの推進が一層求められていることから、高齢者等の住まいに係る住宅セーフティネットの構築が重要となります。また、高齢者や障害のある人をはじめとして、全ての人が県内において安心して快適に過ごすことができるよう、公共交通機関や道路、公共施設などのバリアフリー化を進める必要があります。

さらに、人口減少が見込まれる中で、居住世帯のない空き家数が増加傾向となっており、それらが放置された場合には生活環境の悪化や地域活力の低下につながる可能性があることから、空き家の発生の抑制、流通・利活用の促進等の対応が求められています。

都市部では、深刻な交通渋滞と、それに伴う多額の経済損失・環境負荷の増大が引き起こされており、円滑な地域間交流のための機能確保が課題となっています。

また、自然環境への配慮として、道路や河川などの整備における環境に配慮した取組の推進や、地球温暖化防止を図るため、二酸化炭素排出量削減として、人口と建築物が集積する都市における低炭素化に向けた取組の推進が課題となっています。

そのほか、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、まちづくりへの参加意欲や良好な景観形成に対する県民の関心も高まっています。豊かな住生活の実現に向け、地域特性を生かし、多くの人々から選ばれる「魅力あふれるまちづくり」が求められています。

【取組の基本方向】

人口減少の進展や都市の低炭素化などに対応するため、生活に必要な施設を駅周辺や地域拠点に集積させ、公共交通などによりアクセスしやすい、コンパクトで持続可能な集約型都市構造の実現を図るとともに、広域道路ネットワークの波及効果等による地域の活性化を目指し、県民の誰もが安心して快適に暮らすことができ、魅力あふれる生活空間の創出を図ります。

公共交通機関のバリアフリー化については、国が定めた基本方針による目標の達成に向け、引き続き関係機関と連携し、市町村や事業者に対する効果的な補助を行い、整備を促進します。また、道路や公共施設などについては、バリアフリー化やユニバーサルデザインの普及を図ります。

まちづくりにおいては、地域に愛着を持つことのできるよう良好な景観の形成に取り組むとともに土地区画整理事業や市街地再開発事業において安全かつ快適な生活空間の創出を図ります。また、都市部の深刻な交通渋滞対策として、鉄道の高架化や街路などの整備を推進するとともに、地域特性に応じて県立都市公園の拡充や流域下水道の整備を推進するなど、県民の生活環境の改善・向上に取り組むとともに、環境に配慮した

道づくりの推進や都市における緑の保全・創出、河川・湖沼等の自然環境の保全と再生等に取り組みます。

住まいづくりにおいては、行政・事業者・市民活動団体・県民などの多様な主体と連携・協働し、豊かな住生活の実現を目指します。

【主な取組】

Ⅲ－５－④－１ 時代の変化に対応したまちづくりの推進

社会・経済情勢の変化に的確に対応するため、コンパクトな集約型都市構造の実現に向け、市町村と協働して、土地利用や道路等の都市計画の見直しや、市町村の立地適正化計画作成の支援を行うなどにより、地域特性を踏まえた持続可能なまちづくりを進めます。

- ・時代の変化に対応した都市計画の見直し
- ・市町村のまちづくりに対する支援

Ⅲ－５－④－２ 安全・安心で魅力あふれるまちづくり

柏・流山地域では、つくばエクスプレス沿線と一体となった秩序ある住宅地の形成を図る土地区画整理事業を進めるとともに、次世代環境都市や子育て世代が住みやすいまちづくりを目指し、県内外から人々が集う魅力あふれるまちづくりを推進します。また、アクアライン着岸地である「かずさアクアシティ」では、千葉県の大湊港として商業、業務、居住等の複合的な土地利用が図られるよう土地区画整理事業を進め、圏央道等による空港や対岸へのアクセスの良さを生かして、房総半島の交流拠点となるまちづくりを推進します。さらに、市町村や組合等が施行する土地区画整理事業・市街地再開発事業を支援するとともに、良好な宅地の供給を図り、「賑わいのあるまち」、「災害に強いまち」など、地域の特性に応じた魅力あふれるまちを県内各地に創出します。

また、都市部では、道路の慢性的な渋滞などに対処するため、街路事業による都市の骨格を形成する幹線道路の整備や踏切遮断による交通渋滞の軽減と鉄道によって分断される市街地の一体化を図る連続立体交差事業を推進し、交通の円滑化を図るとともに環境負荷の低減を図ります。

県民の安全で快適な生活のため、良好な都市環境の保全、スポーツ・レクリエーション、防災など多様な機能を有する県立都市公園の整備を推進します。また、生活環境の改善と公共用水域の水質を保全するため、流域下水道施設の計画的かつ効率的な整備を推進するとともに、市町村に対し効率的な公共下水道整備が図られるよう指導・助言を行います。

このほか、電柱や電線類が特に支障となる箇所における無電柱化の推進や、自転車道や自転車専用通行帯など自転車が安全で快適に通行できる環境の整備を推進するとともに、安全で快適な建築空間の創出や環境負荷低減の配慮などに優れた建築物の普及啓発に取り組みます。

- ・つくばエクスプレス沿線土地区画整理事業の推進
- ・柏・流山地域における大学と地域が連携したまちづくり推進事業

- ・金田西特定土地区画整理事業の推進
- ・千葉ニュータウンのまちづくり推進
- ・組合施行土地区画整理事業の促進
- ・市街地再開発事業の促進
- ・交通遮断時間の多い踏切除去の推進
- ・市街地交通の円滑化を図る道路整備の推進
- ・県立都市公園の整備推進
- ・流域下水道整備の推進
- ・無電柱化の推進
- ・自転車通行環境の整備推進（再掲）
- ・千葉県建築文化賞表彰の実施
- ・地籍調査事業の推進

Ⅲ－５－④－３ バリアフリー化の推進

高齢者や障害のある人をはじめとする全ての人が、県内において安心して快適に過ごすことができるよう、鉄道駅のエレベーター等の整備、ノンステップバスや福祉タクシーの導入促進、県が管理する特定道路の歩道等における段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置などにより、バリアフリー化を推進するとともに、「ちばバリアフリーマップ」などの充実を図ります。

また、県有施設の整備においては、これまで高齢者、障害のある人等にとって安全かつ快適に利用できるように整備をすすめてきたところであり、今後は、現在策定中の庁舎・学校等県有建物長寿命化計画において、「千葉県福祉のまちづくり条例」及び「整備基準」に基づく施設の計画、設計、施工等を一層推進していきます。

- ・鉄道駅バリアフリー設備の整備支援
- ・ノンステップバスの整備支援
- ・福祉タクシーの導入促進
- ・特定道路のバリアフリー化対策の推進
- ・ちばバリアフリーマップなどの充実・周知
- ・庁舎・学校等県有建物長寿命化計画の策定（再掲）
- ・公共施設のバリアフリー化の推進

Ⅲ－５－④－４ 環境・景観に配慮した整備・保全

河川・湖沼などの水質浄化を図るため、流入負荷の削減や自然浄化機能の回復を推進するとともに、多自然川づくりの実施により、多様な生物を育み潤いのある川づくりを推進します。また、環境にやさしい道づくりを進めるため、バイパス等の事業を行う際に周辺環境に配慮した整備を行うとともに、歩道部での透水性舗装の普及や、必要に応じて車道部での排水性舗装の実施に取り組みます。

良好な都市環境の形成を図るため、市町村と連携しながら、特別緑地保全地区の指定等による緑地の保全や都市公園の整備等による緑の創出、歴史的街並みなど地域の特性を生かした「水と緑のふれあいの場」の創出を推進します。

さらに、良好な景観形成を推進するため、市町村の主体的な取組への支援や県民等の景観づくりへの参加を促進します。また、県が公共事業を実施するに当たっては景観へ配慮するとともに広域的な観点による良好な景観形成を進めます。

あわせて、多様な主体による協働の下、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を生かした地域活性化、観光振興に寄与する、日本風景街道の一層の推進を図ります。

- ・ 周辺環境に配慮した道路の整備推進
- ・ 透水性舗装・排水性舗装の推進
- ・ 河川の環境の整備と保全
- ・ 都市の緑の保全・創出
- ・ 県立都市公園の整備推進（再掲）
- ・ 屋外広告物の規制・誘導
- ・ 景観セミナー等による普及・啓発活動の実施及び市町村支援

Ⅲ－５－④－５ 豊かな住生活の実現

県民の豊かな住生活の実現に向け、良質な住宅の供給や、空き家を含めた既存住宅の適切な維持管理・流通・活用など、多様な居住ニーズに応じた適切な住宅を選択するための環境整備を促進します。

また、高齢者や低額所得者、障害のある人、被災者等の住宅確保要配慮者の住宅の確保のため、県営住宅の既存ストックの有効活用と適切な入居管理を推進するとともに、高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給を促進します。

これらの取組を、地域特性を踏まえて、行政・事業者・市民活動団体・県民などの多様な主体と連携・協働を行うことにより進めます。

- ・ 住情報の提供
- ・ 高齢者等に対する適切な住宅の確保
- ・ 既存住宅の流通・活用の促進
- ・ 空き家対策の推進
- ・ 県営住宅の建設・管理
- ・ マンション管理の支援

第4章 重点的な施策・取組の推進に当たって

第1節 施策推進の基本的な考え方

4年間の重点的な政策・施策の推進に当たっては、県民や市町村等と力を合わせて進めるとともに、他都道府県などとの連携・協働を図ることが必要です。

また、県政をより着実かつ効果的に運営するため、男女共同参画の視点を取り入れることや、行政サービスにICT（情報通信技術）などを利活用することが求められています。

さらに、こうした視点に立ち、地域の抱える課題をそれぞれの実情に即して解決できるように、地方自らが自主性・自立性を高めることが必要であり、地方分権を一層進めていかなければなりません。

(1) チームスピリットの発揮

県民・市民活動団体・企業・大学など県内の多様な主体は、本県の活力の源です。

これらが持つそれぞれの「強み」や「特性」を組み合わせることにより、県や地域の課題の解決を図り、活力あふれ、日本をリードする千葉をつくるとともに、公共サービス水準の向上や行政コストの削減を図ることが期待されています。

このため、県では多様な主体と連携・協働してチームスピリットを発揮し、防災、地域づくり、教育など各分野の政策・施策を推進していきます。

また、東日本大震災の発生を契機に、県民が改めて絆を深め、知恵を出し合いながら、互いに支え合う社会を再構築していくことの必要性が再認識されています。

このため、県民自らがボランティアとして地域の活動に参加することを促進するとともに、地縁団体や市民活動団体、学校、企業、経済団体など地域に関わる様々な主体が連携・協働して地域課題の解決や地域経済の活性化に取り組む仕組みづくりを推進します。

さらに、地域の課題解決や地域経済の活性化のために大学や研究機関が保有する知的資源が果たす役割は大きいと、県内の大学などと県民・企業・行政等との連携・協働を推進します。

(2) 地方分権の推進

地域が抱える課題が多様化・複雑化する中、個性豊かで活力に満ちた地域社会を構築し、地域の実情に応じた課題解決を図るための基盤となる地方分権改革の推進が強く求められています。

この地方分権改革を実のある改革とするためには、国と地方の関係を大胆に見直すとともに、国が持つ事務・権限や税財源を地方自治体へ一体的に移譲し、地方の自主性・自立性を高めていく必要があります。

県では、国に対して地域の実情に合わせた住民サービスの向上につなげるため、事務・権限と税財源の一体的な移譲や地方の創意工夫を可能とする制度改正などを

進めるよう、積極的に提言・要望していくとともに、全国知事会など様々な機会を通じて主張していきます。

また、地方の発意で地域の課題を解決する「提案募集方式」を通じて国に提案し、必要な制度の改正や運用改善など、地方分権改革の推進に取り組むとともに、国と地方又は地方間の新たな役割分担や協働の理念を踏まえた意識改革などを図っていきます。

さらに、地方分権改革の内容、効果やその成果について、県民の理解を深めるための取組を進めます。

(3) 市町村の自主性・自立性の向上と連携強化

住民に最も身近な市町村は、人口減少の克服や持続可能な地域社会の確立に向け、多様化・複雑化している住民ニーズを迅速かつ的確に捉え、地域の特性や実情に応じた住民サービスを提供するとともに、分権型社会の主役として、地域住民と協働して政策を形成し、実行していくことが重要となっています。

また、県と市町村は分権型社会を共に担っていく自治体として、対等な関係の下で、これまで以上に協力し、積極的に連携を図ることが必要となっています。

そこで、各市町村の意向を十分踏まえながら、市町村の自主性・自立性の向上や住民から信頼の得られる自治体経営に向け、条例に基づく権限移譲の推進や市町村振興資金の貸付けを行い、市町村の政策立案能力の向上や行財政体制の強化への支援・協力を行います。

さらに、自主的な市町村合併や広域連携への取組に対し総合的な支援を進め、住民福祉の向上を図るとともに、市町村の自立性を高めていきます。

また、市町村職員と県職員や様々な主体との交流を図るとともに、全庁横断的な体制により、市町村への支援を総合的、効果的に進めます。

(4) 自治体間の広域的な連携

多様化する県民ニーズや社会・経済情勢の変化を的確に把握し、柔軟かつ効率的な県政運営を行うためには、本県自らの取組を進めるだけでなく、国等に対して、各種の要望や働きかけを行っていくことも重要です。

規制緩和や制度改正、支援など、多くの自治体と連携して働きかけを行うことが効果的と思われる案件について、全国知事会や関東地方知事会などを通じて広域的な連携を図り、要望活動等を展開します。

また、本県を含む首都圏は、人口の集中や諸機能の集積による都市化の進展により、環境問題や防災・危機管理対策など、広域的な対応が求められる様々な課題について、九都県市首脳会議などを通じて、近隣都県と共同・協調して取り組むべき方策を検討するとともに、解決に向けた取組を進めます。

(5) 男女共同参画の推進

少子高齢化が急速に進展し、社会・経済情勢が大きく変化する中で、活力ある社会を維持していくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任も分か

ち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりを進めることが必要です。

また、労働力人口が減少していく中で、更なる地域社会の活性化を図るためには、意欲と能力を持った女性が積極的に社会で活躍できる環境づくりを進めることが重要です。

このため、平成28年3月に策定された「第4次千葉県男女共同参画計画」に沿って、様々な分野、あらゆる年代層に男女共同参画についての理解の浸透を図るため、男女共同参画センターを拠点とし、市町村や民間団体などと連携・協力しながら、広報・啓発の充実に取り組むとともに、女性人材の育成・支援、子育て支援、多様な働き方の促進などの取組を進めていきます。

また、県の様々な分野の施策に男女共同参画の視点を反映させるため、県の審議会等における女性委員比率40%を目標にするなど、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

(6) ICT、IoT、AIなどの利活用

現在、ICTは、私たちの生活に必要な不可欠なものとなっていますが、行政サービスなどでは県民の多くがその利便性を感じるまでには至っておらず、さらに不正アクセスや情報の詐取、ネット詐欺などに不安を感じている人も少なくありません。また、近年著しく技術開発が進むIoTやAI（人工知能）については、経済の発展や社会課題の解決に向けた利活用を積極的に進めていく必要があります。

そこで、インターネットによる情報提供や電子申請などICTの活用を拡充するとともに、マイナンバー制度を活用した申請書類の省略など、県民の利便性の一層の向上を図ります。また、情報セキュリティ対策の見直しや強化に取り組み、安全なサービスの提供に努めるとともに、他の自治体や企業などと協働し、職員・社員のICTリテラシー向上や担い手となる人材の育成・確保、使いやすい情報通信機器の提供などに取り組みます。

また、ソーシャルメディアの普及により、情報の閲覧者が同時に情報の発信者となり、様々な情報を流通させていることから、県においても、災害時における現場の状況把握や、県民の意見募集などにおいて、ソーシャルメディアの効果的な活用を図ります。

さらに、経済の発展や社会課題の解決に向けて、製造業や農業などの産業分野や、医療、介護、交通など生活に身近な分野でのIoTやAIなどの先端技術の活用について検討を進めるとともに、これらの利活用が進む環境づくりに努めます。

これらに加え、県や市町村が保有する行政情報を、大学や企業、NPOなどの多様な主体が社会課題の解決や新たなサービスの創出に利活用できるよう、個人情報保護等に十分配慮しつつ、二次利用可能な形でオープンデータ化していきます。

第2節 効果的かつ着実な推進について

「安全で豊かなくらしの実現」「千葉の未来を担う子どもの育成」「経済の活性化と交流基盤の整備」といった本計画の目指す姿（基本目標）を達成するためには、県民・市町村をはじめ、多様な活動主体とチームスピリットを発揮し、力を合わせて取り組むことが求められます。また、限られた資源を効率的・効果的に活用していく必要がありますが、そのためには、施策の実施状況を点検・分析し、必要な改善に取り組むことが重要です。

そこで、総合計画の実施計画に係る政策評価は、指標を掲げた施策・取組について、計画（Plan）—実施（Do）—評価（Check）—改善（Action）というマネジメントサイクルに基づいて行います。

「重点的な施策・取組」について、実施状況や達成度などを分析し課題を把握する「評価」を毎年度実施するとともに、この「評価」に基づき必要となる「改善」を次の施策展開に反映させることで計画の効果的かつ着実な推進を図ります。

なお、学識経験を有する委員から第三者の視点による意見を聴き、評価の客観性・統一性などの確保に努めます。また、県民に評価結果をわかりやすく公表するとともに、意見などを募集します。

あわせて、「くらし満足度日本一」の千葉を実現していくためには、県庁内の限られた人材や財源を効率的に活用していくことが求められます。そこで、県庁全体のポテンシャルの最大化・生産性の向上や持続可能な財政構造の確立を目指した「行政改革計画・財政健全化計画」を策定し、総合的な行財政改革に取り組んでいきます。

【総合計画指標一覧】

本計画の推進に当たって、具体的な数値目標を掲げました。

この数値目標は、県民の皆様と共有し、力を合わせて実現を目指すべき社会目標となるものです。

政策分野	指標名	現状	目標	指標の解説
自助・共助・公助が連携した防災先進県づくり	自主防災組織の活動カバー率	60.2% (28年度)	81.0% (32年度)	各市町村において、全世帯数のうち、自主防災組織が活動範囲とする地域の世帯数
	災害対策コーディネーターの登録者数	974人 (28年度)	1,230人 (32年度)	養成講座を修了し、市町村や社会福祉協議会等への名簿提供に同意した者の数
	防災拠点となる公共施設等の耐震化率	93.4% (27年度)	100% (32年度)	災害応急対策実施拠点（庁舎や消防署等）、避難所（学校施設等）、医療救護施設（病院等）、社会福祉施設等の耐震化率
	災害時の緊急輸送に資する高規格幹線道路の整備率	89% (28年度)	93% (32年度)	高速道路などの高規格幹線道路（県内区間）の計画延長に対する開通済み延長の割合
	市町村の業務継続計画策定率	50% (28年度)	100% (32年度)	業務継続計画を策定済の市町村の割合
くらしの安全・安心を実感できる社会づくり	刑法犯認知件数	57,277件 (28年)	減少を目標 します (32年)	道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を除いた「刑法」に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」等に規定する罪のうち、警察において発生を認知した事件の数
	自主防犯団体の数	2,606団体 (28年)	増加を目標 します (32年)	自主防犯団体の団体数
	交通事故死傷者数	22,581人 (28年)	18,000人 以下 (32年)	道路上の交通事故に起因する死傷者数

政策分野	指標名	現状	目標	指標の解説
	交通事故 24 時間 死者数	185 人 (28 年)	150 人以下 (32 年)	交通事故の被害により、 24 時間以内に死亡した人の 数
	不当な契約等により消費者被害 を受けた県民の 数	10,704 人 (28 年度)	10,000 人 未満 (32 年度)	全国の消費生活センターに 寄せられた相談のうち、悪質 業者の勧誘等により不当な 契約等をさせられ相手方に 金銭を支払ってしまった 県民の数
健やかで 生き生き と自分ら しく暮ら せる社会 づくり	地域の医療体制 に安心を感じて いる県民の割合	61.9% (28 年度)	66.0% (32 年度)	県政に関する世論調査に おいて、「自分が住み慣れた 地域で安心して受診できる 医療体制にあると思うか」 との問いに、「そう思う」 「どちらかといえばそう思 う」と回答した県民の割合
	心肺停止状態で 見つかった者 (心原性、目撃 者あり) の 1 か月後の生存 率	13.5% (27 年)	20.0% (32 年)	心肺機能停止の時点が目撃 された心筋梗塞などの症例 における 1 か月後の生存率
	健康づくりに取 り組む環境にあ ると感じている 県民の割合	51.7% (28 年度)	60.0% (32 年度)	県政に関する世論調査に おいて、「積極的に健康づく りに取り組むことができる 環境にあるか」との問いに、 「そう思う」「どちらかと いえばそう思う」と回答した 県民の割合
	メタボリック シンドロームの 該当者及び予備 群の割合	男性 44.6% 女性 14.8% (27 年度)	男性 33.2% 女性 13.0% (32 年度)	特定健康診査の受診者に 占めるメタボリックシンド ローム該当者及び予備群の 割合

政策分野	指標名	現状	目標	指標の解説
	高齢者施策について満足している県民の割合	18.0% (28年度)	35.0% (32年度)	県政に関する世論調査において、「お年寄りが安心して暮らせる高齢者施策についてどう感じているか」との問いに、「大変満足している」「まあ満足している」と回答した県民の割合
	地域包括支援センターの設置数	196箇所 (28年度)	220箇所 (32年度)	高齢者の地域での暮らしを支えるため、県内各市町村が設置する、相談窓口などの重要な役割を担う地域包括支援センターの設置数
	「共生社会」という考え方を知っている県民の割合	未調査 (28年度)	50.0% (32年度)	県政に関する世論調査において、「障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す共生社会という考え方を知っている」と答えた県民の割合
	ボランティア活動に参加したことがある県民の割合	35.6% (28年度)	40.0% (32年度)	県政に関する世論調査において、「ボランティア活動として参加したことがあるか」の問いに対し、「活動したことがある」と回答した県民の割合
文化とスポーツで輝く社会づくり	この1年間に文化芸術にふれた県民の割合	63.4% (28年度)	70.0% (32年度)	県政に関する世論調査において、「県内の施設などで文化芸術にふれたか」の問いに対し、「ふれなかった」及び無回答を差し引いた県民の割合
	成人の週1回以上のスポーツ実施率	46.5% (28年度)	60.0% (32年度)	成人（高齢者を含む）が週1回以上スポーツを実施する割合

政策分野	指標名	現状	目標	指標の解説
みんなで 守り育て る環境 づくり	千葉県における 二酸化炭素 排出量	76,228 千t (25年度)	減少を目指 します (32年度)	地球温暖化の主な原因と されている二酸化炭素の 本県における排出量
	世帯当たりの 電気・ガスの 使用等に伴う 二酸化炭素排出 量	3.45 t (25年度)	減少を目指 します (32年度)	県民への普及啓発の効果を 図る指標として、二酸化炭素 排出量のうち家庭部門の 排出量を世帯当たりの量で 算出した数値
	一人1日当たり の家庭系ごみの 排出量	523 グラム (27年度)	500 グラム (32年度)	家庭から排出されるごみの うち、資源ごみを除いたもの を県民一人1日当たりの量 で算出した数値
	産業廃棄物の 再資源化率	54.4% (26年度)	61.0% (32年度)	排出された産業廃棄物の うち、資源としてリサイクル された割合
	産業廃棄物の 最終処分量	28.7万t (26年度)	31.0万t (32年度) ※32年度の 最終処分量 の予測値は 36.3万t	産業廃棄物の発生抑制・ 再使用・再生利用に加え、 熱回収の取組を行ったうえ で、最終的に処分される量
	光化学スモッグ 注意報の年間 発令日数	11日 (25～28 年度の平均)	削減を目指 します (32年度)	光化学オキシダント濃度が 基準以上になった場合に 発令する「光化学スモッグ 注意報等」の日数
	河川・湖沼・海域 の水質環境基準 達成率 (BOD・COD)	74.1% (27年度)	80.0% (32年度)	生活環境を保全する上で、維 持されることが望ましい基 準である水質環境基準のう ち、BOD(河川)、COD (湖沼・海域)の環境基準を 達成している水域の割合
	イノシシの捕獲 数	22,574頭 (27年度)	増加を目指 します (32年度)	農作物と県民の日常生活に 被害を及ぼすイノシシの 捕獲数

政策分野	指標名	現状	目標	指標の解説
	カミツキガメの生息数	約 16,000 頭 (27 年度)	減少を指 します (32 年度)	特定外来生物として印旛沼流域に生息するカミツキガメについて、ベイズ推計という推計手法を用いて算出した生息数
子どもと子育て世代への強力サポート体制づくり	子どもを産み育てやすいと感じる家庭の割合	77.2% (28 年度)	80.0%以上 (32 年度)	「子育てアンケート」において、「子どもを産み育てやすいと感じているか」の問いに対し、「感じている」「まあ感じている」と回答した割合
	子育て世代包括支援センターを設置した市町村数	11 市町村 (28 年度)	全市町村 (32 年度)	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターを設置している市町村の数
	保育所等の待機児童数	1,787 人 (29 年 4 月 1 日現在)	解消を指 します (33 年 4 月 1 日現在)	政令市・中核市を含む保育所等の利用待機児童数
	1 歳 6 か月児健康診査・3 歳児健康診査の未受診児の状況把握	1 歳 6 か月 74.9% 3 歳 84.5% (27 年度)	1 歳 6 か月 100% 3 歳 100% (32 年度)	1 歳 6 か月児健診及び 3 歳児健診未受診児の状況を市町村が把握している割合
世界に通じ未来を支える人づくり	学習指導に満足している保護者の割合	80.7% (28 年度)	増加を指 します (32 年度)	学校評価の保護者アンケートで、学習指導について「満足」「概ね満足」と回答した保護者の割合
	小学校における体力テストの平均点	49.3 点 (28 年度)	50.0 点 (32 年度)	平成 11 年度から文部科学省において導入された新体力テスト（「握力」「50m 走」「反復横とび」など 8 種目、80 点満点）の平均点
	公立学校の英語教員の英検準 1 級等取得率	中 31.5% 高 46.1% (28 年度)	中 50.0% 高 75.0% (32 年度)	英検準 1 級以上相当を取得している公立学校の英語教員数の割合

政策分野	指標名	現状	目標	指標の解説
	子どもの規範意識や協調性に満足している保護者の割合	87.5% (28年度)	増加を指 します (32年度)	学校評価の保護者アンケートで、子どもの様子（規範意識や協調性）について「満足」「概ね満足」と回答した保護者の割合
	私立学校における教員一人当たりの生徒等の数	17.8人 (28年度)	減少を指 します (32年度)	生徒一人ひとりへのきめ細かな対応による教育水準の向上を目指すための指標
	地域人材を講師に招いて授業を行った学校の割合	小 75.2% 中 52.4% (28年度)	小 80.0% 中 61.2% (32年度)	地域の人材を外部講師として招聘して授業を行った学校の割合
	幼・小・中・高等学校の個別の教育支援計画作成率	92.9% (28年度)	97.7% (32年度)	障害のある子どもに学校卒業まで関係機関が連携して一貫した教育的支援を行うための「個別の教育支援計画」の作成率
	学校・家庭・地域が連携していると考える保護者の割合	85.2% (28年度)	増加を指 します (32年度)	学校評価の保護者アンケートで、学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる環境が整っていると回答した保護者の割合
	教育課題について語り合う集会を地域住民と連携して企画運営している学校の割合	66.7% (28年度)	72.0% (32年度)	「学校を核とした県内 1000か所ミニ集会」を地域の方やPTA、学校評議員、開かれた学校づくり委員会等と連携して企画・運営をしている学校の割合
	公立高等学校における不登校・中途退学生徒の割合	不登校 2.5% 中途退学 1.2% (27年度)	減少を指 します (32年度)	県立及び市立高等学校生徒数に占める不登校を理由として年間 30 日以上欠席した生徒数の割合と中途退学した生徒数の割合

政策分野	指標名	現状	目標	指標の解説
	青少年のネット被害防止対策（ネットパトロール）を実施している市町村数	4市町村 (28年度)	12市町村 (32年度)	インターネットによるいじめ、非行、犯罪等から子どもたちを守るため、青少年の問題のある書き込みを監視し、削除等の指導を行っている市町村の数
国内外の多くの人々が集う魅力ある県づくり	観光入込客数	1億 7,370.5 万人 (27年)	1億9,000 万人 (32年)	観光地点及び行祭事・イベント（※）を訪れた年間の観光入込客数 ※ 「観光入込客統計に関する共通基準」（観光庁策定）を満たす地点等
	宿泊客数	1,755.3 万人 (27年)	2,000万人 (32年)	観光客の利用が大半を占めると推察されるホテル・旅館・民宿等の年間の宿泊客数
	国際交流・協力活動を展開している団体数	176団体 (28年度)	194団体 (32年度)	千葉県地域国際交流協会である公益財団法人ちば国際コンベンションビューローに登録されている、民間国際交流・協力団体の数
挑戦し続ける産業づくり	県内製造品出荷額等	13兆8,743 億円 (26年)	増加を指 します (32年)	従業員4人以上の事業所における、1年間の製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額及び製造工程から出たくず・廃物の出荷額とその他収入額の合計
	県内への企業立地件数	54件 (25年～28 年平均)	200件 (29年～32 年の合計)	各年1～12月の本県への立地件数（1,000㎡以上）
	県内年間商品販売額	10兆 6,258億円 (26年)	増加を指 します (32年)	卸売業または小売業の商業において、一定の場所（一区画）を占める事業所における1年間の有体商品の販売額

政策分野	指標名	現状	目標	指標の解説
経済の活性化を支える人づくり	30歳代後半 (35歳～39歳) 女性の有業率	25歳～29歳 75.9% 35歳～39歳 62.9% 差 13% (24年)	差 8.2% 以下 (32年)	女性は、出産・子育て期に離職することが多く、有業率は30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるM字型カーブを示すことから、その高低差
	県の審議会等における女性委員割合	29.1% (28年度)	40.0% (32年度)	県の附属機関である審議会、審査会等における女性委員の割合
	若年者の就労支援施設を通じて就職した正規雇用者の割合	41.9% (25～28年度平均)	増加を指 します (29～32年度平均)	ジョブカフェちばに新規登録した求職者に対する、正規雇用で就職が決定した者の割合
	女性・中高年齢者の就労支援施設を通じた就職者の割合	13.1% (25～28年度平均)	増加を指 します (29～32年度平均)	千葉県ジョブサポートセンターに新規登録した求職者に対する、就職が決定した者の割合
豊かな生活を支える食と緑づくり	農業産出額	全国4位 (27年) 4,148億円 (23～27年における中位3箇年の平均)	全国2位 (32年) 4,500億円 (32年)	千葉県の農業者が生産した総額
	漁業・養殖業の県内漁港への水揚金額	全国4位 (26年) 503億円 (27年)	全国3位 (32年) 560億円 (32年)	県内漁港に陸揚げ（水揚）された海面漁業、海面養殖業及び運搬船搬入の金額
	農業・漁業生産関連事業の年間総販売金額	680億円 (26年)	830億円 (32年)	6次産業化総合調査報告（農林水産省）における本県農産物及び水産物の加工・直売所、観光農園、農家民宿、農家レストラン等の年間販売金額の合計

政策分野	指標名	現状	目標	指標の解説
活力ある 県土の基 盤づくり	県都 1 時間構想 達成率	73% (28 年度)	76% (32 年度)	県内の主要都市から県都 千葉市まで、道路を利用して 概ね 1 時間で到達できる 市町村の割合 達成率 = 〔達成済み市町村 面積〕 / 〔県土面積〕
	成田空港の航空 旅客数	3,962 万人 (28 年度)	4,600 万人 (32 年度)	成田空港における国際旅客 数と国内旅客数の合計 (通過 客を含む)
	下水道処理人口 普及率	72.8% (27 年度)	76.9% (32 年度)	千葉県の子人口に対する 下水道を利用できる人口の 割合
	立地適正化計画 作成市町村数	2 市町村 (28 年度)	15 市町村 (32 年度)	人口減少・高齢化社会に対応 したコンパクトなまちづく りに向けて、立地適正化計画 を作成した市町村の数
	主要駅のエレベ ーター等の設置 による段差解消 割合	94.9% (28 年度)	100% (32 年度)	利用者 3,000 人以上の駅の うち、エレベーター等の設置 により段差が解消された駅 の割合

【用語解説】

【あ行】

I o T

Internet of Things（モノのインターネット）の略で、センサーを搭載したモノ同士がインターネットを介してつながることにより、人が介在しなくてもモノが自動でサービスを提供してくれるシステムのことをいいます。

i-Construction

I C T（情報通信技術）を建設現場に導入することなどにより、建設生産システム全体の生産性向上を図り、魅力的で新しい建設現場を創出することを目的とした取組です。

I C T

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略です。

I C Tリテラシー

コンピュータの操作能力のほか、情報の影響力の理解、情報に対する責任感など、情報を利用する能力のことです。

アウトリーチ型支援

福祉や医療、保健といったサービスを利用する際、その窓口となる施設等でサービスを提供するのではなく、自宅や入院している医療機関等、サービスを受ける側の障害のある人がいる場所までサービス提供者が赴いてサービス提供する方法のことです。

空き公共施設

使われなくなった小学校や幼稚園などの公共施設のことです。

アフターM I C E

M I C Eの日程終了後に引き続いて計画されている各種の行事のことで、催しや懇親会のほか、周辺地域でのショッピング、娯楽などの活動も含めるのが一般的です。

一般廃棄物

廃棄物のうち産業廃棄物以外のものをいいます。日常生活から排出される「ごみ」と「し尿」のほか、オフィス等から排出されるごみも含まれます。

インキュベーション・マネージャー

事業を始めようとする人に対して、インキュベーション施設において経営面や業務面などの総合的な支援を行う人材をいいます。

インキュベーション施設

事業を始めようとするときに、低家賃の入居スペースの提供や、各種アドバイスが受けられる施設をいいます。

インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要とされています。

インバウンド

「入ってくる・内向きの」という意味で、観光・旅行業関係では、外国人旅行者を自国へ誘致することをいいます。

雨水貯留浸透施設

雨水貯留施設と雨水浸透施設の総称であり、雨水を貯めて地下に浸透させ、雨水の流出抑制や地下水のかん養に役立つ施設のことをいいます。

A I

Artificial Intelligence（人工知能）の略で、特に、インターネット上などに存在する膨大な量のデータの中から、統計・確率的に分析を行い、最も確からしい解を導き出すプログラムのことをいいます。

エコドライブ

ふんわりアクセル、無駄なアイドリングの削減など、環境にやさしく安全にもつながる運転方法のことです。

S-net

S-net（日本海溝海底地震津波観測網）とは、国立研究開発法人防災科学技術研究所が整備した、房総沖から北海道沖までの観測網で、海域の地震や津波を直接観測するものです。

エネファーム

家庭用燃料電池を使ったエネルギー供給システムの統一名称です。家庭用燃料電池とは、都市ガスを改質して水素を生成し、水素と大気中の酸素との電気化学的反応により、消費するための電気を生産するとともに、同時に発生する熱も給湯等に利用することでエネルギー消費を効率化する装置のことです。

M & A

会社そのものを売り買いするという意味で、合併（Merger）と買収（Acquisition）の頭文字です。

園芸農業

集約的な栽培が必要な野菜・果樹・花き類を生産する農業のことです。

オープンスカイ

従来、国際線の乗り入れについては、航空会社の数や路線、便数などについて、二国間の政府交渉で取り決めて制限していましたが、この制限を二国間で相互に撤廃する航空自由化のことです。これにより航空会社は、就航都市や便数を自由に定めることが可能となります。

オープンデータ

政府や自治体等が保有する公共データが、国民や企業等に利活用されやすいように機械判読に適した形で、二次利用可能なルールの下で公開されること、または、そのように公開されたデータのことをいいます。

オリンピック・パラリンピックムーブメント

スポーツ・文化・教育の側面を持つオリンピック・パラリンピックの価値や意義について、普及・教育を行うことにより、誰もがお互いを理解して支えあい、国籍や年齢、性別、人種、民族、障害の有無等にかかわらず安心して暮らせる共生社会を目指す活動のことです。

温室効果ガス

赤外線（熱線）を吸収する作用を持つ気体（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など）の総称です。温室効果ガスがなければ、マイナス 18℃にもなる地球は、温室効果ガスが大気中に存在することで、地表の気温が平均 15℃程度に保たれています。温室効果ガスの増加により、地球全体がまるで「温室」の中のように気温が上昇する現象が地球温暖化です。

【か行】

海洋再生可能エネルギー

再生可能エネルギーのうち、洋上風力、波力、潮力、海流、海洋温度差等、海域において利用可能な再生可能エネルギーをいいます。

外来生物

人為的に自然分布域の外から持ち込まれた生物のことをいいます。

学力の3要素

学校教育法第30条第2項に規定した「基礎的・基本的な知識・技能」「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」を学力の3要素とといいます。

家庭的保育

市町村が適当と認める家庭的保育者（保育ママ）が、少人数の乳幼児（主に満3歳未満）を自宅などに設置した保育スペース（利用定員5人以下）で保育します。

環境学習

「環境を学ぶ」という意味を表す言葉として、環境教育と環境学習がありますが、両者に厳密な区分はなく、一般的には同義に使われています。千葉県では環境教育と環境学習の総称として、環境学習という言葉を用いています。

観光入込客

日常生活圏以外の場所へ旅行し、そこでの滞在が報酬を得ることを目的としない者のことで、観光地点及び行祭事・イベントを訪れた者で把握しています。

観光地経営

観光地において景観・特産品など地域ブランドを構成する魅力の維持・向上を図り、高い集客効果を得るための地域一体となった戦略的な取組のことで、

がん診療連携拠点病院

全国どこに住んでいても等しく高度ながん医療を受けられるよう、厚生労働大臣が専門的ながん診療を行う病院に対し指定する病院です。緩和ケアチーム、相談支援センターの設置などが義務付けられており、都道府県に1か所指定される都道府県がん診療連携拠点病院と二次保健医療圏に1か所指定される地域がん診療連携拠点病院があります。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織です。

北千葉道路

市川市から千葉ニュータウンを経て、成田市を結ぶ全長約43キロメートルの幹線道路です。

義務的経費

歳出のうち、支出することが義務付けられ任意に節減できない経費のことをいい、人件費、社会保障費、公債費などがあります。

GAP

Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）の略称で、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に即して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことで、

QOL

Quality of lifeの略で、一般に一人ひとりの人生の内容の質や社会的に見た生活の質のことを指し、ある人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということをも尺度として捉える概念のことで、

九都県市首脳会議

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の記事並びに横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の市長で構成される会議です。

強度行動障害

激しい他害、自傷、多動など、生活環境に対する著しい不適応行動を頻繁に示し、日常生活に困難を生じている状態をいいます。

漁場監視

漁業者や県などの取締機関が、漁場を守るため、漁業に関するルール違反が無いか漁場を巡回して監視することです。

漁場形成予測

人工衛星や調査船による海水温や潮流などの情報、対象魚種の生態や過去の漁場との関係から「いつ、どこに、どのような魚が、どれだけ捕れるか」を予測することです。

緊急輸送道路

大規模な地震等が起きた場合における救助、物資の供給、諸施設の復旧など広範な応急対策活動を広域的に実施するために指定する道路です。

クラウドファンディング

群衆(Crowd)と資金調達(Funding)を組み合わせた造語で、インターネットを通じて不特定多数の人から資金を集める仕組みを指します。

グリーン・ブルーツーリズム

都市の人々が農山漁村に滞在して、農山漁村生活や農林漁業体験を通じ地域の人々と交流したり、ふるさとの風景を楽しむ余暇活動のことです。千葉県では、こうした滞在型の余暇活動に加え、首都圏に近いという立地条件を生かし、日帰りのできる農林漁業体験や農林水産物直売所を介した都市住民との交流など、幅広く取り組んでいます。

グループホーム

グループホームには、障害者のグループホームと高齢者のグループホーム（認知症高齢者グループホーム）があります。

障害者のグループホームは、障害のある人が、専門のスタッフ等による日常生活の援助を受けながら、地域の中で暮らすための少人数の共同生活住居のことです。

高齢者のグループホーム（認知症高齢者グループホーム）は、少人数による共同生活を営むことに支障がない認知症高齢者が、食事の支度、掃除、洗濯等を介護従事者と共同で行い、家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活を送るための共同居住形態のことです。

GLOBAL G. A. P

欧州の流通小売の大手企業が主導し、生産者団体と調整して開発した取引要件としてのGAPのことで、第三者による認証を実施します。主に、欧州で普及しています。

刑法犯認知件数

警察において、認知した事件の数のことです。

研究開発型企业

自社内、または、外部機関等と連携しながら、新製品・新技術の開発に意欲的に取り組み、今まで市場になかった新たな製品・サービスを提供しようとする企業のことです。

健康寿命

一生のうち、健康で支障なく、日常の生活を送ることができる期間のことです。

県政に関する世論調査

県民の皆さんの生活意識や県政への関心などを把握し、県政運営の基礎資料とするために行う調査です。平成 28 年度（第 52 回）県政に関する世論調査結果で、県政への要望が多かった項目（複数回答、回答割合による順位）は、1 位「災害から県民を守る」、2 位「高齢者の福祉を充実する」、3 位「医療サービス体制を整備する」の順となっています。

県都 1 時間構想

将来的に県内の主要都市から県都千葉市までの到達時間をおおむね 1 時間に近づけるという目標に向けた道路網の整備構想です。

県立学校改革推進プラン

平成 24 年 3 月に教育委員会が策定した、平成 24 年度から 33 年度までの高校改革を推進するための計画です。3 つの基本的コンセプト「生徒が志を持って学び、夢をはぐくむ学校」「生徒や教職員が生き生きと活動して、元気のある学校」「地域の人が集い、地域に愛され、地域とともに歩む学校」を目指すべき県立高等学校像として掲げています。

広域型特別養護老人ホーム

老人福祉法上の特別養護老人ホームであって、入所定員が 30 人以上の介護保険法上の介護老人福祉施設です。施設の所在する市町村以外の住民の入所が可能です。

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団

成田空港周辺地域において、きめ細かな民家住宅防音工事助成事業、騒音対策周辺事業、航空機騒音等の調査・研究事業等生活環境の改善に資する事業を実施することにより、成田空港と周辺地域との共生の実現及び周辺地域の発展に寄与することを目的として、県・成田市・富里市・山武市・多古町・芝山町・横芝光町及び成田国際空港株式会社により平成 9 年に財団法人として設立され、平成 24 年 12 月に公益財団法人に移行しました。

公益社団法人千葉県園芸協会

県産園芸品目の生産力・販売力の強化、優良品種の種苗安定供給体制の整備、野菜価格安定事業の実施、担い手への農地集積、後継者育成対策、6 次産業化の取組など農業経営の総合的な支援を行う法人です。

高規格幹線道路

自動車が高速で走れる構造で造られた自動車専用道路のことを指し、「高速自動車国道」及び「一般国道の自動車専用道路」のことです。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、一人の女性が一生の間に生む子どもの平均数を表します。

高次脳機能障害

病気や事故などの原因で脳が損傷されたことにより、言語・思考・記憶行為・学習・注意などに障害が起きた状態をいいます。

工賃

就労支援事業者を利用して生産活動を行った場合に障害のある人が受け取れる金銭であり、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当します。

高度衛生管理

鳥などの進入を防ぐ閉鎖型の施設整備や、入場時の消毒、容器を使用した荷捌きなどにより、高度な衛生管理をすることです。

国際会議観光都市

国際会議場施設、宿泊施設などのハード面やコンベンションビューローなどのソフト面での体制が整備されており、コンベンションの振興に適すると認められる市町村を、「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律」に基づき、観光庁長官が国際会議観光都市として認定します。

コミュニティ・スクール

保護者や地域住民などが、学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みです。学校と地域が力を合わせ、互いに信頼し合い、子供たちの成長を支え、地域とともにある学校づくり、地域コミュニティづくりを進めていくことがねらいです。

孤立死（孤独死）

昭和55年（1980年）頃からマスメディアなどにより、「孤独死」という言葉が自然発生的に使われ始めました。一般的には「みとる人が誰もいない状態での死」を示しますが、現在、明確な定義等は示されていません。

国は、孤独死が独居高齢者のみを想起させるとして孤立死という言葉を使い、「社会から孤立した結果、死後長期間放置されるような孤立死」と抽象的に定義しています。

コンパクトなまちづくり

駅徒歩圏や地域拠点などに、医療・福祉施設、子育て施設、商業施設等の都市機能が集約立地し、公共交通等によりこれらにアクセスできる、すべての世代が暮らしやすいまちづくりのことです。

【さ行】

再生可能エネルギー

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」において、「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるもの」とされており、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをその範囲としています。

里海

昔から豊かな海の恵みを利用しながら生活してきている、人のくらしと強いつながりがある地域のことをいいます。

産業廃棄物

工場や建設工事などの事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、法令で定められた20種類の廃棄物のことをいいます。たとえば、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類などがあります。

産地間連携

県内において園芸作物等の生産・出荷を行う複数の生産団体同士が、需要先のニーズに対応するため、出荷規格・資材の統一や作付品種の選定・出荷時期などについて協議・連携して取組を行うことです。

COPD（慢性閉塞性肺疾患）

たばこなどの有害な空気を吸い込むことによって、空気の通り道である気道や酸素の交換を行う肺などに障害が生じる病気です。長期間にわたる喫煙が主な原因であることから、肺の生活習慣病と言われていています。

シーズ

大学等が有する事業化・製品化の可能性のある技術、ノウハウ、アイデアなどのことです。

JNTO

海外からの訪日旅行者の誘致活動を行う独立行政法人「日本政府観光局」（Japan National Tourist Organization）の略称です。

JGAP advance

農業者、生産者団体、大手小売業者等が参加して開発した日本発のGAPであるJGAPをベースに、2016年に国際的な取引にも通用するGAPとして新たに開発したGAPです。第三者による認証を実施します。

ジェトロ千葉

経済産業省が所管する独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）の国内事務所の一つで、日本企業の輸出支援、地域経済活性化支援、外国企業誘致支援などを行います。

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、都市の中心商店街や駅前をはじめとする中心市街地内の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設の整備の遅れている地区の再整備を行うことによって、活力あふれる豊かなまちづくりを推進する事業です。

事業承継

会社の経営を後継者に引き継ぐことです。経営者の高齢化などにより、今日の大きなテーマとなっています。後継者には、親族や従業員だけでなく、他社や社外の個人も含まれます。

事業所内保育

育児中の従業員の仕事と子育ての両立のため、事業所の敷地内又は近隣に設置された保育施設において従業員等の子どもを保育することをいいます。

自主防災組織

地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う組織です。一般的に、自治会又は町内会単位又はその下部組織として結成されることが多く、学校区単位やマンション単位でも結成されることもあります。

自主防犯団体

地域の犯罪抑止のために自治会などが結成する組織のことです。

システムのクラウド化

ネットワークを経由して、ソフトウェア、ハードウェア等の各種リソースを利用するサービスのことをいいます。

事前キャンプ

東京オリンピック・パラリンピック等の本番に向けて、時差の解消、気候への順応等、アスリートのコンディション調整のために行う合宿のことです。

市町村振興資金

地方債制度を補完するものとして、市町村振興を図るため、市町村及び一部事務組合が実施する公共施設の建設事業等に対して、資金の貸付けをおこなっているものをいいます。

市民活動団体

県民が自発的に地域や社会の問題を解決するために活動している団体で、NPOとも呼ばれ、NPO法人・ボランティア団体など任意団体等の総称のことをいいます。

周産期医療

妊娠22週以降生後1週未満までの期間を周産期といい、この周産期を含む前後の期間は、母子ともに異常が生じやすいことから、妊娠、出産から新生児に至るまで総合的に管理して母と子の健康を守るための医療です。

住宅セーフティネット

高齢者、障害者、外国人、一人親世帯など、様々な世帯が民間住宅市場の中で住宅を確保しようとする際に、自力では対応困難な事態に直面することがあり、これに対応するために用意されている様々な仕組みを表します。

集約型都市構造

中心市街地や主要な鉄道駅周辺等の拠点に、商業、医療、福祉、行政などの各種都市機能の集積を図り、これらの集約拠点などを公共交通などにより有機的に結ぶネットワーク型の都市構造のことです。

周遊型観光

複数の観光地を移動し、宿泊地を変えながら観光を楽しむ旅行形態のことです。

集落営農組織

集落内の農家が、農業生産の全部あるいは一部を共同で実施する営農組織のことです。

首都圏中央連絡自動車道

都心から半径約 40 キロメートルから 60 キロメートルの地域を連絡する全長約 300 キロメートル、県内区間延長約 95 キロメートルの環状道路のことです。

種苗放流

水産資源の維持増大を図るための稚貝や稚魚を放流することです。

循環型社会

廃棄物をできる限り少なくし、また、資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することで、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り減らされた社会」のことをいいます。

循環型地域医療連携システム

一般的な入院医療を提供する地域単位である二次医療圏内の診療所や病院などの役割分担と連携を明確にしたシステムです。これにより、患者を中心にかかりつけ段階から、急性期、回復期を経て自宅に戻るまで、連続的で効果的な治療を進めることが可能となります。

障害児通所支援

障害のある子どもに対し、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行うサービスです。

障害者優先調達推進法

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 25 年 4 月 1 日施行）の略称です。この法律は、国等に対し、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的としています。

生涯大学校

原則として60歳以上の方に対し、新しい知識の習得、仲間づくり、生きがいの高揚及び地域活動の担い手となることの促進などを目的に、県内5地域に設置しています。

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」（平成19年7月施行）に基づき、全33名で構成。障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすため、障害のある人のほか幅広く事業者にも参加してもらい、個別の相談では解決が困難な課題について、解決に向けた取組を話し合い、実践するために設置されたものです。

小規模事業者

おおむね常時使用する従業員数が20人（商業、サービス業は5人）以下の事業者等を指します。平成26年において、県内の中小企業のうち約85%が小規模事業者にあたります。

小規模保育

保育を必要とする乳幼児（主に満3歳未満）について、保育を目的とする施設（利用定員6人以上19人以下）で保育します。

事業者の地域貢献に関するガイドライン

「ちば中小企業元気戦略」の基本理念である地域の活性化と中小企業や商店街の活性化の好循環を生み出すための施策の一環として、大型店と地域事業者が協働して地域に貢献するための環境づくりを推進するため、県が平成20年3月に策定した事業者向けのガイドラインです。

食品残さ

食品の製造、流通及び消費の際に生じるもので、食品製造副産物等（とうふかす、ビールかす等食品の製造で得られる副産物、加工屑）、余剰食品（食品として製造されたが、食品として利用されなかったもの）、調理残さ及び食べ残しが該当します。

飼料用米

鶏や豚等の家畜の餌となる米のことです。

新型インフルエンザ

季節性のインフルエンザウイルスと抗原性が大きく異なるインフルエンザウイルスが原因で起こる疾病です。一般に、国民は免疫を獲得していないことから、感染が拡大し国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあります。新型インフルエンザウイルスの中には、遺伝子変異により強い病原性を示す場合があると考えられています。

信用補完制度

中小企業者が金融機関等から資金調達するときに、信用保証協会が保証人となって借入等を容易にする「信用保証制度」と、信用保証協会が代位弁済するときに、日本政策金融公庫の保険によってカバーする「信用保険制度」を総称したものです。

水源かん養機能

森林の土壌が雨水を貯え、河川へ流れ込む水の量を調節して洪水を防ぐとともに、川の水量を安定させる機能のことです。雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されます。

水質の環境基準達成率（BOD、COD）

生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準を達成している水域の割合です。BODは河川の汚染指標に、また、CODは湖沼・海域の汚染指標に使われます。

スギ非赤枯性溝腐病

昭和35年に茨城県で初めて確認された木材腐朽菌による病害です。この病気は、幹を腐朽させ、財価を著しく低下させるので林業上の大きな問題となっています。

ストック型社会

「価値あるもの」をつくって「大切に長く使う社会」のことです。

ストック効果

整備された社会資本が機能することによって、整備直後から継続的に中長期にわたり得られる効果のことです。

スポーツコンシェルジュ

東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ等の誘致や、県内におけるスポーツツーリズムの推進を図るため、千葉県が設置した窓口のことで、情報の提供など各種支援をワンストップで行います。

スポーツツーリズム

プロスポーツの観戦やスポーツイベントへの参加と、開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取組のことをいいます。

スマート・サイクルちば

自転車利用者のルールへの遵守とマナーを向上させ、自転車事故の減少を図ることを目的に、高校生による自転車マナーアップ隊を編成し、高校生へのマナー指導や県下一斉による街頭指導を行うなどの、自転車利用者のルールへの遵守とマナーの向上対策のことです。

スマートシティ

ICTや環境技術などを用いた再生可能エネルギーの効率的な利用により、街全体の電力の有効利用を図るなど、環境に配慮した都市のことをいいます。

3 R

限りある地球の資源を有効に繰り返し利用する社会（＝循環型社会）をつくるための3つの取組（ごみを減らす「リデュース」、何回も繰り返し使う「リユース」、ごみを原材料として再生利用する「リサイクル」）の英語の頭文字「R」をとったものです。

「する・みる・ささえる」スポーツ

スポーツを実際に「する人」だけではなく、トップレベルの競技大会やプロスポーツの観戦など、スポーツを「観る人」、そして指導者やスポーツボランティアなどのスポーツを「支える（育てる）人」といったスポーツを取り巻くものをいいます。さらに、各競技の組織的な取組による指導体制の向上、競技施設・設備の整備、医・科学サポートの充実や関係団体との連携促進などを環境と捉えることがあります。

成年後見制度

認知症などにより判断能力が不十分な人の財産管理や契約の締結などを、家庭裁判所が選任した成年後見人が本人の代わりに行う制度です。

生物多様性

ある地域や空間にどの程度の種類の生物又はその構成要素や系が存在するかを示すものです。遺伝子レベルから種レベル、さらに生態系レベルまでの広い範囲の生物・生命（いのち）の状態を含みます。

ソーシャルメディア

Twitter、FacebookなどのSNS、電子掲示板（BBS）やブログ、動画共有サイト、ショッピングサイトの購入者評価欄など、インターネット上で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきなど社会的なつながりを利用して情報を流通させるメディアのことです。

【た行】

待機児童

保育の必要性が認定され、保育所、認定こども園、小規模保育等の利用申込みが提出されているが、利用していない児童をいいます。（ただし、既に保育所等を利用していて転園希望が出ている場合、特定の保育所等を希望し保護者の私的な理由で待機している場合などは待機児童には含めません。）

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域のくらしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことです。

タッチヤング活動

千葉県警察では警察職員と少年とのふれあいの場を通じて、お互いの信頼関係を高め、少年の規範意識や自制心などを育み少年非行の防止を図ろうとする「タッチヤング活動」を推進しています。毎年、日頃の成果を披露するため「タッチヤング千葉県少年柔道・剣道大会」を開催しています。

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくことです。

地域医療連携パス

急性期の医療機関から回復期の医療機関を経て自宅に戻るまでの治療経過に従って、各期間ごとの診療内容や達成目標などを明示した治療計画です。患者や関係する医療機関で共有することにより、効率的で質の高い医療の提供と患者の安心の確保が見込まれます。

地域健康危機管理推進会議

地域の関係機関・団体相互の連携を強化するなど地域の健康危機管理体制の充実強化を図るため、健康危機発生時の初動を担う地域保健の第一線機関である健康福祉センター（保健所）に設置したものです。

地域高規格道路

自動車専用道路もしくはこれと同等の規格を有し、概ね60km/h以上の走行サービスを提供できる道路のことを指し、高規格幹線道路を補完し、地域の自立的発展や地域間の連携を支える道路のことです。

地域子育て支援拠点施設

子育て家庭と地域をつなぐ拠点的な場として市町村により設置された、全ての子育て家庭の親と子どもが気兼ねなく集い、相談や交流ができる施設です。

地域資源

地域の特産物（農林水産物、工業品及びそれらの生産技術）や観光資源として相当程度認識されているものをいいます。

地域自立支援協議会

相談支援事業の中立・公平性の確保及び相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し中核的役割を果たす協議の場として市町村に設置されるもので、具体的には困難事例への対応の在り方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議などを行います。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

地域密着型サービス

高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、身近な市町村で提供されるサービスです。原則として事業所指定をした市町村の住民だけがサービスを利用できます。

畜産クラスター

畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制のことです。

地産地消

「地域で生産された農林水産物を、その地域で消費すること」を意味します。

ちばSSKプロジェクト

「しない」のS、「させない」のS、「孤立化！」のK、それぞれの頭文字を取って記号化したもので、自分自身が「孤立化しない」、自分の周りの誰かを「孤立化させない」というメッセージが込められています。県では、県民一人ひとりが孤立化防止に向けた具体的な行動を起こすきっかけづくりのため、県民シンポジウムの開催やDVD作成、民間事業者との協定締結、協力店登録などの啓発プロジェクトを実施しています。

千葉県がん診療連携協力病院

専門的ながん診療機能の充実を図るため、特定の部位において、がん診療連携拠点病院に準じる診療機能を有する病院を、千葉県知事が指定する病院です。

千葉県信用保証協会

中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、「公的な保証人」となって金融の円滑化を図ることを目的として設立された信用保証協会法に基づく認可法人です。

千葉県総合健康安全対策ネットワーク

様々な健康危機事案に対して千葉大学・放射線医学総合研究所・県医師会・千葉市・船橋市・柏市・警察などの関係機関と県との組織横断的なネットワークを構築し、発生の予防や迅速な原因物質の特定とそれに基づく適切な医療の提供などについての全県的な連携体制の強化を図るものです。

千葉県の警察官一人当たりの人口負担率

千葉県警察官一人当たりの人口数です。

千葉県の警察官一人当たりの犯罪負担率

刑法犯認知件数を基に、警察官の定員数で割り出した一人当たりの犯罪件数です。

千葉県民のアイデンティティー

県民が千葉県に対する愛着や誇りを持ち、千葉県民であると意識することです。

ちば文化

古くから伝えられた文化、様々な交流によってもたらされた文化、県内各地で組み込まれている新しい文化などが、互いに触発することで、醸成される、多様で豊かな文化です。

チャレンジ企業支援センター

公益財団法人千葉県産業振興センター内に平成22年4月に設置された中小企業支援機関です。

中位推計

県は、千葉県の将来人口について、低位（最も人口増加の少ないシナリオ）、高位（最も人口増加が見込めるシナリオ）、中位（高位と低位の中間のシナリオ）の3つのパターンで推計しました。総合計画には、平均的な中位推計の値を採用・記載しました。

中核地域生活支援センター

児童、高齢者、障害者といった対象者種別にとらわれず、福祉全般にわたる相談に365日・24時間体制で応じ、速やかに適切な機関への連絡・調整などの必要な活動を行います。

超スマート社会（Society5.0）

①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、新たな経済社会をいい、具体的には、サイバー空間と現実空間を高度に融合させ、経済的発展と社会的課題解決を両立させることのできる、人間中心の社会のことをいいます。

追加インターチェンジ

国道・県道等から高速道路へのアクセス時間や利便性の向上により、地域経済の活性化、交通混雑の緩和などを図るため、高速道路に新たに整備するインターチェンジのことです。

低炭素社会

現状の産業構造やライフスタイルを変えることにより、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を低く抑えた社会のことをいいます。石油など化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって、その実現を目指します。

低・未利用魚

量やサイズがまとまらず、認知度が低いため、利用が少ない又は廃棄される魚のことです。

電子マニフェスト

従来の産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）に代えて、排出事業者、収集運搬業者、処分業者が通信ネットワークを使用して、産業廃棄物の処理の流れを管理する仕組みです。

電話 de 詐欺

振り込め詐欺を始めとする「特殊詐欺」の実態を周知するため、公募により決定した本県での広報用の名称です。

東京外かく環状道路

都心から半径約 15 キロメートルの地域を連絡する全長約 85 キロメートルで、県内区間延長 12.1 キロメートルの環状道路のことです。

東京湾アクアラインの料金引下げ

平成 21 年 8 月から E T C 普通車 800 円等とする「東京湾アクアライン通行料金引下げ社会実験」を開始し、平成 26 年 4 月からは、「アクアライン割引」として通行料金引下げが継続されているものです。

透水性舗装

歩道において空隙率の高い多孔質なアスファルト混合物を表層に用いることにより、雨水を表層、路盤を通じて、路盤以下に浸透させる舗装で地下水のかん養などの利点があります。

ドクターヘリ

医療機器を装備し、救急医療の専門医師と看護師が搭乗した救急専用のヘリコプターのことです。救命救急センターに常駐し、消防機関などからの出動要請に基づいて救急現場に向かい、現場から救命救急センター等の病院に搬送するまでの間、患者に救命医療を行います。

特定外来生物

法律に基づいて、生態系、人の身体・生命、農林水産業などに被害を及ぼし、又はおそれがあるものとして、輸入、販売、飼育、栽培、運搬などが禁止されている生物のことをいいます。

特定健診・特定保健指導

特定健診はメタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）の早期発見を目的とした健康診査で、特定健康診査を略しています。特定保健指導は、特定健診でメタボリックシンドローム、あるいはその予備群とされた人に対して実施される保健指導をいいます。特定健診・特定保健指導は、平成 20 年 4 月から「高齢者の医療の確保に関する法律」により医療保険者に義務付けられています。

特定道路

市町村が策定した移動円滑化基本構想に位置付けられた駅などと主要な公共施設等を結ぶ道路です。

特別養護老人ホーム

65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者（いわゆる要介護高齢者）であり、在宅において適切な介護を受けることが困難な者が入所する施設です。施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。

特別緑地保全地区

「都市緑地法」に基づき、良好な自然的環境を形成している都市内の樹林地や草地、水辺地などにおいて、建築行為や樹木の伐採などを制限することにより緑地を永続的に保全し、都市における貴重な緑を将来に引き継いでいこうとする地区です。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業です。

【な行】

成田空港活用協議会

グレード・アップ「ナリタ」活用戦略会議の提言を受け平成25年7月に設立された官民が連携した組織です。成田空港を活用した県経済活性化のための具体的な事業を実施します。

成田財特法

「成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」の略称です。この法律は、空港周辺地域における公共施設、その他の施設の計画的な整備を促進するため、国の財政上の特別措置（補助率のかさ上げ）を定めたもので、昭和45年3月に10年間の時限立法として制定されました。この法律の期限は、その必要性からこれまで7度にわたり延長され、現在は平成31年3月31日となっています。

ニート

Not in Education, Employment or Training の略（NEET）で、就業せず、求職活動もしていない人のうち、家事も通学もしていない15歳から34歳の人のことをいいます。

二次交通

空港や鉄道駅などの交通拠点から目的地までのバスやタクシーなどの交通手段のことをいいます。

二地域居住

都市住民が、本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村等の同一地域において、中長期（1か月から3か月程度）、定期的・反復的に滞在すること等により、当該地域社会と一定の関係を持ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つことをいいます。

ニューツーリズム

従来の物見遊山的な観光旅行に対して、テーマ性が強く、人や自然とのふれあいなど体験的要素を取り入れた新しいタイプの旅行をいいます。

認定こども園

小学校就学前の子どもに、幼児教育や保育、地域における子育て支援を一体的に提供する施設として、都道府県又は政令市の認定を受けた施設をいいます。

認定新規就農者制度

新たに農業経営を営もうとする青年等が作成する青年等就農計画を市町村が認定し、この認定を受けた者に対して無利子資金の貸付け等の支援措置を重点的に講じる制度のことです。

燃料電池自動車

エンジンやタービンより発電効率の高い燃料電池により、水素と空気中の酸素から水と電気を作り出して動力とする自動車のことです。

農家レストラン

農業経営体又は農協等が食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、一般消費者に自ら又は構成員が生産した農林水産物や地域の食材を用いた料理を提供している飲食店のことです。

農業水利施設

農地に農業用水を供給する用水施設（ダム、ため池、揚水機場、用水路など）及び農地から不要な水を河川に流す排水施設（排水機場、排水路など）のことです。

農商工連携

中小企業者と農林漁業者が連携して行う新商品・新役務開発等をいいます。

農地中間管理機構

農地所有者から農地を借り受け、必要に応じて保全管理や条件整備を行い、農地利用の集積・集約化を目指す担い手に貸し付ける機関です。各都道府県に1機関のみ設置されています。

農泊

農山漁村において日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しみ、農林漁家民宿、古民家を活用した宿泊施設など、多様な宿泊手段により旅行者にその土地の魅力を味わってもらう農山漁村滞在型旅行のことです。

ノンステップバス

出入口の段差をなくし乗降を容易にしたバスのことです。

【は行】

バイオ産業

生物が持っている様々な働きや機能を利用して、製品・技術開発などを行う産業分野です。健康・医療、食品、農業、環境関連などが代表的なものとなっています。

バイオマス

「動植物に由来する有機物である資源で化石資源を除いたもの」を指します。

排水性舗装

走行の安全性、環境負荷の低減を踏まえ、車道において空隙率の高い多孔質なアスファルト混合物を表層に用い、その下に不透水性の層を設けることにより、雨水を舗装路面から舗装内に浸透させる構造で、かつ道路交通騒音の低減に資する舗装です。

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現する障害をいいます。

浜の活力再生プラン

漁業所得の向上と漁村地域の活性化を目指すため、漁業者や地域が主体となって具体的な取組を実行するためのプラン（計画）のことです。

パリ協定

フランスのパリで開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、2015年12月に採択された協定のことです。2020年以降の温室効果ガス排出削減の国際的枠組みを定めたものです。地球の平均気温の上昇を産業革命前と比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを目標としています。

ピアサポート

障害のある人自身が自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決などを支援する活動のことです。

PM2.5（微小粒子状物質）

大気中に浮遊する粒子状の物質で、粒径 2.5 μ m（マイクロメートル：1 μ mは1mmの1000分の1）以下の小さなものをいいます。PM2.5は、粒径が非常に小さいことから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響が心配されています。

BCP

Business Continuity Plan（事業継続計画）の略です。災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するための手段などを取り決めておく計画です。

ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、都市域の気温が郊外に比べて高くなる現象です。

ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む修学、非常勤職を含む就労、家庭外での交友など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態をいいます。（他者と関わらない形での外出をしている場合を含む）

ビジネスコンペティション

ビジネスプランを募集し、専門家などによる審査により、優秀者を決定するものです。

ビッグデータ

インターネットや現実空間から採取される大量のデータのことです。これらのデータを解析することにより、新たな価値の創出や知見の発見が可能となります。

人・農地プラン

地域の高齢化や農業の担い手不足が心配される中、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを、地域や集落の話し合いに基づき取りまとめるプラン（計画）のことです。

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑で迅速な避難のため、特に支援が必要な方のことをいいます。

病児保育

保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他の場所において保育を行う事業です。

貧酸素水塊

溶け込んでいる酸素が極めて少なく、生物の生息に適さない水の水塊です。閉鎖的な水域で、底層に沈んだ多量の有機物を細菌が分解するときに、水中の酸素が消費されて発生します。

福祉犯罪

児童に淫行をさせる行為のように、少年の心身に有害な影響を与え少年の福祉を害する犯罪のことをいいます。

フリーター

15歳～34歳の若年（ただし、学生と主婦を除く）のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の人のことをいいます。

ブロードバンド

D S L回線、光回線、ケーブルテレビ回線、高速の携帯電話回線をはじめとした、高速・超高速通信を可能とする回線のことです。

プロフェッショナル人材

新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材のことです。

放課後児童クラブ

就労などにより、保護者が昼間家庭にいない小学生の児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図るものです。

房総ジビエ

千葉県内で捕獲され、適正に処理加工されたイノシシ、シカの肉のことを「房総ジビエ」と銘打ち、活用を進めています。

訪日教育旅行

海外の主に中学・高校から日本への修学旅行のことで、日本国内の学校等を訪問し、学校交流等をする教育旅行のことです。

ポートセールス

港湾の利用促進を図るため、船舶や貨物を誘致する広報・宣伝活動のことです。

ホスピタリティ

おもてなしの心のことです。

【ま行】

M I C E

企業等の会議（Meeting）、企業等が行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際会議（Convention）、イベント・展示会・見本市（Event/Exhibition）の頭文字で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称です。

マイナンバー制度

マイナンバーは住民票を有する全ての方が持つ1人にひとつの番号です。社会保障、税、災害対策の分野でこの番号を使用することにより、機関を跨いで情報をやりとりする際に同じ人の情報の特定や確認が確実かつ迅速にできるようになります。行政の効率化、国民の利便性の向上を図り、公平・公正な社会を実現するための制度です。

マザー工場

製造ノウハウ・研究開発など拠点となる工場をいいます。

マルウェア

コンピュータウイルスなどの「悪意のこもった」ソフトウェアのことです。コンピュータに侵入して他のコンピュータへの感染活動や破壊活動を行ったり、情報を外部に漏洩させたりする有害なソフトウェアのことです。

「水防災意識社会」の再構築

今後、気候変動により、施設的能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえ、行政や住民等の各主体が、「施設的能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える取組をいいます。

木質バイオマス

木材に由来する再生可能な資源のことで、主に、樹木の伐採のときに発生した枝葉や間伐材などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などの種類があります。

ものづくり認定制度

千葉県内の中小企業が製造する優れた製品を「千葉ものづくり認定製品」として認定するものです。認定製品は、県内外に広く情報発信をするとともに、販路開拓を支援しています。

藻場

沿岸の海底で、大型海藻や海草が群落を形成している場所です。光合成によって窒素やリンが吸収されて酸素が放出され、さまざまな生物の餌場や隠れ場、産卵場となって生態系を支えています。

【や行】

ヤード

エンジン等の自動車部品の保管等をする施設のうち、その外周を鋼板等で囲んだ施設です。

ユニバーサルデザイン

年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、誰もが可能な限り利用しやすいように、特別仕様のデザインすることなしに、製品、建築物、環境をデザインすることです。

要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児、外国人など、防災対策を進める上で特に配慮を必要とする方のことをいいます。

溶融スラグ

ごみやその焼却灰を1,200℃以上の高熱で溶融し、その後、冷却して生成された固形物です。溶融スラグは、現在、路盤材やアスファルト合材の骨材として有効利用することができます。

よろず支援拠点

中小企業者・小規模事業者の経営課題に対して、アドバイスをを行い、売上拡大等を支援するため、各都道府県に1か所設置された支援拠点です。

千葉県では、平成26年6月に、公益財団法人千葉県産業振興センター内に開設されました。

【ら行】

ラムサール条約

私たちの生活環境を支える重要な生態系としての湿地の保全と、その賢明な利用を進める国際条約です。正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」です。

リスクコミュニケーション

災害、環境問題、食の安全など健康への影響が心配される事柄について、消費者、事業者、研究者等の関係者の間で、情報及び意見を相互に交換することです。

立地適正化計画

人口減少・高齢化社会に対応したコンパクトなまちづくりに向けた取組を推進しようとするもので、市町村において作成を行うこととなっています。

流通拠点漁港

産地市場を有し、地域の水産物が集約される水産物流通の拠点となる漁港のことです。

緑地プロムナード

緑地の広がった海辺を散策できる遊歩道のことです。

林地残材

森林の樹木を伐採する際に生ずる枝葉の部分や幹の先端部分、質が低いために木材として利用されない間伐材等、林地に残されるものを指します。

レガシー

「遺産」という意味で、国際オリンピック委員会は、オリンピックが開催都市と開催国に長期的・持続的な効果をもたらす「オリンピック・レガシー」という概念を提唱しています。

6次産業化

一次産業の担い手である農林漁業者が、二次産業（加工）・三次産業（流通・販売）に取り組み、生産物の高付加価値化、経営の多角化を進めることです。

ロコモティブシンドローム（運動器症候群）

運動器の障害によって日常生活で人や道具の助けが必要な状態やその一歩手前の状態をいいます。運動器とは、筋肉、関節、骨など、人が移動するために使う器官のことを指します。筋力が低下したり、関節に疾患があったり、骨がもろくなっていたりすると、運動機能が低下し日常の生活に不便が生じます。こうした運動機能の低下は高齢期に入ってからではなく、初期症状は40代から始まると言われており、中年期から意識し予防する必要があります。

露地野菜

園芸用施設を用いず、屋外の農地等で生産される野菜のことです。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことです。